「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	1-1	目的	・通則編１－１では「しなければならない」「してはならない」「努めなければならない」「望ましい」の意義について説明があるが，このほかにも「できる」「ものとする」（例えば通則編３－４－２１参照）等の表現も用いられている。これらは「しなければならない」でも「してはならない」でもない以上は，これと異なる扱いをしたとしても，直ちに法違反と判断されるものはないということでよいか，確認されたい 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
2	1-1	目的	（意見） 「認定個人情報保護団体」は、対象事業者に対し「個人情報保護指針」を遵守させるために必要な指導、勧告その他措置をとる事となっているが、「個人情報取扱事業者」の全てが「認定個人情報保護団体」に加入しているとは限らないので、その場合の補足をガイドラインに明記して欲しい。 （理由） 「個人情報取扱事業者」が「認定個人情報保護団体」に加入しない場合に、「個人情報保護指針」は、どう扱うのか？監督官庁が担うのか等をわかるように記述を希望する。 【東京電力ホールディングス株式会社　経営企画ユニットシステム企画室】	認定個人情報保護団体が作成した個人情報保護指針は、当該団体の対象事業者に対して適用されるものです。 一般的に、個人情報取扱事業者は、法令及びガイドラインを遵守いただく必要があり、また認定個人情報保護団体の対象事業者ではない場合にも、加入している事業者団体等が自主ルール等を作成している場合には、当該ルールも遵守することが望ましいと考えられます。
3	1-1	目的	（該当箇所） 通則編の　2ページ・1～13　行目 （御意見） 認定個人情報保護団体が作成する自主的ルール等については、本ガイドラインに従って各団体で作成されたルールの間の整合性や、運用に応じて得られた知見の共有を図る仕組みが存在するべきである。 （理由） 事業者の立場から見ると、所属する認定個人情報保護団体に加えて認証制度が存在することとなる。複数の個人情報保護に関する認証制度とガイドラインが錯綜して複雑化し、対応コストや手続き等が煩雑化する結果、肝心な個人情報保護に要する業務へのリソースが割けなくなり、活動低下を招く恐れがある。 これを避けるためには、認定個人情報保護団体が策定するガイドラインでは、なるべく共通した複数の民間自主認証や国際認証基準に整合し、個別要件を包含することで重複した検証項目が少なくなるよう設計されることを委員会としても推奨すべきである。 また、運用に当たって得られた経験を共有し、相互に連絡しつつ個人情報のレベルと高めるための活動を推進するべきである。委員会からも自主ルールの健全な運用について、各団体間の協力体制を推	認定個人情報保護団体が作成する個人情報保護指針は、当該団体の対象事業者の事業分野等の特性を踏まえて作成されるものです。 また、認定個人情報保護団体間で指針や取組について相互に情報共有を図ることも有用と考えます。 各認定個人情報保護団体から届出のあった個人情報保護指針については、改正後の法第 53 条第 3 項に基づき、当委員会のホームページ等において公表しますので、他の認定個人情報保護団体も参照することが可能です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			進することも役割の一つとしていただきたい。 【一般社団法人　情報サービス産業協会】	
4	1-1	目的	【通則編における記載】 「努めなければならない」、「望ましい」等と記述している事項については、これらに従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないが（5（「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方）参照）、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」とする法の基本理念（法第３条）を踏まえ、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるものである。 【意見】 「（5（「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方）参照）」については、上段の「本ガイドラインの中で、「しなければならない」及び「してはならない」と記述している事項については、これらに従わなかった場合、法違反と判断される可能性がある。」に関する注記とするのが適切と考えられるが、ここに記載した意図を教えて欲しい。また、「かんがみ」は「鑑み」ではないのか。「鑑み」と「かんがみ」が異なるのであれば、違いを教えて欲しい。同じであれば、同じ記載とすべきと思う。 【匿名】	御指摘の箇所については、「従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはない」事項について、その位置付けを特に明確にするために、関連する記述のある箇所（5（「勧告」、「命令」、「緊急命令」等についての考え方）も注記したものです。 なお、法第１条については、今回、改正が行われたため、改正後の法第１条においては「鑑み」の語が用いられていますが、一方、法第３条については、今回、改正が行われなかったため、改正後の法第３条においては引き続き現行法と同様「かんがみ」の語が用いられているため、本ガイドライン（通則編）でも、同条を引用する箇所では「かんがみ」の語を用いています。
5	1-1	目的	（現記載） …記述した具体例においても、個別コースによっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。 （コメント） 分かりにくい。 「具体例で示した対応策が正しいとは限らない」、程度に記載の明確化を図ってほしい。（別途考慮すべき要素とは具体的に何だろう、という疑問が発生するという意味です） 【個人】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
6	2-1	個人情報	●該当箇所 通則編の５ページ・23 行目 ●意見内容 【個人情報に該当する事例】に、「事例１）本人の氏名」とある。ただし、例えば同姓同名の人物がいることを考えると、氏名単体の情報では法２条１項１号の「特定の個人を識別することができる」とは限らないケースがある。これは事例２）のように氏名に一定の情報が付加された場合も同様であり、事例１・２ともに「特定の個人を識別できる場合は」個人情報に該当する、と理解することは妥当か。 ●理由 ガイドラインの意味の明確化のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	同姓同名の可能性もありますが、氏名のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、個人情報に該当すると考えられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
7	2-1	個人情報	●該当箇所　通則編の5ページ・23行目●意見内容　個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン（以下の意見提出において「経済分野ＧＬ」と記載する。）に記載のある事例のうち、通則編には引き継がれていない事例があるが、経済分野ＧＬに記載のある事例のとおり実務運用することについて問題はないか確認したい。（参考）経済分野ＧＬ2-1-1.「個人情報」【個人情報に該当する事例】事例6）雇用管理情報（事業者が労働者等（個人情報取扱事業者に使用されている労働者、個人情報取扱事業者に使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において個人情報取扱事業者に使用されていた者。以下同じ。）の雇用管理のために収集、保管、利用等する個人情報をいい、その限りにおいて、病歴、収入、家族関係等の機微に触れる情報（以下「機微に触れる情報」という。）を含む労働者個人に関するすべての情報が該当する。以下同じ。）●理由　実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。【一般社団法人日本クレジット協会】	本ガイドライン（通則編）案2-1の(※3)にあるとおり、従業員に関する情報は個人情報に該当しますので、ご指摘の「雇用管理情報」は、従前どおり個人情報に該当します。
8	2-1	個人情報	●該当箇所 通則編の6ページ・13行目 ●意見内容 法人間取引の契約書等に記載される「〇〇株式会社代表取締役〇山〇男」という表記中の氏名については、法人の属性情報の一部との認識でよいか。 ●理由 個人情報に該当する場合は、通常の法人取引管理に上乗せした個人情報の保護措置が必要となるため。 又、プライバシーマークの準拠規定であるＪＩＳQ15001：2006の4.4.2.8「提供に関する措置」では、個人情報を第三者提供する場合の本人同意取得の例外規定として、C）「法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員及び株主に関する情報であって、かつ、法令に基づき又は本人若しくは当該法人その他の団体自らによって公開又は公表された情報」を規定していることとの関係から、上記中にある氏名については、法人属性の一部として認めて頂くか、提供の規定において、本人同意取得の例外規定に該当するか、又は黙示の同意があるケースといえるかについて確認したい。 【一般社団法人日本クレジット協会】	本ガイドライン（通則編）案2-1の(※3)にあるとおり、法人の役員に関する情報は個人情報に該当しますので、御指摘の代表取締役の氏名は、従前どおり個人情報に該当します。 これを第三者に提供する場合、原則として本人の同意を得る必要がありますが、法人の役員の氏名を記載することが一般的な書面にこれを記載して提供する場合等、提供の態様によっては、本人の同意があると事実上推認してよい場合もあると考えられます。
9	2-1	個人情報	「個人情報」の定義を解説するにあたって、法第2条第1項第1号に該当する要件として (1)生存する「個人に関する情報」であること。 (2)特定の個人を識別することができるものであること。 を挙げていますが、「個人に関する情報」のうち「上記の(1)及び(2)に該当する情報」と組み合わせた情報については、その全体が「個人情報」となる旨を示していただけるよう願います。 事例については「事例2)」に示されていますが、「氏名との組合せ」だけでなく「個人識別符号」や「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの」との組合せた情報については、その全体が「個人情報」となることまでを「事例2)」だけから想像するこ	個人情報は、生存する個人に関する情報「に含まれる」記述等により特定の個人を識別することができるものと規定されており、ある情報に含まれる氏名等の記述等のみではなく、当該情報全体が個人情報に当たるということは明らかであるため、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			とは難しいため、本文に記載していただきたいと考えます。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	
10	2-1	個人情報	【政令・委員会規則のパブコメ回答　117 番】において、「デジタルビデオに入り込んだ第三者の姿は個人情報か？」の質問に対して、「個人識別符号としての該当性」について回答されていますが、「個人情報であるかどうか」については否定されていませんでした。 本ガイドラインにおいて、「そのものが個人情報であるかどうかの判断については、事業者の意図によらず取得されたものであったかどうかは影響しない旨」を改めて示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	ビデオ等で撮影された映像が、改正後の法第２条第１項第１号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する場合（例：本ガイドライン（通則編）案 2-1 事例 3)「本人が判別できる映像情報」）は、これを撮影した事業者の意図にかかわらず、個人情報として取り扱う必要があります。
11	2-1	個人情報	ガイドライン案 P6　（※4）において、以下のように記されています。 「他の情報と容易に照合することができる」とは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。 しかし、【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「個人識別符号に該当しない情報であっても、個人情報とは他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。であること」を繰り返し説明されておりました。多くの誤解が生じているところでもありますので、「他の情報と容易に照合することができる」の例を本ガイドラインにおいて改めて示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	「他の情報と容易に照合することができ」るかどうかは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきものです。全ての事業者において常に該当する例をガイドラインにおいてあらかじめ示すことは困難ですが、個人情報に該当するもの及び該当しないものに関する具体的な事例については、必要に応じて Q&A 等において示してまいります。
12	2-1	個人情報	・通則編２－１につき，経産省ガイドライン２－１－１の「事例６」に該当する雇用管理情報が抜けているが，雇用管理情報は個人情報ではないということか，確認されたい。なぜ抜いているのか，理由を回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本ガイドライン（通則編）案 2-1 の(※3)にあるとおり、従業員に関する情報は個人情報に該当しますので、ご指摘の「雇用管理情報」は、従前どおり個人情報に該当します。
13	2-1	個人情報	・通則編２－１につき，経産省ガイドライン２－１－１の「個人情報に該当しない事例」についての包括的説明が抜けているが，法人等の団体そのものに関する情報，記号や数字等の文字列だけから特定個人の情報であるか否かの区別がつかないメールアドレス情報，特定の個人を識別することができない統計情報は改正法の下でも個人情報に該当しないと理解してよいか回答されたい。（委縮効果を避けるため，何が個人情報ではないかをガイドライン上で具体的に例示すべきであることから質問している。）【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。なお、本ガイドライン（通則編）案 2-1（※3）に、「法人等の団体そのものに関する情報は「個人情報」に該当しない」と記載しております。また、個人情報に該当しないものの具体的な内容は、Q&A 等において明確にしてまいります。
14	2-1	個人情	・通則編２－１＊４につき，「他の情報と容易に照合することができ」るかについて，例えば，ある	「他の情報と容易に照合することができ」るかど

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		報	会社において，A 部門がアクセス権限を有するデータベース A と，B 部門がアクセス権限を有するデータベース B がある場合に，データベース A の情報とデータベース B の情報を照合することで特定の個人を識別できる情報があるとする。このケースで，A 部門の者が当該個人情報を得るためには，B 部門に対する照会依頼を要する場合，「他の情報と容易に照合することができ」るといえるのか回答されたい。また，監査役や内部監査部門等が監査権限を行使する場合には理論的には，一人が複数のデータベースにアクセスをして情報を照合することができるが，それはあくまでも監査上の必要性が生じる例外的な場合に照合するに過ぎず，「通常の業務における一般的な方法」ではないのであれば，他の「他の情報と容易に照合することができ」るといえないのではないか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	うかは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきものであるため、御指摘の内容について、一概に回答することは困難です。
15	2-1	個人情報	・通則編２－１につき，個人情報を「暗号化」したり「切片化」し，社会通念上容易にその内容を見読できないようにすれば，個人情報保護法上の「個人情報」として取り扱う必要がないといえるか，回答されたい。例えば，個人情報が多くの切片に分離され，キー情報を持たない限り復元できない形でクラウド上で管理されている場合に当該データの一部が漏洩したが，キー情報は漏洩していないので，漏洩データの受領者が個人情報に復元することができないという場合，これは漏洩データの受領者にとって個人情報とはいえず，個人情報の漏えいとは言えないのではないか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本ガイドライン（通則編）案 2-1 において、「暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない」と記載しているとおり、特定の個人を識別することができる情報は、暗号化等されていても個人情報に該当します。なお、本ガイドライン（通則編）案４にあるとおり、漏えい等の事案が発生した場合の対応については、別に定めることとしております。
16	2-1	個人情報	（該当箇所） 通則編２－１個人情報 （意見） 防犯カメラの映像は、他の情報と組み合わせて個人を判別しうる情報であっても、映像単体で本人が判別できないときは、個人情報には該当しないという理解でよいか。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	映像単体で本人を判別できない場合であっても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるときは、個人情報に該当します。
17	2-1	個人情報	（該当箇所） 通則編２－１個人情報 （意見） 「死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合」の具体例としては、どういったものが挙げられるか。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	例えば、死者の相続財産に関する情報が、同時に相続人に関する情報でもある場合が考えられます。
18	2-1	個人情報	（該当箇所） 通則編　2　定義　2-1　個人情報（法第２条第１項関係）　P6・15 行（＊3） （ご意見） 【質問】なお、「個人」は日本国民に限らず、外国人も含まれる。とあるが、日本に在住の外国人という事か？ （理由）	居住地や国籍を問わず、日本の個人情報取扱事業者が取り扱う個人情報は、個人情報保護法による保護の対象となり得ます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			文面から「日本在住の外国人」と取れるため。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	
19	2-1	個人情報	（該当箇所） 通則編　2　定義　2-1　個人情報（法第２条第１項関係）　P6　16 行（＊4） （ご意見） 「他の情報と容易に照合することができ」るとは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであると解説されているが、容易照合性については提供先が有する情報等によると考えられる。従って、提供元では提供先で「個人情報」に該当するか否かが必ずしも判断できないことから、提供前に、提供元が提供先における容易照合性についてどのように配慮すべきかについて解説してほしい。 （理由） 提供元では、個人情報に該当しない情報を提供したと思っても、提供先で保有する情報と照合することにより、個人が特定される場合が想定されるため。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	ある情報を第三者に提供する場合、当該情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかは、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」かどうかで判断します。
20	2-1	個人情報	（該当箇所） 2-1 個人情報 （意見） 事例 2)の記述によると「生年月日」のみが含まれる情報は個人情報に該当しないのみでなく，生年月日，連絡先，所属を組合せた場合も個人情報に該当しないと理解してよろしいでしょうか？ （理由） 氏名は単体で個人情報とされた上で，「それらと本人の氏名を組合せた情報」とされており，組み合わせの相手を単体で個人情報となる物に限定されているため. 【日本製薬工業協会】	事例 2)はあくまで例示であり、仮に本人の氏名等のそれ単体で個人情報となるものがなくとも、複数の情報を組み合わせることで特定の個人を識別することができるのであれば、それらは一体として個人情報となります。また、それ単体では個人情報に該当しない情報と氏名等を別々に保管している場合であっても、それらを容易に照合することができる場合には、それらも個人情報に該当します。
21	2-1	個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等「『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』の改正案についてのご意見等及びご意見等に対する考え方」（平成 21 年 11 月 20 日付公表）の項番 2 において、以下の解釈が示されているが、改正法施行後も当然ながら同解釈に変更はないとの理解でよいか。【意見】「氏名」は同姓同名の別人の可能性があるため、必ずしも単独では個人を特定できるものではないことから、他の情報と照合し特定の個人を識別することができた場合、個人情報に当たるという理解でよいか。また、住所、電話番号について、住所または電話番号の表示のみで、かつ、特定の個人を識別することができなければ、個人情報に該当しないという理解でよいか。【回答】「個人情報」は、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」（個人情報保護法第２条１項）とされており、特定の個人を識別できない場合には個人情報に当たりません。ただし、「氏名」はもともと特定の個人を識別するものとして用いられており、実際に	同姓同名の可能性もありますが、氏名のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、個人情報に該当すると考えられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			最も特定の個人を識別しやすい情報であると考えられます。したがって、その「氏名」が扱われる環境、他の個人の「氏名」との関連、文脈によって容易に特定の個人が識別される場合が多いことに留意が必要です。【一般社団法人全国銀行協会】	
22	2-1	個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 注記「(※4)」において、「『他の情報と容易に照合することができ』るとは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される」とあるが、「例えば、他の事業者への照会を要する場合であって、照合が困難な場合」とは、同情報の提供先等が独力で特定の個人を識別することができず、情報の所有先や他の第三者たる事業者への照会で初めて特定の個人を識別することできる場合を指すとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	御理解のとおりです。
23	2-1	個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報となる場合とは、具体的にはどのような場合を示すか明示していただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	例えば、死者の相続財産に関する情報が、同時に相続人に関する情報でもある場合が考えられます。
24	2-1	個人情報	（該当箇所） 通則編　2-1　個人情報 （意見） 【個人情報に該当する事例】に、「事例１）本人の氏名」とあるが、例えば同姓同名の人物がいることを考えると、氏名単体の情報では法２ 条１ 項１ 号の「特定の個人を識別することができる」とは限らないケースがある。 これは、事例２）のように氏名に一定の情報が付加された場合も同様である。これらのことから、事例１・２ともに「特定の個人を識別できる場合は」個人情報に該当するという理解でよいか。 （理由） ガイドラインの意味の明確化のため。 【日本貸金業協会】	同姓同名の可能性もありますが、氏名のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、個人情報に該当すると考えられます。
25	2-1	個人情報	１．「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（通則編）」に対する意見つ いて （１）ガイドライン案２－１「個人情報」について 　個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）における「個人情報」の定義には、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」も含まれています。 　一方、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律における個人情報の定義では、個人情報保	御意見は、執務の参考とさせて頂きます。 なお、「他の情報と容易に照合することができ」るかどうかは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきものです。 また、暗号化については、安全管理措置の一つとして考慮されるべき要素であり、個人情報該当性に影響するものではないと考え、本ガイドライン（通則

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			護法とは異なり「容易に」という要件は含まれておらず、この比較から、個人 情報法における個人情報の該当性判断に、容易性の有無が必要な要件の一つであることは明らかです。 　しかし、現行法の下における運用では、事実上、容易かどうかに関わらず、照合することができるかどうかのみで判断されています。 　社内で特定の個人を識別することができる情報とそれに紐づくそれ以外の情報を分けて管理していた場合、仮に社内に両方の情報にアクセス（照合）できる人間がいたとしても、社内規程等により両方の情報にアクセス（照合）できる人間や場合などが厳格に管理され、容易に両方の情報にアクセス（照合）することができない場合等には、「容易」には照合できないものとするなど、容易性を適切に判断して解釈すべきと考えます。 　また、暗号化をしたとしても個人情報であるとされているが、近年の技術の進展により、暗号化であっても元の個人情報を復元することができないものも存在しています。技術の進展を踏まえ、そのようなものについては個人情報ではないと見なすなど、実態を踏まえた解釈がなされることを望まれます。 【アジアインターネット日本連盟】	編）案2-1において、「暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない」と記載しております。
26	2-1	個人情報	（該当箇所） 5 ページ　個人情報（法第 2 条第 1 項関係）に関する規定について （意見） 【個人情報に該当する事例】の事例３（「防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報」）の「判別できる」というのは、特定の個人を識別できることを意味するとの理解で正しいでしょうか。 （理由） 法第 2 条第 2 号第(1)号、施令第 1 条第 1 号ロの(特定の個人を識別するに足りる)容貌との違いを理解したいという趣旨です。 【在日米国商工会議所】	御理解のとおりです。
27	2-1	個人情報	意見１ 【通則編 2-1 p.5】暗号化によって秘匿されていても個人情報であるとされるが、準同型暗号を用いたプライバシー保護データマイニングによるデータ交換は、個人情報の提供に当たらないとみなすべき法２条１項のガイドラインで、「個人に関する情報とは……であり、……暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。」とされている。確かに、個人情報を暗号化したデータが個人情報に該当するかというとき、復号鍵を誰が利用できる状態にあるかといった条件にかかわらず、暗号化された個人情報も個人情報であるとする法解釈が多数説となっていた。これにはクラウドと委託の関係等、様々な論点が関連し、議論の残るところと考えるが、少なくとも、準同型暗号を用いたプライバシー保護データマイニング（Privacy-Preserving Data Mining、PPDM）におけるデータ交換は個人情報（個人データ）の提供に当たらないと解釈されるべく、法律上の位置づけの再整理をお願いしたい。この技術を用いれば、暗号化する事業者と復号する事業者のどちらも、どの情報がどの元	暗号化については、安全管理措置の一つとして考慮されるべき要素であり、個人情報該当性に影響するものではないと考え、本ガイドライン（通則編）案2-1において、「暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない」と記載しております。なお、本ガイドライン（通則編）案４にあるとおり、漏えい等の事案が発生した場合の対応については、別に定めることとしております。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			情報に対応しているか知り得ることなく、集計などの統計情報を得ることができると期待されている。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	
28	2-1	個人情報	意見２【通則編 2-1 p.5 事例6)】「照合された結果、特定の個人を識別できる場合」との文は法の個人情報定義を逸脱しており、修正が必要 「個人情報に該当する事例」として、「個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報（取得時に生存する特定の個人を識別することができなかったとしても、取得後、新たな情報が付加され、又は照合された結果、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。）」が示されているが、この文は、「新たな情報が付加され、又は照合された結果」としていることから、「新たな情報が付加され」なくても、「照合された結果」のみで、続く文が成立するという意味になる。 しかし、個人情報の定義は、「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」としているように、実際に照合するか否かは問わず、仮に照合したら「特定の個人を識別することができることとなるもの」は、「照合することができ」との時点で個人情報に該当するものとしている。 したがって、照合する前に「特定の個人を識別することができなかったとしても」に該当するものが、新たな情報が付加されることなく、「照合された結果」により「その時点で個人情報に該当する」こととなる場合は存在し得ない。言い換えれば、「照合された結果」により「その時点で個人情報に該当する」こととなる場合は、照合する前から個人情報だったと言うべきである。 このように、このガイドラインの文は法の個人情報定義と異なっているので、修正するべきである。例えば以下のように修正してはどうか。 案 1: 取得後、新たな情報が付加され、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。 案 2: 取得後、新たな情報が付加され、照合により、生存する特定の個人を識別できる場合は、その時点で個人情報に該当する。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	御指摘の記述は、「個人情報を取得後に当該情報に付加された個人に関する情報」の後に括弧付きで書かれているものであって、取得の時点では存在しなかった新たな情報が照合可能となるケースを想定しているものであり、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
29	2-1	個人情報	【個人情報保護法ガイドライン（通則編）（案）】Ｐ５「個人情報に該当する事例」事例２）について【照会事項】「それらと本人の氏名を組み合わせた情報」とあります。たとえば、氏名が含まれない生年月日、Ｐ１２にある病歴、住所だけのデータならすべて個人情報には該当しないと解してよいでしょうか。 【個人】	個別の事例ごとに判断することになりますが、一般に、氏名が含まれない情報であっても、当該情報に含まれる生年月日、住所等のデータの組合せあるいは他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合、当該情報と合わせて全体として個人情報に該当することがあります。
30	2-1	個人情報	【通則編における記載】 事例5) 特定の個人を識別できるメールアドレス (kojin_ichiro@example.com 等のようにメールアドレスだけの情報の場合であっても、example 社に所属するコジンイチロウのメールアドレスであるこ	同姓同名の可能性もありますが、氏名のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、個人情報に該当する

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			とが分かるような場合等） 【意見】 一般的に同姓同名が存在しうることから、姓名のみでは特定の個人を識別できないと考えられるが、姓名のみでも個人情報となるとした考え方を教えて欲しい。 【匿名】	と考えられます。
31	2-1	個人情報	１．法第２条１項（１） 「・・・特定の個人を識別することができる・・・。」とある。 「特定の個人を識別することができる。」とはどのようなことを言うのか。具体的事例も挙げて解説して頂きたい。 私には、頻繁にテレビに映る顔画像で都知事、大阪府知事、神奈川県知事は識別できるが、その他の多くの県知事については氏名と顔画像を見せられても識別できない。 知らない者同士が初めて集まった会議で、会議参加者は、会議参加者の氏名、性別が掲載されている一覧リストを事前に貰っていても、どの人が当該リスト掲載の誰であるかは識別はできないであろう。 このようなことを考えると「特定の個人を識別することができる。」とはどのようなことを言うのか分からない。解説して頂きたい。 【個人】	「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができることをいいます。個人情報に該当する具体的な事例については、本ガイドライン（通則編）案2-1に記載しています。
32	2-1	個人情報	個人情報保護法ガイドライン（通則編）に関して記載について、明確でないため確認事項ががあります。 Q1 P5　事例１）本人の氏名とは、明示的に本人の氏名であることを宣言して取得した場合のみ氏名として取り扱うのか？ 例）ニックネームのみを入力するように促し、氏名は入力しないようにと注意書きをしていた場合に、山田太郎と入力された場合は氏名ではないとしてよいのか？ Q2 Q1で明示的に取得しない場合でも本人の氏名とみなされるのであれば、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字であっても、本人氏名とみなされるのか？ また、その際に何をもって、特定の個人を識別するとみなされるのか。 例）ニックネームの入力欄に、アーティストの名前を入力されたり、アーティストの名前を組み合わせた情報を入力された場合、特定の個人を識別するものか判断できない。 Q3 Q2に関連して、IDをフリーフォーマットで入力を求めた際に、氏名欄で入力された漢字氏名に該当するローマ字氏名を入力されたものは、個人情報とみなすのか？ セキュリティ対策として、本人氏名として入力されたところのみDBの暗号化対策をするか、IDまで暗号化対策をすべきか、コストを考える必要があるため	氏名については、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、個人情報に該当すると考えられます。社会通念上、個人の氏名であると判断できる表記なのであれば、漢字であるかローマ字であるか、他者の氏名と類似しているのか、また、何の欄に記入されたのか等にかかわらず、個人情報に該当します。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			例）本人氏名入力欄に、山田太郎と入力され、ID 欄に、yamada_tarou　と入力された場合。 【個人】	
33	2-1	個人情報	個人情報保護法ガイドライン（通則編）に関して記載について、明確でないため確認事項ががあります。Q4P5　事例 2)について、「それらと本人の氏名を組み合わせた情報」と記載されているが、本人の氏名があることが必須要件であれば、生年月日、連絡先、会社における職位又は所属に関する情報が、単体もしくは、それらが複合的に組み合わさったものは、個人情報ではないと考えてよいか？本人の氏名と組み合わさらなければ、個人情報でないなら、事例１）で本人氏名が個人情報と記載しているので、当該情報は個人情報の付随情報ではないのか？Q3 に絡んで、どこまでの情報がリスクが高いのかを判断できないと、効果的かつ効率的なセキュリティ対策が取れない。例）氏名がなければ、個人情報でないならば、仮にカスタマサポート用のシステムにおいて、個人検索一覧画面に、姓、住所、電話番号のみ表示をするようすれば、個人情報閲覧画面とはいえないということか？Q5P5　事例 2）について、Q4 について、本人氏名がなく、単体や組み合わせでも個人情報になる場合、性別や年齢は個人情報ではないのか？【個人】	事例 2)はあくまで例示であり、仮に本人の氏名がなくとも、複数の情報を組み合わせることで特定の個人を識別することができるのであれば、それらは一体として個人情報となります。また、それ単体では個人情報に該当しない情報と氏名等を別々に保管している場合であっても、それらを容易に照合することができる場合には、それらも個人情報に該当します。このような事情には該当せず、性別や年齢を単体で取り扱っている場合は、個人情報には該当しません。
34	2-1	個人情報	個人情報保護法ガイドライン（通則編）に関して記載について、明確でないため確認事項ががあります。 Q6 P5　事例 5）について、以前個人情報保護委員会に問い合わせた際に、メールアドレスについては、@以降が組織ドメインであるかないかは関係せず、@以前が本人氏名と思われば個人情報として取り扱うとの説明を受けた。しかし、当ガイドラインの説明では齟齬がある。関連組織内で認識を正しくしてほしい。 Q7 P5　事例 5)について、連絡先メールアドレスとして、単体でメールアドレスを取得した場合（名刺等がなく）、@以降が example 社のドメインなのかどうか判断ができない。 なぜなら、無数にあるドメインに対し、無数にある組織が自由に組織ドメインとして利用できる現状では、メールアドレス単体で@以降のドメインが組織で利用されているか否か判断はできない。ヤフーのフリーメールアドレスは、@yahoo.co.jp となっていたりするし、どのように判断するのか判断方法を教えてほしい。 【個人】	事例 5)はあくまで例示ですので、メールアドレスのドメイン名が会社のドメイン名でなければ個人情報に該当しないというわけではありません。
35	2-1	個人情報	（現記載） 「個人に関する情報」とは・・・顔画像等個人を識別する情報に限られず・・・ （コメント） 明確化してほしい。 左記で、「個人を識別する情報」とは「個人情報」ではないのか。ＹＥＳなら「個人情報」と記すべき。「個人を識別する情報」は定義されていないので曖昧である。 【個人】	御指摘の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、御指摘の箇所は、「個人に関する情報」には、氏名や顔画像等のそれ自体で特定の個人を識別することができるものに限らず、様々な情報が含まれ得ることを説明するものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
36	2-1	個人情報	（現記載） …例えば、他の事業者への照合を要する場合等であって照合が困難な状態は、… （コメント） 分かりにくい。 具体的な照合の手順を示せないか。例えば、「104 サービス等で特定できない状態は」等。 【個人】	「他の事業者への照合を要する場合」との記述は、例示として十分具体的と考えます。
37	2-1	個人情報	（１） （該当箇所） 通則編　５ページ以降 （意見） 「他の情報と容易に照合することができ」に該当する場合、該当しない場合の記載を（【個人情報に該当しない事例】を記載するなどして）充実させて欲しい。 例えば、ウェブ上のシステムを利用して照合可能だが、照合する際に課金が生じるような場合は、「容易に照合することができる」に該当するのか。 （理由） 今回の改正の目的の一つとして、グレーゾーンの解消があるが、グレーゾーンが生じている要因の一つに、容易照合性に該当するか否かの判断が難しいことがあげられると考える。 【個人情報に該当しない事例】を記載するなどして、その判断がしやすくなれば、一層のグレーゾーンの解消に役立と考える。 【匿名】	「他の情報と容易に照合することができ」るかどうかは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきものであるため、常に該当する例を本ガイドライン（通則編）案において示すことは困難ですが、個人情報に該当するもの及び該当しないものの具体的な内容については、Q&A 等において示してまいります。
38	2-1	個人情報	（２） （該当箇所） 通則編　５ページ以降 （意見） 個人情報の範囲について 個人識別符号が個人情報の定義に加えられ、個人識別符号に該当する情報については個人情報の範囲が明確になったが、それ以外の部分については、未だ曖昧な点が多い。 個人識別符号に該当しない部分についても、グレーゾーンの解消に努めて欲しい。 例えば、「物の状態を示すデータ」については、第１８９回国会　内閣委員会　第４号にて「それ単体では個人情報には該当するものではない」との考えが示されているが、不動産会社等が、買主・借主を募集するためにウェブサイトで公開している不動産物件の情報（間取りや、賃料・売価、設備等の情報はあるが、売主・貸主・持主等の情報がない情報）を、そのウェブサイトから取得して利用する場合、物の利用者に係る別の個人情報を保有し、容易照合性がある状態を除き、この不動産情報の利用は、個人情報の利用とはならないと考えて良いのか？	例えば住所が含まれている場合、住所と公表されている不動産登記簿に記載されている情報等と容易に照合でき、それによって特定の個人を識別することができる場合があるため、これにより個人情報に該当することはあります。このように、御指摘の「不動産情報」の内容によっては個人情報に該当する場合もあるため、御指摘の内容に一概に回答することは困難です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			（理由） 今回の改正の目的の一つとして、グレーゾーンの解消があるが、個人情報の利活用を促進するために、さらなる明確化が必要だと考える。 【匿名】	
39	2-1	個人情報	（該当箇所）通則編2-1 個人情報（意見）【個人情報に該当する事例】の、事例4)、「本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報」とは、録音された音声の中に、本人の氏名を発声する等、人間の聴覚によって特定の個人を識別できる情報が含まれている、との意味であり、声の周波数等を分析して視覚化したいわゆる声紋は、この事例で掲げる個人情報ではないとの理解でよいか。また、声紋については個人情報に該当しないとの理解でよいか確認したい（事例4）の記述内容では声紋について不明確なため、明確な記述に改めることを希望します）。【個人】	御指摘のとおり、本ガイドライン（通則編）案2-1の事例 4)は、録音された内容に特定の個人を識別することができる情報が含まれているケースであり、いわゆる声紋を指すものではありません。ただし、いわゆる声紋については、改正施行令第１条第1 号ニにより、個人識別符号に該当することで、個人情報となり得ます。
40	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関与を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的のDNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当するDNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【東京医科歯科大学生命倫理研究センター】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
41	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【山形大学 脳神経外科】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
42	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるこ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				とその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
43	2-2	個人識別符号（ゲノム）	個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【匿名】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
44	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきです。 【理由】これまでのところ、医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関与を調べるものであり、本人認証を目的とするものではありませんでした。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられます。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号か	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いにつ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ら除外できると考えらます。従って、個人識別符号に該当するDNA塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきますようお願いします。 【個人】	いては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
45	2-2	個人識別符号（ゲノ	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるもの	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ム）	であり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				個人情報に該当する旨を明確化しています。
46	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
47	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
48	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
49	2-2	個人識別符号（ゲノム）	該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
50	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
51	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 　改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
52	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			別符号に該当するDNA塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
53	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	ても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
54	2-2	個 人 識	該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		別符号（ゲノム）	個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的のDNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当するDNA塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 　改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができる

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
55	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではな

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				く、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
56	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
57	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
58	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
59	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるこ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				とその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
60	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
61	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いにつ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	いては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
62	2-2	個人識別符号（ゲノ	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ム）	個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい 【個人】	章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				個人情報に該当する旨を明確化しています。
63	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
64	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
65	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
66	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
67	2-2	個人識別符号（ゲノム）	該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
68	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 　改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
69	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 　改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
70	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	ても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
71	2-2	個 人 識	【該当箇所】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		別符号（ゲノム）	個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができる

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
72	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではな

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				く、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
73	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
74	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
75	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
76	2-2	個人識別符号（ゲノム）	該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるこ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				とその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
77	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【個人】	取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
78	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはない。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについて	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いにつ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			は本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	いては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
79	2-2	個人識別符号（ゲノ	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ム）	個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				個人情報に該当する旨を明確化しています。
80	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
81	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
82	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
83	2-2	個人識別符号（ゲノム）	該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
84	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
85	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 　改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
86	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			別符号に該当するDNA塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 　改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
87	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	ても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
88	2-2	個 人 識	【該当箇所】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		別符号（ゲノム）	個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができる

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
89	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではな

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				く、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
90	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
91	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
92	2-2	個人識別符号（ゲノム）	該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
93	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるこ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				とその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
94	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【個人】	取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
95	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いにつ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	いては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
96	2-2	個人識別符号（ゲノ	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるもの	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ム）	であり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				個人情報に該当する旨を明確化しています。
97	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
98	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
99	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
100	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
101	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
102	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 　改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
103	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			別符号に該当するDNA塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
104	2-2	個人識別符号（ゲノム）	該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	ても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
105	2-2	個 人 識	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		別符号（ゲノム）	見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができる

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
106	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではな

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				く、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
107	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
108	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
109	2-2	個人識別符号（ゲノム）	該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
110	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるこ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				とその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
111	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
112	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いにつ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	いては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
113	2-2	個人識別符号（ゲノ	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ム）	個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加え 【個人】	章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				個人情報に該当する旨を明確化しています。
114	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
115	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護ガイドライン（通則編）2-1 個人識別符号（政令第一条）(1) イ 【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータは、個人認証する目的で解析を加えた情報に限定するべきである。 【理由】医療および医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連性を調べものである。個人同定や本人認証を目的とするものではない。よって、将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることは無い。研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで、研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考える。したがって、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータは、あくまでも本人を認証する目的で解析を加えたもの、という解釈であることを明示することを希望する。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
116	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
117	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
118	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
119	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 　改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
120	2-2	個人識別符号（ゲノム）	個人情報保護法ガイドライン（通則編）２ -２個人識別符号（政令第１条）（１）イ （１）イ （１）イ意見 : 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。理由 : 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証目的に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを計画書・説明書に明示することで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては、本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 　改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
121	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【該当箇所】 個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。 【理由】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	ても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
122	2-2	個 人 識	【該当箇所】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		別符号（ゲノム）	個人情報保護法ガイドライン（通則編） 2-2個人識別符号（政令第１条）（１）イ 【意見】 個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきです。 【理由】 医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではありません。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えます。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的の DNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えます。従って、個人識別符号に該当するDNA塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては、本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。 【個人】	やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができる

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
123	2-2	個人識別符号（ゲノム）	該当箇所】個人情報保護法ガイドライン（通則編）２-２個人識別符号（政令第１条）（１）イ【意見】個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。【理由】医療及び医学系研究に用いられるゲノムデータはあくまで表現型との関連を調べるものであり、本人認証を目的とするものではない。このことから将来的に医療・研究目的で得られたデータを本人認証に使用されることはないと考えられる。そこで、研究者に個人識別には用いないことを宣言させることで研究目的のDNA・ゲノムデータは個人識別符号から除外できると考えられる。従って、個人識別符号に該当するDNA塩基配列を指すものとしてガイドラインに例示されたゲノムデータについては本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではな

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				く、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
124	2-2	個人識別符号（ゲノム）	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」（p9）によれば、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列が個人識別符号に該当する」との方向性を示しているが、以下のとおり、ゲノム解析の実際とは乖離が生じている。 政令第一条（p7）によると、個人識別符号とは「身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」と定義されており、主に指紋認証、虹彩認証といった、セキュリティー管理等の目的で用いられるものである。一方、医学研究において行われるゲノム解析は、そもそも、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換したものではない。目的は、各人の持つ DNA の分析により、医学生物学的な研究を行うことであり、目的が全く異なる。さらにゲノム解析によって得られたデータそのものには、バクテリア DNA の混入、技術的アーチファクトなど、様々な要素が含まれており、ここからその個人のゲノム配列を推定するために、各研究者の創意工夫により高度な解析が行われるものであり、解析する人間によって、推定されるゲノム配列も変わる。従って、得られたゲノムデータそのものを、個人を識別する符号として用いることは不可能である。 ゲノム解析結果を元に、セキュリティー管理等の目的で、特定の個人と一対一対応するような符号を作り、個人特定に利用できるようにしたものを「個人識別符号」とすることに異論はないが、医科学研究に用いられるゲノムデータは、目的の点でも、個人識別のための実用性の点でも、個人識別符号とは言えない。 以上から、政令第一条（p7）では、(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」として、「イ」に DNA を構成する塩基の配列が書かれているが、この条文を正しく解釈すれば、DNA 配列を元にして作られた、個人識別用の符号が「個人識別符号」であって、ゲノム解析データそのものは個人識別符号ではないと解するべきであることを明確にしていただきたい。 【一般社団法人日本神経精神薬理学会】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
125	2-2	個人識別符号（ゲノム）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)（p9）において、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列」が個人識別符号に該当するとの解釈を示しているが、これは、ゲノム解析の実情についての正しい認識に基づいていない誤解である。 そもそも、個人識別符号とは、「身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」と定義されており、主に指紋認証、虹彩認証といった、セキュリティー管理等の目的で用いられるものである。 一方、医科学研究において行われるゲノム解析は、そもそも、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換したものではない。目的は、各人の持つ DNA の分析により、医学生物学的な研究を行うことであり、目的が全く異なる。 また、ゲノム解析によって得られたデータそのものには、バクテリア DNA の混入、技術的アーチファクトなど、様々な要素が含まれており、ここからその個人のゲノム配列を推定するために、各研究者の創意工夫により高度な解析が行われるものであり、解析する人間によって、推定されるゲノム配列も変わる。従って、得られたゲノムデータそのものを、個人を識別する符号として用いることは不可能である。 ゲノムを解析した結果を元に、セキュリティー管理等の目的で、特定の個人と一対一対応するような符号を作り、個人特定に利用できるようにしたものを「個人識別符号」とすることに異論はないが、医科学研究に用いられるゲノムデータは、目的の点でも、個人識別のための実用性の点でも、個人識別符号とは言えない。 政令第一条（p7）では、(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」として、「イ」に DNA を構成する塩基の配列が書かれているが、この条文を正しく解釈すれば、DNA 配列を元にして作られた、個人識別用の符号が「個人識別符号」であって、ゲノム解析データそのものは個人識別符号ではないと解するべきであることを明確にしていただきたい。	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【公益社団法人日本精神神経学会 倫理委員会】	に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
126	2-2	個人識別符号（ゲノム）	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」（p9）によれば、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列が個人識別符号に該当する」との方向性を示しているが、以下のとおり、ゲノム解析の実際とは乖離が生じている。 政令第一条（p7）によると、個人識別符号とは「身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」と定義されており、主に指紋認証、虹彩認証といった、セキュリティー管理等の目的で用いられるものである。一方、医学研究において行われるゲノム解析は、そもそも、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換したものではない。目的は、各人の持つ DNA の分析により、医学生物学的な研究を行うことであり、目的が全く異なる。 ゲノム解析によって得られたデータそのものには、バクテリア DNA の混入、技術的アーチファクトなど、様々な要素が含まれており、ここからその個人のゲノム配列を推定するために、各研究者の創意工夫により高度な解析が行われるものであり、解析する人間によって、推定されるゲノム配列も変わる。従って、得られたゲノムデータそのものを、個人を識別する符号として用いることは不可能である。 ゲノム解析結果を元に、セキュリティー管理等の目的で、特定の個人と一対一対応するような符号を作り、個人特定に利用できるようにしたものを「個人識別符号」とすることに異論はないが、医科学研究に用いられるゲノムデータは、目的の点でも、個人識別のための実用性の点でも、個人識別符号とは言えない。 政令第一条（p7）では、(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」として、「イ」に DNA を構成する塩基の配列が書かれているが、この条文を正しく解釈すれば、DNA 配列を元にして作られた、個人識別用の符号が「個人識別符号」であって、ゲノム解析データそのものは個人識別符号ではないと解するべきであることを明確にしていただき	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			たい。【一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会】	かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
127	2-2	個人識別符号（ゲノム）	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」（p9）によれば、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列が個人識別符号に該当する」との方向性を示しているが、以下のとおり、医学研究におけるゲノム解析の実際とは乖離が生じている。 1. 政令第一条（p7）によれば、個人識別符号とは「身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」と定義されており、主に指紋認証、虹彩認証といった、セキュリティー管理等の目的で用いられるものである。一方、医学研究において行われるゲノム解析は、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換したものではない。医学研究におけるゲノム解析の目的は、各人の持つ DNA の分析により、医学的な研究を行うことであり、目的が異なる。 2. 医学研究におけるゲノム解析によって得られたデータには、バクテリア DNA の混入、技術的アーチファクトなど、様々な要素が含まれており、当該データから、各個人のゲノム配列を推定するためには、各研究者の創意による高度な解析が必要とされ、解析する各研究者によって、推定されるゲノム配列も変わる。従って、得られたゲノムデータそのものを、個人を識別する符号として用いることは出来ない。	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるこ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			3. ゲノム解析結果を元に、セキュリティー管理等の目的で、特定の個人と一対一対応するような符号を作り、個人特定に利用できるようにしたものを「個人識別符号」とすることに異論はないが、1.2.で論じたとおり、医学研究により得られるゲノム解析データは、目的の点でも、個人識別のための実用性の点でも、個人識別符号とは言えない。 4.1.2.3.を踏まえると、政令第一条（p7）では、(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」として、「イ」にDNAを構成する塩基の配列が記載されているが、DNA 配列を元にして作られた、個人識別用の符号が「個人識別符号」であって、医学研究におけるゲノム解析データそのものは個人識別符号ではないと考える。 【日本うつ病学会】	とその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
128	2-2	個人識別符号（ゲノム）	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」（p9）によれば、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列が個人識別符号に該当する」との方向性を示しているが、以下のとおり、ゲノム解析の実際とは乖離が生じている。 政令第一条（p7）によると、個人識別符号とは「身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」と定義されており、主に指紋認証、虹彩認証といった、セキュリティー管理等の目的で用いられるものである。一方、医学研究において行われるゲノム解析は、そもそも、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換したものではない。目的は、各人の持つDNAの分析により、医学生物学的な研究を行うことであり、目的が全く異なる。さらにゲノム解析によって得られたデータそのものには、バクテリアDNAの混入、技術的アーチファクトなど、様々な要素が含まれており、ここからその個人のゲノム配列を推定するために、各研究者の創意工夫により高度な解析が行われるものであり、解析する人間によって、推定されるゲノム配列も変わる。従って、得られたゲノムデー	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 　学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			タそのものを、個人を識別する符号として用いることは不可能である。　ゲノム解析結果を元に、セキュリティー管理等の目的で、特定の個人と一対一対応するような符号を作り、個人特定に利用できるようにしたものを「個人識別符号」とすることに異論はないが、医科学研究に用いられるゲノムデータは、目的の点でも、個人識別のための実用性の点でも、個人識別符号とは言えない。　以上から、政令第一条（p7）では、(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」として、「イ」にDNAを構成する塩基の配列が書かれているが、この条文を正しく解釈すれば、DNA配列を元にして作られた、個人識別用の符号が「個人識別符号」であって、ゲノム解析データそのものは個人識別符号ではないと解するべきであることを明確にしていただきたい。【日本生物学的精神医学会】	取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
129	2-2	個人識別符号（ゲノム）	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」（p9）によれば、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列が個人識別符号に該当する」との方向性を示しているが、以下のとおり、ゲノム解析の実際とは乖離が生じている。 政令第一条（p7）によると、個人識別符号とは「身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」と定義されており、主に指紋認証、虹彩認証といった、セキュリティー管理等の目的で用いられるものである。一方、医学研究において行われるゲノム解析は、そもそも、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換したものではない。目的は、各	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いにつ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			人の持つDNAの分析により、医学生物学的な研究を行うことであり、目的が全く異なる。さらにゲノム解析によって得られたデータそのものには、バクテリアDNAの混入、技術的アーチファクトなど、様々な要素が含まれており、ここからその個人のゲノム配列を推定するために、各研究者の創意工夫により高度な解析が行われるものであり、解析する人間によって、推定されるゲノム配列も変わる。従って、得られたゲノムデータそのものを、個人を識別する符号として用いることは不可能である。 ゲノム解析結果を元に、セキュリティー管理等の目的で、特定の個人と一対一対応するような符号を作り、個人特定に利用できるようにしたものを「個人識別符号」とすることに異論はないが、医科学研究に用いられるゲノムデータは、目的の点でも、個人識別のための実用性の点でも、個人識別符号とは言えない。 以上から、政令第一条（p7）では、(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」として、「イ」にDNAを構成する塩基の配列が書かれているが、この条文を正しく解釈すれば、DNA配列を元にして作られた、個人識別用の符号が「個人識別符号」であって、ゲノム解析データそのものは個人識別符号ではないと解するべきであることを明確にしていただきたい。 【日本生物学的精神医学会】	いては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
130	2-2	個人識別符号（ゲノ	・通則編２－２イにつき，なぜ「４０」「９」等という数字が定められたのか，その根拠をご回答されたい。例えばこの基準によれば，「お互いに独立な３９カ所のＳＮＰから構成されたシークエンスデータ」や「８座位の４塩基ＳＴＲの遺伝型情報」により本人を認証することができるようにしたも	御指摘の箇所については、「改正個人情報保護法におけるゲノムデータ等の取扱いについて（意見とりまとめ）」（平成28年１月22日ゲノム情報を用いた

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ム）	のは個人識別符号ではないと理解されるが，そのような理解でよいか回答されたい。また，そのようなデータが「特定の個人を識別するに足り」（規則２条）ないと判断した理由は何か回答されたい。（例えば基準をお互いに独立な「３０」カ所のＳＮＰから構成されたシークエンスデータとすることも十分合理的と考えるので、なぜ「４０」等という数字となっているのか質問している。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	医療等の実用化推進タスクフォース）において、「個々の「ゲノムデータ」が持つ個人識別性については、その内容により多様である上に、科学技術の進展等により変化しうると考えられることから、「個人識別符号」に該当する「ゲノムデータ」の具体的な範囲については、個人情報保護委員会が、海外の動向や科学的観点から、政令で定められた事項についての解釈を示していくことが求められる。」とされたことを受け、厚生労働省を通じて得られた専門家の知見を踏まえ、当委員会における検討の結果、現状の案のとおりとしております。
131	2-2	個人識別符号（ゲノム）	（該当箇所） 通則編 2-2-イ　P9 （ご意見） 【質問】「個人識別符号」の説明　イ：DNA を構成する塩基の配列で、本人を認証することができるようにしたもの、とあるが、本人を認証できるようにとは具体的にどのようなものを指すのか提示いただきたい。単に塩基配列（の一部）情報が解読されて存在する状態を指すのではなく、ロ：以降と同様に、装置やソフトウエアにより本人を認証することができる状態にしている場合に個人識別符号に該当する、という理解で良いか。あるいは装置やソフトウエアを用いれば本人を認証できる状態に加工されていれば該当するのか. 個人の氏名あるいはマイナンバーとその個人の塩基配列が紐付られていない現状においては、解析した塩基配列（の一部）データ自体は個人識別符号には当たらない、という理解で良いか。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌や DNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを指します。これを満たす場合には、それ単体で個人識別符号となり、氏名やマイナンバーとひも付けられていない状態でも、個人情報に該当します。
132	2-2	個人識別符号（ゲノム）	（該当箇所）　通則編 2-2 個人識別符号　P9 下から６行目（ご意見）　“ゲノムデータ（中略）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの ”の本人認証することができるようにしたもの の定義を、他の個人識別符号と同程度に明らかにして欲しい。（理由）　記載内容が曖昧のため、本ガイドラインで個人識別符号と定義されたゲノムデータを持っていることだけで、個人情報を有するのか、個人を特定しうる個人照合データとの照合が可能なデータに加工し、かつ個人照合データと照合可能である場合のみに個人情報となるのか、現在の記述では判断できない。【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	「本人を認証することができるようにしたもの」という文言については、登録された顔の容貌や DNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。
133	2-2	個人識別符号（ゲノム）	（該当箇所） 通則編 2-2-イ　P9 （ご意見） 文章構成がわかりにくいので確認したい。個人識別符号を構成するものは、「全核ゲノムシークエ	「・・・により本人を認証することができるようにしたもの」が、「全核ゲノムシークエンスデータ」、「全エクソームシークエンスデータ」、「全ゲノム SNP データ」、「互いに独立な 40 箇所以上の SNP か

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ンスデータ」、「全エクソームシークエンスデータ」、「全ゲノム SNP データ」、「互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ」、「9 座位以上の 4 塩基 STR 等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」でよいか。ロからチは「本人が認証することができるようにしたもの」の直前に句読点があり、イにはないがこれで間違いはないか。 （理由） 「本人が認証することができるようにしたもの」が文章のどこを受けているのかによって，文章の解釈が変わってくるため。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	ら構成されるシークエンスデータ」、「9 座位以上の 4 塩基 STR」及び「等の遺伝型情報」のいずれにも係ります。
134	2-2	個人識別符号（ゲノム）	（該当箇所） 通則編 2-2-イ　P9 （ご意見） 上記の解釈通りとした前提での意見。 「互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ」についても「本人を認証することができるようにしたもの」の条件を付けてはどうか、 （理由） SNP の頻度によっては，互いに独立な 40 箇所の SNP が必ずしも個人識別性を有しないため。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	「・・・により本人を認証することができるようにしたもの」は、「互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ」にも係ります。「互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ」は、通常、特定の個人を識別することができる個人識別符号に該当するものと位置付けられます。
135	2-2	個人識別符号（ゲノム）	（該当箇所） 通則編 2-2-イ　P9 （ご意見） 個人識別符号として、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸を構成する塩基の配列」とあり、補足説明として「全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノム SNP データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ、9 座位以上の 4 塩基 STR 等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」とあります。これによりますと、DNA 配列以外は全て非該当になるかと思いますが、一方で、ゲノム DNA の修飾パターン（例：メチル化）や、マイクロアレイ発現解析による遺伝子発現全体のプロファイルによって、個人の遺伝的特徴を記述する（＝個人識別ができる）ことが将来的にできるようになる可能性も十分考えられます。このような状況を考えますと、「個人識別符号となるかどうかを、情報利用者は何を基準に判断すればよいか」がより明確になるよう、基準を明記して頂けるとありがたいです（例えば、「ゲノム DNA 配列のみが該当し、DNA 修飾や遺伝子発現等の情報は該当しない」など）。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	改正施行令第１条第１号イにおいて、個人識別符号に該当し得る身体の特徴として、ＤＮＡを構成する「塩基の配列」と規定されており、塩基の配列以外の情報が個人識別符号に該当しないことは明らかであることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
136	2-2	個人識別符号（ゲノ	（該当箇所） 通則編 2-2-イ　P9 （ご意見）	本ガイドライン（通則編）案 2-2 イに掲げるＤＮＡの塩基配列情報は、それ単体又はその中の一部を取り出すことにより、特定の個人を識別するに十分

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ム）	【確認】学術研究を目的としない民間事業者が市販細胞株を購入して個人識別符号並びに要配慮個人情報に該当するゲノム解析を行う場合、購入者は細胞提供者の情報を知りえず、提供者本人とのリンク付けには、提供者の候補あるいは提供者が含まれる集団から改めて細胞を採取し，同じゲノム解析を行い、照合する必要があるが、現実にはゲノム研究により取得されたDNAの塩基配列単体による提供者の特定は殆どの場合、不可能である。このようなゲノム解析結果は９頁イ項の個人識別符号「　・・遺伝情報により本人を認証することができるようにしたもの」に該当しないと考えてよいか。【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	なレベルの情報を有していると整理したものです。
137	2-2	個人識別符号（ゲノム）	（該当箇所） 2-2 個人識別符号（法第２条第２項関係） イ （意見） 「イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列」について，「遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」とは，例えば個人認証用に予め定めた40以上の SNPs の塩基を認証用に決められた順番に並べるなど，塩基配列データを個人認できるように加工したものであって，ゲノム研究等によって得られる塩基配列情報はそれを加工することによって個人認証用のデータを作成できる場合があり得ても個人識別符号に該当しないと理解して良いでしょうか. この様な理解の正誤，個人識別符号となる具体的例示並びに当たらない例示を含め，ガイダンスに詳細に記述いただきたい. （理由） イの記述は，ゲノムデータの塩基配列を表す文字列のうち，本人を認証することができるようにしたもの．という意味であることから，単に認証の可能/不可能ではなく，その意図は別として，認証可能なように精度を含めて加工されたものを対象としていると読み取られます. 医学（生化学）研究におけるヒトゲノム解析は「認証することができるよう」に解析並びに結果をデータ化するものではなく，結果として得られたデータを再加工又は比較するデータを照合可能なように作成した場合は照合は可能となるばあいがありますが，これは指紋等他の生体認証について想定される「認証」とは異なる「識別行為」であり，法令，ガイドラインの意味するものとは異なると考えます. 【日本製薬工業協会】	「本人を認証することができるようにしたもの」とは、それ単体又はその中の一部を取り出すことにより、特定の個人を識別するに十分なレベルの情報を有しているという趣旨であり、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
138	2-2	個人識別符号（ゲノム）	（該当箇所）政令第１条第１号イ　→2-2-イ（意見）「互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシークエンスデータ」でのSNPは体細胞変異は含まないことを明記されたい。（理由）腫瘍で後天的に起こる変異である体細胞変異は，その人の病態によって変化するものであり，個人に生まれつきある不変の変異ではないので，個人を識別することはできない。このため，この体細胞変異に関する情報は，個人を識別するものではなく，個人識別符号に該当しないことを明記すべきである。【日本製薬工業協会】	SNP に体細胞変異が含まれないことについては明らかであることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
139	2-2	個人識別符号（ゲノム）	意見1. 通則編（2−2 個人識別符号の事例）のイ DNA 「...の遺伝情報により本人を認証することができるようにしたもの。」とあるが、他の特徴情報と同様に「装置やソフトウェア」なしには認証は不可能であるため、「...の遺伝情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの。」と修正いただきたい。 【一般社団法人日本医療情報学会】	ゲノムデータ（塩基の配列を文字列で表記したもの）は、すでに符号に変換されたものであること、本ガイドライン（通則編）案 2-2 イに掲げる情報量を有するＤＮＡの塩基配列情報は、それ単体又はその中の一部を取り出すことにより特定の個人を認証するに十分なレベルの情報を有していることから、さらに一定の装置やソフトウェアによって認証用の符号に変換することを必須の要件とする必要はないものと考えます。
140	2-2	個人識別符号（ゲノム）	意見４ 【通則編 2-2 p.9 イ】個人識別符号はDNA 塩基配列の場合に限り「装置やソフトウェア」を要件としないのか 令１条１号のガイドラインにおいて、ロ乃至チについては、すべて「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」とされているのに対し、イについてのみ、「……等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」となっている。 ①これは、イについては「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェア」を用いていない場合にも該当するという意味と理解してよいか、確認したい。また、そのように区別した理由は何か、明らかにされたい。 ②チは「組合せ」として、「イからトまでに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、」とあるが、イ単体では「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェア」を要件としないのに、イを他のものと組み合わせた場合には、これを要件とするということか。そのように区別した理由は何か、明らかにされたい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	ゲノムデータ（塩基の配列を文字列で表記したもの）は、すでに符号に変換されたものであること、本ガイドライン（通則編）案 2-2 イに掲げる情報量を有するＤＮＡの塩基配列情報は、それ単体又はその中の一部を取り出すことにより特定の個人を認証するに十分なレベルの情報を有していることから、さらに一定の装置やソフトウェアによって認証用の符号に変換することを必須の要件とする必要はないものと考えます。 他方、チの組合せについては、ロからトに掲げるものも含まれ得ることから、一定の装置やソフトウェアによって認証用の符号に変換することを要件としたものです。
141	2-2	個人識別符号（ゲノム）	意見５ 【通則編 2-2 p.9 イ】本人を認証することができるようにしなければ全核ゲノムシークエンスデータであっても個人識別符号に該当しないという理解でよいか ①令１条１号イのガイドラインは、DNA 塩基配列が個人識別符号となる要件として、「……全核ゲノムシークエンスデータ、……等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」と説明しているが、「本人を認証することができるようにし」ていなければ、全核ゲノムシークエンスデータであっても個人識別符号に該当しないという理解でよいか、確認したい。 ②顔の写真がそれ単体で法２条１項の１号個人情報であり、顔の特徴情報を抽出して「本人を認証することができるようにしたもの」がそれ単体で個人識別符号であることとの対比で言えば、全核ゲノムシークエンスデータを「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号であり、そのようにはしていない元の全核ゲノムシークエンスデータそれ自体は法２条１項の１号個人情報に該当すると理解してよいか、確認したい。	ゲノムデータ（塩基の配列を文字列で表記したもの）は、すでに符号に変換されたものであり、また、本ガイドライン（通則編）案 2-2 イに掲げるＤＮＡの塩基配列情報は、それ単体又はその中の一部を取り出すことにより特定の個人を認証するに十分なレベルの情報を有していることから、さらに一定の情報を抽出することなく、個人識別符号に該当します。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	
142	2-2	個人識別符号（ゲノム）	通則編　２－２　個人識別符号 法第２条第２項 ゲノムデーターについてですが、医学研究や医療に用いられるものは、本人認証のために採取されたものではなく、将来本人認証に用いられることはないと考えます。 従って個人識別符号に該当するとせず、ガイドラインに例示されたゲノムデーターについては、本人認証を前提とした目的で解析されたものに限定していただきたい。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
143	2-2	個人識別符号（ゲノム）	通則案の９ページには「本人を認証することができるようにしたもの」と記載（下記）されている．ゲノムデータは，本人を認証する目的で解析した場合を除き，個人識別符号には当たらないことを明記すべきである．ほとんどの医学研究で実施されるゲノム解析は，本人を認証する目的で行われないため，その結果明らかにされるゲノムデータは個人識別符号ではない．　イ　　細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列 ゲノムデータ(細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基 の配列を文字列で表記したもの)のうち、全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソ ームシークエンスデータ、全ゲノム SNP データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP か ら構成されるシークエンスデータ、9 座位以上の 4 塩基 STR 等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
144	2-2	個人識別符号（ゲノム）	（通則編）２－２ 個人識別符号（法第 2 条第 2 項関係）について: 医療および医学研究に用いられるゲノムデータは本人を識別を目的として採取されず、将来も本人を識別する目的で使用することもない。 従って、個人識別符号に該当する DNA 塩基配列とは、ガイドラインに例示されたゲノムデータについて本人を認証する目的で解析を加えたものであることを示していただきたい。そして医学研究の試料や医療の検体は該当しない旨の明記をされたい。 ガイドライン 9 頁のイの欄に「」本人を認証すると記載があるが「識別」との違いはあるのか？ 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。 また、「本人を認証すること」とは、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、その本人性を確認することを指します。生体認証に利用可能な符号が個人識別符号となることを明確に示すため、「認証」との言葉を用いています。
145	2-2	個人識別符号（ゲノム）	個人識別符号に該当する「ＤＮＡを構成する塩基の配列」について１．全核ゲノムシークエンスデータ２．全エクソームシークエンスデータ３．全ゲノム SNP データ４．互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ５．９座位以上の４塩基 STR 等上記項目が個人識別符号に含まれるが、ゲノム研究を行う場合には個人の特定を目的とするわけではない。ゲノム研究自体が個人情報研究になってしまい、医学や生命科学を目的とした研究に混乱を生じさせ、研究の遅滞を招く恐れがあるため、不適切と考える。また、頻度は少ないものの特定の染色体について片親性ダイソミー（二本の染色体がどちらとも片親由来）という状態が健常人の中に存在することがわかっている。片親性ダイソミーを有する人は、その染色体のゲノム配列が片親と全く同じである。このため、その染色体上のすべてのゲノム配列（SNP および４塩基 STR を含む）は片親と同じ、つまり二人の人間のあいだで同一、という状況になる。このような場合、個人を識別できない。従って、４，５を利用した個人識別は科学的に困難となることがある。少なくとも４，５は個人識別符号から除外すべきと考える。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであるこ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				とその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 　なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。また、個人情報保護法における「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上判断される概念であって、科学的な厳密さをもって確実に特定の個人を識別することを求めるものではありません。
146	2-2	個人識別符号（ゲノム）	【通則編における記載】 ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノム SNP データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ、9 座位以上の 4 塩基 STR 等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの 【意見】 「認証」は「識別」の誤りと考えられるが、「認証」とした意図を教えて欲しい。	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌や DNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。 　なお、「本人を認証することができるようにしたも

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			「認証」を目的としない生体情報は個人識別符号として取り扱わないということでしょうか。 また、個人を認証しない・できない（グループに所属していることを認証する）場合には、本人を認証できないことから、個人識別符号として取り扱わないということでしょうか。 生体認証においては、生体情報を ID として取り扱う場合、クレデンシャルとして取り扱う場合やその他のために取り扱う場合があるが、どの場合に個人識別符号になるのでしょうか。また、RA における認証、IDP における認証、SP における認証、その他の認証のうち、どの場面における認証を指しているのか、明確にされたい。 【匿名】	の」とは、「本人を認証することができるだけの水準である」という趣旨であり、事業者が認証を目的として取り扱っている場合に限定しているものではありません。
147	2-2	個人識別符号（ゲノム）	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」（p9）によれば、「細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名 DNA)を構成する塩基の配列が個人識別符号に該当する」との方向性を示しているが、以下のとおり、医学研究におけるゲノム解析の実際とは乖離が生じている。 1. 政令第一条（p7）によれば、個人識別符号とは「身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」と定義されており、主に指紋認証、虹彩認証といった、セキュリティー管理等の目的で用いられるものである。一方、医学研究において行われるゲノム解析は、身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換したものではない。医学研究におけるゲノム解析の目的は、各人の持つ DNA の分析により、医学的な研究を行うことであり、目的が異なる。 2. 医学研究におけるゲノム解析によって得られたデータには、バクテリア DNA の混入、技術的アーチファクトなど、様々な要素が含まれており、当該データから、各個人のゲノム配列を推定するためには、各研究者の創意による高度な解析が必要とされ、解析する各研究者によって、推定されるゲノム配列も変わる。従って、得られたゲノムデータそのものを、個人を識別する符号として用いることは出来ない。 3. ゲノム解析結果を元に、セキュリティー管理等の目的で、特定の個人と一対一対応するような符号を作り、個人特定に利用できるようにしたものを「個人識別符号」とすることに異論はないが、1.2.で論じたとおり、医学研究により得られるゲノム解析データは、目的の点でも、個人識別のための実用性の点でも、個人識別符号とは言えない。 4. 1.2.3.を踏まえると、政令第一条（p7）では、(1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号」として、「イ」に DNA を構成する塩基の配列が記載されているが、DNA 配列を元にして作られた、個人識別用の符号が「個人識別符号」であって、医学研究におけるゲノム解析データそのものは個人識別符号ではないと考える。 【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
148	2-2	個人識別符号（ゲノム）	現在のゲノム解析の技術水準では、個人のゲノムデータ（下記にある塩基配列）が、その解析方法や解析を行う研究室によって異なる結果が出る可能性があり、完全に一致する水準にはないため、個人を確実に同定することができないという問題があり、個人情報とするには、不十分と考えられると思われます。この科学的な技術レベルの問題から、ゲノムデータを個人情報とすることに関しては、適当でないと考えられます。 ただし、法律により方法論を確定して同じ方法論で繰り返し実験を行って確定した塩基配列の定義を明確にしたうえで、その方法論に基づいたゲノムデータに関して個人情報として定義することは適切であると考えられますので、その方法論を科学的に決定して示していただきたいと考えております。 【個人】	御指摘の箇所については、「改正個人情報保護法におけるゲノムデータ等の取扱いについて（意見とりまとめ）」（平成 28 年１月 22 日ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース）において、「個々の「ゲノムデータ」が持つ個人識別性については、その内容により多様である上に、科学技術の進展等により変化しうると考えられることから、「個人識別符号」に該当する「ゲノムデータ」の具体的な範囲については、個人情報保護委員会が、海外の動向や科学的観点から、政令で定められた事項についての解釈を示していくことが求められる。」とされたことを受け、厚生労働省を通じて得られた専門家の知見を踏まえ、当委員会における検討の結果、現状の案のとおりとしております。なお、個人情報保護法における「特定の個人を識別することができる」とは、社会通念上判断される概念であって、科学的な厳密さをもって確実に特定の個人を識別することを求めるものではありません。
149	2-2	個人識別符号（ゲノム）	通則編　2-2 個人識別符号（政令第１条）（１）イにおいて、個人識別符号に該当するゲノムデータを個人認証する目的で解析を加えた情報に限定すべきである。医学系研究で用いられるゲノムデータは基本的に本人認証を目的とするものではないからである。【匿名】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、こ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				れは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。 学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
150	2-2	個人識別符号（ゲノム）	第１号個人識別符号におけるDNAの取扱いについて意見がある。「イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列」として、「ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノム SNP データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ、9 座位以上の 4 塩基 STR 等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」との記載があるが、「ロ」以下のその他の個人識別符号では「…本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」との記載がある。ゲノムデータ単体で「個人識別符号」として機能することはなく、国民に誤解を招く。他の項目と同じように、「…本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」を追記すべきである。 【個人】	ゲノムデータ（塩基の配列を文字列で表記したもの）は、すでに符号に変換されたものであること、本ガイドライン（通則編）案 2-2 イに掲げる情報量を有するＤＮＡの塩基配列情報は、それ単体又はその中の一部を取り出すことにより特定の個人を認証するに十分なレベルの情報を有していることから、さらに一定の装置やソフトウェアによって認証用の符号に変換することを必須の要件とする必要はないものと考えます。
151	2-2	個人識別符号（ゲノム）	第１号個人識別符号におけるDNAの取扱いについて意見がある。 「イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列」として、「ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノム SNP データ、互いに独立な 40 箇所以上の SNP から構成されるシークエンスデータ、9 座位以上の 4 塩基 STR 等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの」との記載があるが、「ロ」以下のその他の個人識別符号では「…本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」との記載がある。ゲノムデータ単体で「個人識別符号」として機能することはなく、国民に誤解を招く。他の項目と同じように、「…本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」を追記すべきである。 【個人】	ゲノムデータ（塩基の配列を文字列で表記したもの）は、すでに符号に変換されたものであること、本ガイドライン（通則編）案 2-2 イに掲げる情報量を有するＤＮＡの塩基配列情報は、それ単体又はその中の一部を取り出すことにより特定の個人を認証するに十分なレベルの情報を有していることから、さらに一定の装置やソフトウェアによって認証用の符号に変換することを必須の要件とする必要はないものと考えます。
152	2-2	個人識別符号（ゲノム）	（通則編案２－２）政令第１条第１号イについて 「本人を認証することができるようにしたもの」は、９座位以上の４塩基ＳＴＲ等の遺伝型情報について認証目的を要求するという理解で宜しいか。 【個人】	「本人を認証することができるようにしたもの」とは、「本人を認証することができるだけの水準がある」という趣旨であり、事業者が認証を目的として取り扱っている場合に限定しているものではありません。
153	2-2	個人識別符号（ゲノム）	○個人情報識別符号のDNAの塩基配列の扱いについて（2-2　政令第１条第１号イ）　医療・医学研究で取得されたゲノムデータの学術研究利用については，表現型との関連を調べるものであり，本人認証を目的とするものではない。本人認証を行わない目的で解析されたデータについては，個人情報識別符号として扱わないようガイダンス上で配慮願いたい。【個人】	改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととなっており、これは、個人識別符号に該当するゲノムデータについても同様です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				学術研究分野におけるゲノムデータの取扱いについては「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 25 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」において定められているため、学術研究機関における学術研究目的でのゲノムデータの取扱いについては、当該指針を参照願います。 改正個人情報保護法は「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」を目的としており、個人情報の取扱いに関する規律を定めるに当たっては、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、その適正かつ効果的な活用が進むよう配慮することが重要です。一般論として、学術研究分野における個人情報の取扱いについても、最先端の学術研究の円滑な実施がイノベーションの創出や豊かな国民生活の実現に資するという有用性に配慮しつつ、学術研究における個人情報の活用の必要性及び活用の実態、取り扱う必要のある個人情報の特性等を勘案し、個人の権利利益の保護とのバランスを図ることが考えられます。これについては、ゲノムデータを用いた学術研究についても同様です。 なお、ある情報が個人情報に該当するか否かは、当該情報を取り扱う者の主観のみによってではなく、客観的に定まるべきものと考えます。本ガイドライン（通則編）案においては、ＤＮＡの塩基の配列に限らず、改正施行令第１条第１号各号に掲げる身体の特徴について、「本人を認証することができるようにしたもの」が個人識別符号に該当する旨を定め、本人を認証することができるようにしたものが個人情報に該当する旨を明確化しています。
154	2-2	個人識別符号	細胞から採取された DNA を構成する塩基の配列　[通則編 9 頁] ・『細胞から採取された』とあるので、ヒトの Germline の配列情報のみではなく、癌細胞等の Somatic	SNP に後天的な変異が含まれないことについては明らかであることから、一般的に現状の案で御理

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		（ゲノム）	line の配列情報も対象となる、という理解で間違いないか。 【個人】	解いただけるものと考えます。
155	2-2	個人識別符号（ゲノム）	1）通則編 P13 （2−2 個人識別符号の事例）のイ DNA 意見　文末を「...の遺伝情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの。」と修正いただきたい。 理由　遺伝情報のみ違う扱いにする積極的理由が無いので、他と表現を併せるべきであると考えられることから。 【個人】	ゲノムデータ（塩基の配列を文字列で表記したもの）は、すでに符号に変換されたものであること、本ガイドライン（通則編）案 2-2 イに掲げる情報量を有するＤＮＡの塩基配列情報は、それ単体又はその中の一部を取り出すことにより特定の個人を認証するに十分なレベルの情報を有していることから、さらに一定の装置やソフトウェアによって認証用の符号に変換することを必須の要件とする必要はないものと考えます。
156	2-2	個人識別符号（ゲノム）	細胞から採取された DNA を構成する塩基の配列 [通則編 9 頁] 以下の理由から、下記定義を提案する。 定義： ゲノムデータ（ヒトの細胞から採取された DNA を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、互いに連鎖不平衡状態にない（r^2 = 0）40 個以上の変異を含むシークエンスデータや、本人を認証することを目的とした DNA 鑑定等の用に供した遺伝型情報 理由： ・『全〜〜〜データ』と表現しているものは、どの程度の精度でどの程度の情報量を指すのか曖昧である。例えば、全ゲノム SNP データとは、どの程度の変異数（情報量）を想定しているのか、一部の染色体上の変異情報が無い場合は対象とはならないのか、など、定義としてはっきりしない。 ・該当するものを列挙しているが、『全核ゲノムシークエンスデータ』、『全エクソームシークエンスデータ』、『全ゲノム SNP データ』は『互いに独立な 40 箇所以上の SNP（40 箇所の根拠が不明）から構成されるシークエンスデータ』に含まれるので、列挙の必要があるのか。 ・『全ゲノム SNP データ』や『4 塩基 STR』という文言が急に出現するが、DNA の記載と揃えるのであれば、『一塩基多型（別名 SNP）』や、『数塩基の繰り返し配列（別名 STR）』とした方が良いのではないか。また、急に略語が出てくると分かりにくいので（single nucleotide polymorphism：SNP）や（short tandem repeat：STR）とスペルアウトした方が良いのではないか。 ・SNP の定義は、“生物種集団内頻度が１%以上の一塩基の多型”である。どのようなシミュレーシ	御指摘の箇所については、「改正個人情報保護法におけるゲノムデータ等の取扱いについて（意見とりまとめ）」（平成 28 年１月 22 日ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォース）において、「個々の「ゲノムデータ」が持つ個人識別性については、その内容により多様である上に、科学技術の進展等により変化しうると考えられることから、「個人識別符号」に該当する「ゲノムデータ」の具体的な範囲については、個人情報保護委員会が、海外の動向や科学的観点から、政令で定められた事項についての解釈を示していくことが求められる。」とされたことを受け、厚生労働省を通じて得られた専門家の知見を踏まえ、当委員会における検討の結果、現状の案のとおりとしております。 ただし、SNP 及び STR という文言が急に出現し、また、急に略語が出てくるとの御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 イ細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列 ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ョンをした結果からこの定義になったか不明であるが、１%未満の頻度の変異もSNPと同様に扱う必要があるので（その家系もしくはその人しか保有しない変異であれば、非常に同定性は高い）、SNPとはせずに、一塩基変異（single nucleotide variant：SNV）にすべきではないか。また、一塩基にこだわる必要は無く、挿入・欠失、マイクロサテライトマーカー、転座、転位等も対象として、単に“変異（Variant）”とすべきではないか。 ・『互いに独立な』とはどのような状態か明確に示すべきである（例えば、連鎖不平衡状態にない（r^2 = 0）と言った表記にすべきではないか）。 ・『9座位以上の4塩基STR等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの』とは、親子鑑定等のDNA鑑定を目的として設定されたマーカーのセットを意味していると考えられるが、『9座位以上の4塩基STR等』は意味をなさないため、前面に出す必要は無いのではないか。 STRとは、数塩基から10塩基程度の繰り返し配列のことで、集団内において多型性を示すかどうかは意味しない。また、4塩基だとしても、対立遺伝子の決定しやすさ（技術面）においては有用であるが、対立遺伝子の数によって情報量が変わってくるので、例えば対立遺伝子が2つだとしたらSNPと情報量は変わらない。もし『9座位以上の4塩基STR等』を定義に入れるとしたら、もう少し説明を加えるべきである。 【個人】	記したもの）のうち、全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノムSNPデータ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシークエンスデータ、9座位以上の4塩基STR等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの 【修正後】 イ細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列 ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）のうち、全核ゲノムシークエンスデータ、全エクソームシークエンスデータ、全ゲノム一塩基多型（singlenucleotidepolymorphism：SNP）データ、互いに独立な40箇所以上のSNPから構成されるシークエンスデータ、9座位以上の4塩基単位の繰り返し配列（shorttandemrepeat：STR）等の遺伝型情報により本人を認証することができるようにしたもの
157	2-2	個人識別符号（顔認証）	個人情報保護委員会は個人情報について開示削除請求が来た場合どの程度その事に携わることが出来るのでしょうか？改正個人情報保護法のパンフレットを見るとただ、監督指導となっているだけでした。これでは今、人権擁護局と全く同じなのではないでしょうか？もう少し強制的に企業に入って確認できるようなそんな権限を持たせることはできませんか？法的な処置を持って委員会が確認できるようなそんな権限を持たせてほしいです。このままでは企業が教えたくないことは教えないという従来のままになってしまうような気がします。ただ店員に付きまとわれるだけでは不十分だと言われるのですが、自分で、どこでどのように登録されたのかもわからないので、こちらから「やっていない」という証明のしようがないのです。情報は企業の方がたくさん持っていると思うので、そこは登録した企業が明示するのが普通ではないでしょうか？そのために保護委員会が出来たと思うのでもう少し強制力を持たせてほしいです。 そして個人情報保護委員会が新たに部署を立ち上げて顔認証システムの情報の精査などを行っていただくくらいの事までしていただきたいです。万引き犯として登録し、犯行が発覚した場合の情報の扱いと何年も経っているのに一向にそうした情報が入ってこない場合の精査をするような機関を作っていただきたいです。【確実に削除される期限を決めてほしいです】　また私のように何年も前から登録されている人も過去にさかのぼって精査をしていただきたいです。この先からではなくこれまで登録された人の中にこそ間違って簡単に登録された人	本意見募集は本ガイドライン（通則編）案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第４章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。 ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第４項第４号に基づき、社会通念上認められると

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			たちがたくさんいるわけですから。　そしてお店や企業がその人物を「不審者」と決めた理由をその場で過去にさかのぼって防犯カメラで確認し、そして確定されるまでは簡単に登録しないなどの登録する場合のマニュアルなどの作成のイドラインを徹底して、もしそれに違反した場合は罰則を設けて頂きたいです。　顔認証システムはソフトやアプリによって簡単に拡散することが出来ます。カメラに映った人物が「不審者」と認識されると店員や社員などに通知されるようですが、このアプリなどの扱いがどのように徹底されているのかがまったく見えません。例えば、スマホのアプリを入れていれば最近は簡単にSNSなどにアップされてしまうような時代で、どこにいてもカメラに登録者が映れば通知されてしまいます。そうなってしまえば街中でもスマホにアプリを入れている人間はあの人は「不審者」と決め付け、まったく関係のない犯罪までをも被せることが出来てしまいます。またそういったことを面白半分でSNSに画像をアップされた場合はどうなるのでしょうか？こちらの議論ももっと詰めていくべきなのではと思います。　・情報の開示と削除に対して法的な強制力を行使できる。（弁護士、個人情報保護委員会によって）　・顔認証システムデータの検証と精査を行う機関の設立　・スマホなどに画像を発信する場合のマニュアルと法整備　・拡散された場合の責任の所在と罰則の請求先を明確にする。　・顔認証システムを扱う場合、わかりやすく目立つ場所に明記することの義務付け　・販売元がメリットばかりでなくデメリットな部分も販売先に説明する義務　・登録する場合の使用者の企業名・責任者名・担当者名・委託先の明記の義務付け　・顔認証システムの乱用。「不審者」と偽って防犯パトロールなどに広めることへの監視、罰則　・一定期間経過したものは確実に削除するをお願いしたいです。本当にどこに行っても嫌な思いをします。　一度登録されてみてください。本当に生きづらい世の中になってることを実感できます。【匿名】	されてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第２項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。
158	2-2	個人識別符号（顔認証）	1. 顔認証システム監視カメラを利用する場合、「顔認証システム導入」と公表することをガイドラインに追記してください。 ガイドラインにおいて、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい。とあります。　顔認証システムを店が使用するならば、(1)「防犯目的に録画までしている」のは、一般的に想定できます。しかし、(2)「取得した入店客全ての顔データを、顔認証システムによって、容疑者顔データと照合させています。」という利用目的は、ほとんどの客が合理的に認識、想定できません。 (2)についても、善良な客は知る権利があり、明示されなければ顔データをこっそり入手され、想定できない利用をされていることになります。 通常の防犯カメラと顔認証システム監視カメラでは、その人物特定・照合・追跡機能、権利利益・プライバシー・人格権の侵害において、全く異なるもので、利用目的を同じとすることは、とうていできません。(2)も公表するべきです。個人情報保護法 15-18 条に基づき、ガイドラインでも「望まし	防犯カメラにより、防犯目的のみのために撮影する場合、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（改正後の法第18条第４項第４号）であることから、利用目的の通知・公表は不要と解されますが、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口に掲示する等、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましいと考えられます。この他、防犯カメラ等に関する考え方については、Q&A等において示すことを検討してまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			い」ではなく「しなければならない」として、「顔認証システム導入」と公表する義務にして下さい。【個人】	
159	2-2	個人識別符号（顔認証）	2. 顔認証システムでの誤認登録対策として、登録情報を本人が開示でき、同意のない共有を禁止することをガイドラインに加えて下さい。また、不審者やクレーマーの基準を、例を挙げてある程度明確にしてください。 店が一方的に容疑者を登録しているため、冤罪被害が多く出ています。また、広範囲に共有できるため、誤認登録された者の人権侵害の程度は深刻です。しかし、登録の有無、登録内容（登録店、登録理由）が開示されなければ、無実の立証ができません。容疑者の段階(無実かもしれない)登録個人データは、保有個人データとして開示され、他社共有されない条文をガイドラインに加えてください。 ガイドラインの保有個人データ（法第２条第７項関係）の例外で(2)の「不審者」ですが、事業者の判断の基準も様々なので、その容貌・様子においてだれでも、ささいなことで不審者にされてしまう可能性があります。万引きをしていないのに、だれでもしてしまいそうな挙動（カバンから携帯電話を取り出すなど）が怪しかったので、万引きしたと思い込まれて顔認証システムに登録されることもありえます。この場合、例外規定(1)財産保護(2)不審者として保有個人データでないとされ、開示、削除されず、第三者提供されてしまうならば、冤罪であるのに、行く先々で不審者扱いされてしまうこととなります。 また、「クレーマー」の定義ですが、事業者のサービス向上につながるような正当な意見だとしても、受けた人間の主観によって悪質クレーマーとされてしまうことがありえます。悪質なクレーマーの線引きを、例を挙げてある程度明確にしてもらわないと、顔認証システムに登録されてしまう心配が生じ、店に何も言えなくなってしまいます。不当な監視、嫌がらせの理由を店に尋ねると、クレーマーとして顔認証システムに追加登録されることも起きているようです。 【個人】	改正施行令第４条第１号は、「本人又は第三者の」財産に危害が及ぶおそれに限定されており、また、本ガイドライン（通則編）案 2-7(2)は、改正施行令第４条第２号に該当する事例 2)として、不審者や悪質なクレーマー等による「不当要求の被害を防止するため」に事業者が保有している情報を記載しており、いずれも不当に保有個人データの範囲が狭く解されないよう、明確になっているものと考えられます。
160	2-2	個人識別符号（顔認証）	3. 監視カメラ顔認証システムに登録された個人情報も、要配慮個人情報に準拠した扱い（同意のない取得、第三者提供が原則禁止）がされるようにして下さい。「被疑者又は被告人として刑事手続きを受けた事実」が要配慮個人情報であるのも、「犯罪への関与があったものと強く推定され、不当な差別、偏見その他の不利益が生じるおそれがある情報が、本人の関知しないところで取り扱われることを防ぐ」という理由からです。「顔認証システムに容疑者登録された個人情報」も、「万引き等犯罪への関与があったものと強く推定され、不当な差別や偏見につながるおそれのある情報が、本人の関知しないところで取り扱われる」という、本質的には全く同じ性質のものであり、同様に「要配慮個人情報」に含まれるべきです。スーパー等の店員が、被登録者に対して、一定の差別・偏見感情を持つことは、生身の人間である以上避けられません。現に、冤罪であるのに、様々な店・施設で冷たい対応や、嫌がらせをされ、地域での生活で村八分にされているということも起きています。冤罪であるのに、本人の知らないところで不名誉な情報が伝わり、不当に社会的信用を失うことはあってはならないことで、個人情報保護法の趣旨に反します。　最後に、顔認証システムが、十分な証拠や同意	要配慮個人情報の範囲については、法令において定めることとされており、ガイドラインで追加することはできませんので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			がなくても、店の裁量で登録、共有設定ができてしまう仕様であることを、中立の機関である個人情報保護委員会が、立ち入り調査して下さるようお願いいたします。【個人】	
161	2-2	個人識別符号（顔認証）	防犯カメラで悪質冤罪不審者登録された場合の問題点 一、セコムやアルソックのような大きな警備会社で登録された場合、日本中の建物が両社の防犯カメラを設置しているため、どこに行っても不審者として扱われる。 二、複数の警備会社で「共同利用」されたときにも、どこに行っても不審者として扱われる。 三、顔は個人情報の最たるものですが、どこに行っても不審者として表示されたら、周囲からそのように記憶されてしまうことになる。法律上は個人情報として保護されるため誰も知らない（誤解しない）。しかし実態は誰でも知っている（誤解している）ことになる。建前と実態がかけ離れた状態になってしまう。 対策として、 一悪質冤罪不審者登録された場合には、即座に訂正させることができる公的な機関を設置することが必要。 二、あるいは民間で勝手に冤罪不審者登録できないようにすることが必要。 三、データを管理している機関が複数ある時は、一社を訂正すれば他社のデータも修正できる仕組みが必要。 四、データが正しく訂正されたかどうかを確認できる仕組みが必要。 五、そして最も大切と思われることですが、自分が冤罪不審者登録されているかどうかを簡単に知ることができる仕組みが必要。例えば、警備室へ行けば顔認証により本人と確認された場合には、登録個人情報がすぐ表示してもらえるとかです。今の仕組みは余りに手間と時間がかかりすぎます。これがないと本人が裸の王様になってしまいます。自分は周囲から誤解されていることを知らないが、周囲は皆不審者と誤解している。そうならないとも限りません。 【匿名】	本意見募集は本ガイドライン（通則編）案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第４章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。 ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第４項第４号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第２項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。
162	2-2	個人識別符号（顔認証）	私は、地方在住の主婦です。確実な証拠はありませんが、【顔認証万引防止システム】に誤登録されているようで、生活に甚大な被害を受けて大変困っております。個人情報保護委員会の皆様に、この窮状を知って頂き、速やかに法整備を進めていただきたく、パブリックコメントを致します。 まず、私は万引きをしたことはありませんし、捕捉された経験もありません。前科前歴もありません。ですが、２０１５年６月頃より、毎日スーパー等で買い物をする際に、店員・警備員から、執拗に手	本意見募集は本ガイドライン（通則編）案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			元や籠の中や顔をじっと見られ、「万引きを疑っているぞ」と敢えて分からせるような態度を取られます。これは１店舗やその姉妹店に限らず私の生活圏にあるほぼ全てのスーパー等、旅先で初めて入った土産店でも行われます。毎日大変なストレスを受けながら生活しています。 『万引きの防止に取り組んでいるＮＰＯ法人「全国万引犯罪防止機構」が、被害を未然に防ごうと、防犯カメラに写った万引き犯の画像をさまざまな店の間で共有できるデータベースの構築を目指して、具体的な検討を始めることになりました。』と２０１５年２月NHKによって報道されました。現在私の置かれている状況は、まさにこの構想が現実のものとなって、私の顔情報が全国で共有されているかのようです。警察や弁護士には相談しましたが、防犯カメラを取り締まる法律がないことや、確かな証拠がないため、対処できないと言われています。この窮状から抜け出す方法は、個人情報保護法しかありません。どうか全ての個人情報の正確性の確保のための情報開示、誤っている場合の情報の訂正・削除・利用停止を例外なく行えるような法律を作って下さい。 この【顔認証万引防止システム】に誤登録されたら、生活を破壊されることを身をもって経験しています。近所にスーパー関係者がおり、そこから誤情報が洩れ、村八分の状態、子どもまで偏見の眼差しが向けられます。もし、一般の企業にまで誤情報が回っているならば、就業や就職活動にも影響してくると思われます。なぜ、無実の人間がここまでされなければならないのでしょうか？それほど、この【顔認証万引防止システム】は誤った使い方をすれば、危険なシステムだということを、個人情報保護委員会の皆様に理解していただき、速やかに法整備を進めていただきたく、切にお願い申し上げます。 【個人】	ゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第４章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、例えば次の措置を講ずることが必要です。 ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第18条第４項第４号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第23条第２項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監督を行ってまいります。
163	2-2	個人識別符号（顔認証）	一、顔認証冤罪不審者登録をした店舗または警備会社に訂正を要求するとき、申請用紙に住民票と身分証明書（写し）を添付することを求められる。 顔認証で本人かどうかわかるわけだから、新たに住民票や身分証明書を求めるのは過剰要求ではないか？ 自分を脅迫した暴力団にわざわざ身分証明書と住民票を預けるだろうか？ 同様に、信用できない会社に新たな個人情報を渡したくはありません。 【匿名】	本意見募集は本ガイドライン（通則編）案の内容に関するものですので、個別の事業者やサービスに関する御意見にはお答えしかねますが、いただいた御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、一般論として、改正後の法第32条及び改正施行令第10条第３号の規定により、事業者は請求者の本人確認の方法を定めることができるとされ、この場合、請求者は当該方法に従って請求を行う必要があります。ただし、本ガイドライン（通則編）案3-5-6（※5）にあるとおり、本人確認の方法について、事業者は、その保有している個人データに比して必要以上に多くの情報を求めないようにするな

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ど、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮することが求められます。
164	2-2	個人識別符号（顔認証）	二、顔認証データを保有かつ管理しているのは何という会社なのか？その会社は何処にあるのか？共同利用の場合、データ保有会社は何処にある何という会社なのか？どこにデータ訂正を求めればいいのか？それがわからないのが最大の問題点です。それが分かるような仕組みを作ってください。個人情報保護法という法律が分らない人が圧倒的に多いと思います。特に情報弱者には意味不明な人が多いのではないかと思います。そのような人でも個人情報を守れるような仕組みを作ってください。【匿名】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、共同利用の場合、個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く必要があります。
165	2-2	個人識別符号	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「個人識別符号に該当しない情報であっても、個人情報とは他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。であること」を繰り返し説明されておりました。多くの誤解が生じているところでもありますので、このことは「【政令・委員会規則のパブコメ回答」だけではなく、本ガイドラインにおいて改めて示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第２条第１項第１号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する場合には個人情報に該当することは、条文の構造上明らかであるため、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、当委員会としては、法の趣旨・内容の周知に取り組んでまいります。
166	2-2	個人識別符号	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「個人識別符号に該当するものは、ケースバイケースではなく、およそいかなる場合においても特定の個人を識別できる種類の符号であって、その利用実態等に鑑みて（日本の事業者において広く利用されている実態がないものは該当しないとした）個人情報該当性を必要性の高いものを列挙したこと」を繰り返し説明されておりました。多くの誤解が生じているところでもありますので、このことは「【政令・委員会規則のパブコメ回答」だけではなく、本ガイドラインにおいて改めて示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	本ガイドライン（通則編）案は、改正後の法に基づき事業者が講ずべき措置について解説するものであり、個人識別符号の範囲について、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、当委員会としては、法の趣旨・内容の周知に取り組んでまいります。
167	2-2	個人識別符号	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「個人識別符号の該当性については、施行後３年ごとに法の見直しを検討することとなっており、また政令、規則についても技術の進歩や利用実態の変化等に応じて適時適切に見直しを行っていくこと」を繰り返し説明されておりました。多くの誤解が生じているところでもありますので、このことは「【政令・委員会規則のパブコメ回答」だけではなく、本ガイドラインにおいて改めて示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	改正法の施行後３年ごとに見直しを行うことは、改正法附則第 12 条第 2 項に規定されており、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、当委員会としては、法の趣旨・内容の周知に取り組んでまいります。
168	2-2	個人識別符号	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号のうち個人情報保護委員会規則で定める基準に該当するもののみ	個人識別符号に該当するものの範囲は、本ガイドライン（通則編）案 2-2 に具体的に記載しており、

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			が個人識別符号に該当することとした点において、その情報量によって個人を識別することができないものは個人識別符号には当たらないこと」を繰り返し説明されておりました。多くの誤解が生じているところでもありますので、このことは「【政令・委員会規則のパブコメ回答」だけではなく、本ガイドラインにおいて改めて示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、当委員会としては、法の趣旨・内容の周知に取り組んでまいります。
169	2-2	個人識別符号	・通則編２－２ウ～トは基本的には「特徴情報」を装置やソフトウェアにより本人を認証することができれば「特定の個人を識別するに足り」（規則２条）るとしているが，当該認証の精度（他人受入率，本人拒否率等）についての基準が全く規定されていない。これは，どれほど精度が劣っていても，容貌，虹彩等の「特徴情報」を装置やソフトウェアにより本人を認証することができれば「特定の個人を識別するに足り」（規則２条）るということと理解してよいか回答されたい。いかなる場合に「特定の個人を識別するに足り」（規則２条）るといえるかについての基準の明確化のために，具体的な数字を入れることが望ましいと思われるが，もし具体的な数字を入れないということであれば，なぜ具体的数字を入れないのかその理由を回答されたい。（イとの平仄という意味でも数字を入れるべきではないか。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおり、本ガイドライン（通則編）案2-2 ロ～トにおいては、認証の精度を一律の基準として設定することはせず、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示しております。これは、現時点で生体認証について確定的な数値基準を一律に設定することは困難との専門家の意見を踏まえたものです。
170	2-2	個人識別符号	・通則編２－２チは，「組合せ」について言及しているが，これは，政令１条１号が「いずれか」としていることに反するのではないか，ご回答されたい。組み合わせが可能ということであれば，政令を「いずれかまたは複数のもの」とすべきではないか，ご回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「いずれか」との文言は、同時に複数の号に該当することを排除するものではないと考えられます。
171	2-2	個人識別符号	個人識別符号に関して 1.個人識別符号に関しては、政令（案）で指定されたものは公的番号のみであった。改正法の規定は、「商品の購買や役務の提供のために個人に割り振られる番号」であるため、一般的な目線からは、クレジットカードの番号、各種会員番号等は、該当すると思われます。政令での指定は、ありませんでしたので識別符号とはならないが、これらの取扱いに関しては、ガイドラン上に何らかの記述があってしかるべきと考える。 【一般社団法人日本個人情報管理協会】	個人識別符号に該当しない情報であっても、改正後の法第２条第１項第１号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（…）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する場合には個人情報に該当することは、条文の構造上明らかであるため、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、当委員会としては、法の趣旨・内容の周知に取り組んでまいります。
172	2-2	個人識別符号	（該当箇所） 通則編２－２個人識別符号 （意見） 個人識別符号は、単体で個人情報に該当するか。	個人識別符号は、単体で個人情報に該当します。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【一般社団法人全国信用金庫協会】	
173	2-2	個人識別符号	（該当箇所） 通則編２－２個人識別符号 （意見） 個人番号は、氏名等と分離した単体の状態で、個人情報となるか。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	個人番号は個人識別符号に該当しますので、単体で個人情報に該当します。
174	2-2	個人識別符号	（該当箇所）通則編の９～１１ページ（御意見）「認証することを目的とした装置やソフトウェアにより…本人を認証することができるようにしたもの」という記載を改めるべきである。（理由）法令では「識別するに足りるもの」という規定ぶりなのに，なぜガイドラインではこのような限定を設けているのか。法・政令・規則と整合せず，妥当でない。【弁護士 21 名共同提出】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。
175	2-2	個人識別符号	＜意見１＞ ■該当箇所 10 ページ・4 行目等 ■意見 「個人識別符号」に該当することとなるものとして、「・・・顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」と規定されているが、「認証する」ではなく「識別する」（identify）の用語を用いる方が適切であるため、修正していただきたい。 ■理由 本人を「認証する」という用語は、通常は「個人認証」（authentication）を意味し、本人が当の本人であることを他人に対して証明する行為（例えば、ログイン認証など）を指すため意味が異なると考える。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。
176	2-2	個人識別符号	１．通則 P9～P10　個人識別符号 「本人が認証できるようにしたもの」 「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより」 （意見） 法令等には記述のない「認証」という用語が使用されているが、その意図は何でしょうか？ （理由） 個人情報であっても、視認するだけや写り込んだだけでは個人識別符号に該当しないということを表現するためのものだと理解していますが、間違いないでしょうか？ 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。 なお、一般的に、視認され、又は映像・画像に写り込んだ顔等については、これを「電子計算機の用に供するために変換」しない限りは、個人識別符号

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				には該当しません。
177	2-2	個人識別符号	（該当箇所） 通則編　2-2　個人識別符号 （意見） 法第２条第２項第２号の「個人識別符号」に該当しない例として、クレジットカード会社が社内管理のために自社のカード会員に割り当てたクレジットカード番号以外の符号で、カード会社以外の第三者が当該特定の個人を識別することができないものがある旨を記載していただきたい。 （理由） 顧客に通知して知らせることなく、カード会社が自社内で管理するために割り当てている符号のように、社外に流出しても第三者が特定の個人を識別できないものは、「個人識別符号」ではないことを明確にするため。 【日本貸金業協会】	改正施行令第１条及び施行規則第３条から第４条までに列挙されていない番号・符号が、個人識別符号に該当しないことは条文上明らかであることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
178	2-2	個人識別符号	１.「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（通則編）」に対する意見つ いて （２）ガイドライン案２－２「個人識別符号」について 身体の特徴に関する個人識別符号に関し、個人情報保護施行令第１条第１号イからトまでに掲げたものの具体的な内容について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（案）」（以下「ガイドライン案」という。）通則編２－２「個人識別符号」に規定されています。ここで、単に客観的な要素の記述に加えて「本人を認証することができるようにしたもの」という目的要件を加えた点は、歓迎したいと考えています。 身体の特徴は、その性質からして、身近な日常生活において、特定の個人を識別し、認証することを目的にすることなく取得する場合があります。このような場合であっても、仮に特定の個人を識別するに足りる水準で電子計算機の用に供するために変換した符号等が個人識別符号に該当し、安全管理措置の対応などが求められることになっては、日常の経済社会活動に混乱を来しかねません。よって、特定の個人を識別し、認証することを目的としない場合には、身体の特徴由来の符号等は個人識別符号には該当しないという解釈、運用がなされるべきであると考えます。 なお、「認証」という新たな用語が用いられていますが、国民、事業者による予測可能性担保の観点から、「識別」「特定」等との用語との意味の違いについて補足説明があるのが望ましいと考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。 なお、「本人を認証することができるようにしたもの」とは、「本人を認証することができるだけの水準である」ことを示しているものであり、事業者が認証を目的として取り扱う場合に限定しているものではありません。
179	2-2	個人識別符号	（該当箇所） 9 ページ　「個人識別符号」について （意見・理由） 法第２条第２項第１号の個人識別符号については、全て「本人を認証することができるようにしたもの」との説明が付され、さらに政令第１条第１号の説明のうちイ以外のロ～チについては「本人を	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いて

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」とされています。本人を認証することを目的としない場合は、ここでいう個人識別符号に該当しないとの理解で正しいでしょうか。 例えば、本人を認証することを目的とせず、個人の年代や性別を判定し当該個人の属性のみを特定するために「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」を示す当該個人の顔の画像データを取得する場合、当該画像データは政令第１条第１号ロの個人識別符号には該当しないとの理解で正しいでしょうか。 【在日米国商工会議所】	います。 なお、「本人を認証することができるようにしたもの」とは、「本人を認証することができるだけの水準である」ことを示しているものであり、事業者が認証を目的として取り扱う場合に限定しているものではありません。
180	2-2	個人識別符号	意見３【通則編 2-2 p.9 イ乃至チ】「認証」の語は、個人識別符号定義の趣旨に合わない用語であり、「識別」に改めるべき「認証」（authentication）と「識別」（identification）は異なる概念であり、「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェア」とした場面における「認証」の語は、一般に他人受入率（FAR）や本人拒否率（FRR）といった指標でその精度が評価されるものを指すこととなり、例えば他人受入率が 0.01 パーセント以下程度の十分な本人確認精度がなければ「認証を目的とした装置」とは言えないものということになる。それに対して「識別」の語は、そうした限定のない広い概念であり、装置やソフトウェアの使用管理者が「人を他の人と区別して識別したい」との目的を持っていれば該当するものということになる。法が個人識別符号を定義する趣旨からすれば、高度な本人確認精度を有するものに限定する必然性はなく、その用途からして実用性が認められる程度のものであれば足りるとするべきであろう。具体例で検討すると、例えば、指紋の場合は、まさに指紋認証装置を用いて、事前に本人が登録した指紋との照合によって本人であることを高度な精度で本人確認する用途が主に想定されるのに対し、顔の場合には、万引犯検出用の顔識別カメラのように、本人が事前登録したわけでもないのに、カメラ設置者が一方的に人々を区別して識別する用途が想定され、この場合には必ずしも他人受入率で評価されるような高度な精度は要求されず、これを通常、認証とは呼ばない。法の個人識別符号定義は、後者の場合を該当させる趣旨であるはずであるから、「認証」の語を用いるのは不適切であり、「識別」の語を用いるべきである。なお、前者の指紋認証装置を用いる場合も、「本人を識別することを目的とした装置」に含まれることとなるので、「認証」の語を用いなくても差し支えないはずである。また、「認証」の語は、法律用語として特別の意味で用いられており、その意義と大きく乖離することは避けるべきとの観点からも、「認証」の語を用いず、「識別」の語を用いるべきである。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。
181	2-2	個人識別符号	「通則編 2-2 個人識別符号（10 ページ３行他）」について、本人を認証とあるが、現行の個人情報保護法上、認証という概念は用いられたことはなく、また、個人情報保護法上もその記載は存在しない。認証とはどういうことか（識別とは違うものなのかを含めて）具体的に説明願いたい。 【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
182	2-2	個人識別符号	個人識別符号に携帯電話番号やクレジットカード番号は含まれないということであるが、個人が保有する携帯電話番号やクレジットカード番号等は、単体であっても個人を識別するために付番されているものであり、個人識別符号では無い個人情報であるとの認識で良いのか。このような番号が、匿名加工情報を作成する際に、削除等をするべきものとして捉えて良いのか。 【匿名】	携帯電話番号及びクレジットカード番号は、御指摘のとおりそれ単体として個人識別符号としては定めておりませんが、一般的に、氏名等の他の情報と関連付けて取り扱われているものと考えられ、その場合には、個人情報に該当するものと解されます。 匿名加工情報を作成する際に、これらの番号により特定の個人が識別される場合や復元される可能性がある場合、あるいは個人情報と連結する符号として用いられている場合には、施行規則第 19 条に基づき削除又は置換を行う必要があります。
183	2-2	個人識別符号	２．政令第１条（１） （１）「・・・特定の個人を識別するに足りる・・・」とある。 この「特定の個人を識別するに足りる」と「特定の個人を識別することができる。」とはどのように異なるのか。具体的事例も挙げて解説して頂きたい。 【個人】	改正施行令第１条第１号では、「特定の個人を識別することができる」個人識別符号には一定の基準を満たす符号が該当することとし、当該基準を「特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準」と表現しています。
184	2-2	個人識別符号	２．政令第１条（１） （２）「・・・本人を認証することができる・・・」とある。 この主語は、人間であるということで良いか。 また、この「本人を認証することができる」と「特定の個人を識別することができる。」とはどのように異なるのか。具体的事例も挙げて解説して頂きたい。 【個人】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。なお、認証を行う際にその主体が人間か機械か等を問うものではありません。
185	2-2	個人識別符号	通則編　９頁～１１頁のイ～チについて 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとされている（９頁箱書き直下の記述）。 そうであるならば、 １　イ～チについて、当該情報単体から特定の個人を識別できる（本人に到達できる）ことの具体的な説明を、国民に分かり易く記述すべきではないか（番号についても、同じ説明をすべきではないか）。 特に、イのＤＮＡについての記述は、素人には全く理解ができない。ゲノムデータを一定の範囲のものに限定しているようだが、そのように限定した理由も併せて記述すべきではないか。 また、ロからチにおいては、「特徴情報」を「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェア」により、「本人を認証することができるように」したものとあるが、 （１）　この表現は、トートロジーに近く（「認証することができる」との結論のみ）、適合を求める「基準」となっていないのではないか。	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。 なお、当委員会としては、本ガイドライン案の内容を含め、法の趣旨・内容の周知に取り組んでまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			（２） 「装置やソフトウェア」に何か仕掛けがあって「認証」に結びつくということか。そうであれば、「装置やソフトウェア」の具体例を国民に示すべきではないか。 【個人】	
186	2-2	個人識別符号	通則編　９頁～１１頁のイ～チについて 「個人識別符号」とは、当該情報単体から特定の個人を識別できるものとされている（９頁箱書き直下の記述）。 ２　イ～チにおいて、「本人を認証することができる」とあるが、「認証」の意味内容を明らかにすべきである。なぜ「識別できる」としないのか。 　　また、「本人を認証することができる」保有個人データは、「当該本人が識別される」保有個人データであり、開示請求に対して開示される（法２８条）ものと理解してよいか。 【個人】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。 個人識別符号が含まれる情報は個人情報に当たりますので、これが保有個人データにも該当する場合、開示請求の対象となります。
187	2-2	個人識別符号	（現記載） 文字・番号、記号、その他の符号 （コメント） （政令についてはコメントしても仕方なさそうですが） 最近の先進技術では、書き方、操作手順等も個人を特定する情報となりえます。 【個人】	個人識別符号に該当し得る身体の特徴の範囲については、法令において定めることとされており、ガイドラインで追加することはできませんので、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。
188	2-2	個人識別符号	▼通則編　2-2　個人識別符号の例示として、「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの」とある。　マーケティング分野では動線分析などを目的に映像によるモニタリングをする機会が多く推定される年代・性別等の デモグラフィック情報と呼ばれる情報や各々の動線が異なる来店者によるものか否かを判断するために顔の特徴量情報を取得する機会がある。　ガイドラインで言及されている「認証」とは、「対象が正当であるか/各リソースを利用する権限があるか」を確認する行為と解しており、法の個人情報の定義たる「特定の個人を”識別”することができる」とほぼ同義かと思われる。　上記マーケティング分野で取得する年代・性別等の デモグラフィック情報と呼ばれる情報や各々の動線が異なる来店者によるものか否かを判断するために取得する顔の特徴量情報等は「識別」に至らない情報と考えるが、個人情報たる個人識別符号（法第２条２項一号）にあたらないのか否か、ガイドライン中で例示と見解を頂きたい。また　「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェア」とは何を指すのか？【匿名】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。一般にカメラに写り込んだ人物が再度写り込んだ際に、同一人物だと識別できるように来客者の顔の特徴情報を変換したデータ等も、この基準を満たしており、個人識別符号に該当するものと考えられます。
189	2-2	個人識別符号	（１）2−2　個人識別符号（法２条２項関係）について 個人識別符号に生体データや旅券・健康保険証等だけでなく、ＥＵ一般データ保護規則４条１号で個人情報に含まれている携帯電話番号・スマートフォンの端末ＩＤ等も含まれることを明確化すべきで	個人識別符号に該当する符号の範囲については、法令において定めることとされており、ガイドラインで追加することはできません。なお、個人識別符

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ある。このような個人情報保護法改正における個人情報保護のレベルダウンは、国民の権利利益と人格尊重の理念（個人情報保護法１条、３条）を不当に軽視するだけでなく、例えばＥＵからの十分性認定をも困難なものとするものであり経済界の発展（同１条）にもマイナスである。 【匿名】	号に該当しなくとも、改正後の法第２条第１項第１号「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（･･･）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。」に該当すれば、個人情報となることに変わりはありません。
190	2-2	個人識別符号	（該当箇所） 通則編の９ページから１１ページ （意見） 個人識別符号に該当するものとなる例示のイからチまでのすべてについて「本人を認証することができるようにしたもの」という表現をしているが、「本人を認証する」の意味を明瞭にすべきである。そのために、「本人を認証する」を定義するか、「特定の個人を識別する」に書き換えるべきである。 （理由） 「認証する」とは、何らかの正当性を第三者が証明することを意味し、英語では certify に相当する。コンピュータ等において、英語の authenticate を認証と訳すことが多いが、それはそのような文脈に限った用法であり、識別し証明することである。英語では identify and proof となる。このどちらの場合においても、「本人を認証する」とは、本人の正当性を第三者が証明する又は本人を識別し証明するとなるが、ガイドラインの文章の意図することが「特定の個人を識別するに足りるもの」との違いが意味不明である。 「特定の個人を識別する」ことと同じ意味ならば、同じ表現をすべきであるし、異なることを意味したいなら、「特定の個人を識別する」ことと、「本人を認証する」ことの相違を明瞭にすべきである。 ガイドラインにおいて、これらが明瞭でなければ、日本語の自然な解釈として、「証明する」という行為が含まれることに限定されたものとなり、証明という行為が含まれない場合には、個人識別符号には該当しないということになると考えられる。 【個人】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌や DNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。
191	2-2	個人識別符号	通則編９頁～１０頁に説明がある身体の特徴を元にした個人識別符号のイ～チ各項目（政令第１条(1)に対応）について「～により、本人を認証することができるようにしたもの」という説明にそれぞれなっている。これは例えば DNA をシーケンサで読み取ってゲノムデータを保管した、あるいは顔写真を取って JPEG 画像データを保管した、のみの状態ではそれらのデータは個人識別符号には当たらない、ということで良いでしょうか。 また、保管したデータから特徴の抽出は行ったが本人の認証に使用することはない場合にもそれらの特徴データは個人識別符号には当たらない、ということで良いでしょうか。 さらに、今度は本人の認証に使用するために特徴等のデータを準備したが、まだ認証用の装置やソ	JPEG 画像データのままでは個人識別符号に該当しないという点は御理解のとおりです。 他方、「ゲノムデータ」は「塩基の配列を文字列で表記したもの」であり、それ自体すでに符号状のものになっているため、これが本ガイドライン（通則編）案 2-2 イの要件を満たすのであれば、個人識別符号に該当します。 「本人を認証することができるようにしたもの」

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			フトウェアに設定していないため、そのままでは本人の認証に使用できない状態のデータは個人識別符号にあたるでしょうか。 【個人】	とは、「本人を認証することができるだけの水準である」ことを示しているものであり、事業者が認証を目的として取り扱う場合に限定しているものではありません。
192	2-2	個人識別符号	個人識別符号とされた保険者番号-被保険者記号-番号（以下保険証番号）について 民間企業の健康保険組合においては，当該企業の社員番号を被保険者番号に用いている場合が多いように思われます．社員番号はコンピューターとのログイン ID，社員証その他様々な利用がされており，社員番号@企業ドメインでメールの送信が可能な場合さえございます． また，健保組合の保険者番号は企業名から検索することが可能です． このため，社員番号から容易に個人識別符号となる保険書番号を取得可能です． これを踏まえまして，社員番号を含むデータは個人識別符号を含む場合と同等の扱いが必要に成りますでしょうか． 【個人】	個人識別符号に該当するのは健康保険証の番号・記号・被保険者番号であり、社員番号は該当しません。 なお、そもそも社員番号を割り振る企業やこれを被保険者番号とする健康保険組合においては、当該番号と社員の氏名等の情報をひも付けて管理する場合が一般的であると考えられ、その場合、従来どおり、これらは一体として個人情報に該当するものと考えられます。
193	2-2	個人識別符号	2-2　個人識別符号（法第２条第２項関係）9 頁・「ゲノムデータ（細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列を文字列で表記したもの）」（イ）が個人識別符号を構成する条件において、他の「ロ」以下の状況と一貫して「本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより」を付記して規定するべきである。データが存在するだけで、由来する特定の個人を直接識別することはできない。これら本人を認証するための設備環境があり、加えて特定個人のラベルを備えた符合情報が揃って初めて、個人を特定することが成立する。また、データのみでその正確さが保障されているわけでもない。・「認証」「本人を認証することができるようにしたもの」（イ～チ）という表現は回避するべきであり、個人情報の定義に用いられる「特定の個人を識別することができるもの」を引き続き使用するべきである。個人識別符号の定義や範囲に関する文章の中で、特定個人と情報との関係を示す用語を、他の用語の関係を明示することなく使用することは実際の運用において混乱を招く。【個人】	「本人を認証すること」という文言については、登録された顔の容貌やDNA、指紋等の生体情報をある人物の生体情報と照合することで、特定の個人を識別することができる水準である符号が個人識別符号となることを示すため、「認証」との言葉を用いています。 ゲノムデータ（塩基の配列を文字列で表記したもの）は、すでに符号に変換されたものであること、本ガイドライン（通則編）案 2-2 イに掲げる情報量を有するＤＮＡの塩基配列情報は、それ単体又はその中の一部を取り出すことにより特定の個人を認証するに十分なレベルの情報を有していることから、さらに一定の装置やソフトウェアによって認証用の符号に変換することを必須の要件とする必要はないものと考えます。 本ガイドライン（通則編）案 2-2 イに掲げる情報量を有するＤＮＡの塩基配列情報は、それ単体で又はその中の一部を取り出すことで特定の個人を識別することができると整理したものです。
194	2-2	個人識別符号	（該当箇所） 通則編 2-2 個人識別符号	(1)「適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換すること」との施行規則第 2

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			（意見） 個人情報保護法施行規則の改正に係るパフコメにて、施行規則第 2 条第 1 号に関して以下の質問をしたところ、「本規則案第 2 条の基準の具体的な内容については、今後ガイドラン等において明確にしてまいります。」との回答をいただきましたので、改めて以下の質問を致します。 個人識別符号に該当する基準として「適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換する」とあるが、それでは、次に掲げるものは個人識別符号に該当せず個人情報に該当しない、ついては個人情報の保穫に関する法律による保護の対象とならない、との解釈でよいか。 (1) 不適切な範囲又は不適切な手法により変換された符号 (2) 電子計算機の用に供するためでない目的（販売、公表等）のために変換された符号 今回、政令第１条第１号イからトまでの符号について基準をガイドラインで定めたが、この基準に合致しない符号は、特定の個人を識別できるものであっても個人識別符号に該当しない、との理解でよいか。 【個人】	条に定める基準に適合し、個人識別符号に該当することとなるものは、本ガイドライン（通則編）案2-2イ～チに列挙したもののとおりです。 (2)電子計算機の用に供するためでない目的であれば御理解のとおりですが、最終的な目的が販売目的等であることをもって、電子計算機の用に供するための変換であることが否定されるものではなく、改正施行令第１条第１号に掲げる身体の特徴が符号化される場合には、電子計算機の用に供する目的が一般的に想定されると考えます。 なお、個人識別符号に該当しない符号であっても、特定の個人を識別することができる場合は、個人情報に該当することとなります。
195	2-3	要配慮個人情報	●該当箇所 通則編の 12 ページ・12 行目 ●意見内容 「臓器提供の意思表示情報」は、要配慮個人情報に該当しないとの認識でよいか。 ●理由 上記の情報は、要配慮個人情報には該当しないものと理解しているが、もし該当する場合は事業者が本人確認のために提示を受ける各種本人確認書類等に記載されていることから、同意取得や黒塗り対応でかなりの業務負荷となるため、念のため、整理を確認したい。 【一般社団法人日本クレジット協会】	運転免許証、保険証及びマイナンバーカードに記載された臓器提供に関する意思表示は要配慮個人情報に該当しません。
196	2-3	要配慮個人情報	●該当箇所 通則編の 12 ページ・30 行目 ●意見内容 要配慮個人情報に該当する病歴は、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要すると思われる病歴との認識でよいか。 そうであるならば、「特定の病歴」の「特定」の判断基準や、「特定」に該当しない病歴の事例を示してほしい。 ●理由 全ての病歴（病名）が要配慮個人情報に該当することはないと考えるが、何が要配慮個人情報に該当するのか基準が明確でないため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	病歴に対する認識や関心度は、その人の境遇やこれまでの経緯によって様々であり、特定の病歴以外が、不当な差別や偏見その他の不利益を生じさせない情報であるとは一概に言えず、一律に判断することは困難であり、不適当であると考えられます。 このため、患者個人が自分の病歴を、他人に取得され、第三者に提供される際に、どのような目的で取得され、利活用されるのか等を見極めた上で、その適否について個々人で判断、選択できることが必要かつ重要であると考えられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
197	2-3	要配慮個人情報	●該当箇所 通則編の 14 ページ・26 行目、15 ページ・18 行目 ●意見内容 2-3（8）及び（9）に記載のある「・・・関係のない方法により知り得た場合は該当しない。」とはどのような事例が該当するのか。 健康診断、診療等の事業及びそれに関係する業務の事業者もしくは従業員から知り得た場合以外は「関係のない方法により知り得た場合」に該当するとの理解でよいか。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	具体的には、フィットネスクラブで計測された会員本人の身長、体重、血圧などのデータ、体調不良等を理由に自宅で本人が計測した体温など、健康診断事業、診療事業、遺伝子検査ビジネスなどに該当しないものを指しています。
198	2-3	要配慮個人情報	ガイドライン案 P12　(4) において、以下のように記されています。 病歴 病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。 この点については【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「風邪などの一般的かつ軽微な疾患に関する情報も要配慮個人情報になること」を説明されておりましたが、本ガイドラインではあえて記載されなかった事は過剰反応を引き起こさないためには良かったと思います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	賛同のご意見として承ります。
199	2-3	要配慮個人情報	ガイドライン案 P12　(4) において、以下のように記されています。病歴病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががんに罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。この「病歴」には「診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」が含まれるのかどうか不明瞭なため、その正誤を示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	法律で定められた「病歴」と、政令で定められた「診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」とは重複をしないように定めております。
200	2-3	要配慮個人情報	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「運転免許証の免許の条件に記載された眼鏡等、臓器提供に関する意思表示は要配慮個人情報には当たらないこと」を説明されておりましたが、本ガイドラインではあえて記載されなかった事は良かったと思います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	賛同の御意見として承ります。
201	2-3	要配慮個人情報	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインや JISQ15001:2006 との間で違いが生じているが、要配慮個人情報の具体的な内容については他の法令の規定、我が国における社会通念や歴史的背景を参考としてガイドライン等で明確にしていくこと」を繰り返し説明されておりました。多くの誤解が生じているところでもありますので、このことは「【政令・委員会規則のパブコメ回答」だけではなく、本ガイドラインにおいて改めて示していただけるよう願います。	本ガイドラインは、改正後の法令にすでに定められた条文の解釈や具体的な事例を示した、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインであるため、御提案の金融分野における機微情報等との違いについての記載はなじまないと考えております。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	
202	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３では推知情報は要配慮個人情報に含まないとするが，例えば，「●●地区における外国人居住者リスト」として，外国人居住者の名前，住所及び国籍を五十音順にまとめたリストは人種（法２条３項）に関する単なる推知情報が記載されているに過ぎないので，要配慮個人情報には該当しないという理解でよいか回答されたい。また，例えば，「政治家の本籍地リスト」として，全国会議員・地方議会議員の名前と本籍地を五十音順にまとめたリストは単なる社会的身分（法２条３項）の推知情報が記載されているに過ぎないので，（仮にその本籍地の一部がいわゆる被差別部落であっても）要配慮個人情報には該当しないという理解でよいか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「外国人居住者の名前、住所及び国籍を五十音順にまとめたリスト」、「全国会議員・地方議会議員の名前と本籍地を五十音順にまとめたリスト」は要配慮個人情報に該当しないものと考えられます。
203	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３の要配慮個人情報に関連し，これまで金融庁ガイドラインに基づき，金融機関では機微情報の対応をしてきたが，機微情報に関する対応と要配慮個人情報に関する対応の関係を説明されたい。具体的には，まず，機微情報は利用及び第三者提供も禁止され（金融分野 GL6 条），さらに安全管理措置についても上乗せ措置が求められている（金融分野 GL の安全管理措置等についての実務指針・別添２）が，要配慮個人情報については取得とオプトアウトによる第三者提供のみが規制されているという理解でよいか。また，金融庁ガイドライン第６条に該当する場合，具体的には 「①法令等に基づく場合 ②人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合 ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合 ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合 ⑤源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において，政治・宗教等の団体若しくは労働 組合への所属若しくは加盟に関する従業員等の機微（センシティブ）情報を取得し，利用し，又は第三者提供する場合 ⑥相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて，機微（センシティブ）情報を取得，利用又は第三者提供する場合 ⑦保険業その他金融分野の事業の適切な業務運営を確保する必要性から，本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で機微（センシティブ）情報を取得し，利用し，又は第三者提供する場合 ⑧機微（センシティブ）情報に該当する生体認証情報を本人の同意に基づき，本人確認に用いる場合」のそれぞれの場合（特に④～⑧）について，要配慮個人情報の取得の例外と解することができるか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	金融分野における機微情報に関する規制は、今後金融分野に関するガイドライン等で示していく予定です。
204	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３（２）では信条に思想が含まれるとされているが，嗜好程度では「思想」とはいえないという理解でよいか回答されたい。また，どの程度の確固たるものであってはじめて「思想」といえるか回答されたい。例えば，共産主義，社会主義，フェミニズム等までのレベルに至ってはじめて	「嗜好、嫌煙家であること、菜食主義であること、食べ物の好き嫌い」は要配慮個人情報の信条に該当しません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			「思想」になるということか，回答されたい。また，「特定の政党支持者であること」や「嫌煙家であること」や「菜食主義であること」や「食べ物の好き嫌い」がそれぞれ「思想」か回答されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	信条には、政治上の主義も含まれます。したがいまして、特定の政党の党員であることは要配慮個人情報に該当します。
205	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３（３）の社会身分について，非嫡出子であることや部落出身者であることは「社会的身分」か，回答されたい。また，親子関係，高齢であること，賭博常習者であること，業務上横領における業務者であること，夫婦，特定の職業的地位，特定の学校の出身者，特定の地域（被差別部落を除く）出身であることは「社会的身分」に該当しないということでよいか，回答されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	要配慮個人情報である社会的身分については、単なる職業的地位や学歴などが該当するわけではありません。ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味します。
206	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３（６）の犯罪の「被害」とは何か，説明されたい。例えば，公然わいせつ罪は社会的法益が害されるところ，そのような公然と行われるわいせつ行為を見た者（変質者に局部を見せつけられた女子高生のような場合もあれば，ストリップ劇場の観覧者のような場合も双方あり得る）は「被害」にあったと解されるのか，回答されたい。（パブコメ１５５番では「犯罪によって害を被った事実の具体的な内容については，ガイドライン等において明確にしてまいります。」とあるが，十分に明確にされていないのではないか。）【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「犯罪により害を被った事実」の「犯罪」には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当します。
207	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３（６）の犯罪の「被害」について，加害者側については，「犯罪の経歴」と「刑事手続き」という形で有罪判決の有無により分かれているが，被害者側については１つしかない。すると，通則編２－３（６）の犯罪の「被害」は，有罪判決の確定の有無を問わず，犯罪の被害に該当するということでよいか，回答されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
208	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３（６）の犯罪の「被害」について，例えば，電車の防犯カメラが明確かつ鮮明に特定の個人が痴漢被害に遭っているところを記録しているという場合，これは特定の個人が強制わいせつ罪ないしは迷惑防止条例違反の犯罪により被害にあった事実であって，本人の同意なくカメラで録画し「取得」することは禁止されているという理解でよいか，回答されたい。もし，このような防犯カメラの撮影について本人の同意が不要というのであれば，その根拠について説明されたい（法１７条２項２号であろうか？）。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般的に要配慮個人情報に該当する事項が外形上明らかであれば、政令第７条１号の、本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合に該当し得ると考えます。
209	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３（８）では「本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果」が要配慮個人情報になると説明しているようであるが，遺伝子検査の結果すべてが要配慮個人情報になる訳ではないという理解で正しいか，それとも，「本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果」は単なる例示で，遺伝子検査の結果であれば全て要配慮個人情報になるということかご確認されたい。なお，もし，「本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果」に限定されるという解釈なら，パブコメ１８６番等の「事業者による遺伝子検査の結果等のゲノム情報は，要配慮個人情報に該当します。この点については，ガイドライン等において明確にしてまいります。」という回答と矛盾しないのか，説明されたい。	受診者本人の健康状態が判明する遺伝子検査の結果は、氏名等の個人情報と合わせて取り扱われる場合に要配慮個人情報に該当します。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
210	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３（８）では「遺伝子検査（診療の過程で行われたものを除く。）」とあるが，診療の過程で行われた遺伝子検査は政令２条３号の「健康診断等の結果に基づき，又は疾病，負傷その他の心身の変化を理由として，本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」に該当するという理解でよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	診療の過程で行われた遺伝子検査の結果は、政令第２条第３号に該当します。
211	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３（１０）では「刑事事件に関する手続」の内容について説明がないが，「被害届の提出」，「告訴」，「書類送検」，「不起訴処分」等，政令案２条４号で例示されているものよりも 犯罪の嫌疑が薄い（ないしは「嫌疑なし」でも行われる）手続についてもそれが「刑事事件に関する手続」である以上要配慮個人情報に該当するということか，ご確認いただきたい。（パブコメ２５７番では「本人を被疑者又は被告人として，逮捕，捜索，差押え，勾留，公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたことの具体的な内容は，ガイドライン等において明確にしてまいります。」とあるが，十分に明確にされていないのではないか。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「刑事事件に関する手続」には、告訴、検察官への送致、不起訴等も含め、本人が被疑者又は被告人の立場として刑事事件に関して刑事訴訟法に基づく一切の手続を受けた事実が含まれます。被害届の提出は、その時点では、当該本人にとって被疑者の立場で受けた刑事訴訟法に基づく手続には該当しないものと考えます。
212	2-3	要配慮個人情報	・通則編２－３（１０）において「他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や，証人として尋問を受けた事実に関する情報は，本人を被疑者又は被告人としていないことから，これには該当しない。」とあるが,Ａについての殺人被疑事件についてＢが取調を受けたり証人尋問を受けた事実は，Ｂに関する要配慮個人情報ではないとしても，Ａについての要配慮個人情報ということで良いか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
213	2-3	要配慮個人情報	４．要配慮個人情報の範囲の明確化 通則編「2-3 要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項関係）」では、要配慮個人情報の対象として(1)から(11)までの記述等が示されている。これらについて、ガイドラインやＱ＆Ａ等で適切な例示を行い、より明確化することを求める。 【一般社団法人日本経済団体連合会】	個人情報取扱事業者の理解を高めるため、より具体的かつ適切な事例をガイドラインや QA に記載してまいります。
214	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 通則編２－３要配慮個人情報（３）社会的身分 （意見） 「社会的身分」には「単なる職業的地位や学歴は含まない」とのことだが、国（日本・外国）における主要な役職等も含まないという理解でよいか。 【一般社団法人全国信用金庫協会】	「国（日本・外国）における主要な役職」は要配慮個人情報の社会的身分に該当しません。
215	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 通則編2-3　要配慮個人情報（法第 2 条第 3 項関係）P14・27 行　P15・22 行 （ご意見）	具体的には、フィットネスクラブで計測された会員本人の身長、体重、血圧などのデータ、体調不良等を理由に自宅で本人が計測した体温など、健康診

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【質問】（８）、（９）の該当箇所に、「なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康情報を、健康診断、診療との事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。」とあるが、「それに関する業務とは関係ない方法」とはどんな場合が考えられるか？ （理由） 具体的には測定、取得される場合として学校等における身体測定、フィットネスクラブ、遊園地などの身長、体重制限のある乗り物などであると思われるがこれらは含まれないのか。 また、「関係ない目的により・・」ではなく「関係ない方法により」という手段を示す記述であるが、例えば医療用では用いられない簡便な検査方法等を示しているのか、曖昧である。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	断事業、診療事業、遺伝子検査ビジネスなどに該当しないものを指しています。
216	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所）　通則編 2-3 要配慮個人情報　P18 下から 12 行目（ご意見）　“医療機関を介さないで行われた遺伝子検査の結果のうち本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果も含まれる。”とあるが、より明確な判断基準を明示して欲しい。（理由）　昨今、DTC の遺伝子検査でも全ゲノム検査が可能になりつつあり、対象となる遺伝子型が膨大になりつつある。また、遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果については、遺伝型の疾患へのかかりやすさの確からしさに左右されると考えられ、また、データを扱う者が、全ての遺伝型の疾患へのかかりやすさを知りえないと判断できない。【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	受診者本人の健康状態が判明する遺伝子検査の結果は、氏名等の個人情報と合わせて取り扱われる場合に要配慮個人情報に該当します。一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
217	2-3	要配慮個人情報	（対象資料） 通則編　2-3　要配慮個人情報（法２条３項関係） （意見） ガイドラインでは、要配慮個人情報に該当する情報を推知させるにすぎないものは要配慮個人情報には含まれないとされている。実務上、病歴に係る情報については、親族を含む第三者からの伝聞情報として聞くことも多い（例：Ａから「Ｂの父Ｃは〇〇病らしい」と聞く）が、そのように真偽が不明な伝聞情報については、要配慮個人情報には含まれないとの理解でよいか。 【日本証券業協会】	御理解のとおりです。
218	2-3	要配慮個人情報	（３）第２条について 「個人識別符号」および「要配慮個人情報」は、法改正によって新たに規定された概念であり、個人情報、要配慮個人情報の内容を明確にし、要配慮個人情報の範囲をガイドライン（案）の冒頭にもあるように「不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」に限定するよう求めた。 今回示されたガイドライン（案）では、「要配慮個人情報」の範囲および定義が一応示された。しかし、概念が依然として不明確な項目が多く、「不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」との趣旨に沿って内容が限定されたとは、到底言えない。例えば、「人種」「信条」などは具体的な例示を挙げなければガイドラインの意味をなさない。「病歴」「犯罪の経歴」「犯罪により害を被った事実」なども同様であり、ガイドライン（案）は「病歴」では風邪を	要配慮個人情報の具体的な内容については、本ガイドラインやガイドラインを補完する Q&A において明確にしてまいります。 なお、報道機関については、改正後の法第７６条（現行法第 66 条）に規定する報道の用に供する目的に該当し、従来と同様、同法第４章の規定の適用除外となっています。また改正法第４３条において、報道機関に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、表現の自由が保障され

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ひいたこと、通院で受診したことも「要配慮個人情報」に含まれる。 　これらは不当な差別、偏見につながるとは到底考えられない。むしろ「知的障害」「身体障害」などを含めたことは、逆に差別、偏見の固定・助長につながる。このため、「公共の利害に関する限り、提供に問題がない」旨のことわりがなければ、要配慮個人情報の名もと、広く規制の網を掛けることが、報道への重大な障害だけでなく、どのような社会を招くか容易に想像できるであろう。 　「要配慮個人情報」は不用意に利用されると偏見や不当な差別が生じる恐れがあり、特にプライバシー保護の必要性があることから設けられた概念である。その趣旨に沿って、範囲を限定し、内容を明確にすることを重ねて強く要望する。 　また、ガイドライン案では、「死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する」と規定している。報道では、死者に関する情報を扱うことは日常茶飯事である。これについても、具体的な例を挙げていただきたい。 【一般社団法人日本新聞協会　編集委員会】	るよう配慮がなされています。 　当委員会としては、当該規定を含め、法の趣旨・内容についての周知広報に積極的に取り組んでまいります。
219	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 2-3 要配慮個人情報 （意見） 患者情報登録システムに記録された治療情報は「要配慮個人情報」と考えてよいのか？ （理由） 「患者情報登録システム」とは，ナショナルセンター，医学系の学会等が構築、運営している疾患レジストリ等を意味しています. 【日本製薬工業協会】	患者情報登録システムに補修する情報の内容が不明であるため、個別具体的な判断が必要です。
220	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 要配慮個人情報（法第２条第３項関係） (9) （意見） （８），（９）について，要配慮個人情報の記述は法に照らして範囲が広すぎると考えます．対象は健診又は診療の結果下された医学的な診断に限定されることを希望します. （理由） 「「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」と定義されています．（８），（９）は政令第２条（２）及び（３）についてであり，何れも医学的職務の従事者が行う診断，治療が対象である．臨床検査の値，画像等はそれ自体が疾病を示す情報ではなく，「推知させる情報に過ぎないもの」に当たるのではないでしょうか. また，血圧，血糖値，体重等は自己測定を行い，結果は測定機器のクラウド，自身の手帳，医療機関の電子カルテなどマルチに記録される場合もあり，記録される場所によって同じ情報の法的な規律が分けられるのは合理的でないと考えます. 【日本製薬工業協会】	本ガイドライン２－３「要配慮個人情報」１４頁から１５頁記載の（８）、（９）は、法定の「病歴」に準じた取扱いが必要な情報であって、かつ差別や偏見を生じさせるおそれのある情報として国民的コンセンサスが形成されていると考えられる情報について、限定的に要配慮個人情報として政令に定めたものの解釈を示したものです。 　検査の結果（数値や画像）は、それ自体が疾病を示す情報ではなく、推知させる情報に過ぎないものに当たるとの御意見ですが、なにも病気に罹患した事実だけが差別や偏見を生じさせるおそれのある情報であるわけではありません。例えば、血液検査の数値などにも診断の基となる情報が含まれ、差別や偏見を生じさせるおそれのある情報となり得ると考

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				えられます。
221	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所）要配慮個人情報（法第２条第３項関係）（8）（意見）「また、病院等を受診したという事実も該当する」は削除されるべきと考えます．（理由）P12 において「次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。」と説明されています．病院等を受診した事実は本人が何らかの疾病を有することを直接意味するものではなく，推知させる情報に含まれるものであると考えます．仮にあえて当該記述を行うのなら，（7）において特定施設への入所について関連する診療科の受診と共に記述されるべきであると考えます．なおクレジットカードによる医療機関での支払い，病棟に長期間（数日以上）留まり続けるモバイルの位置情報なども医療機関を受診していることを特定するに十分である上，医療者以外によって取得されますので，受診したという事実に含まれるべきと考えます．【日本製薬工業協会】	病院等を受診した事実は、何らかの疾病を有することを直接的に意味するものではなく、推知させる情報との御意見ですが、なにも病気に罹患したことだけが差別や偏見を生じさせるおそれのある情報であるは言えません。例えば、精神科などを受診した事実そのものが、差別や偏見を生じさせるおそれのある情報であると考えられるため、病院等を受診した事実を要配慮個人情報として位置付けたところです。このように疾患に罹患した推知情報であるか否かは問題ではありません。
222	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 要配慮個人情報（法第２条第３項関係）（8） （意見） 「※）遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの（例：将来発症し得る可能性のある病気、治療薬の選択に関する情報等）が」の「、治療薬の選択に関する情報」は削除いただきたい． （理由） 「治療薬の選択に関する情報」には，有効性（適応症），安全性（代謝酵素，相互作用等）に関するものなど多くがあるが，差別，偏見その他の不利益が生じると思われるものは果たしてあるのでしょうか．ここで対象としているヒト遺伝子ではなく，ウイルスなど感染の経歴，事実を示す遺伝子検査であれば差別，偏見その他の不利益が生じる可能性は在るかもしれまえんが． 記載するのなら，法令の理解のためにも，具体的に差別，偏見その他の不利益となる事例をご説明いただきたい． 【日本製薬工業協会】	治療薬の選択に関する情報の中には、例えば、薬の副作用や薬の有効性・無効性等を示す情報があり、これらの情報には配慮性があると認識しております。 なお、ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォースが取りまとめた「改正個人情報保護法におけるゲノムデータ等の取扱いについて」においても、「治療薬の選択に関するものなどに関する「ゲノム情報」は配慮を要するべき情報に該当する場合があると考えられる」と考え方を示しております。
223	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 要配慮個人情報（法第２条第３項関係）（8） （意見） 「遺伝子検査」（遺伝子）について用語の定義が必要と考えます． （理由） 法，政令，規則にはない用語である．ゲノム研究分野では子孫への遺伝性の情報を示すが，一般の文脈によっては，変異した体細胞の塩基配列情報を含む場合があります．後者は，例えば腫瘍に特有なものの場合，後天的で，腫瘍細胞にのみ存在し，手術で摘出することで本人は保有しなくなり，子孫へ遺伝する情報とは大きく異なります．	遺伝子検査により判明する情報においては、本人のみで子孫へ遺伝しない情報もあれば、子孫へ遺伝する情報もあると認識しております。本人の現在の健康状態のみならず、将来発症する可能性や非発症保因者として子孫へ遺伝子変異を伝える可能性があることから、要配慮個人情報と位置付けたもので、体細胞変異だけを除くことは適切ではないと考えています。一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【日本製薬工業協会】	
224	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「『個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）』及び『個人情報の保護に関する法律施行規則（案）』に関する意見募集結果」の項番 189 において、「本籍地は、一般的に差別の要因になるものといえず、それだけでは要配慮個人情報に該当しないと考えております。ただし、御指摘のように特定の地域の出身者であることを調査するために本籍地を取得するような場合に要配慮個人情報の取得になり、法の適用を受けると考えております」とあるが、金融機関が相続手続等の業務遂行上必要な範囲で「本籍地」を取得する場合には、当該「本籍地」情報は、要配慮個人情報ではないとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	御理解のとおりです。
225	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「『個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）』及び『個人情報の保護に関する法律施行規則（案）』に関する意見募集結果」の項番 156 において、「病歴に対する認識や関心度は、その人の境遇やこれまでの経緯によって様々であり、風邪などの一般的かつ軽微な疾患に関する情報が、不当な差別や偏見その他の不利益を生じさせない情報であるとは一概に言えず、一律に判断することは困難であり、不適当であると考えられます。このため、患者個人が自分の病歴を、他人に取得され、第三者に提供される際に、どのような目的で取得され、利活用されるのか等を見極めた上で、その適否について個々人で判断、選択できることが必要かつ重要であり、その点で風邪などの一般的かつ軽微な疾患に関する情報も含め、要配慮個人情報とすることが適切と考えられます」とされているが、一般的かつ軽微な疾患に関する情報（風邪など）までもが、一律要配慮個人情報となることは、病歴の解釈の幅を大きく広げることになり実務上非常に大きな負担となる。例えば、当該情報の取得の経緯等（本人との会話など）を総合的に勘案して、明らかに不当な差別等に発展しないと判断される場合は、当該情報は要配慮個人情報に該当しないと整理していただきたい。 また、そもそも、「病歴」とは、医師等から診断を受けた結果、病名が告げられるものを指し、医師等の診断を受けていない場合であれば、身体不調を表す際の「風邪」等の情報は、要配慮個人情報に該当しないとの理解でよいか。 さらに、「風邪」、「花粉症」、「捻挫」等の情報は、病名の俗称であり、正式な病名は、「アレルギー性〇〇炎（花粉症）」、「靭帯損傷（捻挫）」等であると考えるが、「病歴」はそのような医者等から診断された正式な病名をいうのか、それとも俗称も含めるものなのか。 加えて、本人などから上記のような病名・症状等を伝えられ、それを業務上の必要があって、業務日誌等に記録する際には、具体的な病名・症状等ではなく、「病気を患っている」、「身体が痛む」、「具合が悪い」等と抽象的に記録すれば、「要配慮個人情報」の取得には当たらないとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	病歴に対する認識や関心度は、その人の境遇やこれまでの経緯によって様々であり、特定の疾患に関する情報が、不当な差別や偏見その他の不利益を生じさせない情報であるとは一概に言えず、一律に判断することは困難であり、不適当であると考えられます。このため、患者個人が自分の病歴を、他人に取得され、第三者に提供される際に、どのような目的で取得され、利活用されるのか等を見極めた上で、その適否について個々人で判断、選択できることが必要かつ重要であると考えられます。 なお、金融機関においては、従来から「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」において、「保健医療」がセンシティブ情報として取り扱われてきたものと理解しております。したがいまして、実務上大きな負担になるものとは考えておりません。
226	2-3	要配慮	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等施行令・	病歴に対する認識や関心度は、その人の境遇やこ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		個人情報	施行規則（案）のパブリックコメントの結果の項番 189 において、本籍地については一般的に差別の要因になるものとはいえず、それだけでは要配慮個人情報に該当しないものの、特定の地域の出身者であることを調査するために本籍地を取得するような場合は要配慮個人情報の取得になり、法の適用を受けると考えているとの旨の見解が出されている。本見解と同様に、病歴についても一律に「要配慮個人情報」と定義するのではなく、内容に応じて判断すべきではないか。【一般社団法人全国銀行協会】	れまでの経緯によって様々であり、特定の疾患に関する情報が、不当な差別や偏見その他の不利益を生じさせない情報であるとは一概に言えず、一律に判断することは困難であり、不適当であると考えられます。このため、患者個人が自分の病歴を、他人に取得され、第三者に提供される際に、どのような目的で取得され、利活用されるのか等を見極めた上で、その適否について個々人で判断、選択できることが必要かつ重要であると考えられます。なお、金融機関においては、従来から「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」において、「保健医療」がセンシティブ情報として取り扱われてきたものと理解しております。したがいまして、実務上大きな負担になるものとは考えておりません。
227	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「推知させる情報にすぎないものは要配慮個人情報には含まない」とあるが、①勤務先が特定の宗教団体や政治団体である場合に、勤務先情報としての宗教団体名等の記載、②特定の政治団体等に寄付をしたというような情報、③宗教団体を設立母体とする学校や病院に勤務している情報は、推知させる情報にすぎないとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	いずれの場合も推知情報と考えられます。
228	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「社会的身分」の具体例を示していただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	要配慮個人情報である社会的身分については、単なる職業的地位や学歴などが該当するわけではありません。ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味します。
229	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 身体障害、知的障害、精神障害等の情報が要配慮個人情報に含まれるとしているが、具体的な障害名を含まない情報（例えば「目が不自由」、「手が不自由」と記録すること）についても要配慮個人情報の対象となるか。実務上、目の不自由な顧客に対して代筆対応するケースがあり、その際、代筆の理由として「目が不自由」、「手が不自由」と行内的に記録を残しておくことがあるため確認したい。 【一般社団法人全国銀行協会】	御指摘の事例は、要配慮個人情報に該当しますが、政令第７条第１号の、本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合に該当するものと思われます。
230	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「(7)身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること」において、例えば、「①『身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283	身体障害者手帳等を所持している事実は要配慮個人情報に該当することから、本人確認資料として同手帳の写しを取り扱う場合は、要配慮個人情報の取

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			号）別表に掲げる身体上の障害』があることを特定させる情報」として「都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長から身体障害者手帳の交付を受け並びに所持していることが又は過去に所持していたこと」との記載があるが、犯罪収益移転防止法等で求められる本人確認資料で同手帳の写しを取り扱う場面において、同手帳の障害名や身体障害者等級表による級別などの情報をマスキング等すれば、具体的な障害内容が特定されないことから、要配慮個人情報の取得には該当しないと整理いただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	得と考えられます。なお、本人確認資料として本人から提出があった場合は、本人の同意があったものと考えられます。
231	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 ADR 機関等は、顧客等である申出人からの苦情等を受け付け、必要に応じて事業者への取次ぎをしている。 こうした業務において、直接本人から苦情等が寄せられるのではなく、第三者が介在したかたちで苦情等の受付を行う場合があり、要配慮個人情報の取得にかかる本人同意を得るという作業は極めて困難であり、顧客利便性が低下するおそれがある。 したがって、例えば以下の事例が要配慮個人情報の取得に該当する場合に、同取得は、法第 17 条第２項第２号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、本人同意を不要とする取扱いでよいか。 【問題となる事例】 ①「母親Ａ が病気で寝込んでおり、医者から安静にと言われているため、私（子息）が銀行窓口で親の預金口座から入院費用を引き出したいと思うが、可能か」（Ａの子息からの相談） ②「母親 A は、医者からアルツハイマーと言われており、まともに話ができる状態ではないため、代わりに相談を申し出た。」（Ａの親族等からの相談） ③「本日、相談室に来所する予定だったが、母親Ａ が転倒し、負傷した。医者からもらった湿布薬で状態は落ち着いているが、念のため、来所日時を変更してもらえないか。」（Ａの子息からの相談） ④「母親Ａ が振り込め詐欺に遭ったため、口座を凍結してほしい。」（Ａの子息からの相談） ⑤「両親で息子Ａの銀行口座を管理していたが、過去に、母親（妻）が息子Ａの銀行口座を売却してしまったため、息子Ａの銀行口座が開設できなくなってしまった。どうすればよいか。」（A の父親からの相談） なお、「法２条３項の「犯罪の経歴」の「犯罪」とは、本人が有罪判決を受けこれが確定した事実を意味すると理解している。法第２条３項の「犯罪により害を被った事実」の「犯罪」も、これと同義との理解でよいか。この理解でよい場合、例えば、上記④の「母親Ａ が振り込め詐欺に遭ったため、口座を凍結してほしい。」（Ａの子息からの相談）について、母親Ａの振り込め詐欺被害の情報は、そもそも要配慮個人情報には当たらないとの理解でよいか。ADR 機関等においては、預金者等から「何者かによって預金通帳・キャッシュカードが盗まれた」等のこの種の申出を多数受けており、これらの情報は、いずれも「犯罪により害を被った事実」を推知させる情報にすぎず、「要配慮個人情報」	本意見募集の対象外であり、また、御指摘の例についても個別判断によりますが、一般的に、御指摘の ADR 機関等の例も、『人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき』に該当し得るものと考えられます。 なお、「犯罪により害を被った事実」の「犯罪」には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当し、有罪判決が確定した場合に限られるものではありません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			に当たらないことを確認したい。 【一般社団法人全国銀行協会】	
232	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 政令で示された要配慮個人情報における「健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。」、「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。」、「本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。」について、それぞれ確証ある事実にもとづいた情報である場合を対象とするものであり、例えば第三者から伝え聞いた噂話程度の裏付けのない推知情報は要配慮個人情報に該当しないとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	本ガイドライン２－３要配慮個人情報（法第２条第３項関係）「なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないものは、要配慮個人情報には含まない」と記載してあるとおりです。
233	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等施行令・施行規則（案）のパブリックコメントの結果の項番 213 において、例えば健康診断の結果のうち「異常」のみを要配慮個人情報とした場合、異常か否かの確認負担が大きいため、「異常がない」検査結果もあえて要配慮個人情報として取り扱うとされているが、健康診断結果をすべて要配慮個人情報とすることにも事業者に相応の負担がある。また、全く異常が認められない結果や、身長、体重、血圧、脈拍、体温等それのみで病気の診断が困難な個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業およびそれに関する業務により知り得た場合は、要配慮個人情報に該当するとのことであるが、かかる情報は不当な差別や偏見その他の不利益の要因とはなり得ない。運用面において、健康診断結果は要配慮個人情報に該当する場合もあるとの認識のもと慎重に取り扱うものの、「異常なし」の結果は要配慮個人情報に該当しないとしていただきたい。【一般社団法人全国銀行協会】	健康診断の結果は、およそ本人の心身の状態を示すものであり、例えば、体重やこれを基に算出した肥満度が本人の体格や肥満状態を示すように、一般的には、他人に開示されたくない、秘匿性の高い情報であるといえ、結果如何にかかわらず、同様の保護の対象とすることが適当と考えております。また、仮に、健康診断の結果のうち「異常」のみを要配慮個人情報とした場合には、事業者は、各要素に異常値が含まれているか否かを取得のたびに確認しなければならず、極めて重い負担となり現実的ではないと考えられます。したがって、健康診断の結果は結果如何を問わず、要配慮個人情報とすることが適切と考えております。なお、金融機関においては、従来から「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」において、「保健医療」がセンシティブ情報として取り扱われてきたものと理解しております。したがいまして、実務上大きな負担になるものとは考えておりません。
234	2-3	要配慮個人情報	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 従業員が被疑者または被告人として刑事事件に関する手続きが行われたとの要配慮個人情報が、当該従業員の家族等の第三者から従業員の勤務先に寄せられた場合、勤務先はレピュテーション管理の観点から、当該情報を取得する必要があると考えられる。このような場合には、法第 17 条第２項第２	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般的に、勤務先及び従業員等の「財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」として、法第１７条第２項第２

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			号における「（勤務先の）財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、本人の同意なく当該要配慮個人情報を取得できるとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	号に該当する場合もあると考えられます。
235	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 通則編　2-3　要配慮個人情報 （意見） 「(3) 社会的身分」について、同和差別を助長するものだけに留めるものとし、本籍地の記載をもって、全てが要配慮個人情報に該当するものではない旨を記載していただきたい。 （理由） 住所と本籍地の記載が同一である場合、配慮すべき情報は存在しないと考えられる。本籍地の記載をもって、直ちに法令違反に該当するものではないということを明確にするため。 【日本貸金業協会】	一般的には、本籍地のみでは要配慮個人情報に該当しないと考えられます。
236	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 通則編　2-3　要配慮個人情報 （意見） 本人等の申告による情報（がんを患っている、等）で事実確認に至っていない場合は、すべて「推知させる情報にすぎないもの」、という理解でよいか。 （理由） 判断の明確化のため。 【日本貸金業協会】	病歴とは、病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分が該当します。病気に罹患した経歴を判断するにあたっては、医師による診断結果によります。
237	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 通則編　2-3　要配慮個人情報 （意見） 2-3 要配慮個人情報(9) において、「病院等を受診したという事実も該当する」とある。その場合、病院がクレジットカード加盟店の場合、利用日、病院名がクレジットカードの売上明細の記録事項になるが、これも要配慮個人情報に該当するかご教示願いたい。 （理由） クレジットカード会社は症状・治療内容までは知りえないので、クレジットカード会社においては要配慮個人情報に該当しないものと考えられるため。 【日本貸金業協会】	医療機関受診者とクレジットカード利用者が必ずしも常に一致するとは考えられず、推知情報に該当し、ただちに要配慮個人情報に該当するものではありません。
238	2-3	要配慮個人情報	（項目） 2-3.要配慮個人情報（法第２条第３項関連）（P13） （確認） ・「犯罪の経歴がある者の家族である」「犯罪被害者の家族である」という情報は、法第 2 条 3 項の	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			「『本人の』人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実（以下略）」にあたらず、要配慮個人情報には該当しないとの理解でよいか。 【一般社団法人　生命保険協会】	
239	2-3	要配慮個人情報	（意見） 本人確認書類として利用される自動車運転免許証等に含まれる下記のような項目は、要配慮個人情報に該当するか例示していただきたい。 （以下事例） ・自動車運転免許証：「免許証の条件等欄」, 「臓器提供意思確認書欄」 ・個人番号カード：「臓器提供意思確認欄」 ・健康保険証：「通院歴」,「臓器提供意思 確認書欄」 （理由） 個人情報の取得時に、本人確認のためだけに自動車運転免許証等の写しを取得する場合、個人番号が記載された住民票と同様に個人番号を黒塗りするなどのマスキングを実施する必要があると思われるため。 【東京電力ホールディングス株式会社　経営企画ユニットシステム企画室】	運転免許証の免許の条件等に記載された眼鏡等の記述、または、運転免許証、個人番号カード、健康保険証に記載された臓器提供に関する意思表示は、いずれも要配慮個人情報に該当しません。 一方、健康保険証に記載された通院歴は、一般的に医療機関において記載されるものと考えられるため、要配慮個人情報に該当します。
240	2-3	要配慮個人情報	（意見）本人確認書類として自動車運転免許証等の写しを取得する際、下記のような項目が要配慮個人情報に該当する場合は、黒塗りするなどのマスキングを実施する必要があるか。（以下事例）・自動車運転免許証：「免許証の条件等欄」,　「臓器提供意思確認書欄」・個人番号カード：「臓器提供意思確認欄」・健康保険証：「通院歴」,「臓器提供意思　確認書欄」（理由）個人情報の取得時に、本人確認のためだけに自動車運転免許証等の写しを取得する場合、個人番号が記載された住民票と同様に個人番号を黒塗りするなどのマスキングを実施する必要があると思われるため。【東京電力ホールディングス株式会社　経営企画ユニットシステム企画室】	運転免許証の免許の条件等に記載された眼鏡等の記述、または、運転免許証、個人番号カード、健康保険証に記載された臓器提供に関する意思表示は、いずれも要配慮個人情報に該当しません。 一方、健康保険証に記載された通院歴は、一般的に医療機関において記載されるものと考えられるため、要配慮個人情報に該当します。 このため、健康保険証に記載された通院歴の写し等を取得する場合には、原則、本人同意が必要となります。
241	2-3	要配慮個人情報	（意見） 上記のような要配慮個人情報に該当する項目を有する本人確認書類となり得る主な証明書類等と項目を例示していただきたい。 例） ・身体障害者手帳：「障害名」,「障害等級」, 「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」 ・住民票の写し：「本籍」,「国籍」,「出生地」,	身体障害者手帳は要配慮個人情報に該当します。 また、住民票の写しに記載された本籍、国籍、出生地は、いずれも一般的にそれ単体では要配慮個人情報に該当しません。 パスポートに記載された本籍、国籍も同様に一般的にそれ単体では要配慮個人情報に該当しません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			・パスポート：「本籍」，「国籍」 （理由） 本人確認のためだけに自動車運転免許証等の写しを取得する場合、個人番号が記載された住民票と同様に個人番号を黒塗りするなどのマスキングを実施する必要があると思われるため。 【東京電力ホールディングス株式会社　経営企画ユニットシステム企画室】	
242	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） （通則編）p.13　2-3(5)(6) （意見等） 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集結果（詳細）の No.222 によると、法第 2 条第 3 項の「犯罪により害を被った事実」の「犯罪」は、法第 2 条第 3 項の「犯罪の経歴」の「犯罪」と同義（本人が有罪判決を受けこれが確定した事実を意味する）と理解してよいかという質問に対して、「ガイドライン等において明確に」するとの回答がなされている。 他方、ガイドライン案（通則編）の p.13 の（5）において、「犯罪」について「前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実」とあるが、（6）もこれにならって「犯罪」は「確定事実」であるかどうか確認したい。 （理由） ガイドライン案の該当箇所の趣旨が不明なため、確認したい。 【一般社団法人　日本損害保険協会】	「犯罪により害を被った事実」の「犯罪」には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当し、有罪判決が確定した場合に限られるものではありません。
243	2-3	要配慮個人情報	１．「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（通則編）」に対する意見ついて （３）ガイドライン案２－３「要配慮個人情報」について ア．推知情報について 要配慮個人情報にについて、ガイドライン案通則編２－３の柱書で、ガイドラインで（１）～（１１）で掲げる情報を推知させる情報にすぎないものは要配慮個人情報に含まないとしている点は、歓迎したいと考えます。 要配慮個人情報については、取得時における同意が原則求められます。そのため、仮に推知させる情報であっても要配慮個人情報の範囲とした場合、あらかじめ同意を得ることは不可能となるものがあり、実態上、法令を遵守できないことになりかねません。そのため、このような推知情報を要配慮個人情報から除外することは、実態に即したものであり当該規定を歓迎したいと考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	賛同の御意見として承ります。
244	2-3	要配慮個人情報	１．「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（通則編）」に対する意見ついて （３）ガイドライン案２－３「要配慮個人情報」について	健康診断の結果は、およそ本人の心身の状態を示すものであり、例えば、体重やこれを基に算出した肥満度が本人の体格や肥満状態を示すように、一般

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			イ．ガイドライン案２－３（８）「健康診断結果」について ガイドライン案２－３（８）には、健康診断結果を定める政令第２条第２号の具体的な内容に関し、本人に対して医師等による行われた室病の予防及び早期発見のための健康診断の結果が要配慮個人情報に該当する旨が規定されています。かかる規定は法律による委任の範囲を超えるものであり、修正 すべきであると考えます 。 要配慮個人情報のうち政令に委任された範囲は、「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」です。しかしながら、ガイドライン案２－３（８）の規定には、「本人の健康状態が判明する検査の結果」と記載されており、例えば、健康診断結果が健康であるというような、本人対する不利益が生じるとは考えにくい場合も要配慮個人情報に含まれてしまいます。 よって、要配慮個人情報の範囲が適切に定義づけられるよう、健康診断その他の検査の結果のうち、日常生活に影響を及ぼすなど特に配慮を要する結果に限定されるようガイドラインで限定解釈を規定すべきであると考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	的には、他人に開示されたくない、秘匿性の高い情報であるといえ、結果如何にかかわらず、同様の保護の対象とすることが適当と考えております。 また、仮に、健康診断の結果のうち「異常」のみを要配慮個人情報とした場合には、事業者は、各要素に異常値が含まれているか否かを取得のたびに確認しなければならず、極めて重い負担となり現実的ではないと考えられます。したがって、健康診断の結果は結果如何を問わず、要配慮個人情報とすることが適切と考えております。
245	2-3	要配慮個人情報	１．「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（通則編）」に対する意見ついて（３）ガイドライン案２－３「要配慮個人情報」について　ウ．２－３（９）指導、診療、調剤について　ガイドライン案２－３（９）には、「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」の具体的な内容について、診療の過程で医師等が知り得た情報全て、及び調剤の過程で薬剤師等が知り得た情報全てが要配慮個人情報に該当する旨が規定されています。かかる規定は委任の範囲を超えるものであり、修正が必要であると考えます。　要配慮個人情報のうち政令に委任された範囲は「本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」となっています。しかしながら、ガイドライン２－３（９）の規定では、例えば、風邪をひいたために抗生物質を処方された場合も要配慮個人情報に含まれてしまいます。　よって、要配慮個人情報の範囲が適切に定義づけられるよう、調剤に関する情報のうち、日常生活に影響を及ぼすなど特に配慮を要する結果に限定されるようガイドラインで限定した解釈を規定すべきであると考えます。【アジアインターネット日本連盟】	診療情報や調剤情報に対する認識や関心度は、その人の境遇やこれまでの経緯によって様々であり、特定の疾患に関する情報が、不当な差別や偏見その他の不利益を生じさせない情報であるとは一概に言えず、一律に判断することは困難であり、不適当であると考えられます。このため、患者個人が自分の病歴を、他人に取得され、第三者に提供される際に、どのような目的で取得され、利活用されるのか等を見極めた上で、その適否について個々人で判断、選択できることが必要かつ重要であると考えられます。
246	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 12 ページ　要配慮個人情報について （意見・理由） 「不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」の記述等として挙げられている(1)～(3)等について、日本国内において不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにとの想定であるとの理解で正しいでしょうか。 例えば、日本国内で事業を行う個人情報取扱事業者にとって、国外において差別の対象となり得る宗教や民族等を把握することは困難であり、それがここでいう「人種」に含まれるとすると運用上支障	改正後の法で定められた要配慮個人情報（人種、信条）の具体的な内容については本ガイドラインに記載したとおりですが、日本国外において具体的にどの宗教や民族が迫害等を受け、差別や偏見の対象とされているかに判断基準をおいているわけではありません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			を来たす可能性があります。 また、国外において差別等の対象となり得る信条や社会的身分についても同様にご教示ください。 【在日米国商工会議所】	
247	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」 14 頁「2-3 要配慮個人情報（法第２ 条第３ 項関係）」 （意見及び理由） 「(9) 健康診断等」の末尾に「なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係ない方法により知り得た場合は該当しない。」と記載され、健康診断等の結果の該否について、事業・業務を基準にして説明されています。 一方、政令の文言は「医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた・・健康診断・・の結果」であり、健康診断等の実施者を基準にする文言となっています。ガイドラインにおいても、政令の文言同様、実施者を基準にして説明すべきではないでしょうか。 【欧州製薬団体連合会】	医師その他医療に関連する職務に従事する者によって行われた健康診断の結果は、要配慮個人情報に該当します。一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
248	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」 16 頁 「2-3 要配慮個人情報（法第２ 条第３ 項関係）」 （意見及び理由） 「遺伝子検査により判明する情報の中には、差別、偏見につながり得るもの・・が含まれ得るが、当該情報は・・「健康診断その他の検査の結果」（政令第２ 条第２ 号関係）又は・・医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（政令第２ 条第３ 号関係）に該当し得る。」との記載があります。ここでいう「当該情報」とは、「遺伝子検査により判明する情報」全てではなく、その中で「差別、偏見につながり得るもの」（遺伝子検査により判明する情報のうち特定の情報）と理解してよいでしょうか。 法第２ 条第３ 項の文言及びその法趣旨からもそのように理解できますが、もしそうでないならば誤解を避けるためにガイドラインの記載としては誤解を避ける表現に変更すべきと思料いたします。 【欧州製薬団体連合会】	受診者本人の健康状態が判明する遺伝子検査の結果は、氏名等の個人情報と合わせて取り扱われる場合に要配慮個人情報に該当します。
249	2-3	要配慮個人情報	意見６ 【通則編 2-3p.12】推知させる情報にすぎないものは要配慮個人情報に当たらないとあるが、推知したものは要配慮個人情報に当たるのか 法２条３項のガイドラインは、「次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。」として、「人種、信条、社会的身分、病歴……」を列挙しているが、 ①個人情報取扱事業者が、何らかの情報を元に、個人情報の本人について「人種、信条、社会的身分、病歴……」を推知した結果を取り扱うときはどうか。すなわち、個人情報取扱事業者による評価情報	推知情報は要配慮個人情報に該当しないため、推知情報により個人データを作成したとしても要配慮個人情報には該当しません。 真実でない情報までも要配慮個人情報とし保護の対象とすることで、過剰な法規制が課せられることになり、改正法の本来の趣旨等にそぐわないこととなります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			として、例えば「個人Ａの人種はＸであり、個人Ｂの人種はＹである」などとして取り扱うとき、この情報も要配慮個人情報に含まれないこととなるのか、明らかにされたい。 ②個人情報保護法の法目的が漏洩対策に限られず、不適切な取扱いにより、本人が差別的に取り扱われることを防止することにもあることに照らせば、推知した情報、すなわち評価情報は、そのように決めつけて取り扱うものであって差別やいわれのない対応につながることから、保護の対象とするべきであり、　要配慮個人情報とみなすべきである。（もし、真実である情報源からの情報のみが要配慮個人情報に該当するとするならば、それは、個人情報保護の法目的を漏洩対策に矮小化しているとの非難を免れない。） 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	
250	2-3	要配慮個人情報	意見７ 【通則編 2-3 p.14 (8)】医師等により行われた健康診断等は実際に医師等により行われたことを要するのか令２条２号は、要配慮個人情報に該当する記述等の一つとして、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果」を示しているが、健康診断等の結果がこれに該当するには、実際に医師等により行われたものであることが要件となるのか。それとも、実際に医師等により行われたものでなくとも、一般的に医師等によって行われることとなっている健康診断等の結果であれば該当するという理解でよいか、ガイドラインで明らかにされたい。【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた健康診断その他の検査が要配慮個人情報に該当します。一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
251	2-3	要配慮個人情報	意見８【通則編 2-3 p.14 (8)】人工知能等が人間を介在することなく生成した健康診断等の結果は「医師等により行われた健康診断等の結果」に該当するのか 近い将来、人工知能を用いた医療診断システムが医療現場等で活用されるようになると考えられるが、人工知能が人間の手を介在することなく自動的に生成した健康診断等の結果は、令２条２号が要配慮個人情報に該当する記述等の一つとして示している「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果」に該当するものとなるのか、該当するとすれば、どのような解釈によるものか、確認したい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものであり、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねます。
252	2-3	要配慮個人情報	意見９ 【通則編 2-3 p14 (8)】要配慮個人情報である健康診断等の結果から、体重等の単独の数値を抜き出したものも要配慮個人情報ということになるのか 一般に、健康診断等の結果は、各種の情報の集合体で構成されているものと考えられるが、要配慮個人情報である健康診断等の結果から、そこに記述された身長や体重等の単独の数値のみを抜き出したものも、依然として当該個人情報の本人に係る要配慮個人情報であることに変わりないのか、それとも、抜き出したものは要配慮個人情報でない個人情報ということになり得るのか、ガイドラインで明らかにされたい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	一般的に身長等、数値単体のみでは、誰の要配慮個人情報であるのか不明であり、そのような情報のみの場合には保護の対象となり得ません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
253	2-3	要配慮個人情報	意見10 【通則編 2-3p15(9)】調剤に対する共通ポイント付与サービスは要配慮個人情報の取得に当たるか 令２条３号のガイドラインとして、「薬局等で調剤を受けたという事実も該当する」とあるが、いわゆる「共通ポイント」サービスの中には、調剤に係る支払いにもポイントを付与しているものがあり、その場合調剤の事実を取得していることとなっていると考えられるが、これは要配慮個人情報の取得に当たるか、確認したい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	共通ポイントサービスについては、患者と共通ポイント付与された者が必ずしも常に一致するわけではないことから、推知情報にとどまり、直ちに要配慮個人情報に該当するわけではありません。
254	2-3	要配慮個人情報	「要配慮個人情報」の「健康診断等結果」について、14 ページ(8)に記載があり、人間ドックの結果もそれに該当すると記載されている。そうなると、健康診断結果を社員から取得するには、あらかじめ本人の同意が必要であると解釈できるが、一方で、33 ページ中段(1)法令に基づく例外規定で、安衛法に基づく一次健康診断結果の情報取得に際しては、本人同意が不要であるとの記載がある。大企業においては、会社または健保組合の金銭的補助による、人間ドックの受診を推奨しており、多くの検査項目は、安衛法の検査項目を網羅するために、一次健康診断のかわりに人間ドックで代替する例も多い。その状況下で、安衛法検診の時は本人同意が不要で、人間ドックの時には本人同意が必須と言われると、日常の個人情報保護の運用において、非常に煩雑となる。同等の取扱いとして欲しい。何卒よろしくお願いします。 【YKK 株式会社】	今後の執務の参考とさせていただきます。 なお、雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（平成 27 年１１月 30 日厚労省通達）においては、事業者は法令に基づく場合を除き、労働者の健康情報を取得する場合は、あらかじめ本人に利用目的を明示し、本人の同意を得なければならないと規定されています。
255	2-3	要配慮個人情報	「病歴」が差別などの人権を揺るがす重要な情報になり得ることに異議はありません。ただ医師等が患者の為にカルテを閲覧するように、また行政が要支援者のデータベースを作成し活用するように、疫学研究の立場からも病歴を活用することでエビデンスを蓄積し、国民の健康増進や医療福祉面における行政予算の適正執行に資することができます。 しかしながら「病歴」が改正個人情報保護法が定める要配慮個人情報となり、その取得・共同研究者への提供に本人の同意が必要となれば、研究者の努力では解決できない致命的な障害になることを申し上げます。 例えば個人情報保護法制定前から継続して行われている大集団の長期間追跡調査では過去に遡り同意を取得することはもちろんできず、また改めて取得するにも全員から確実にレスポンスを得ることは現実的に不可能となります。そのように対象者が偏ることで誤った結果が導き出される害が起こり得ます。 要配慮個人情報の活用是非を本人に委ねるというのは意思表示できる大人であれば立派なことかもしれないがそうでない人もいらっしゃいます。むしろ収集された要配慮個人情報が本人の不利益につながらないよう厳格な運用を利用者に求めることの方が個人の利益であり、また公共の利益でもあると考えます。 【個人】	ご懸念の疫学研究は、一般的に改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当すると考えられます。その場合には、従来と同様、同法第４章の規定の適用除外となります。 また、改正後の法第 43 条第 2 項において、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者に対して個人情報等を提供する行為については、個人情報保護委員会がその権限を行使しないものとする旨の規定があり、学問の自由が保障されるよう配慮がなされております。
256	2-3	要配慮	喫煙者であること、喫煙習慣があること、喫煙歴は、要配慮個人情報に該当するか。	情報の取得場面や状況等によって要配慮個人情報

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		個人情報	喫煙習慣はニコチン依存症によるものであり、厚生労働省も「疾患」として認め、禁煙治療が保険適応となっている。 このことから、要配慮個人情報に該当するか確認したい。 【匿名】	となるか否か個別具体的な判断が必要ですが、一般的に、「喫煙者であること」、「喫煙習慣があること」、「喫煙歴」だけでは要配慮個人情報に該当しません。 ただし、例えば、医療機関等において医師の診察により取り扱われた情報は要配慮個人情報に該当しますので、そのような状況下にあれば、要配慮個人情報に該当する場合もあります。また、「ニコチン依存症」が医師による診断の結果であれば、病歴や診療情報に該当しますので、要配慮個人情報であると考えられます。
257	2-3	要配慮個人情報	私は大学の医学部に所属し臨床研究に携わるもののひとりとして、現在の案についての見直しを希望いたします。現在の案は、必要以上に厳格な制約を課するものであり、わが国の医学研究の発展を大きく阻害するものであると危惧するからです。具体的な理由は、すでに日本医学会などからの要望にも記載されている通りであります。繰り返しになりますが、少なくとも次の３つの大きな問題があると考えます。・病歴情報が要配慮個人情報となると、いわゆるオプトアウトが出来なくなり、既存の資料をもちいた後方視的研究が出来なくなる・死者も対象となっており、同意が取れない・即時施行で遡って適応されるため、既存のコホート研究にも影響が及ぶ通常、法が改正されても遡っての適応はないことを考えると、現在の指針案は法以上に厳しいものです。また、指針違反は刑事罰になるのではないかとの不安から、医学研究全体を極度に萎縮させてしまうことを危惧します。【個人】	医学系研究は、一般的に改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当すると考えられます。その場合には、従来と同様、同法第４章の規定の適用除外となります。また、死者の情報については、改正後も法の対象ではなく、改正後の法が遡って適用されることはありません。 なお、指針案についての御意見をいただきましたが、当該指針案が文部科学省、厚生労働省が策定する「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を指しているということであれば、本意見募集の対象外です。
258	2-3	要配慮個人情報	臨床研究を行うには、電子カルテ情報を匿名化し、臨床情報を取得する事が一般的に行われている方法です。新たな個人情報保護に関する法律が改正されると、オプトアウトが認められない事から、ほぼ現行の臨床研究は継続できなくなり、臨床研究が大幅に後退する事になります。特定機能病院の認定要件である英文論文数にも影響がある為、この法律改正が実行されるのであれば、特定機能病院の認定要件である英文論文数に関する規定は、併せて除外していただかなければなりません。 今回オプトイン（個別同意取得）とする運用方針を選択される事によって、日本の臨床医学研究は大幅な後退を余儀なくされ、国際競争力がさらに低下する事につながります。人を対象とする医学系研究については、病を持った患者の情報を集約し、一定集団の情報として評価・活用する事により、疾患の予防や治療について最適な情報を得ることであります。個人情報が有効にかつ速やかに利用されなければ医学系研究の成果を社会貢献として還元する事はできません。 是非ともオプトインとする運用方針は改正案より撤回される事を求めます。 【個人】	ご懸念の臨床研究、臨床医学研究、人を対象とする医学系研究は、一般的に改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）に規定する学術研究機関等よる学術研究目的に該当すると考えられます。その場合には、従来と同様、同法第４章の規定の適用除外となります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
259	2-3	要配慮個人情報	要配慮個人情報における遺伝子検査サービスによる助言指導の取り扱いについて意見がある。「8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号関係）には、「医療機関を介さないで行われた遺伝子検査の結果のうち本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果も含まれる」 との記載がある（ガイドライン案(p.14)）。しかし、「9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第 2 条第 3 号関係）」のなかには、DTC 検査の結果として受けた助言内容は含まれていない（ガイドライン案(p.15)）。医師の関与の程度に関わりなく、民間事業者によるゲノム解析サービスの結果が「要配慮個人情報」となるのであれば、助言指導（運動や食事の指導内容）も対象に含まれるべきであり、その旨を例示すべきである。 【個人】	民間事業者によるゲノム解析サービスの結果に基づく指導の内容により判断されると考えます。一般論として、ゲノム解析サービスは医師によるものでなくとも「その他医療に関連する職務に従事する者」により行われる「健康診断その他の検査」に該当すると考えられますが、具体的には個別の事例により判断されます。
260	2-3	要配慮個人情報	要配慮個人情報における遺伝子検査サービスによる助言指導の取り扱いについて意見がある。 「8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果（政令第 2 条第 2 号関係）には、「医療機関を介さないで行われた遺伝子検査の結果のうち本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果も含まれる」 との記載がある（ガイドライン案(p.14)）。しかし、「9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと（政令第 2 条第 3 号関係）」のなかには、DTC 検査の結果として受けた助言内容は含まれていない（ガイドライン案(p.15)）。医師の関与の程度に関わりなく、民間事業者によるゲノム解析サービスの結果が「要配慮個人情報」となるのであれば、助言指導（運動や食事の指導内容）も対象に含まれるべきであり、その旨を例示すべきである。 【個人】	民間事業者によるゲノム解析サービスの結果に基づく指導の内容により判断されると考えます。一般論として、ゲノム解析サービスは医師によるものでなくとも「その他医療に関連する職務に従事する者」により行われる「健康診断その他の検査」に該当すると考えられますが、具体的には個別の事例により判断されます。
261	2-3	要配慮個人情報	ＤＰＣやＮＤＢなどのレセプト情報(ビックデータ)を用いた疫学分野、公衆衛生分野での研究が注目を集め、またその研究成果が社会に大きく貢献できると期待されています。これらのデータは悉皆であることに価値があります。同意を得たデータのみになれば、バイアスが発生し、正しい社会の姿を推察することが困難になります。 また、「要配慮個人情報」に病歴が含まれております。 仮に全レセプトであっても傷病名に抜けがあっては研究の精度が下がります。 欧米ではレセプト情報を用いた研究がさかんに行われております。今でさえ一歩遅れている日本がここで停滞する訳にはいきません。 政府が収集するデータの完全性、データを研究で用いる際の倫理審査、研究者に提供されるデータの匿名化方法、研究結果公表時の取り決めと合わせて再考いただきたく存じます。	ＤＰＣやＮＤＢなどのレセプト情報を用いた疫学分野、公衆衛生分野での研究が改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）に規定する学術研究機関等による学術研究目的に該当する場合には、従来と同様、同法第４章の規定の適用除外となります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【匿名】	
262	2-3	要配慮個人情報	通則編　１６頁冒頭の（※）及び１４頁（８）について　　「差別、偏見につながり得るもの」とあるが、１４頁～１５頁の（８）及び（９）の記述では、このような限定はされていない。誤解を避けるため、（※）全部を削除すべきではないか。　　また、（８）で、「遺伝子検査の結果のうち…該当する結果も含まれる」と限定しているが、遺伝子検査結果はすべて含まれるとすべきではないか。【個人】	御指摘の「遺伝子検査により判明する情報」は、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（政令第２条第２号）又は「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のために指導又は診療若しくは調剤が行われたこと」（政令第２条第３号関係）に含まれますが、これを明確にするために注釈において記載しています。また、御指摘の「医療機関を介さないで行われた遺伝子検査の結果のうち本人の遺伝子型とその遺伝子型の疾患へのかかりやすさに該当する結果も含まれる」は、これに限定する趣旨ではなく、具体的な事例の１つとして記載したものですが、この趣旨を明確にするために、御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 医療機関を介さないで行われた遺伝子検査の結果のうち本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果も含まれる。 【修正後】 医療機関を介さないで行われた遺伝子検査により得られた本人の遺伝型とその遺伝型の疾患へのかかりやすさに該当する結果等も含まれる。
263	2-3	要配慮個人情報	（通則編案２－３）政令第２条第２号について 遺伝子検査のうち診療の過程で行われたものが除外されているのは、診療の過程で行われた遺伝子検査は政令第２条第３号に該当するからという理解で宜しいか。 【個人】	遺伝子検査の結果については、政令第２条第２項に定めた「健康診断その他の検査の結果」及び政令第２条第３項に定めた「診療」に該当します。
264	2-3	要配慮個人情報	（現記載） …情報を推知させる情報にすぎないもの… （コメント）	健康診断その他の検査の結果は政令第２条第２号により要配慮個人情報に該当します。また、その結果に基づき、医師等により判断された診断結果その

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			明確化してほしい。 「疾病の予防及び…診断その他の検査の結果」のための「診断」そのものも場合によっては対象とすべきである。極めて特異で重篤な疾病の検査を受けることはそれ自体が情報になりうると考えます。 【個人】	ものも政令第２条第３号により要配慮個人情報に該当します。
265	2-3	要配慮個人情報	（現記載） 他人を被疑者とする犯罪捜査のために… （コメント） 明確化してほしい。 本人が対象か、他人が対象かは捜査の初期段階ではかなりあいまいな状態が多いのではないだろうか。どのように判断するのか。 【個人】	一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えます。刑事事件に関する手続が、本人を被疑者としているか否か判然としない段階においては、要配慮個人情報に該当し得る情報を推知させる情報にすぎないものと考えます。
266	2-3	要配慮個人情報	＜１＞要望 (1)「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（案）の「2-3　要配慮個人情報」として、「性的指向」および「性自認」が含まれることを明示して下さい。 (2)具体的には、その(1)～(11)の項目に、追加項目として、「性に関する事項（性的指向・性自認を含む）」を加えて下さい。 ＜２＞理由：　国内の現状とガイドライン(案)での規定 ・「性的指向・性自認」を含める必要について： 学校や職場で、性的指向や性自認による、さまざまな差別やいじめなどがなされ、不登校や退職、自殺にまで追い込まれることも珍しくないことが、さまざまな調査で明らかになっています。同意なく性的指向や性自認を他人に漏らす「アウティング」を巡って、いくつかの裁判も起きています。このように大きな課題になっているのもかかわらず、(案)の 11 項目のなかに含まれず、言及もありません。 ・「性同一性障害」が(案)で含まれないことについて： ガイドライン(7)に「心身の機能障害」とありますが、「性同一性障害」は機能障害ではないので、これに含まれず、対象外です。（他項目の規定から、医療機関で治療を受けていれば、その診療情報は、含まれますが）　「性自認」を要配慮個人情報に含めることで、性同一性障害も含められ、保護されるデータとなります。 第 19 回個人情報保護委員会　（2016.9.30）資料１－１ 日本では、金融庁、総務省、法務省。経済産業省の現行ガイドラインで、「性的指向・性自認」を明示はしていませんが、「性生活（に関する事項）」や「その他社会的差別の原因となるおそれのある事項」が「要配慮個人情報」に含まれています。 「各分野の個人情報保護ガイドラインにおけるセンシティブデータの定義及び取扱い」（注：センシ	御意見は本意見募集の対象外と考えます。 本ガイドラインは、改正後の法令にすでに定められた条文の解釈や具体的な事例を示すものです。したがいまして、改正後の法令に記載のない事項を新たに書き加えることはできません。 なお、第 10 回個人情報保護委員会（平成 28 年６月 30 日）において、「性的指向・性自認について議論が一定の方向に収れんしていると言えるまでの合意はなく、非常にデリケートな問題を有するためにもっと議論をしていく必要がある」旨の意見が紹介されております。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ティブデータ＝要配慮情報） （http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai7/siryou1-2b.pdf　の p.12-15.） 　しかしながら、それら省庁別のガイドラインを統合するための、このガイドライン(案)では、それらに相当する項目がなく、このままではむしろ後退になりかねません。(案)のままではリスクが高まり、学校や職場の現場レベルでトラブルが多発し、個人にとっても、組織にとっても多くの、また深刻な問題が生じかねないと憂慮されます。 以上 【個人】	
267	2-3	要配慮個人情報	顔認証防犯カメラの映像は、要配慮個人情報（法第２条３項）に該当するのではないでしょうか。 現在行われている安易な登録により、冤罪被害が多発している事を鑑み、冤罪被害者救済の為にも、妥当な判断を示して頂きたく存じます。法第２条第７項関係政令第４条（１）、法第１６条第３項関係（２）、法第１７条第２項関係（２）、法第１８条第４項４（１）、法第２３条第１項（２）、法第２８条２（１）の中で例外事例として【... 本人又は第３者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの】に示されている《財産》に、商業施設における商品までもが含まれるのであれば、店舗等で行われている「本人の同意無き登録」は合法とされるのでしょうか？法第１８条第４項第２号関係【利用目的を本人に通知し、又は公表する事により事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合】、法第２８条２（２）【当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合】を理由に、業者は消費者に対し、これからも顔認証システムで、本人に通知する事無く登録し使い続ける事が出来ると危惧しています。店舗等による、深刻な万引き冤罪被害をこれ以上拡大させないためにも、顔認証システムに係る個人情報に関する利用条件の制限を条文に盛り込んで頂きたく存じます。【匿名】	要配慮個人情報の範囲については、法令において定めることとされており、ガイドラインで追加することはできません。なお、一般論として、個人情報取扱事業者がいわゆる顔認証データや本人を判別可能な顔画像を取り扱う場合、法第４章に規定する各種義務規定を遵守することが求められます。具体的には、御指摘の例外規定については事案ごとの判断が必要ですが、例えば次の措置を講ずることが必要です。 ・個人情報の利用目的をできる限り特定し、当該利用目的を公表又は本人に通知すること（なお、従来、防犯カメラにより、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、法第 18 条第４項第４号に基づき、社会通念上認められるとされてきたところ。）。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、法第 23 条第２項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。 ・本人からの保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしている場合、これに応じること。 　当委員会としては、法の内容の周知広報に取り組むとともに、改正法の施行後に、法が適切に遵守されるよう、個人情報取扱事業者への必要な指導・監

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				督を行ってまいります。
268	2-3	要配慮個人情報	（２）2－3　要配慮個人情報（法２条３項関係） 従来と異なり、業種・業態ごとに本ガイドラインが区別されていないため、この要配慮個人情報の項目が、わが国のすべての業種・業態の唯一の統一ルールとなるのか確認したい。 現行法下においては事業者や官庁のセンシティブ情報の取得は原則禁止であるところ、例えば金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」６条１項７号は、保険業に関して例外的に業務に関するセンシティブ情報（要配慮個人情報）を事業者が取得するという構造となっているが、新しいガイドライン下においては、銀行や、あるいは原則、監督官庁の指導に服さないＩＴ企業などの一般事業会社も、本人の同意のある限り保健医療情報や遺伝子情報などを取得し放題であるという趣旨なのか。もしそうなら、国民の権利利益保護の観点から大いに問題である。再考を求めたい。 【匿名】	法改正の施行に伴い、これまで各省が作成していたガイドラインを原則、本ガイドラインに一元化し、全ての分野に共通に適用される汎用的なガイドラインとしたものです。したがいまして、本ガイドラインで示した要配慮個人情報の項目は全ての分野に共通の規律となります。ただし、医療や金融などの分野においては、必要に応じて別途の規律を定めていく予定です。
269	2-3	要配慮個人情報	（３）2－3　要配慮個人情報（法２条３項関係） 「労働組合への加盟」、「性生活」は、金融庁の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」６条やJIS Q 15001の「4.4.2.3 特定の機微な個人情報の取得の制限」等に明記されており、ＥＵ一般データ保護規則９条１項にも明記されているので存続させるべき。この２点をガイドラインから削除することは、国民の権利利益と人格尊重の理念（個人情報保護法１条、３条）を不当に軽視するだけでなく、例えばＥＵからの十分性認定をも困難なものとするものであり経済界の発展（同１条）にもマイナスである。 【匿名】	御意見は本意見募集の対象外と考えます。 本ガイドラインは、改正後の法令にすでに定められた条文の解釈や具体的な事例を示すものです。したがいまして、改正後の法令に記載のない事項を新たに書き加えることはできません。
270	2-3	要配慮個人情報	（４）2－3　要配慮個人情報（法２条３項関係） 情報法の学者の先生方より、図書館の貸出履歴・貸出記録はセンシティブ情報（要配慮個人情報）であるとの指摘がなされており（宮下紘「図書館と個人情報保護」『時の法令』平成28年1月15日号50頁など）、つぎの一文は正しくない。 「なお、次に掲げる情報を推知させる情報にすぎないもの（例：宗教に関する書籍の購買や貸出しに係る情報等）は、要配慮個人情報には含まない。」 【匿名】	御意見の文献においては、機微情報と記載があります。機微情報と、改正後の法における要配慮個人情報とでは、その定義が異なるものと考えております。いずれにしても御意見は、執務の参考とさせて頂きます。
271	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 通則編 2-3（11ページの８行目） （意見） 病歴等を含んだ要配慮個人情報であっても、匿名加工情報への加工後は、要配慮個人情報にも個人情報にも該当しないという理解でよいか （理由） 産業界における誤解や混乱を解消するため 【個人】	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
272	2-3	要配慮個人情報	2-3　要配慮個人情報（法第２条第３項関係） 14 頁以降 「疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査」の結果（8）およびこれに基づく指導等（9）が、「医師その他医療に関連する職務に従事する者」以外により提供される場合にも対応することを明記されたい。 現在の定義では、消費者が口頭で回答した健康関連情報、および医療者を通じない遺伝子解析等の結果およびそれにもとづく指導などが、「要配慮個人情報」から外れる可能性があり、要配慮個人情報と同等の情報が迂回取得される危険性がある。情報の取扱いに関する懸念は大きく、また漏洩や不完全な管理があった場合の影響は甚大であることから、この領域の健全な産業成長のためにも規制対応が不可欠である。 【個人】	遺伝子検査の結果及びそれに基づく指導も要配慮個人情報に該当します。一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
273	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所） 通則編２－３－（９） （意見） 「保健指導等を受けたという事実」「病院等を受診したという事実」「薬局等で調剤を受けたという事実」も、「健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は該当」しないことを明確にすべき。 （理由） 前述の「事実」を、クレジットカードによる支払、またはポイントカードの提示により、クレジットカード事業者が意図せず取得することがあり得る。たとえば、調剤専門の薬局で決済があった時点でクレジットカード事業者にとっては要配慮個人情報にあたり得る。その場合、クレジットカード事業者等が本人から同意を得ることは現実的に不可能だと考えられるため。 【匿名】	「健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合」とは、具体的には、フィットネスクラブで計測された会員本人の身長、体重、血圧などのデータ、体調不良等を理由に自宅で本人が計測した体温など、健康診断事業、診療事業、遺伝子検査ビジネスなどに該当しないものを指しています。 また、クレジットカードによる支払等の履歴が要配慮個人情報に該当するかについては、医療機関受診者とクレジットカード利用者が必ずしも常に一致するとは考えられず、推知情報に該当し、要配慮個人情報に該当しません。
274	2-3	要配慮個人情報	人種　[通則編 12 頁] ・通常、遺伝子解析を実施する際、人種を特定するという目的ではなく、対象集団内に階層（クラスタ）が存在しないか判断する目的のため、遺伝子型を使用した主成分分析を実施し、どのクラスタに属するか（日本人であれば日本人クラスタに存在するか、中国人クラスタなど、近隣の別クラスタにまたがっていないか）を確認する。この様に、人種を特定することを目的としていない場合、人種情報の取得行為ではないと考えて良いか（本人同意は不要か）。 【個人】	遺伝子検査によって人種が判明すれば、要配慮個人情報に該当します。
275	2-3	要配慮個人情報	病歴　[通則編 12 頁]・通常、問診時に患者さんの病歴を聴く際、家族歴（家系図上の家族員の既往歴）も伺うが、その家族歴は家族員一人一人の個人情報ではなく、患者本人の情報として患者本人からの同意のみで取得可能（家族員一人一人から同意を受ける必要は無い）という整理で良いか。【個人】	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
276	2-3	要配慮個人情報	病歴　[通則編 12 頁] ・『病気に罹患した経歴』ということだが、それらの病気を診断するための検査等に関しては、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障碍者福祉に関する法律で定める疾患以外は要配慮個人情報ではないという位置付けか。 【個人】	病気を診断するための検査の結果は、要配慮個人情報に該当します。
277	2-3	要配慮個人情報	病歴　[通則編 12 頁] ・『要配慮個人情報に該当する病歴』の範囲が示されなかったことで、病歴全体が要配慮個人情報となったが、単一遺伝子疾患の原因遺伝子の様に明確に特定の疾患発症に対応する遺伝子領域・遺伝子変異でない限り、要配慮個人情報には該当しないと考えて良いか。 【個人】	単一遺伝子疾患の原因遺伝子だけではありません。受診者本人の健康状態が判明する遺伝子検査の結果は、氏名等の個人情報と合わせて取り扱われる場合に要配慮個人情報に該当します。
278	2-3	要配慮個人情報	医師、その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果　[通則編 14 頁] ・疫学調査やコホート研究において、医師等ではない者によって取得された検査の結果は対象外ということか。 【個人】	疫学調査、コホート研究は、一般的に改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）に規定する学術研究機関等よる学術研究目的に該当すると考えられます。その場合には、従来と同様、同法第４章の規定の適用除外となります。
279	2-3	要配慮個人情報	＜１＞「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」　（案）　に関する要望 (1)「2-3　要配慮個人情報」として、「性的指向」および「性自認」が含まれることを是非とも明示して下さい。 (2)具体的には、その(1)～(11)の項目に、追加項目として、「性に関する事項（性的指向・性自認を含む）」を加えて下さい。（もし、「性生活」など別の用語を用いる場合も、性的指向・性自認を含むことが明確となるよう、同様に「（性的指向・性自認を含む）」と付記してください。） ＜２＞理由：　国内の現状とガイドライン(案)での規定 (1)「性的指向・性自認」を含める必要について 学校や職場で、性的指向や性自認による、さまざまな差別やいじめなどがなされ、不登校や退職、自殺にまで追い込まれることも珍しくないことが、さまざまな調査で明らかになっています。同意なく性的指向や性自認を他人に漏らす「アウティング」を巡って、いくつかの裁判も起きています。したがって、明記されている「本人の人種、信条、社会的身分、病歴」と同等以上に保護する必要がある、センシティブデータです。 このように大きな課題になっているのもかかわらず、(案)の 11 項目のなかに含まれず、言及もありません。 (2)性的指向や性自認等の情報を組織が利用する必要性について 性的指向や性自認等の情報は、組織として必要性が低ければ集めないことが重要ですが、LGBT の従業員・クライアント（顧客、生徒、等）への業務上必要な配慮・対処（男女別の制服がある場合の	御意見は本意見募集の対象外と考えます。 本ガイドラインは、改正後の法令にすでに定められた条文の解釈や具体的な事例を示すものです。したがいまして、改正後の法令に記載のない事項を新たに書き加えることはできません。 なお、第 10 回個人情報保護委員会（平成 28 年６月 30 日）において、「性的指向・性自認について議論が一定の方向に収れんしていると言えるまでの合意はなく、非常にデリケートな問題を有するためにもっと議論をしていく必要がある」旨の意見が紹介されております。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			配慮、同性愛や異性装が禁止されている国への派遣を避ける配慮、福利厚生における異性／同性パートナーの公平な処遇、など）のために、組織としてそうした情報の（インフォームドコンセントに基づく）登録や管理が欠かせない場合もあります。したがって、ガイドラインに性的指向や性自認等の情報を含めることは、是非とも必要です。 (3)「性同一性障害」が(案)で含まれないことについて ガイドライン(7)に「心身の機能障害」とありますが、「性同一性障害」は機能障害ではないので、これに含まれず、対象外となり保護対象となりません。（他項目の規定から、医療機関で治療を受けている場合に限り、その診療情報は、含まれます） 「性自認」を要配慮個人情報に含めることで、性同一性障害も含められ、保護されるデータとなります。 ＜３＞資料と補足説明 (1) 第 19 回個人情報保護委員会 （2016.9.30）資料１－１ 日本では、金融庁、総務省、法務省。経済産業省の現行ガイドラインで、「性的指向・性自認」を明示はしていませんが、「性生活（に関する事項)」や「その他社会的差別の原因となるおそれのある事項」が「要配慮個人情報」に含まれています。 ・「各分野の個人情報保護ガイドラインにおけるセンシティブデータの定義及び取扱い」（注：センシティブデータ＝要配慮情報） （http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai7/siryou1-2b.pdf の p.12-15.） しかしながら、それら省庁別のガイドラインを統合するための、このガイドライン(案)では、それらに相当する項目がなく、このままではむしろ後退してしまいます。(案)のままではリスクが高まり、学校や職場の現場レベルでトラブルが多発し、個人にとっても、組織にとっても多くの、また深刻な問題が生じかねないと憂慮されます。 (2) 海外の個人情報保護法・ガイドラインの状況：欧米、オーストラリア、韓国（ＥＵ、ISO を含む） 性的指向、性生活、などとして、センシティブデータに含めるのが先進国では一般的です。国内外の企業のグルーバル展開が進展し、そのために多国籍の従業員を国際的に統一的な人事管理を行う企業が増えていることからも、日本においてそれらと一貫するガイドラインを定めることが不可欠です。 ・「諸外国等のデータ保護法等のセンシティブデータの定義及び取扱い」 審議会資料（http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pd/dai7/siryou1-2b.pdf の p.5-11.） 【個人】	
280	2-3	要配慮個人情報	入院や退院といった情報は要配慮個人情報に該当するか。 【匿名】	入院や退院という情報は要配慮個人情報に該当します。
281	2-3	要配慮	（該当箇所）	政令第２条第４号の「本人を被疑者又は被告人と

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		個人情報	通則編 2-3 要配慮個人情報 （意見） 個人情報保護法施行令の改正に係るパブコメにて、施行令第 2 条第 4 号に関して以下の質問をしたところ、「刑事事件に関する手続が行われたことの具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしてまいります。」との回答をいただきましたので、改めて以下の質問を致します。 要配慮個人情報に加えるものとして、「（前略）刑事事件に関する手続が行われたこと。」とあるが、行政処分に係る手続を除外する理由は何か。例えば、インサイダー取引の処分（課徴金・罰金）や交通違反の処分（いわゆる青切符・赤切符）等、行政処分と刑事処分が類似・関連する場合には行政処分であっても刑事処分と同様の効果・影響があり、行政処分に係る情報を要配慮個人情報に加えないのは不都合が生じると考える。行政処分に関するものも加えるべきである。 【個人】	して、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと」は、法第２条第３項の「犯罪の経歴」に準じるものとして定めたもので、行政処分に関する手続は含まれません。いずれにしても、御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。
282	2-3	要配慮個人情報	（該当箇所）通則編 2-3 要配慮個人情報、3-2-2 要配慮個人情報の取得（意見）個人情報保護法施行令の改正に係るパブコメにて、施行令第２条第４号に関して以下の質問をしたところ、「刑事事件に関する手続が行われたことの具体的な内容は、ガイドライン等において明確にしてまいります。」との回答をいただきましたので、改めて以下の質問を致します。要配慮個人情報に加えるものとして、「（前略）刑事事件に関する手続が行われたこと。」とあるが、例えば、自動車保険の加入希望者に対し交通違反に係る処分の履歴を尋ねることは要配慮個人情報の収集に該当するか。その結果、相手方が反則金（いわゆる青切符）の履歴を回答した場合と罰金（いわゆる赤切符）の履歴を回答した場合とで、要配慮個人情報の収集か否かの考え方が異なるのか。【個人】	交通違反に係る処分の経歴が、政令第２条第４号の「本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと」に該当する場合は要配慮個人情報に該当します。また、同号は、法第２条第３項の「犯罪の経歴」に準じるものとして定めたもので、行政処分に関する手続は含まれません。いずれにしても、御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。
283	2-4	個人情報データベース等	●該当箇所 通則編の 17 ページ・12 行目 ●意見内容 経済分野ＧＬに記載のある事例のうち、通則編には引き継がれていない事例があるが、経済分野ＧＬに記載のある事例のとおり実務運用することについて問題はないか確認したい。 （参考） 経済分野ＧＬ2-1-2.「個人情報データベース等」 【個人情報データベース等に該当する事例】 事例 5）氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	氏名、住所、企業別に分類整理されている市販の人名録であって、改正施行令第３条１項に該当するものは、個人情報データベース等から除外されます。
284	2-4	個人情	個人情報データベース等に該当しないものとして、その条件の１つに「不特定かつ多数の者に販売す	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきま

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		報データベース等	ることを目的として発行されたものであって」と記載されております。「発行された」と過去形にされていますので、50 年前のものであっても、当時の条件がこれに当てはまれば「個人データベース等から除外されるもの」となります。そのため、「現在においては、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されていないものについては一定の配慮が必要である旨」は付記いただくことを望みます。 例：古い電話帳は高齢者リストともありうるので、法によらず一定の配慮は必要である。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	す。
285	2-4	個人情報データベース等	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「市販されている」ことを条件としていて無償頒布、無料掲載のものは頒布した事業者が不明確であることが多く、意図せず漏えいした個人情報を利用したものである可能性もあるため個人情報データベース等からの除外はしないこと」「電話帳については、住んでいる場所以外の地域については不特定かつ多数の者に対して広く有料で販売しているので個人情報データベース等から除外されること」「発行は紙媒体に限らず、ホームページ上にアップロードして公衆がアクセス可能な状態にし、顧客にダウンロードさせて販売する形態も含むこと」を説明されておりました。多くの誤解が生じているところでもありますので、このことは「【政令・委員会規則のパブコメ回答」だけではなく、本ガイドラインにおいて改めて補足していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	【政令・委員会規則のパブコメ回答】に記載のとおりですが、今後、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
286	2-4	個人情報データベース等	ガイドライン案 P17 で以下の記載があります。 【個人情報データベース等に該当する事例】 事例 3）従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合 しかし、P17　4 行目にあるように「他人によっても容易に検索可能な状態に置いているもの」という条件は「コンピュータを用いていない場合」に当てはまる条件であって「特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した、個人情報を含む情報の集合物」においては絶対条件にはなっていません。したがって、当該事例は誤解を生じるため下記のように修正されることを願います。 事例 3）従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理したもの。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合」 【修正後】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理している場合」
287	2-4	個人情報データベース等	「個人情報データベース等に該当しない事例」として「市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等」が挙げられていますが、これらであっても「他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること」が条件であると考えますが、この点が不明瞭な示し方となってしまっておりますので、その旨を付記していただくことを望みます。 また、「個人情報データベース等に該当しない」として良いのは、その利用者に関してであって、そ	個人情報データベース等に該当しない要件として「生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること」が記載されており、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			の作成者（メーカー等）においては適用されないという理解で宜しいでしょうか。 【個人情報データベース等に該当しない事例】 事例３）市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等 ★修正案★ →利用者の立場において、生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している市販の電話帳、住宅地図、職員録、カーナビゲーションシステム等 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	
288	2-4	個人情報データベース等	・通則編２－４では「個人情報データベース等に該当する事例」に経産省ガイドライン２－１－２の「氏名，住所，企業別に分類整理されている市販の人名録」が含まれていないが，これは政令３条１項に該当し，個人情報データベース等に該当しないからであると理解してよいか，確認されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
289	2-4	個人情報データベース等	・通則編２－４では，政令３条１項の場合について個人情報データベース等に該当しないと説明しているが，政令３条１項に該当する電話帳等に記載された氏名等の情報であっても「個人情報」として，利用目的の特定等の「個人情報」に関する取扱いを行う必要があるのか回答されたい。（なお，経産省ガイドライン２－２－１（１）や２－２－４等では，電話帳等については利用目的の特定等の「個人情報」に関する取扱いが不要であるとか「個人情報データベース等が，以下の要件のすべてに該当する場合であっても，その個人情報データベース等を構成する個人情報については，個人データとなる可能性も否定できない。しかしながら，その利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから，個人情報取扱事業者の義務（2-2.個人情報取扱事業者の義務等）を課されないものと解釈する。」と説明しており，このような現行法下の扱いを個人情報保護委員会が採用するのかしないのか，いずれにせよその理由について回答されたい。）【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	広く一般に市販されている名簿等は、広く世の中に出回ることを目的として作成、利用されており、それを購入した事業者が当該名簿等をそのまま使用する限りにおいては、たとえ漏えいや第三者への提供があったとしても、その行為により個人の権利利益を侵害する危険性が少ないことから、個人情報データベース等から除外しています。個人情報データベース等から除外されているため、個人データに係る規律は適用されませんが、利用目的の特定等、個人情報に係る規律は当然適用されることになります。
290	2-4	個人情報データベース等	（該当箇所） 通則編　2-4 個人情報データベース等　全般 （ご意見） 個人識別符号を含むゲノムデータ（例えば、全ゲノム配列）を集めた集合物は、ゲノムデータのみでも、個人情報データベースに該当するのか否か明らかにされたい。該当の場合は、個人情報データベース等個人識別符号のみによるデータベースの事例として記載して欲しい。 （理由） 全ゲノム配列は個人識別符号として記載され、既存の条文（法第２条（第４項））である“特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの”とされているが、全ゲノムは約 30 億の塩基配列であること、更に個々人間の差異は極一部であることから、一般論として検索は容易でないと考えられ、ガイドラインのみでは、「検索することができるように体系的」であるかが判断できないため。	個人識別符号に該当するゲノムデータは個人情報に当たるため、桁数が大きい情報の集合物であっても、これを「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した」（改正後の法第２条第４項）場合、個人情報データベース等に該当します。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	
291	2-4	個人情報データベース等	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「個人情報データベース等」に該当しない事例として、「アンケートの戻りはがきが、氏名、住所等により分類整理されていない状態である場合」が挙げられているところ、「住所等」に関連して、個人情報群を「郵便番号」順や「市町村」順で分類整理した場合には、当該個人情報群が「個人情報データベース等」に該当するか確認したい。 【一般社団法人全国銀行協会】	個別の事例ごとに判断することとなります。 なお、紙媒体の個人情報群については、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成していると認められない場合は、個人情報データベース等には該当しません。
292	2-4	個人情報データベース等	意見2. 通則編　（2－4 個人情報データベース）の該当事例（2） この記述では、操作・アクセスログが個人情報であり、同意無くログをとってはならないことになる。不正アクセス防止法に基づきログ記録をしている場合は該当外としても、ログの収集およびその利活用については「黙示の同意」で取り扱われると解釈できるようにしていただきたい。 【一般社団法人日本医療情報学会】	御指摘の事例は、操作・アクセスログが含まれる電子ファイル全般について、常に個人情報データベース等に該当することを示したものではなく、例えば、個人情報取扱事業者において、ユーザーID が氏名等の個人情報と容易に照合することができる状態で管理されている場合に、本人が利用したサービスに係るログ情報がユーザーID によって整理・保管されている場合は個人情報データベース等に該当し得る旨を記載したものです。
293	2-4	個人情報データベース等	意見11 【通則編 2-4 p.17 事例3)】「他の従業者によっても検索できる状態にしている」というだけでは「体系的に構成したもの」とは言えない 法2条4項のガイドラインは、個人情報データベース等に該当する事例として、「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者によっても検索できる状態にしている場合」を挙げているが、ここで、「他の従業者によっても検索できる状態にしている」ことを条件としているのはなぜか。 これは、続く「個人情報データベース等に該当しない事例の「事例1)」が、「他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合」と対比させたものということか。確かに、こちらについては、「体系的に構成したもの」と言えない場合の条件として理解できる。 しかし、前者について、他の従業者によっても検索できるというだけでは、「体系的に構成したもの」とは言えず、この事例3)は、個人情報データベース等への該当性を欠くのではないか。 このことは、Google 等の Web の検索サイトが、たとえ、個人の氏名で検索して当該本人の個人情報が表示される状況であっても、当該検索サイトが持つ情報は、「体系的に構成されたもの」とは言えず、個人情報データベース等に該当しないと解釈されてきた（園部編《改訂版》p.53）ことと、同様に解されるべきではないか。 他方、表計算ソフト等を用いて整理すれば、通常は、一人ひとりのデータが行ごとに体系的に構成して並べられることとなるであろうから、その場合は、その時点で既に個人情報データベース等に該当すると言うべきではないか。このことは、金融庁ガイドライン Q&A（問 II-5)で、次のように示され	特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものは、個人情報データベース等に該当します。御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合」 【修正後】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理している場合」

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			てきたところであるので、これと平仄を合わせるべきである。 金融機関における個人情報保護に関する Q&A (問 II-5) より引用 : 「検索可能であれば、常に「個人情報データベース等」に該当するわけではありません。例えば、通常のコンピュータであれば、氏名等の文字を手がかりにしてテキスト情報に含まれる個人情報を検索することができますが、それだけでは「個人情報データベース等」には該当しません。個人情報としてのそれぞれの属性（氏名、生年月日等)に着目して検索できるように体系的に構成されている必要があります。コンピュータへの入力がランダムであっても、例えば、表計算ソフトにおいて、氏名の順番はランダムであるものの、列ごとに氏名列、住所列、借入金列というように体系的に構成されており、そのソート機能等を用いて、それらの個人情報を検索できるように再構成することが容易である場合には、「コンピュータを用いて検索できるように体系的に構成したもの」に当たり、「個人情報データベース等」に該当するものと考えられます。」 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	
294	2-4	個人情報データベース等	「通則編 2-4 個人情報データベース等（17 ページ 15 行)」【個人情報データベース等に該当する事例】事例 2）について、ログ情報にはクッキーは含まれないという理解で良いか。 【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。 したがって、改正後の法第２条第４項の定義に該当するものであれば、本ガイドライン（通則編）案に記述した事例以外であっても、個人情報データベース等に該当することになります。
295	2-4	個人情報データベース等	「通則編 2-4 個人情報データベース等（17 ページ 27 行)」【個人情報データベース等に該当しない事例】事例 3）について、市販の電話帳とあるが、この記載では名簿屋が扱う名簿も含まれてしまうのではないか。【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。なお、御指摘の「名簿屋が扱う名簿」については、個別の事例ごとに判断することとなりますが、「不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行されていない」「その発行が法又は法に基づく命令の規定に違反している」「不特定かつ多数の者により随時に購入することができない」「生存する個人に関する他の情報を加えている」等、改正施行令第３条第１項各号の要件を満たさない場合は、個人情報データベース等に該当することとなり

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ます（改正後の法第２条第４項）。
296	2-4	個人情報データベース等	【通則編における記載】 事例3）従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合 【意見】 「他の従業者等によっても」となっていますが、当該従業者のみが検索可能である場合には、個人情報データベース等に該当しないのでしょうか。例えば、ある業務の従業者が一人である場合には、個人情報データベース等が存在しないことになりますが、あっていますでしょうか。法律のどこを読めば、このような解釈ができるのか教えてください。 【匿名】	特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものは、個人情報データベース等に該当します。御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合」 【修正後】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理している場合」
297	2-4	個人情報データベース等	通則編 【事例の追加要望】 2-4 個人情報データベース等 P17　個人情報データベース等に該当する事例3）について 当該事例では「他の従業者によっても検索できる状態にしている場合」とある。これはアクセス権が設定されていて他の従業者が検索できる状態にない場合には個人情報データベース等には該当しないと解釈してよいかを事例を使って解説いただきたい。背景としては多くの事業者では個人のユーザーIDを割り当てアクセス権設定をしているケースが多いため。例えば電子メールソフトウェアも「OS認証→電子メールソフトウェア認証」と2段階の認証を経てアドレス帳を閲覧可能となる。この場合において当該電子メールソフトウェアに保管しているアドレス帳が個人情報データベース等に該当するか否かを例示することは民間事業者の対応に資すると考える。 【個人】	特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものは、個人情報データベース等に該当します。御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合」 【修正後】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理している場合」
298	2-4	個人情報データベース等	（現記載） 個人情報データベース等に該当しない・・・ （コメント） P17 の(1)～(3)で示される内容がわかりにくい。具体的な事例が思い浮かばない。具体的な事例とし	個人情報取扱データベース等から除外されるものは、御指摘の 2-4 の(1)～(3)を全て満たしたものであり、その例は【個人情報データベース等に該当しない事例】の事例３となります。事例１～３は(1)～(3)

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			て提示していただけると助かります。 また（おそらく対応してはいないと思いますが）事例１～３が(1)～(3)に対応するのならその旨併記してほしい。 【個人】	には対応していません。
299	2-4	個人情報データベース等	2）通則編 P17 （2－4 個人情報データベース）の該当事例（2） 意見 ログの利活用について、システムの運用実績解析、安全管理等の目的で利用することについては、「黙示の同意」として取り扱われることを明記頂きたい。 理由 情報システムのアクセスログは、一般的に所謂不正アクセス防止法に基づき実施されている者と考えられるが、その記録をシステムの改善のために用いることは、ログの利用形態として極めて自然で有り、3-2-5 に示す「取得の状況から見て利用目的が明らかである場合」に該当し、その利用について個別の同意をとることは現実的であるとは考えられないため。 【個人】	御指摘の事例は、操作・アクセスログが含まれる電子ファイル全般について、常に個人情報データベース等に該当することを示したものではなく、例えば、個人情報取扱事業者において、ユーザーID が氏名等の個人情報と容易に照合することができる状態で管理されている場合で、本人が利用したサービスに係るログ情報がユーザーID によって整理・保管されている時は個人情報データベース等に該当し得る旨を記載したものです。
300	2-4	個人情報データベース等	（該当箇所） 通則編 2-4 個人情報データベース等 （意見） 【個人情報データベース等に該当する事例】の事例 3）「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合」について、他の従業者等によって検索できない状態にしている場合（パスワードによるアクセス制限が掛かっており、他の従業者等が情報にアクセスできない場合等）は、個人情報データベース等に該当しないと解されるか。 【個人】	特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したものは、紙面で処理をする場合と異なりそれだけで個人情報データベース等に該当します。御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理し、他の従業者等によっても検索できる状態にしている場合」 【修正後】 「従業者が、名刺の情報を業務用パソコン（所有者を問わない。）の表計算ソフト等を用いて入力・整理している場合」
301	2-4	個人情報データベース等	（該当箇所） 通則編 2-4 個人情報データベース等 （意見） 【個人情報データベース等に該当しない事例】の事例 1）「従業者が、自己の名刺入れについて他人が自由に閲覧できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を	「紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理・分類し、特定の個人を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いている」こととは、整理・分類した本人以外でも当該情報の集合物

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			分類した状態である場合」について、他人に容易に検索できる分類方法（五十音順等）で名刺を分類しているが、他人が自由に閲覧できない状況に置いている場合（机の引き出しの中に入れて施錠して保管している、常に持ち歩いている等）は、個人情報データベース等に該当しないと解されるか。【個人】	を検索できることを意味します。特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成された情報の集合物であれば、個人情報データベース等に該当します。管理する棚を施錠する等、他人が自由に閲覧できないようにする措置は、安全管理措置の問題となります。
302	2-4	個人情報データベース等	（該当箇所）通則編 2-4 個人情報データベース等（意見）【個人情報データベース等に該当しない事例】の事例 1）「従業者が、自己の名刺入れについて他人が自由に閲覧できる状況に置いていても、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態である場合」について、ここでいう「他人には容易に検索できない」とは、分類方法が独自であるため検索が容易でない、ということであって、閲覧できる名刺の枚数の多寡は問わない、ということを確認したい。例えば、他人には容易に検索できない独自の分類方法により名刺を分類した状態であっても、保管されている名刺が 10 枚程度である場合は、結果として特定の個人情報を容易に検索できるため個人情報データベース等に該当する、ということにはならない（保管されている名刺の枚数が 10 枚でも 1,000 枚でも個人情報データベース等に該当しない）、との理解でよいか。【個人】	御理解のとおりです。
303	2-5	個人情報取扱事業者	◆意見３ 【該当箇所】（通則編）P17～18「2-5　個人情報取扱事業者」 【意　　見】個人情報取扱事業者の定義を明確にすること 【理　　由】個人情報取扱事業者の定義規定における「事業の用に供している」の「事業」について、「一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものといい、営利・非営利の別は問わない」とされているが、社会通念上事業と認められるか否かが必ずしも明確ではないことから、個人情報取扱事業者の該当性に関する限界事例を多く示すなど、判断に資する基準等を示していただきたい。 【日本税理士会連合会】	社会通念上事業と認められるものの限界事例は、個別具体的な事案に応じて判断が必要であるため、一律に記載することは困難です。 なお、他の法令においては「事業」とみなされないものであっても、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ、社会通念上事業と認められる程度の社会性を有するものに、個人情報データベース等を利用している者は、改正後の法第 2 条第 5 項の判断に当たっては、「個人情報データベース等を事業の用に供している」と考えられます。
304	2-5	個人情報取扱事業者	（該当箇所）通則編の 17～18 ページ　法第 2 条（第 5 項） （意見） 個人情報取扱事業者の例外として、地方公務員があげられていますが、特別職の地方公務員である民生委員は、個人情報取扱事業者ではなく、この法律に該当しないということでしょうか。そうであれば、本ガイドラインにその旨を明記していただけないでしょうか。 （理由） 民生委員が地域の福祉で果たす役割が大きくなっているが、地方公共団体が民生委員に対して個人情報の提供を躊躇する場合があるため。	「個人情報取扱事業者」（改正後の法第 2 条第 5 項）とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除いた者をいいます。 なお、地方公共団体における個人情報の取扱いは各地方公共団体の個人情報保護に関する条例によります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【日本福祉介護情報学会　個人情報活用・保護部会】	
305	2-5	個人情報取扱事業者	（該当箇所）通則編の 17～18 ページ　法第２条（第５項） （意見） 個人情報取扱事業者のところに、「ここでいう「事業の用に供している」の「事業」とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい」とありますが、「一定の目的をもって・・・社会通念上事業と認められるもの」と「認められないもの」の線引きはどこにあるのでしょうか。たとえば、「地域包括ケアシステム」の自治会や見守りボランティアの活動は、「社会通念上事業と認められるもの」ではないと考えることで、対象外とすることはできないでしょうか。 また、認められるものと認められないものの線引きの具体事例を、本ガイドラインに明記していただけないでしょうか。例えば、自治会や見守りボランティアで、地方公共団体と契約書、覚書や誓約書を取り交わしている場合等は個人情報取扱事業者とみなす等。 （理由） 「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、いわゆる「一般人」（近隣の住人、自治会・町会員、ボランティアなど）による支援活動が求められている。（「一般人」の参画なしには地域包括ケアシステムは構築できない） 「一般人」の参画を阻害しない、かつできるだけわかりやすい説明が必要である。 【日本福祉介護情報学会　個人情報活用・保護部会】	社会通念上事業と認められるものの限界事例は、個別具体的な事案に応じて判断が必要であるため、一律に記載することは困難です。 なお、自治会等が地方公共団体と契約書、覚書や誓約書を取り交わした上で個人情報データベース等を事業の用に供している場合は、少なくとも個人情報取扱事業者に該当するものと考えられます。
306	2-5	個人情報取扱事業者	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「事業については営利・非営利の別は問わないこと」を繰り返し説明されておりました。本ガイドライン案でも、その点を記載されておりますが、多くの誤解が生じているところでもありますので「事業の用に供しているに該当する事例」「事業の用に供しているに該当しない事例」を示していただけるよう願います。特に「個人が作成した友人のリストを年賀状を送るために使っている」ことは、「事業の用に供しているに該当しない事例」として示していただくことで過剰反応が防げると考えます。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	本ガイドライン（通則編）案において記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。 なお、個人が、個人として年賀状を送るために友人のリストを使用する行為は、一般に、「事業の用に供している」とは解されないと考えます。
307	2-5	個人情報取扱事業者	（該当箇所） 通則編の１８ページ２－５の下から２行目 （御意見） 「権利能力のない社団（任意団体）又は個人」の記載を改めるべきである。 （理由） 権利能力のない社団に該当しないが，個人でもないものも存在するため（例えば，法律事務所）。 【弁護士 21 名共同提出】	本ガイドライン（通則編）案において記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもありません。 したがって、改正後の法第２条第５項の定義に該当する者は、本ガイドライン（通則編）案に記載のない者であっても、個人情報取扱事業者に該当する

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				こととなります。
308	2-5	個人情報取扱事業者	（該当箇所）通則編の１７ページ・２－５　個人情報取り扱い事業者（法第２条第５項）（意見）事業の用に供していない、即ち個人情報取扱事業者とならない場合があるのではないでしょうか。例えばクラウドサービス事業者の顧客の中には、同サービスの利用契 約を結んで個人情報データベース事業を営んでいるものがいます。この場合 顧客は個人情報取扱事業者となりますが、一方、クラウド事業者の中には提供しているサービスで 個人情報を保管管理してはいるが、当該個人情報データベースにはア クセスしない事業者も場合が多いと思われます。このような場合に、このクラウドサービス事業者は、サービスで保管しているデータが個人情報であるかを認識しているか否かを問わず、個人情報取扱事業者ではないと解釈してよろしいでしょうか。【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
309	2-5	個人情報取扱事業者	個人情報データベースと個人情報取り扱い事業者の定義説明による懸念事項を示すとともに、個人情報取扱事業者の定義について意見を述べさせていただきます。 ガイドライン通則の解説によりますと、携帯電話やスマートフォンのアドレス帳も個人情報データベースとなると解され、趣味のサークルや町内会などにかかわる個人も個人情報取扱事業者に該当すると解されます。つまり、定期的な活動を行う趣味のサークルに入っていたり町内会活動に携わっている個人は、個人情報取り扱い事業者となり、義務規定の遵守（個人情報保護方針の公開や規定の整備など）が必要となってしまします。 このような事態は、個人情報保護委員会として望まれていることではないと解さることから、個人が個人情報取扱事業となる場合、また、該当しない場合の例示を日常生活でありうることを具体的に例示されることを提案します。 【個人】	改正後の法においては、個人情報データベース等を事業の用に供している者であれば、当該個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の多寡にかかわらず、個人情報取扱事業者に該当します。 したがって、町内会等であっても、個人情報データベース等を事業の用に供していれば、個人情報取扱事業者に該当することとなります。 なお、町内会活動等に携わっている個人のうち、どのような者が個人情報取扱事業者の「従業者」に該当するのか等については、Q&A 等において考え方を示してまいります。
310	2-5	個人情報取扱事業者	（該当箇所） 通則編 2-5 個人情報取扱事業者 （意見） 「『事業の用に供している』の『事業』とは、一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であって、かつ社会通念上事業と認められるものをいい、営利・非営利の別は問わない」とあるが、一般的に一定の目的をもって反復継続して遂行される同種の行為であれば、社会通念上事業と認められるものと考えられる。 逆に、個人情報データペース等を一定の目的をもって反復継続して遂行する同種の行為に利用し、かつ社会通念上事業と認められない場合とは、例えば具体的にどのような場合をいうのか。事例を明記してほしい。 【個人】	本ガイドライン（通則編）案において記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもありません。 なお、御指摘の点については、個別の事案ごとに判断することとなりますが、例えば、個人が、個人として年賀状を送るために友人のリストを使用する行為は、「事業の用に供している」とは解されないと考えます。
311	2-6	個人デ	◆意見４	個人データとは、個人情報データベース等を構成

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		ータ	【該当箇所】（通則編）P18～19「2-6　個人データ」 【意　　見】個人データの定義を明確にすること 【理　　由】個人データに該当する事例として「個人情報データベース等から紙面に出力された帳票等に印字された個人情報」とあり、該当しない事例として「個人情報データベース等を構成する前の入力用の帳票等に記載されている個人情報」とあるが、入力前後で該当するか否かが異なるというのは理解し難い。誤解が生じないよう、より分かりやすい説明等を追加していただきたい。 【日本税理士会連合会】	する個人情報をいいますが、本ガイドライン（通則編）案において、「個人情報データベース等を構成する前の入力用の帳票等に記載されている個人情報」を「個人データに該当しない事例」として記述したのは、当該帳票等は特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成されていないことが一般的であり、個人情報データベース等に該当しないことが想定されるためです。 　したがって、当該帳票等が特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成されている等、改正後の法第２条第４項の個人情報データベース等に該当する場合はこの限りではありません。
312	2-6	個人データ	ガイドライン案P18で以下の記載があります。 なお、法第２条第４項及び政令第３条第１項に基づき、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの（例：市販の電話帳・住宅地図等）を構成する個人情報は、個人データに該当しない。 しかし、これらであっても「他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること」が条件であると考えますが、この点が不明瞭な示し方となってしまっておりますので、その旨を付記していただくことを望みます。 ★修正案★ →なお、法第２条第４項及び政令第３条第１項に基づき、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないため、個人情報データベース等から除かれているもの（例：生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供している市販の電話帳・住宅地図等）を構成する個人情報は、利用者の立場において個人データに該当しない。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
313	2-6	個人データ	・通則編２－６では，経産省ガイドライン２－１－３の「事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例」が削除されているが，例えば，倉庫業，データセンター（ハウジング，ホスティング），クラウドサービス（IaaS，PaaS，SaaS）等の事業において，当該情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合には，当該個人情報を「事業の用に供していない」という解釈自体は，個人情報保護委員会もこれを支持していると考えてよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A等において考え方を示すことを検討してまいります。 　なお、個人情報取扱事業者に該当するか否かは、サービスごとに判断されるものではなく、改正後の法第２条第５項の定義に該当する者は全て個人情報取扱事業者に該当します。その上で、個別の事案に

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				応じて改正後の法の義務規定が適用されるか否かを判断することとなります。
314	2-6	個人データ	複数人の個人情報が資料に記載されているだけでは（個人情報が一定の規則で整理・分類されていないもの）、当該資料は「個人データ」に該当しないと考えるが合っているか。 【匿名】	個々の事例ごとに判断することとなりますが、一般的には、御理解のとおりと考えます。
315	2-6	個人データ	（該当箇所）通則編 2-6 個人データ（意見）【個人データに該当しない事例】の、事例）「個人情報データベース等を構成する前の入力用の帳票等に記載されている個人情報」は、当該個人情報が電子計算機に入力されて個人情報データベース等が作成・成立した後も、当該個人情報データベース等を構成する個人情報とは別に、依然として個人データに該当しないとの理解でよいか。又は、個人情報データベース等が作成・成立した後は、当該個人情報データベース等を構成する個人情報と同様に、入力用の帳票等に記載されている個人情報も個人データに該当するのか。もし後者であれば、それと分かるような記述に改めていただきたい。【個人】	個人データとは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいいますが、本ガイドライン（通則編）案において、「個人情報データベース等を構成する前の入力用の帳票等に記載されている個人情報」を「個人データに該当しない事例」として記述したのは、当該帳票等は特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成されていないことが一般的であり、個人情報データベース等に該当しないことが想定されるためです。したがって、仮に当該帳票等に記載されている情報の全てが個人情報データベース等として入力された以降については、当該帳票等に記載された「情報」は、個人情報データベース等を構成する個人データと同じ情報ということになるため、一般的には個人データに該当することになると考えます。
316	2-7	保有個人データ	ガイドライン案 P21 の（※2）において「個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全て（以下「開示等」という。）に応じることができる権限を有する」の解釈として、「個人データの取扱いについて、委託等により複数の個人情報取扱事業者が関わる場合には、契約等の実態によって、どの個人情報取扱事業者が開示等に応じる権限を有しているのかについて判断することとなる。」と示されています。「開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限」の委託を行なう場合の状況は不明瞭です。 具体的な事例を示していただけることを願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	御指摘の内容は、契約等の実態によって、個別の事例ごとに判断することとなります。
317	2-7	保有個人データ	・通則編２－７＊２には「個人データの取扱いについて，委託等により複数の個人情報取扱事業者が係る場合には，契約等の実態によって，どの個人情報取扱事業者が開示等に応じる権限を有しているのかについて判断する」とあるが，経産省ガイドライン２－１－５のとおり個人情報取扱事業者が個人データを受託処理している場合で，その個人データについて，何ら取決めがなく，自らの判断では本人に開示等することができないときは，本人に開示等の権限を有しているのは委託元であって，委	個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般的に、個人データの取扱いの委託が行われている場合に、当該個人データの開示等について何ら取決めがなく、委託先が自らの判断では当該委託に基づき取り扱っている個人データについて本人に開示等

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			託先ではないと解してよいか，確認されたい。（経産省ガイドラインと比較して具体例が削除されている趣旨が，この具体例を個人情報保護委員会が否定する趣旨かどうかを確認したくて質問している。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	することができないときは、委託先は開示等の権限を有していないと解されます。
318	2-7	保有個人データ	（該当箇所 1） 通則編　20 ページ　7 行/21 行目（保有個人データ） （意見） 店舗経営者や防犯管理責任者が店内防犯の目的で、万引犯および万引を犯した疑いのある者、その他店舗の安全確保のために注意を要する者等の個人データを保有する場合、それを６ヶ月を超えて保有しても、「保有個人データ」ではないと考えて良いか？ （理由） 万引犯および万引を犯した疑いのある者等の個人データも、政令第４条に「保有個人データ」ではないものとして掲げる「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」もしくは「当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの」に該当すると考える。 【特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構】	個別の事例ごとに判断することとなりますが、御指摘の個人データの内容によっては、「当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの」（改正施行令第４条第２号）に該当し得る場合もあると考えます。
319	2-7	保有個人データ	（該当箇所） 通則編の　21 ページ 最初の４行（※2） （御意見） ガイドライン案では「なお、個人データの取り扱いについて、委託等により複数の個人情報取扱事業者が関わる場合には、契約等の実態によって、どの個人情報取扱事業者が開示等に応じる権限を有しているのかについて判断することとなる」との記載があるが、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（平成２６年１２月１２日厚生労働省・経済産業省告示第４号）では、同じ箇所について「個人情報取扱事業者が個人データを受託処理している場合で、その個人データについて、何ら取決めがなく、自らの判断では本人に開示等をすることができないときは、本人に開示等の権限を有しているのは委託元であって、委託先ではない」（p.8）とされており、説明が異なっている。 この説明の違いが何を意味するのかご説明いただきたい。 （理由） 改正法を受けて契約書雛形等の内容見直しを行う企業が多いと考えられるところ、ガイドライン案の記載内容を見る限りでは雛形等の内容に影響を与える可能性があると考えられるため、可能な限り事前にガイドライン中で明確化していただきたい。	個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般的に、個人データの取扱いの委託が行われている場合に、当該個人データの開示等について何ら取決めがなく、委託先が自らの判断では当該委託に基づき取り扱っている個人データについて本人に開示等することができないときは、委託先は開示等の権限を有していないと解されます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【一般社団法人　情報サービス産業協会】	
320	2-7	保有個人データ	意見12 【通則編 2-7 p.19】保有個人データ該当性の循環論法解説を改めるべき 法２条７項は、「保有個人データ」の定義を「個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、……」としているが、保有個人データに該当すれば、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の請求に応じる義務が課されるのに、その対象となる客体の定義自体が、それを行う「権限を有する」ものとされているのは、循環論法的であり、該当性の基準を示せていない。 ガイドラインでは、この法２条７項の「権限を有する」の噛み砕いた解釈が期待されるところ、ガイドライン案では、「……に応じることができる権限を有する」としか書かれておらず、説明になっていない。園部編《改訂版》p.65 にあるような解説をガイドラインに記載すべきである。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	御指摘の点については、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、「開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する」か否かについては、本ガイドラインに記載のとおり、契約等の実態によって判断することとなります。
321	2-7	保有個人データ	通則編 2-7 保有個人データ【意見】P20「6ヶ月以内に消去する」こととなるものは「保有個人データではない」とあるが現状「保有個人データ」と「非保有個人データ」を明確に分別管理している個人情報取扱事業者等は少数であると考える。今回の改正を機に「保有個人データ」と「非保有個人データ」を明確にし、不要となった個人情報の廃棄を促進し個人情報漏えい時の影響を少しでも抑制することが個人の保護に資すると考える。ガイドラインに個人情報取扱事業者等においては「保有個人データ」を元帳等で管理し明確にするとともに「非保有個人データ」については廃棄管理を推奨することを明記頂きたい。【個人】	本ガイドライン（通則編）は、全ての事業分野に共通に適用される汎用的なものであるため、全ての個人情報取扱事業者に対して、御指摘の対応を求めることは困難であると考えます。なお、個人データを利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない旨は、改正後の法第19条に定められており、本ガイドライン（通則編）案（3-3-①データ内容の正確性の確保等）においても記載しております。
322	2-7	保有個人データ	（該当箇所） 通則編 2-7（19 ページの６行目） （意見） 委託により取得した個人データは、保有個人データに該当しないという理解でよいか （理由） 産業界における誤解や混乱を解消するため 【個人】	御指摘の点については、個人データの取扱いの委託等に関する契約等において、委託元及び委託先のいずれが個人データの開示等に応じる権限を有することとされているか等の事情によるため、個別の事例ごとに判断することとなります。
323	2-8	匿名加工情報	（該当箇所） 通則編 2-8（21 ページの６行目） （意見） 匿名加工情報は、個人情報にも個人データにも該当しないという理解でよいか （理由） 産業界における誤解や混乱を解消するため	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【個人】	
324	2-10	本人に通知	●該当箇所 通則編の 22 ページ・28 行目 ●意見内容 経済分野ＧＬに記載のある事例のうち、通則編には引き継がれていない事例があるが、経済分野ＧＬに記載のある事例のとおり実務運用することについて問題はないか確認したい。 （参考） 経済分野ＧＬ2-1-7.「本人に通知」 【本人への通知に該当する事例】 事例 4)電話勧誘販売において、勧誘の電話において口頭の方法によること。 事例 5)電子商取引において、取引の確認を行うための自動応答の電子メールに記載して送信すること ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御指摘の事例は、「本人への通知」に該当し得ると考えます。
325	2-10	本人に通知	（該当箇所） 通則編 2-10「本人に通知」　P22-23 （ご意見） 法第 18 条（第１項） 1 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。 とあり、ガイドラインの文書として、 「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。 とあるが、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に規定されている連結不可能匿名化された試料を用いて、ゲノム解析を行い知りえたゲノムデータが、個人識別符号に該当する場合、どのように本人に直接知らしめるべきか、またそのようなことが可能なのか、明らかにされたい。 （理由） ゲノムデータの個人識別符号の定義が曖昧であることに起因する課題と思われるが、個人識別符号の定義と本人通知の義務に齟齬があると思われる。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	改正後の法第 18 条第 1 項における利用目的の本人への通知又は公表は、本人への通知又は公表のいずれかを行えば足りるため、仮に本人の連絡先が不明等の理由により本人への通知が事実上困難である場合は、利用目的を公表することが考えられます。 なお、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体（学会もこれに含みます。）又はそれらに属する者が個人情報等を取り扱う場合、その目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的である場合は、改正後の法第４章の規定は適用されません（現行法第 66 条第１項第３号）。 したがって、学術研究機関における学術研究目的での個人情報や匿名加工情報の取扱いについて、改正後の法の規律に従うことが、同法により義務付けられるわけではありません。
326	2-10	本人に通知	（該当箇所） 2-10 本人に通知 （意見）	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			「通知」という作業には必ずしも「承諾」が接続していないと考えてよいか？ 【日本製薬工業協会】	
327	2-10	本人に通知	（該当箇所） 通則編2-10「本人に通知」 （意見） 【本人への通知に該当する事例】の事例3)、「電子メール、FAX等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。」とあるが、例えば、利用目的を記載したウェブサイトのURLを電子メールの本文中に記載し、本人がURLをクリックすることでウェブサイトにアクセスして利用目的が確認できる場合は、本人への通知に該当するか。又は、利用目的自体を電子メール等の本文に記載しなければならないのか。 【個人】	個別の事例ごとの判断が必要となりますが、一般的に、ご指摘の事例は本人への通知に該当すると考えられ、必ずしも利用目的自体を電子メール等の本文に記載しなければならないわけではありません。
328	2-11	公表	・通則編２－１１には経産省ガイドライン２－１－８の「雇用管理情報は，機微に触れる情報を含むため，事業者は，自らの置かれた状況に応じ，労働者等に内容が確実に伝わる媒体を選択する等の配慮を行うものとする」が削除されているが，これは，このような配慮をしなくてもよいという趣旨か，回答されたい。やはり個人情報保護委員会としても配慮が必要ということであれば，通則編に記載することを検討されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	利用目的の本人への通知又は公表に当たり、御指摘のような配慮を行うことも望ましい取組の１つと考えます。
329	2-11	公表	・通則編２－１１において「トップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載」とあるが，トップページのリンクからワンクリックで「お知らせ」というページにたどりつくことができるところ，「お知らせ」のページの中の「プライバシーポリシー」であるとか「匿名加工情報に関する公表」等の各リンクをワンクリックすると，実際のプライバシーポリシー（利用目的の記載を含む）や匿名加工情報に関する公表の内容を見ることができるというサイト構成にした場合，結果的には利用目的等を見るためには２クリックが必要になるが，これは「１回程度の操作」として，「公表」の要件を満たしているといえるか，回答されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の事例は、「公表」（広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること））の手法の具体例の１つとして記載しています。必ず１回の操作で到達できなければ公表に該当しないという趣旨ではありませんが、分かりやすい場所への掲載等による公表が求められるものと考えられます。
330	2-11	公表	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 2-11「公表」において、「公表に該当する事例」として、「事例１ 自社のホームページのトップページから１ 回程度の操作で到達できる場所への掲載」とあるが、「1 回『程度』の操作」という表現が曖昧である。ウェブサイトの閲覧者に対して分かりにくい場所への掲載を防ぐことを目的とした例示であれば、「ウェブサイトのトップページから容易に公表事項へ到達できる場所への掲載」という記載にするべきである(通則編38 頁の同趣旨の記載についても同様)。 【一般社団法人全国銀行協会】	御指摘の事例は、「公表」（広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること））の手法の具体例の１つとして記載しています。必ず１回の操作で到達できなければ公表に該当しないという趣旨ではありませんが、分かりやすい場所への掲載等による公表が求められるものと考えられます。
331	2-11	公表	（該当箇所） 通則編　2-11　「公表」 （意見）	御指摘の事例は、「公表」（広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること））の手法の具体例の１つと

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【公表に該当する事例】の「事例1」」について、「トップページから１ 回程度の操作で到達できる場所への掲載」とあるところに、「見出し形式等により容易に選択して到達できる場所」を追記していただきたい。 （理由） 事業者が複数の事業を行っている場合などでは、例えば各事業の最初のページから容易に到達できれば問題ないと考えられ、必ずしも、トップページの次に「個人情報の取扱い」ページを設置し、そこから各事業別の「個人情報の取扱い」に移動するなどの必要はないと考えます。「１回程度」という記載のみでは、字句通りの解釈に限定され、ガイドライン違反となる余地が残るため。 【日本貸金業協会】	して記載しています。必ず１回の操作で到達できなければ公表に該当しないという趣旨ではありませんが、分かりやすい場所への掲載等による公表が求められるものと考えられます。
332	2-11	公表	III. 通則編 BSA は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の以下の箇所につき明確化を要望します。 2-11 「公表」 通則編 2-11(同 23 頁)は、個人情報取扱事業者が、個人情報を取得した場合、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、「利用目的」を「公表」する義務（法第 18 条第１項）につき、これを満たす方法について説明しています。 この点、【公表に該当する事例】の事例１）では、事業者は「自社のホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載」により要件を満たすことができるとしています。事業者のウェブサイト上の見にくい又は見つけるのが困難な場所に、このような公表が埋もれることを防止することの必要性は理解できますが、トップページから到達までの回数をガイドラインで規定することは、詳細に規定し過ぎであると考えます。 そこで、まず、当該箇所及び通則の他の箇所の事例も、限定的又は網羅的であることを意図するものではなく、貴委員会は、本要件の目的を満たす合理的な他の方法も受け入れる旨明白に記載していただきたいと考えます。 次に、前記事例１は、他にも多く存在する当該要件を満たす手法の一つであることから、事例１の文言を「自社のウェブサイト上に掲載。但し、一般人が合理的に到達できる態様で掲載すること。」のように、より汎用的な表現に変更すべきと考えます。 【BSA| ザ・ソフトウェア・アライアンス】	御指摘の事例は、「公表」（広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること））の手法の具体例の１つとして記載しています。必ず１回の操作で到達できなければ公表に該当しないという趣旨ではありませんが、分かりやすい場所への掲載等による公表が求められるものと考えられます。
333	2-11	公表	（該当箇所） 通則編の 23 ページ 2-11「公表」の【公表に該当する事例】 （意見） 「事例 1）自社のホームページのトップページから１回程度の操作で到達できる場所への掲載」とあるが、『程度』と記載されていることから１回に限定するものではなく、各社が本人の負担にならないと整理した回数との理解で良いか。	御指摘の事例は、「公表」（広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること））の手法の具体例の１つとして記載しています。必ず１回の操作で到達できなければ公表に該当しないという趣旨ではありませんが、分かりやすい場所への掲載等による公表が求め

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【三菱 UFJ 国際投信】	られるものと考えられます。
334	2-11	公表	【通則編における記載】 事例 1）自社のホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載 【意見】 1 回程度というのは非常に厳しいと思います。トップページをとても長くすれば可能ですが、そのような意図でしょうか。 【匿名】	御指摘の事例は、「公表」（広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること））の手法の具体例の 1 つとして記載しています。必ず 1 回の操作で到達できなければ公表に該当しないという趣旨ではありませんが、分かりやすい場所への掲載等による公表が求められるものと考えられます。
335	2-11	公表	通則編 2-11 の「公表」について、恒常的に確認できるところ(自社ホームページなど)への掲載と、個人情報を取得する場所(商業施設の場合の店内など)での掲示・配布の、両方を行うことが必要または望ましいとするべきである。 【匿名】	「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいい、その具体的な方法は、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、合理的かつ適切な方法によるものと考えられます。
336	2-11	公表	（該当箇所） 通則編 2-11「公表」 （意見） 【公表に該当する事例】の事例 1）、「自社のホームページのトップページから 1 回程度の操作で到達できる場所への掲載」とあるが、例えば、利用目的を記載した自社ウェブサイトの URL を本人宛の電子メールの本文中に記載し、本人が URL をクリックすることで利用目的を掲載したページに到達できる場合は、公表に該当するか。 【個人】	「公表」とは、広く一般に自己の意思を知らせること（不特定多数の人々が知ることができるように発表すること）をいうため、特定の者への電子メールの送付は、基本的に「公表」には該当しないものと考えます。 なお、個別の事例ごとの判断が必要となりますが、一般的に、御指摘の事例は「本人への通知」には該当し得ると考えます。
337	2-12	本人の同意	3）通則編 P24 （2－12 同意） 意見 「取得の状況から見て利湯目的が明らかである場合」（3-2-5）など、同意をとらなくてもよい場合を例示して頂きたい。 理由 明確な例が示されなければ、具体的な運用の設計が難しくなることから。 【個人】	「法令に基づく場合」、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などがあります。詳細は、関連する改正後の法の条文（改正後の法第 16 条第 3 項各号、第 17 条第 2 項各号、第 23 条第 1 項各号等）を参照下さい。
338	2-12	本人の同意	●該当箇所　通則編の 24 ページ・18 行目●意見内容　「未成年者・・・は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。」との記載があるが、①未成年者に対して同意を取得する際は、親権者の同意を必ず取得する必要があるか確認したい。②（①が「必ず」という趣旨ではないとすれば、）「未成年者・・・が判断できる能力を有していないなどの場合」と規定されているが、反対に未成年	未成年者から同意を取得する際に、親権者の同意を必ず取得する必要があるわけではありません。なお、未成年者本人が個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			者等が「判断できる能力を有している場合」とはどのような場合なのか確認したい。●理由　ガイドラインの意味の明確化のため。【一般社団法人日本クレジット協会】	力を有しているか否かは、取り扱われる個人情報の性質、利用目的、未成年者の年齢等を総合的に勘案して、個別具体的に判断すべきものと考えます。
339	2-12	本人の同意	「個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある」と本ガイドライン案に記載されていますが、「同意を得る必要がある」という観点ではなく「この者の同意で足りる」という観点で見た時には「法定代理人等」の「等」を例示していただくことを望みます。特に介護の場合の「ヘルパー」が代理人となり得るのか、法定代理人に限られるのか不明瞭となっています。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	個人情報の取扱いに関して、親権者や法定代理人以外にどのような者が、本人に代わって同意をし得るかという点については、取り扱われる個人情報の性質、利用目的、本人以外の者が同意を行わざるを得ない事情等を総合的に勘案し、個別の事例ごとに判断すべきものと考えます。
340	2-12	本人の同意	・通則編２－１２では同意の「書面」について何ら条件が付されていないが，経産省ガイドライン２－１－１０では「本人が署名又は記名押印した」とある。これは，個人情報保護委員会としては同意の場合に本人の署名又は記名押印を要求しないという趣旨と理解してよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本人の同意を書面で得る場合は、当該書面は、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示が行われていることが確認できる書面である必要があります。本人の署名又は記名押印のある書面もこれに該当しますが、これ以外の手法も可能と考えられます。
341	2-12	本人の同意	・通則編２－１２等の「ホームページ」とはどのような意味か明らかにされたい。「最初に閲覧されることを意図したページ」のことか，それとも広義にウェブページ一般のことか回答されたい。もし，後者であれば「ウェブページ」や「ウェブサイト」という表現を用いずに，誤解を招き得る「ホームページ」の語を利用する理由について説明されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本ガイドライン（案）において「ホームページ」とは広義にウェブページ一般のことを指していますが、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
342	2-12	本人の同意	（該当箇所） 通則編　2　定義　2-12 「本人の同意」　P24・13 行 （ご意見） 【質問】「本人の同意」とは、――――――承諾する旨の当該本人の意思表示をいう（当該本人であることを確認できていることが前提となる。）。とあるが、【本人の同意を得ている事例】の事例 3）5）では、成りすましによる同意の可能性が否定できないと思うが、どのように当該本人であることを確認したら良いか？ （理由） 業界における具体的場面ではなく、一般論としての質問である。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	個別の事例ごとの判断が必要となりますが、一般的に、本人との通常の連絡手段として本人が指定したメールアドレスからのメール等において本人の同意が示されている場合は、本人の同意があったものとして取り扱うことができるものと考えます。 ただし、当該メールについて、なりすまし等が疑われるような不審な点がある等の事情がある場合はこの限りではありません。
343	2-12	本人の同意	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 2-12「本人の同意」において、「本人の同意」とは、「本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によっ	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なも

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			て示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示」としているが、本人が黙示的に同意したことが明らかである場合も事例として追加すべきである。 【一般社団法人全国銀行協会】	のを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。 本人の明示的な意思表示がなくても、承諾する旨の本人の意思表示があったと認め得るか否かは、個別の事例ごとに判断することとなります。
344	2-12	本人の同意	意見3. 通則編　(2－12 同意) 3-2-5にも関連するが、「取得の状況から見て利用目的が明らかである場合」など同意をとらなくてよい場合を例示していただきたい。 【一般社団法人日本医療情報学会】	「法令に基づく場合」、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」、「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などがあります。詳細は、関連する改正後の法の条文（改正後の法第16条第3項各号、第17条第2項各号、第23条第1項各号等）を参照下さい。
345	2-12	本人の同意	（該当箇所） 通則編　2-12　「本人の同意」 （意見） 「未成年者（略）は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。」との記載があるが、ガイドライン上は未成年者本人からの同意は不要との位置付けという理解でよいか。（もし、未成年者本人と親権者の双方から同意を取ることを求めているのであれば、「親権者や法定代理人からも同意を得る必要がある」とするべきである。） （理由） ガイドラインの意味の明確化のため。 【日本貸金業協会】	未成年者から同意を取得する際に、親権者の同意を必ず取得する必要があるわけではなく、未成年者であっても、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有しているなどの場合は、未成年者本人の同意で足りる場合もあります。 未成年者の個人情報の取扱いに当たってどの者から同意を取得すべきであるかは、未成年者本人が個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有しているか否かについて、取り扱われる個人情報の性質、利用目的、未成年者の年齢等を総合的に勘案して、個別具体的に判断すべきものと考えます。 したがって、常に未成年者本人からの同意が不要ということでも、常に未成年者本人と親権者の双方から同意が必要ということでもありません。
346	2-12	本人の同意	（該当箇所）通則編　2-12　「本人の同意」（意見）法16条における「本人の同意」において、「当該本人であることが確認できていることが前提となる」とあるが、例えば、ホームページから注文を受ける形式で取引をするにあたり、個人情報保護法に係る第三者提供の同意を取得する場合、次の各	個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般的に、ご指摘の手法は本人の同意を得る手法の1つに該当し得ると考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			方法は認められるかご教示願いたい。（１）事前に次の手続きを行う方法① 本人情報の登録と ID・パスワードの発行② ①の ID・パスワードでログイン③ ②のログイン後、第三者提供の同意をホームページ上で取得（２）次の体制を整備する方法ホームページの構造上、個人情報を取得する直前に必ず本人による同意をする旨のホームページ上のボタンのクリックが必須となっていること（ボタンクリックによる同意を経なければ取得できない）。（理由）意味の明確化のため【日本貸金業協会】	
347	2-12	本人の同意	１.「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（通則編）」に対する意見ついて （４）ガイドライン案２－１２「同意」について ア. 未成年の同意について ガイドライン案２－１２なお書きには、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について未成年者が判断できる能力を有していない場合、親権者や法定代理人等から同意を得る必要があるとしています。 しかしながら、経済産業分野に関する個人情報の取扱いに関するガイドラインのＱ＆Ａでは、親権者の同意を必要とする「子ども」の年齢について１２歳～１５歳としており、１６歳～１９歳については基本的に親権者等の同意は不要としています。本ガイドライン案でかかる事情を考慮しないとすると、経済産業分野に関するガイドラインのＱ＆Ａに基づいて事業を行っている事業者の現状の運用を変えてしまい、過度な負担となってしまいます。 したがって、従前どおり、未成年者であっても１６歳以上の者については、親権者等の同意が不要であるとすべきであると考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	未成年者の個人情報の取扱いに当たってどの者から同意を取得すべきであるかは、未成年者本人が個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有しているか否かについて、取り扱われる個人情報の性質、利用目的、未成年者の年齢等を総合的に勘案して、個別具体的に判断すべきものと考えます。 なお、一般に、12～15 歳までの年齢以下の未成年者については、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していないことが考えられますが、具体的な事案に応じて判断すべきものと考えます。
348	2-12	本人の同意	１.「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（通則編）」に対する意見ついて （４）ガイドライン案２－１２「同意」について イ.「本人の同意を得ている事例」の例示について ガイドライン案２－１２「本人の同意を得ている事例」 で具体的な例が列挙されています。 しかし、情報の性質、サービスの内容によって、 同意取得の方法も様々なものがあり得ます。 したがって、サービスや状況に応じて上記列挙事由以外の同意取得方法があり得る旨の理解で足りることを明確にしていただきたいと考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	「本人の同意」とは、本人の個人情報が、個人情報取扱事業者によって示された取扱方法で取り扱われることを承諾する旨の当該本人の意思表示をいうため、これを確認できる合理的かつ適切な方法であれば、本人の同意を得る手法は、本ガイドライン（通則編）に記載の方法に限られません。
349	2-12	本人の同意	III. 通則編 BSA は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の以下の箇所につき明確化を要望します。 2-12 「本人の同意」 通則 2-12(同 23 頁)は、個人情報取扱事業者が、「利用目的の達成に必要な範囲を超えて」個人情報	本人の同意を得るための具体的な手法については、個別の事例ごとに判断することとなります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			を扱う場合にあらかじめ得なければならない「本人の同意」（法第 16 条第１項）の取得方法について説明しています。 　この点、特定のサービスを利用するために（例えば、ある特定のウェブサイトにアクセスするなど）、個人が追加の利用目的のための個人情報の利用に同意しなければならないことが明らかな場合には、当該サービスへのアクセスに合意したことをもって同意を構成するとすべきと考えます。 【BSA| ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
350	2-12	本人の同意	（該当箇所） 通則編 2-12「本人の同意」 （意見） 【本人の同意を得ている事例】の事例 6)「本人による同意する旨の音声入力、タッチパネルへのタッチ、ボタンやスイッチ等による入力」その他の事例において、入力その他の行為は本人によって行われることが必要か。例えば、身体能力に問題があり他人に入力を依頼した場合や、日本語を解さない外国人が通訳等に入力を依頼した場合（いずれも本人が利用目的等を理解し、本人の同意の意思表示は入力する者に対して問題なく行われている）等は、本人の同意を得ているとみなされるか。みなされるのであれば、その旨を事例に加えていただきたい。 【個人】	具体的な事例ごとに判断することとなりますが、一般的に御指摘の事例については、本人の同意を得ていることになり得ると考えます。
351	2-13	提供	「提供」に該当する事例を掲載していただけることを望みます。「ホームページへの掲載」や「パンフレットなどに掲載して配布」なども「提供」にあたり、本ガイドラインに記載されている「自己以外の者が利用可能な状態に置く」の「自己以外の者」は「公の多数」である場合も含む旨が不明瞭となっています。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
352	2-13	提供	・通則編２－１３で説明されている「提供」の定義に関し，第三者提供時の確認・記録義務編２－２－１（特に２－２－１－３）において提供の意義を相当狭めていると理解されている。それにもかかわらず，従前（経産省ガイドライン２－１－１３参照）と同じ定義を通則編では記載し続ける理由について説明されたい。なお，通則編では「提供の意義は第三者提供時の確認・記録義務編を参照されたい」という記載に留める（通則編２－８の匿名加工情報に関する記載と同様）ことも検討されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案においては、基本的に、改正後の法第 23 条第 1 項に基づきあらかじめ本人の同意を得た第三者提供のうち、確認・記録義務の趣旨に鑑みて実質的に同義務を課する必要性に乏しいものについて、同義務の対象にならない旨を示しているものです。
353	2-13	提供	２．通則 P25　提供　　利用可能な状態（意見）　提供の定義に「利用可能な状態」が含まれると、実際には「保有個人データ」「匿名加工情報」を取得しない場合も含まれてしまうため、「取得することができる利用可能な状態」に限定することを要望いたします。（理由）　例えばアンケート結果について、WEB ツール等により「保有個人データ」の操作は可能ですが、その結果として統計情報しか閲覧もダウンロードもできない場合や、広告配信の際に条件設定のために配信事業者の「保有個人データ」を操作しますが、広告主は条件設定を行っているだけで「保有個人データ」を取得しないといったことが一般的に行われています。このように「保有個人データ」や「匿名加工情報」を一切取	具体的な事案において、提供が行われているか、取得しているか等については、個別の事例ごとに判断することとなります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			得していない場合は「提供」に該当しないことは明白ですので、提供の定義について修正していただくことを要望いたします。【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	
354	2-13	提供	（該当箇所） 2-1 「提供」 （意見） 「ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる」には，画面，出力に個人データ等（非特定識別可能を含む）は表示されず，集計（統計）情報のみが表示される場合も含まれるのでしょうか. （理由） 文脈からは個人データとして閲覧，出力できる場合を意図し，個人データを何らかの任意に指定した条件によって集計された結果のみが表示される場合は含まれない場合の位置付けが明らかでありません. 【日本製薬工業協会】	いわゆる統計情報を第三者に提供する場合は、一般に、個人データの第三者提供には該当しません。
355	2-13	提供	（該当箇所） 通則編　2-13　「提供」 （意見） 「（利用する権限が与えられていれば）」とあるが、次の措置を講じた場合、いわゆるクラウドサービスを利用して個人データをクラウド環境へアップロードする行為は、「提供」に該当しないと理解してよいか。 ＜措置の内容＞ （１）同サービス利用に係る契約条項に係る措置 ① クラウド環境上に保存された個人データの利用を明示的に禁止する旨の規定を盛り込むこと ② クラウド環境上に保存された個人データの利用を容認する規定が盛り込まれていないことを確認すること （２）個人データについて、利用者が可能な方法で、適切にアクセス制御すること （理由） 「（利用する権限が与えられていれば）」に該当しないための条件の明確化のため。 【日本貸金業協会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
356	2-13	提供	（該当箇所） 25 ページ　「提供」について （意見・理由） 「提供」とは、「個人データ、保有個人データ又は匿名加工情報（…）を、自己以外の者が利用可能な状態に置くことをいう。個人データ等が、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データ等を利用できる状態にあれば（…）、「提供」に当たる。」と	個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般的には、御指摘のような事例は「漏えい」に該当し得るものと考えられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ありますが、個人情報取扱事業主の意図とは関係なく個人データが他者による利用が可能な状態に置かれた場合、「提供」に該当するのでしょうか（従って第三者提供の記録作成義務等の対象となるのでしょうか）。 【在日米国商工会議所】	
357	2-13	提供	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインにおいて「提供」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するとされているところ、本ガイドラインにおける「第三者への提供」との違いを教えていただきたい。文言が異なることから、異なる意図で用いられているものと考えているが、同じ意図であれば同じ文言を用いてほしい。 【匿名】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、個人情報保護法においては、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、第三者提供の「第三者」に該当しませんが（現行法第 23 条第 4 項第 3 号）、番号法においては、同号の適用が除外されていることから（番号法第 29 条第 3 項）この場合も通常の「提供」に当たり提供制限（番号法第 14 条他）に従うこととなります。
358	3-1-1	利用目的の特定	ガイドライン案 P53 の「④利用する者の利用目的」に記載されている下記の文章については「共同利用」において特異なものではなく、そもそもの事業者における個人情報の利用目的に起点があるべきものと考えます。そのため、P26「3-1-1　利用目的の特定」に関する本文にも記載していただけることを願います。 ★本文の文末に追加する文章案★ →なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合に、共同利用以外の場面においても、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することは、望ましい取組の１つであると考えます。
359	3-1-1	利用目的の特定	ガイドライン案 P26 に示されている【具体的に利用目的を特定している事例】と【具体的に利用目的を特定していない事例】がアンバランスなため不明瞭なものとなっています。 【具体的に利用目的を特定している事例】の方に記されている「・・・の利用目的を明示している場合」の「明示する行為」は「利用目的の特定」には絶対条件とならないと思います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
360	3-1-1	利用目的の特定	・通則編３－１－１の利用目的の特定につき，経産省ガイドライン２－２－１（１）にあった「利用目的の達成に必要な範囲内か否かをめぐって，事業者と本人との間で争いとならない程度」の明確性（雇用管理情報の文脈）が必要という記載が通則編には記載されていないが，個人情報保護委員会として，明確性の程度については経産省ガイドラインと同様の理解をしているのか，異なる理解をしているのか回答されたい。異なる理解をしているのであればその理由についても回答されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個人情報の利用目的の特定に当たっては、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましいと考えます。 なお、御指摘のように、利用目的の達成に必要な範囲か否かをめぐって、事業者と本人との間で争い

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				とならない程度に明確にすることも、望ましい取組の１つと考えます。
361	3-1-1	利用目的の特定	・通則編３－１－１の具体的に利用目的を特定している事例につき，経産省ガイドライン２－２－１（１）にあった「ご記入いただいた氏名，住所，電話番号は，名簿として販売することがあります。」や「給与計算処理サービス，あて名印刷サービス，伝票印刷・発送サービス等の情報処理サービスを業として行うために，委託された個人情報を取り扱います」が消えているが，これらの場合が利用目的を特定しているか回答されたい。個人情報保護委員会として，経産省ガイドラインと異なる理解をしているのであればその理由についても回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の事例も、一般的に、利用目的を特定している事例として該当し得ると考えます。
362	3-1-1	利用目的の特定	（該当箇所） 通則編の２６ページ３－１－１ （御意見） 利用目的をどのように特定すればよいのか，事業者に具体的ガイドを与えるよう，記載を改めるべきである。 （理由） 本ガイドライン案は経済産業省ガイドラインをベースにして作成されているが，利用目的の特定に係る記載は，経済産業省ガイドラインよりも記述が薄くなってしまっている。利用目的の特定をどうすればよいのかは事業者にとっても消費者にとっても大変重要な事柄であり，法律の規律の要でもある。利用目的をどう特定すれば法１５条１項に沿ったものとなるのか，事業者に具体的ガイドを与えるよう，記載を改めるべきである。 【弁護士 21 名共同提出】	一般的に現状の案で、基本的な考え方は御理解頂けるものと考えますが、利用目的の特定については、Q&A 等において追加的に考え方等を示すことを検討してまいります。
363	3-1-1	利用目的の特定	（該当箇所） 通則編の２６ページ６～８行目 （御意見） 利用目的に第三者提供を含めていなかった場合の帰趨がわかるよう，記載を改めるべきである。 （理由） 第三者提供があらかじめ想定されていなかったが，事後的に第三者提供をすることになった場合は，利用目的の変更が必ず必要なのか。４９ページの３－４－２－１※５を見ると，必ず必要なように見えるが，そのような解釈は個人情報取扱事業者にとって，遵守が事実上困難ではないか。そうすると第三者提供が想定されていないにもかかわらず，利用目的にすべて「第三者提供を含む」とする例も多くなるおそれもあるのではないか。 【弁護士 21 名共同提出】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、個別の事案ごとに判断することとなりますが、個人情報を取得する時点では第三者提供があらかじめ想定されておらず、事後的に第三者提供をすることになった場合には、一般的に当該第三者提供に先立ち本人の同意を得ることが必要となりますが、当該同意が適切に得られている場合には、利用目的による制限（改正後の法第 16 条第 1 項）に違反することにはならないと考えられます。
364	3-1-1	利用目的の特	（該当箇所） 通則編　3-1-1　P26	個人情報の利用目的の特定に当たっては、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのよ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		定	（ご意見） 個人情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的を同意書に記載する際、どの程度目的を明確化しておく必要があるか。例えば、臨床情報や試料を用いた医学系研究を実施する場合、「精神疾患」「がん」など大まかな疾患の括りと用途として「その病態並びに治療方法の研究及び開発並びにこれに伴う海外事業者及び行政機関への提供」などの括りで良いか。 （理由） 要配慮個人情報を含む個人情報利用目的変更に当たっては、原則再同意取得が必要となるため、当所目的の範囲を明確化する必要がある。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	うな事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましいと考えます。 なお、個別の事案ごとに判断することとなりますが、御指摘の事例については、一般的に、利用目的が特定されている事例に該当し得ると考えます。ただし、第三者提供（外国にある第三者を含む。）に関する同意を取得するに当たっては、個別の事案に応じて、本人が同意にかかる判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示す必要があります。
365	3-1-1	利用目的の特定	（該当箇所） 3-1-1 利用目的の特定（法第 15 条第１項関係） （意見） 説明が必要な利用目的に全く個人識別のない集計表を作成することは含める必要はないと解釈してよいでしょうか. 言い換えれば，説明が必要な利用目的は，個人を特定可能又は識別可能情報として扱う範囲であると理解して良いでしょうか. （理由） 法第 36 条～第 39 条関係 匿名加工情報取扱事業者等の義務には，匿名加工情報の作成について本人同意または通知が必要とされていない事から，利用目的の説明において匿名加工情報の作成は含める必要がないとされていると解釈されます．この事から，匿名加工情報以上に非個人情報化されている集計表の作成については利用目的に含めることは求められていないと解釈しました. 【日本製薬工業協会】	個別の事案ごとに判断することとなりますが、一般的に、いわゆる「統計情報」を作成することは利用目的として必ずしも明記する必要はないと考えます。
366	3-1-1	利用目的の特定	（該当箇所） 法 15 条 1，2 （意見） 個人情報が含まれない（性別，年齢，傷病名，臨床検査値等は付随する場合がある）病態，治療法の研究等に利用する包括的同意の取得されているヒト由来試料を医療機関，バイオバンク等から製薬企業が提供を受けて使用し、全ゲノム配列等個人識別符号を取得した場合、付随した情報は個人情報に該当することになると思う。利用目的を通知すべき個人が特定できない場合、このような個人情報は利用目的を限定せずに使用することができるか。 【日本製薬工業協会】	個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的をできる限り特定しなければなりません（改正後の法第 15 条第１項）ので、御指摘のような場合も、利用目的の特定は必要です。 なお、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し又は公表しなければなりませんが（同法第 18 条第１項）、本人への通知又は公表のいずれかを行えば

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				足りるため、仮に本人の連絡先が不明等の理由により本人への通知が事実上困難である場合は、利用目的を公表することが考えられます。
367	3-1-1	利用目的の特定	（該当箇所） 通則編の２６ページ・３-１-１　利用目的の特定（法第 15 条第１項関係）【具体的に利用目的を特定していない事例】（※）部分 （意見） 「利用目的の特定に当たり「〇〇事業」のように事業を明示する場合についても、 社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。」と記載されていますが、参考事例（例：日本標準産業分類の中分類から主分類程度）や具体的に利用目的を特定している事例などの追記をしていただけると、判断基準の目安となると考えます。 （理由） 利用目的の特定や記載については、顧客への明示にあたり非常に重要であることから、できる限り具体例な参考事例を記載いただくことで、社会通念上、本人からみてその特定に資すると認められる範囲を特定できると考えます。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	一般的に現状の案で、基本的な考え方は御理解頂けるものと考えますが、利用目的の特定については、Q&A 等において追加的に考え方等を示すことを検討してまいります。 なお、個別の事例ごとに判断することとなりますが、御指摘の事例のように、事業内容の特定に当たって、日本標準産業分類の中分類から主分類程度の内容を示すことも、一般的には、事業内容が特定されていることになり得ると考えます。
368	3-1-1	利用目的の特定	意見 13 【通則編 3-1-1 p.27】情報の項目ごとの利用目的を特定するべきではないのか法 15 条１項（利用目的の特定）のガイドラインにおいて、3-4-3(3)④（p.52）に示されている以下の記述（共同利用における利用目的に関する記述）に相当する記述をここにも記載するべきではないか。共同利用についてはこの記載があるのに、ここでは記載しない理由は何か。通則編 p.52 より「なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データ項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。」【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	利用目的が個人データの項目によって異なる場合に、共同利用以外の場面においても、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することは、望ましい取組の１つであると考えます。
369	3-1-1	利用目的の特定	「通則編 3-1-1 利用目的の特定（26 ページ）」について、現行経産省ガイドラインで記載のあった雇用管理情報についての注意事項が削除されている。事業者にとって雇用管理情報の取り扱いは重要であるため、この注意事項は記載しておくべき。 【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	個人情報取扱事業者が、労働者等の雇用管理のために取り扱う個人情報も、改正後の法第２条第１項の定義に該当するものであれば、法の定めに従い適切に取り扱う必要があると考えます。 なお、御指摘のとおり、当該情報の利用目的の特定に当たり、利用目的の達成に必要な範囲か否かをめぐって、事業者と本人との間で争いとならない程度に明確にするために、あらかじめ労働組合等に通知し、必要に応じて協議を行うこと等も、望ましい取組の１つと考えます。
370	3-1-1	利用目的の特	（コメント） 事例として、カメラを利用する際の正しい一例をぜひ示してほしい。	本人を判別可能なカメラ画像やそこから得られた顔認証データを取り扱う場合、まず、個人情報の利

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		定	今後、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けてカメラ活用が増えると想像されます。 【個人】	用目的をできる限り特定し、公表又は本人に通知するとともに、当該利用目的の範囲内でカメラ画像や顔認証データを利用しなければなりません。なお、いったん防犯カメラにより防犯目的で取得したカメラ画像やそこから得られた顔認証データを、他の目的に利用する場合、本人の同意を得る必要があります。 　また、カメラ画像や顔認証データを体系的に構成して個人情報データベース等を構築した場合、個々のカメラ画像や顔認証データを含む情報は個人データに該当するため、次の措置を講ずることが必要です。 ・利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、これを遅滞なく消去するよう努めること。 ・個人データの漏えいの防止等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること。従業者や委託先対しても必要かつ適切な監督を行うこと。 ・個人データを第三者に提供する場合、一定の例外を除き、あらかじめ本人の同意を得るか、改正後の法第 23 条第２項に基づくいわゆるオプトアウト手続を行うこと。提供先の第三者が外国にある場合、同法第 24 条の規定も遵守すること。また、同法第 25 条の規定に従い、第三者提供に係る記録の作成・保存を行うこと。 　さらに、カメラ画像や顔認証データを含む情報が保有個人データに該当する場合、本人からの開示、訂正等及び利用停止等の請求が法の要件を満たしているときは、これに応じる必要があります。 　加えて、苦情の適切かつ迅速な処理と、これに必要な体制の整備に努めることが必要です。
371	3-1-1	利用目的の特	（該当箇所） 通則編 3-1-1 利用目的の特定	御指摘のとおり、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的の特定に当た

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		定	（意見） 個人情報を第三者に提供することを想定している場合の利用目的の特定方法は、「〇〇事業における第三者への提供のため」とすれば足りるか。又は、当該第三者が個人情報を利用する目的まで記載することが必要か。 【個人】	って、その旨が分かるよう特定しなければなりませんが、利用目的の特定に当たり、当該第三者が個人情報を利用する目的まで記載しなければならないわけではありません。
372	3-1-2	利用目的の変更	●該当箇所 通則編の 27 ページ・12 行目 ●意見内容 改正法において、利用目的を変更する場合の変更範囲の要件から「相当の」の表記が削除されたため、現在とどのように違うのかを具体例を提示すべき。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
373	3-1-2	利用目的の変更	法第 15 条において「相当の関連性」の「相当の」が削除されたことで、どのような解釈変更があるのか事例を載せていただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
374	3-1-2	利用目的の変更	・通則編３－１－２における利用目的の変更基準である「変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲」ないしは「変更後の利用目的が変更前の利用目的からみて，社会通念上，本人が通常予期し得る程度と客観的に認められる範囲内」というものが，経産省ガイドライン２－２－１（２）にあった「社会通念上本人が想定することが困難でないと認められる範囲」よりも広いということでよいか，回答されたい。（すなわち，法１５条２項の改正により「相当の」が削除されたことから，従来はできなかった利用目的の変更が可能となる余地が広がったと考えてよいのか，回答されたい。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
375	3-1-2	利用目的の変更	・通則編３－１－２では具体的な利用目的変更の基準が記載されていないが，例えば経産省ガイドライン２－２－１（２）にあった「当社の行う〇〇事業における新製品・サービスに関する情報のお知らせ」とした利用目的において「既存の商品・サービスに関する情報のお知らせ」を追加することは，改正法下でも適法であるか，回答されたい。（なお，パブコメ９８０番では「御意見は，改正後の法第 15 条第２項（利用目的の変更）に関するものと推察しますが（中略）同項の解釈については，ガイドライン等における手当を検討してまいります。」とされているが，十分な手当がされないのではないかと考え質問している。）【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。 なお、御指摘の事例は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる事例に該当し得ると考えます。
376	3-1-2	利用目的の変	（該当箇所）通則編の 27 頁・3−1−2 利用目的の変更（法第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項関係） （意見）医療活動において不可欠となる「症例報告」及び専門医等の資格認定のための「ケース・レ	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる一般的な具体

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		更	ポート」の学会提出や学会データベース登録については、医療機関の受診とともに患者が与える「黙示の同意」に含まれるものであって、医療者がこれらを行うことは、診療提供という当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内での利用目的の変更に該当することを明示するべきである。 （理由）医療者が患者に医療を実施し、更によりよい医療の発展に寄与していくためには、医療者は自らが経験した患者症例の治療経過・結果等の診療情報を他の医療者と共有するとともに、より優れた医療者となるべく専門医等の資格を取得することが必要であり、それらの達成のためには「症例報告」の実施および「ケース・レポート」の学会への提出や学会データベースへの登録は不可欠である。従って、診療を提供する医療者が患者の診療情報をこれらの目的に利用することは、患者の診療という目的の延長として捉えられるべきものであり、それらに利用されることは患者が医療機関の受診とともに与える「黙示の同意」に含まれるものであって、当初の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内での利用目的の変更に該当すると考えられる。 以上 【国立循環器病研究センター】	例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。 なお、改正後の法第 76 条第１項により、学術研究機関（学会も含まれます。）やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、従来と同様、同法第４章の義務規定は適用されないこととされています。 また、医療関連分野については、本ガイドライン案を基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向で検討しております。
377	3-1-2	利用目的の変更	（該当箇所） 通則編の２７ページ３－１－２ （御意見） 利用目的を変更できる基準を明記すべきである。 （理由） 改正された条項であるにもかかわらず，ガイドラインでは法改正で何が可能となったかがわからない。法改正前の経済産業省ガイドラインと類似か，はたまたそれよりも厳し目の記載ぶりとなっている。利用目的変更にかかる国会答弁よりも後退した記載ぶりであり，どのような利用目的の変更が可能かの基準や，具体例を明記すべきである。 【弁護士 21 名共同提出】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
378	3-1-2	利用目的の変更	（該当箇所） 通則編 3-1-2, 3-1-5　P27,P29 （ご意見） 利用目的を越えて個人情報を利用できる例外として、「公衆衛生の向上または心身の発達途上にある児童の健全な育成のために必要があり、本人の同意を得ることが困難であるとき」とあるが、「本人の同意を得るころが困難である」とは、情報の保有者自身が提供者の連絡先など同意を得るための手段を保有していない場合と理解してよいか。 （理由） 当該個人情報取扱事業者が氏名、連絡先等の情報を削除した個人情報を本人同意上で第三者を受けている場合など、当該個人情報の本人の連絡先など同意を得るための手段を保有していない場合につ	「本人の同意を得ることが困難であるとき」は個別の事案ごとに判断することとなりますが、御指摘の「情報の保有者自身が提供者の連絡先など同意を得るための手段を保有していない場合」は、一般に「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し得ると考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			いての質問である。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	
379	3-1-2	利用目的の変更	＜意見２＞ ■該当箇所 27 ページ 法第 15 条第 2 項関係 ■意見 利用目的の変更が許容される「本人が通常予測し得る限度と客観的に認められる範囲」に該当する事例、該当しない事例を例示していただきたい。 ■理由 経済産業分野ガイドラインでも事例が記載されており、法改正の際も事業者の関心が高かった部分である。ガイドラインへの記載が困難であれば、Ｑ＆Ａや解説資料への記載でも構わないので、可及的速やかに公開していただきたい。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
380	3-1-2	利用目的の変更	（該当箇所） 通則編　3-1-2　利用目的の変更 （意見） 利用目的の変更において、「相当の」の表記が削除されたことから、現在とどのように違うのかを具体例を提示していただきたい。 （理由） 実際の運用をするにあたって事前に確認しておきたいため。 【日本貸金業協会】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
381	3-1-2	利用目的の変更	（該当箇所）「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」27 頁 「3-1-2 利用目的の変更（法第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項関係）」（意見及び理由）法 15 条 2 項「利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」は、改正前の「相当の関連性」の「相当の」が削除され、関連性の要件が緩和されたと理解しています。現ガイドラインには記載されていた「事例」が、本ガイドライン案には記載されておらず、また、ガイドライン案と現ガイドラインとの比較によっても、関連性の要件が緩和されているか否かは必ずしも明らかでないと思料いたします。事例を記載する等して、現ガイドラインとの相違（要件緩和）の趣旨を明確化していただきたく存じます。（補足）（１）ガイドライン案には「当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予期できる範囲」と記載されています。「・・・変更後の利用目的を比較して予期できる」という説明の意味するところが必ずしも明確ではないと思料いたします。（「予期できる」とは、通常は、一方の対象（「当初の利用目的」）を基準にした予期可能範囲を意味すると思われます。よって、変更後の利用目的を比較対象にする趣旨を明確にしていただきたく存じます。（２）「当初特定した利用目的とどの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断さ	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			れる」との記載について、「総合的に勘案」とは通常は“複数の事項”を列挙して勘案することを指すと思料いたします。一方、ガイドライン案は、勘案要素として、“関連性の程度“という一つの事項のみしか挙げられていません。法文上の「関連性」を判断する説明として、「どの程度の関連性を有するかを総合的に勘案して判断」という記載では、ガイドラインの説明としては必ずしも十分ではないと思料いたします。【欧州製薬団体連合会】	
382	3-1-2	利用目的の変更	「通則編 3-1-2 利用目的の変更（27 ページ 5 行目以降）」については、法改正（「相当の」を削除）が行われたことを受け、個人情報保護委員会とともに検討を行った「経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究報告書」（6～11 頁参照）があるので、これを踏まえた内容に修正すべき。 【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。 なお、御指摘の「経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究報告書」も、本ガイドライン及び Q&A 等の検討に当たって参考とさせていただきます。
383	3-1-2	利用目的の変更	法 15 条 2 項　利用目的の変更に関して、 従来の分野別ガイドラインに記述されていた程度の具体事例を示していただきたい。 例えば、法 15 条第 1 項における具体例で、「〇〇事業における商品の発送・・・新商品の案内・・・」は可、と現 METI ガイドライン通りの記述があります。これを前提として、〇〇事業の「従来商品」の案内を出す程度は、現 METI ガイドラインでは「相当の関連性」が認められる。とされていました。しかし、同事業者が行っている□□事業の商品案内は許容されず、本人同意を得ない限り目的外利用となると理解されていました。 改正法において、「相当の」という文言を削除した事によって、利用目的の変更の範囲が広がるものと思いますが、この部分の具体的な線引きをしておかなければ、事業者の恣意的な判断による目的外利用で消費者保護の観点が揺らぐことになると思います。 改正法下では取扱に不慣れな小規模事業者も対象事業者となることを勘案して、15 条 2 項に関して、現 METI ガイドライン程度の具体的記述をすべきだと思います。 【個人】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
384	3-1-2	利用目的の変更	▼通則編　3-1-2 法 23 条 2 では「第三者への提供を利用目的とすること」とある。企業間での個人情報の授受の形態を第三者提供から共同利用に切り替える場合は上記に従えば法第 18 条 3 の「利用目的の変更」に該当すると理解するのが自然かと考える。よって、 第三者提供から共同利用に切り替える場合は本人への通知または公表を行えば再同意は不要という解釈でよいか？改正保護法の施行に伴い、本来の名簿屋対策のためのトレーサビリティ確保という法趣旨から乖離した形で記録義務が課せられることを回避するため、上記のような授受の形態の切り替えは少なからず発生すると思われる。配慮と想定ケースに関した説明をガイドライン中で頂きたい。	御指摘の、第三者提供の方法により個人データを提供していたが、これを共同利用の方法による提供に変更する場合に、どのような手続が法律上求められるかは、既に公表又は本人に通知していた利用目的の内容や、共同利用の実態等も踏まえ、個別の事案ごとに判断することとなります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【匿名】	
385	3-1-2	利用目的の変更	27 頁の 3-1-2 について、「本人が通常予期しうる限度と客観的に認められる範囲」「一般人の判断において、当初の利用目的と変更後の利用目的を比較して予測できる範囲」について事例が全く挙げられていないので、結局それぞれの事業者等が解釈し、本人が思っていた以上に個人情報が利用されることがあり得るし、裁判を起こさない限り「範囲」がわからなくなる。個人情報の保護制度として欠陥である。 【匿名】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
386	3-1-2	利用目的の変更	（該当箇所） 通則編　3-1-2 （意見） 「社会通念上、本人が通常予測し得る限度と客観的に認められる範囲」に関し、ある程度の具体例を記載するべきである。 （理由） 幅のある定義であり、個人情報取扱事業者に予測可能性を与える必要があるため。 【個人】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
387	3-1-2	利用目的の変更	（該当箇所） 通則編 3-1-2 利用目的の変更 （意見） 利用目的の変更が可能な場合（変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲）又は不可能な渦合について、事例を示していただきたい。【可能又は不可能な例：（変更前）〇〇事業における商品の郵送⇒（変更後）〇〇事業における商品の宅配便による発送】 【個人】	利用目的を変更する場合に、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる具体例等については、実態に即して Q&A 等において示すことを検討してまいります。
388	3-1-4	事業の承継	（該当箇所）法第 16 条第 2 項（意見）「事業譲渡等」に，製品の開発権利等の営業権の譲渡も含まれることを確認したい。（理由）製品の開発に伴い，その研究・開発に役立てる目的で収集された患者及び医師の個人情報及びそれより作成した個人データ（患者については氏名，連絡先などの容易に個人を特定できる情報は含まれない）が存在していた場合，製品の開発権を譲渡された個人情報取扱事業者は，当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲であれば，あらかじめ本人の同意を得ないで，当該個人データを受け取ることができ，適切に管理したうえで利用していくことができることを確認したい。【日本製薬工業協会】	各種権利の譲渡等に伴い個人情報を取得する場合が、改正後の法第 16 条第 2 項に該当するか否かは、個別の事案ごとに判断することとなります。
389	3-1-4	事業の承継	（該当箇所） 通則編の　28 ページ 3-1-4 事業の承継 1 行目 52 ページ (2)事業の承継 1 行目 （御意見） 「事業の承継」の具体例として「合併、分社化、事業譲渡等」が挙げられているが、この「等」の中	各種資産の譲渡等に伴い個人情報を取得する場合が、改正後の法第 16 条第 2 項に該当するか否かは、個別の事案ごとに判断することとなります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			に、会社法上の事業譲渡には該当しない、いわゆる資産譲渡も含まれるかどうか確認させていただきたい。 （理由） 近年のビジネス環境の変化に伴い、事業や子会社再編が行われる機会が増加しており、いわゆる資産譲渡を行うケースが増加してきている。 今回の法改正に伴う直接的な変更点ではないものの、可能な限り事前にガイドライン中で明確化していただきたい。 【一般社団法人　情報サービス産業協会】	
390	3-1-5	利用目的による制限の例外	健康診断やがん検診においてはそれらの実施者がスクリーニング後の精密検査や治療結果を把握することが精度管理上、不可欠です。そこで健康診断やがん検診の実施医療機関が健康診断結果、精密検査結果および病名や治療結果を健康診断やがん検診の実施主体（事業主、保険者、地方公共団体等）にフィードバックできなければきちんとした健康診断やがん検診は成立しません。その観点から２点、ご意見申し上げます。 P29 3-1-5　利用目的による制限の例外（法第 16 条第 3 項関係）　の記述部分について 「(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 16 条第 3 項第 3 号関係）」の事例 1）への下記、下線部分の追記 事例 1）健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断の結果、健康診断等の結果判明した病名や治療等の情報を健康増進事業の立案、保険事業の効果の向上、疫学調査等に利用する場合 追記の理由：健康診断やがん検診の結果は、検診結果（要精検かどうか）だけが把握できても評価ができず、精密検査の結果や、検診対象疾患（がん等）の発見やその治療情報の利用が不可欠である。この事例では病名や治療等の要配慮個人情報も必要であることを明記していただきたい。 【一般社団法人日本消化器がん検診学会】	本ガイドライン（通則編）において記述する具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示すものであり、全ての事案を網羅するものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述するものではありません。 一般的に、現状の案で典型的な事例の概要は御理解いただけるものと考えます。
391	3-1-5	利用目的による制限の例外	●該当箇所 通則編の 29 ページ・20 行目 ●意見内容 個人情報の提供は、本人の権利侵害にも繋がりかねず、事例 1)及び事例 5)のようなケースにおいては、事案毎に、提供にあたり必要性と合理性を考慮「できる」との例外権利規定の行使可否を判断する必要があることから、事例 1）には強制力を伴わない旨、事例 5）には提供に当たっては弁護士照会制度の目的に即した必要性と合理性が認められるかを考慮する必要がある旨を記載すべきではないか。 ●理由 経済分野ＧＬに事例 1）及び事例 5）と同様の記載があり、事例 1）には強制力は伴わない旨、事	改正後の法第 16 条第 3 項第 1 号の「法令に基づく場合」は、法令に個別の根拠があればこれに該当するため、その強制力の有無等は本号の該当性の判断には影響しないものと考えられます。 なお、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことについて、法令の根拠がある場合に、実際にそのように取り扱うか否かは、各事業者において、個別具体的なケースごとに判断すべき事項であると考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			例5）には提供に当たっては弁護士照会制度の目的に即した必要性と合理性が認められるかを考慮する必要がある旨が記載されているが、通則編には記載されていないため。 （※3-4-1「第三者提供の制限の原則」に記載の、第三者提供に本人同意が不要である場合として規定されている「法令に基づく場合」についての意見であるが、具体的な事例は3-1-5「利用目的による制限の例外」を参照するよう指示されているため、該当箇所を上記のとおりとした。） 【一般社団法人日本クレジット協会】	
392	3-1-5	利用目的による制限の例外	●該当箇所 通則編の29ページ・20行目 ●意見内容 経済分野ＧＬに記載のある事例のうち、通則編には引き継がれていない事例があるが、経済分野ＧＬに記載のある事例のとおり実務運用することについて問題はないか確認したい。 （参考） 経済分野ＧＬ2-2-1.(5)(ⅰ)法令に基づく場合 事例8）会社法第396条及び証券取引法第193条の2の規定に基づく財務諸表監査への対応 事例10）統計法第30条及び第31条による国勢調査などの基幹統計調査に関する協力要請への対応 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御指摘の事例は、「法令に基づく場合」に該当し得ると考えます。
393	3-1-5	利用目的による制限の例外	・通則編３－１－５（１）は，経産省ガイドライン２－２－１（５）(j)と異なり，強制力を伴う規定と強制力を伴わないが法令に根拠がある規定，そして弁護士会照会を分けて規定していないが，その理由について説明されたい。個人情報保護委員会として「弁護士法第２３条の２（弁護士会からの照会）の場合」「提供にあたっては，同照会制度の目的に則した必要性と合理性が認められるかを考慮する必要がある」という立場を取っているか回答されたい。なお，経産省ガイドラインでは引用されているが，通則編３－１－５が引用していない条文，具体的には少年法６条の５，所得税法２３４条，地方税法７２条の７，金融商品取引法２１１条，犯罪収益移転防止法９条１項，児童虐待防止法６条１項，所得税法２２５条１項，統計法１３条，少年法６条の４，金融商品取引法２１０条，刑事訴訟法５０７条，刑事訴訟法２７９条，心神喪失者医療観察法２４条３項，民事訴訟法１８６条，２２６条，家事審判規則８条，家事審判規則７条の２，被害回復給付金支給に関する法律２８条，会社法３８１条３項，会社法３９６条，証券取引法（現金融商品取引法）１９３条の２，統計法３０条及び３１条がそれぞれ改正法１６条３項１号の「法令」に該当するという理解でよいか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法第16条第3項第1号の「法令に基づく場合」は、法令に何らかの根拠があればこれに該当するため、その強制力の有無は本号の該当性の判断には影響しないものと考えられます。 また、本ガイドライン（通則編）案において記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもないため、御指摘の各種法令についても、同法第16条第3項第1号の「法令」に該当し得ると考えます。 なお、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことについて、法令の根拠がある場合に、実際にそのように取り扱うか否かは、各事業者において、個別具体的なケースごとに判断すべき事項であると考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
394	3-1-5	利用目的による制限の例外	・通則編３－１－５（２）は，経産省ガイドライン２－２－１（５）(ⅱ) と異なり「他の方法により，当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く」という括弧書きがないが，「人（法人を含む。）の生命，身体又は財産といった具体的な権利利益の保護が必要であり，かつ，本人の同意を得ることが困難であるが，他の方法により，当該権利利益の保護が十分可能である場合」について，法１６条３項２号の要件を満たすと考えられるか，回答されたい。なお，通則編３－１－５（２）は，経産省ガイドライン２－２－１（５）(ⅱ) と異なり「製品事故」や「リコール」について定義していないが，通則編３－１－５（２）の「製品事故」や「リコール」は経産省ガイドライン２－２－１（５）(ⅱ) と同様と理解してよいかも回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	どのような場合が、改正後の法第 16 条第３項第２号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなります。 なお、本ガイドラインにおいて記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではないため、御指摘の箇所の「製品事故」や「リコール」という用語については、特に定義を限定して用いているものではありません。
395	3-1-5	利用目的による制限の例外	・通則編３－１－５（３）は，経産省ガイドライン２－２－１（５）(ⅲ) と異なり「他の方法により，公衆衛生の工場又は児童の健全な育成が十分可能である場合を除く」という括弧書きがないが，「公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要があり，かつ，本人の同意を得ることが困難であるが，他の方法により，当該権利利益の保護が十分可能である場合」について，法１６条３項３号の要件を満たすと考えられるか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	どのような場合が、改正後の法第 16 条第３項第３号の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなります。
396	3-1-5	利用目的による制限の例外	がん検診においてはスクリーニング後の精密検査や治療結果を把握することが精度管理上、不可欠である。 これまでの個人情報保護法では医療機関ががん検診の実施主体である保険者や市区町村に精検結果や治療結果を提供することが認められている事例がなかった。 厚労省の“個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン”では、「がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供」が、第三者提供の例外事項としてあげられているが※、これには精度管理に必要となる“治療結果”等の提供が含まれていない。 このため、医療機関が個人情報保護を理由に、精検結果は提供しても、治療結果の提供を拒否する事例も発生しており、がん検診の実施主体が検診の効果を十分に評価することが困難であった。 今回の案では、3-1-5　利用目的による制限の例外（法第 16 条第 3 項関係）「(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 16 条第 3 項第 3 号関係）」事例 1）に健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断の結果を健康増進事業の立案、保険事業の効果の向上、疫学調査等に利用する場合、と記載されており、医療機関は検診結果を実施主体に提供することが示されているが、精検結果や治療結果の提供は含まれていないため、これらに関する情報が利用できる旨、明記していただきたい。 がん対策加速化プランなどで精密検査受診率の向上が目標とされているが、上記が明示されなければ	本ガイドライン（通則編）において記述する具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示すものであり、全ての事案を網羅するものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述するものではありません。 一般的に、現状の案で典型的な事例の概要は御理解いただけるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			精密検査結果の把握の妨げになる懸念が大きい。 ※厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」 5.個人データの第三者提供（2）第三者の例外 ・がん検診の精度管理のための地方公共団体又は地方公共団体から委託を受けた検診機関に対する精密検査結果の情報提供 【がん対策情報センター検診実施管理支援室】	
397	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所） 通則編３－１－５利用目的による制限の例外 （意見） 「法令に基づく場合」には、①地方税法に基づき市町村等が行う地方税の徴収に関する調査に対応する場合や、②その他各法律で質問検査権が与えられている機関等（※）からの調査に対応する場合―も含まれるという理解でよいか。 （※）各法律において、当該機関等への納付等が行われないときに当該機関等が「国税滞納処分の例によってこれを処分」できると規定している場合等 【一般社団法人全国信用金庫協会】	御理解のとおりです。
398	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所） 通則編の２９ページ３－１－５（１） （御意見） 個人データの提供義務がない法令に基づく場合でも提供できるのか明記すべきである。 （理由） この記述では，わからないため。 【弁護士 21 名共同提出】	改正後の法第 16 条第 3 項第 1 号の「法令に基づく場合」は、法令に個別の根拠があればこれに該当するため、その強制力の有無は本号の該当性の判断には影響しないものと考えられます。
399	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所）　通則編　3-1-5 利用目的　P29-31（ご意見）　P29 法第 16 条（第 3 項）には「次に掲げる場合、法 16 条第 1 項と第 2 項を適用しない」とある。この中の規定として、「(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」とあるが、「公衆衛生の向上」に関する説明が不足していると考える。例えば、製薬企業が医薬品開発として行う「治験」やアカデミアが医薬品開発の目的（学術研究外）として行う「研究者主導臨床研究」などは全て人類の健康向上に資する目的で実施されていることが前提であり、「公衆衛生の向上」に資さない医学系の開発研究等の事例があれば、示すべきと考える。また、製薬企業が保有する過去の治験・臨床試験の症例データ（医療機関から治験依頼者への提供の本人同意の上，仮名化し提供を受けた）を匿名化の上、学術研究機関の所属者とは限定されない研究者等に提供したり、あるいは治験依頼者により論文等で公表する動きがあるが、これは「公衆衛生の向上」に該当すると考えて差し支えないか？（理由）　「公衆衛生の向上」の定義が不明瞭なため。【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	どのような場合が、改正後の法第 16 条第 3 項第 3 号の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
400	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所） 法第 16 条（第３項） （意見） 「薬機法第六十八条の二 第２項により，副作用等の患者の医療機関（医療従事者）から製造販売業者への提供は法二十三条の「法令に基ずく場合」として本人同意不要とされています（厚生労働省 医療介護分野ガイドライン 別表３）．一般分野の共通ガイドラインにおいても法に基づく場合として整理される場合については列記されることを要望します」 （理由） 製薬産業あるいは医療機関においては、薬機法に基づき、副作用を知った場合には厚生労働省に報告する義務があるが、これらの情報は適正使用推進の観点から積極的に収集されるべきものであり、ガイドラインに明記することで、報告が躊躇されることを防ぐべきであると考える。 【日本製薬工業協会】	御指摘の法令についても、改正後の法第 16 条第３項第１号の「法令」に該当し得ると考えます。 なお、本ガイドライン（通則編）案において記述する具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示すものであり、全ての事案を網羅するものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述するものでもありません。
401	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所） 法第 16 条（第３項） （意見） 「製薬企業が，個人情報の取得並びに利用の目的として疫学研究，調査への提供を含む公表を行っている医療機関の電子カルテから患者氏名、医療機関内 ID 等を削除したデータの提供を受けて医薬品の安全性や有効性に関わる薬剤疫学調査を行う場合も，健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断の結果等に係る情報同様に、法第 16 条第３項第３号に該当すると考えていいか。 （理由） アカデミア、製薬産業、様々な立場にて、法第 16 条第３項第３号に該当すると考えられる調査等を実施しているが、その際のデータソースとしては、いわゆるレセプトをベースとしたもののみならず、MID-NET に代表されるような病院をベースとした情報も活用している実情があるため。 【日本製薬工業協会】	どのような場合が、改正後の法第 16 条第３項第３号の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなります。
402	3-1-5	利用目的による制限の例外	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」の「問Ⅵ-7」において、弁護士法第 23 条の２にもとづいてなされる報告の請求を弁護士会から受けた場合であっても、「具体的な報告内容によっては、プライバシー権の侵害等を理由に損害賠償請求が認容されるおそれがあることから、報告を行う際には予め本人からの同意を得ることが望ましいですし、仮に同意が得られない場合に報告に応じるか否かは、その照会の理由や当該個人情報の性質等に鑑み、個別の事案ごとに慎重に判断をする必要があると考えられます」とされており、金融機関は、弁護士会からの報告の請求について「個別の事案ごとに慎重に判断」を行っているが、同解釈に変更はないとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	御理解のとおりです。 なお、金融関連分野については、本ガイドライン案を基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向で検討しております。
403	3-1-5	利用目	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等	認知症等判断能力が低下している方に対する金融

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		的による制限の例外	高齢顧客に対するアフターフォローや継続的な適合性確認に際し、家族から高齢顧客本人の健康状態や理解度の情報（例：認知症など）を得る場合がある。本人とは面談できず同意を得ることができないものの、業務上の必要性から記録を残す必要があると考えるが、この場合「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき」に該当し、認知症等の情報を本人の同意を得ずに取得できるとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	機関での顧客の適合性確認のために家族等から要配慮個人情報を取得するケースについては、改正後の法第 17 条第 2 項第 2 号に定める「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するものと考えられます。
404	3-1-5	利用目的による制限の例外	意見 4. 通則編　（3－1－5 制限の例外） （３）に事例として以下を追加していただきたい。 「医療機関が診療目的に収集した情報を、学術研究、疫学調査、症例報告、専門医等の資格取得のための報告などの目的で利用する場合」を追加していただきたい。 【一般社団法人日本医療情報学会】	どのような場合が、改正後の法第 16 条第 3 項第 3 号の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなります。 なお、改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第 1 項第 3 号により、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体（学会も含みます。）又はそれらに属する者による個人情報等の取扱いの目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるときは、当該者に法第 4 章の規定は適用されないため、例えば、学会に所属する医師が学術研究に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、当該取扱には同法第 4 章の規定は適用されません。 また、医療関連分野については、本ガイドライン案を基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向で検討しております。
405	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所）30 ページ　利用目的による制限の例外について（意見・理由）(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 16 条第 3 項第 3 号関係）の事例 1）にある「健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断の結果等に係る情報」というのは、要配慮個人情報に関する説明(8)「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」とは異なるのでしょうか。【在日米国商工会議所】	「健康診断の結果等に係る情報」の具体的な内容によるため、個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般的に、「本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査の結果」（改正施行令第 2 条第 2 号）に該当し得ると考えます。
406	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所） 34 ページ　利用目的による制限の例外について （意見・理由） (4)「事業者が協力する必要がある場合」というのは、事業者の協力が強制される場合と読めますが、	御理解のとおり、「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合」には、個人情報取扱事業者の協力が強制される場合に限ら

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			次の段落の説明及びそれに続く事例においては、任意で事業者が協力する場合（刑訴法第 197 条 2 項等）が想定されています。本ガイドラインにより、事業者の協力が強制される場合のみならず、任意の協力に関連して利用外目的を行うことが許されるとの理解で正しいでしょうか。 （現行ガイドラインでもそのような記載となっているものの、念のための確認をさせていただきたい。） 【在日米国商工会議所】	ないと考えます。
407	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所 2） 通則編　30 ページ　1 行目（利用目的による制限の例外） （意見） 組織的な大量集団窃盗が生じている場合や窃盗の常習性の疑われる者の来店が頻発しているような場合等に、事業者間において万引犯および万引を犯した疑いのある者の個人情報を共有する場合、「利用目的による制限の例外」として「あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる」と考えて良いか？ （理由） 上記の場合、店舗は自身の財産を保全する必要があり、万引被害も法第 16 条第 3 項第 2 号に「利用目的による制限」の適用除外として掲げる「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当すると考える。 【特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構】	「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（改正後の法第 16 条第 3 項第 2 号）とは、本ガイドラインにも記載のとおり、例えば、「事業者間において、暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合」などが該当します。 御指摘のような事例が、改正後の法第 16 条第 3 項第 2 号に該当するかどうかは個別の事例ごとに判断されることとなりますが、該当し得る場合もあるものと考えます。
408	3-1-5	利用目的による制限の例外	（現記載） 警察の捜査等国の機関に対応する場合 （コメント） 警察の捜査目的であっても、その情報の利用が、利用された個人に対して悪い影響を及ぼす、影響を残すことが想定される場合には利用してはならないと考える。そのような懸念についても併記してほしい。 やむをえない利用の場合には ・誰が（どの機関が） ・どのような理由でそれを行使したかを「記録に残す」こともぜひガイドラインに含めて欲しい。 後に様々な問題解決に必要ととなるトレーサビリティの強化のために必須と思います。 【個人】	改正後の法第 16 条第 3 項第 1 号の「法令に基づく場合」は、法令に個別の根拠があればこれに該当するものと考えられます。
409	3-1-5	利用目的による制限の例外	通則編 31 頁、3-1-5 の(4)で事例が挙げられているが、事例 3 の「一般統計調査や地方公共団体が行う統計調査に回答する場合」については、事例 2 の警察の求めと異なり、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないので、ここで事例とするべきではない。 【匿名】	御指摘の事例については、一般的には、改正後の法第 16 条第 3 項第 4 号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当し得ると考えます。 なお、本ガイドラインにおいて記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもありません。また、記述した具体例においても、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得ます。
410	3-1-5	利用目的による制限の例外	4）通則編 P30（3ー1ー5）および P34 (3-2-2) 意見 事例 1）の「疫学調査等」を「疫学調査や症例報告等の」に修正して頂きたい。 理由 症例報告は、法 76 条 3 項に該当する学術研究では無いとされており、学術機関では無い一般診療期間でも行われる、疫学調査と同じく「公衆衛生の向上のため」の行為であることから。 【個人】	どのような場合が、改正後の法第 16 条第 3 項第 3 号の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなります。 なお、医療関連分野については、本ガイドライン案を基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向で検討しております。
411	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所） 通則編 3-1-5 利用目的による制限の例外 （意見） (4)「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」について、事例 1）や 2）のような公権力を有する機関ではなく、事業者の監督官庁による任意の求めに応じて顧客の個人情報を提出する場合（本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められない場合）は、本人の同意なく個人情報を提出することはできないと解されるか。 【個人】	どのような場合が、改正後の法第 16 条第 3 項第 4 号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」に該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなります。 なお、御指摘のとおり、「本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められない場合」は、同法第 16 条第 3 項第 4 号には該当しません。
412	3-1-5	利用目的による制限の例外	（該当箇所）通則編 3-1-5 利用目的による制限の例外（意見）(4)「国の犠関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」について、事例 3）はどのような根拠があって「事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある」と判断されるのか。事例 3〕の場合は本人の同意を得るべきではないのか。【個人】	御指摘の事例については、一般的には、改正後の法第 16 条第 3 項第 4 号の「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				に該当し得ると考えます。 なお、本ガイドラインにおいて記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもありません。また、記述した具体例においても、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得ます。
413	3-2-1	適正取得	ガイドライン案　P32 では、【個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例】を示していただいております。法改正により名簿屋対策を強化しているわけですので、それに合わせて事例の修正を願います。 事例 5）法第 23 条第１項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合 ★修正案★ →事例 5）法第 23 条第１項及び２項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	御指摘については、事業者の理解を助けることを目的として、不正な手段により個人情報を取得している典型的な例として法第 23 条第１項に規定する第三者提供制限違反を示しているものです。
414	3-2-1	適正取得	・通則編３－２－１の事例５及び６について，法第２３条１項に規定する第三者提供制限違反ないしは不正の手段で個人情報が取得されたことを「知らず」かつ「容易に知ることができない」場合であれば「合理的に知ることができた」としても法１７条１項違反とはいえないことを確認されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の事例は、不正な手段により個人情報を取得している典型的なものを示したものであり、これに限定する趣旨ではありません。したがって、「合理的に知ることができた」場合がどのような状態となるかによりますが、個別の事例ごとに判断することとなります。
415	3-2-1	適正取得	・通則編３－２－１＊１に関し「取得」の定義について個人情報保護委員会がどのように考えているか明らかにされたい。例えば，「個人情報の記載された本や雑誌を読んだが，この内容を転記等していない場合」「個人情報の記載された本人確認書類の提示を受けたが，この内容を転記等していない場合」，「対面や電話口で相手の個人情報を聞いたが，録音や転記等をしていない場合」「個人情報を含むメールが届いたがすぐに削除をし，システム上に残っていない場合」にそれぞれ「取得」に該当するか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個別の事例ごとに判断されるべきものと考えますが、御指摘の事例については「取得」に該当しないと判断される場合があり得ると考えられます。
416	3-2-1	適正取得	（該当箇所） 通則編の３１ページ３－２－１ （御意見） 事例に，①個人情報を本人の知らない間にアプリその他を用いて抜き取る例，②適法に取得されたも	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			のではないと疑われるにもかかわらず提供を受けた場合の例を追加すべきである。 （理由） ①上記のような具体的事案も登場しているため。 ②第三者提供時の確認・記録義務編のみに記載するのでは，見落とす可能性があるため，読者の利便性のために通則編にも記載すべきである。 【弁護士 21 名共同提出】	
417	3-2-1	適正取得	（該当箇所） 通則編の３２ページ３－２－１※１ （御意見） 「転記等」の意味がわかるよう記載を改めるべきである。 （理由） ※１の記載が何を説明しているのかがわからないため。転記等とは何をどうすることを指しているのか。 【弁護士 21 名共同提出】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
418	3-2-1	適正取得	ガイドライン（通則編） ＜３－２－１　適正取得に関して＞ １. （意見） 「個人情報取り扱い事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例」としてあげられている「事例１」については、以下の二つの事例に分割すべきであると考えます。 事例１）子供、高齢者、障碍者等十分な判断能力を有していないものから、その家族の情報を取得するとき 事例２）取得状況から考えて関係のない家族の情報を事前に当該家族の同意があることを確認することなく取得したとき （理由） ・障碍者すべてが判断能力がないわけではなく、また、高齢者の認知能力については変動が大きいケースもあることから、子供、障害者に限定するような表現は避けるべきである ・判断能力のあるものからの情報の取得であったとしても、取得状況から考えて関係のない家族の情報を取得することは極めて不自然であり、情報取得後に家族の同意を得れば問題ないとの安易な解釈が行われる可能性があるため 【個人】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
419	3-2-2	要配慮個人情報の取	（2）要配慮個人情報の取得について（6）本人を目視し、又撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合に本人の同意が必要ないとされていることは問題があると思う。防犯カメラについては撮影していることが認識できるよう表示をすべきであるし、本人の同意を得ない	防犯カメラにより防犯目的のみのために撮影する場合、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（現行法第 18 条第４項第４号）であることから、利用目

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		得	で、要配慮状態であることを記録すべきではないと考える。利用目的を明示して同意を得る必要がある。【株式会社山田債権回収管理総合事務所】	的の通知・公表は不要と解されますが、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口に掲示する等、本人に対して自己の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望ましいと考えられます。政令第７条第１号による要配慮個人情報の取得の例外は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところであり、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。ただし、この場合であっても、個人情報として当該情報を取得して利用する場合には利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要があり、かつ要配慮個人情報である個人データを第三者に提供する場合には本人の同意を得る必要があります。
420	3-2-2	要配慮個人情報の取得	健康診断やがん検診においてはそれらの実施者がスクリーニング後の精密検査や治療結果を把握することが精度管理上、不可欠です。そこで健康診断やがん検診の実施医療機関が健康診断結果、精密検査結果および病名や治療結果を健康診断やがん検診の実施主体（事業主、保険者、地方公共団体等）にフィードバックできなければきちんとした健康診断やがん検診は成立しません。その観点から２点、ご意見申し上げます。 P32-33 3-2-2　要配慮個人情報の取得（法第 17 条第２項関係）の記述部分について 「(1)法令に基づく場合（法第 17 条第２項第１号関係）」　の事例への書き、下線部分の追記 事例）個人情報取扱事業者が、労働安全衛生法、高齢者の医療の確保に関する法律、および健康増進法に基づき健康診断や特定健康診査およびがん検診等を実施し、これにより従業員や被保険者の身体状況、病状、治療等の情報を健康診断実施機関から取得する場合 追記の理由：この事例では労働安全衛生法のみが示されているが、他の法律による健康診断やがん検診を排他的に例示している印象が強いので、高齢者の医療の確保に関する法律、および健康増進法も明記して欲しい。 【一般社団法人日本消化器がん検診学会】	本ガイドライン（通則編）の 1-1 目的において、「記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものでもない」と、その趣旨を記載しています。 また、本ガイドラインの適用対象は、「法の対象である個人情報取扱事業者に該当する事業者に適用される。」と記載しております。 これらのことから、本ガイドラインへ記載するべき事項や事例は、民間事業者を主体とし、民間事業者において、一般的に取り扱うことの多い事例を中心に記載がなされるべきものとして整理を行っております。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				ご指摘の高齢者の医療の確保に関する法律や健康増進法など他の法令に基づく健康診査の結果等は、保険者または地方公共団体が主たる実施者としてその結果を保管する義務を負っているもので、本ガイドラインへの記載はなじまないと考えます。
421	3-2-2	要配慮個人情報の取得	ガイドライン案　P35 では、「(6) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」を示していただいております。 しかし、【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「客観的に認識した事項を記録することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際に、その都度本人同意を得る必要性は低いものと考えられることから、例外規定を設けた。ただし、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するのは利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要があり、第三者に提供するのは本人の同意を取得する必要があること」を繰り返し説明されておりました。多くの誤解が生じているところでもありますので、本ガイドライン「P35　(6)」において改めて示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
422	3-2-2	要配慮個人情報の取得	(6)映りこみについては、事業者において要配慮個人情報としての取得の意思がない取得といえますが、目視して顧客名簿に記録するというのは明らかに意思のある取得であって　同意取得ができるにもかかわらずしないというのは違和感があります。 　身体の不自由な方が、来店して対応した店員がその旨をお客様対応記録等に記録した場合の事例が掲載されていますが、　身体の不自由な方に対する対応　（例：足の不自由な方が店舗にいらした際に、入り口のドアの段差で入るのが困難だったためサポートを行った等でお客様の氏名と組合せない場合）を記録に残したからといって、個人情報の取得には当たらないためガイドラインにあえて記載する事項とは思えません。そこから類推するに個人名等を記載した顧客名簿（記録）等に、目視した結果その方が身体が不自由であったという記録を残したか、またはお客様の氏名を含めて当日の対応記録簿等として作成したと考えられますが、後者の名簿（データベース）に身体の不自由であることを記録に残すことに同意がなくてもよいのでしょうか？ いずれも　一過性のメモ等（個人からその情報を引き出すなどが困難な情報）であれば、本人の権利利益を損なう可能性は低いですが、個人情報データベース等となるのであれば、同意を検討すべきと考えます。この法律は、権利利益と有用性のバランスが取れていないのではないでしょうか。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	本ガイドライン３５頁（６）については、本人の意思にかかわらず、本人の外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項（例：身体障害等）が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところであり、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該要配慮個人情報を取得することができるとしたものです。 　ただし、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用する場合には利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要があり、第三者に提供する場合には本人の同意を得る必要があります。
423	3-2-2	要配慮個人情	ガイドライン案　P35（6）の事例では「事例）　身体の不自由な方が店舗に来店し、対応した店員がその旨をお客様対応録等に記録した場合（目視による取得)」とありますが、「目視により脳に記録」	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		報の取得	は含まず「目視により文書、図画若しくは電磁的記録を作成」であることを明確に記していただくことを願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	
424	3-2-2	要配慮個人情報の取得	本人同意の例について、本人から自発的に個人情報取扱事業者に提供された場合には、本人同意があると記していただくことを願います。 （例：要配慮個人情報について事業者が求めなくても本人が自発的に郵送等してきた場合などが想定される） 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	要配慮個人情報を事業者が求めていないにもかかわらず、本人が一方的に送付してきた場合など、事業者（受領側）に「提供を受ける」行為がないときは、要配慮個人情報を取得しているとは解されません。この考え方については、本ガイドラインを補完するQ&A等にて示す予定です。
425	3-2-2	要配慮個人情報の取得	・通則編３－２－２につき，法１７条２項１号，２号，３号及び４号の文言は法１６条３項１号，２号，３号及び４号と同一であるが，その解釈はそれぞれ同一と考えてよいか，確認されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的に同一であると考えられます。
426	3-2-2	要配慮個人情報の取得	・通則編３－２－２が適用される「要配慮個人情報（＊１）を取得する場合」に関し，推知情報（例えば，〇〇教に関する書籍購買の事実）を取得した事業者が，当該推知情報を元に個人データを作成する際に，当該推知情報から推知される要配慮個人情報を付加し，例えば，「〇〇教徒人名録」を作成したというケースが「要配慮個人情報を取得する場合」に該当するか否か，明らかにされたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	推知情報は要配慮個人情報に該当しませんし、推知情報により個人データを作成したとしても要配慮個人情報に該当しません。
427	3-2-2	要配慮個人情報の取得	・通則編３－２－２（３）事例３のうち「被害を被った」ではなく「犯罪被害を被った」とすべきではないか確認されたい。（法２条３項により，単なる児童虐待被害を被っただけの情報は要配慮個人情報ではなく「犯罪」により被害を被ってはじめて要配慮個人情報となるという解釈でよいかもあわせて確認されたい。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。なお、児童虐待により犯罪の被害を被った情報が要配慮個人情報に該当します。
428	3-2-2	要配慮個人情報の取得	・通則編３－２－２（５）の公開の意義につき，本人が要配慮個人情報をSNS 等において一定の範囲のみに限定して公開している場合（例えば「友人」限定，「フォロワー」限定等），これは「公開」に 該当するか，ご確認いただきたい。（パブコメ９９１番で「要配慮個人情報の取得の考え方については，ガイドライン等において明確にしてまいります。」とあるが明確にされていないと思われるので質問させていただいている。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	SNS 等において一定の範囲のみに限定して公開している場合は、公開に該当しません。
429	3-2-2	要配慮個人情報の取得	・通則編３－２－２（６）の事例につき，目視による「取得」があったとされるのはあくまでも，「お客様対応記録等に記録した」段階であり，単に来店した障碍者を店員が目視しただけの時点では「取得」があったとはいえないことを確認されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	障害のある方が来店し、これを店員が目視しただけの時点では、要配慮個人情報の取得に該当しません。
430	3-2-	要配慮	・通則編３－２－２（６）では「政令第 7 条第 1 項」，（7）では「政令第 7 条第 2 項」とあるが	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	2	個人情報の取得	それぞれ「政令第 7 条第 1 号」「政令第 7 条第 2 号」の誤りではないか，確認の上修文されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	通則編３－２－２ （６）「(法第１７条第２項第６号、政令第７条第１号関係)」 （７）「(法第１７条第２項第６号、政令第７条第２号関係)」
431	3-2-2	要配慮個人情報の取得	・通則編３－２－２の「法第１７条第２項に違反している事例」について，法１７条２項違反なのは「本人の同意を得ることなく，法第１７条第２項第５号及び規則第６条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し，既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること」ではなく，「本人の同意を得ることなく，法第１７条第２項第５号及び規則第６条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得」することであって「既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること」は余事記載（データベース等への登録の有無を問わず「取得」した時点で法１７条第２項違反）ではないか，確認されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本ガイドライン（通則編）案において記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。 御指摘のとおり、本人の同意を得ることなく要配慮個人情報を取得することは法第 17 条第 2 項に違反しますが、御指摘の事例では、分かりやすさに考慮して「自己のデータベース等に登録する」という具体的な行為も含めて記載しております。
432	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） 通則編　3-2-2　要配慮個人情報の取得　P32-34 （ご意見） 学術研究を行う機関により、民間機関の協力が必要とされ、公衆衛生の向上に資するとされた学術研究を共同研究として実施する場合について、法第 17 条第 2 項第 3 項等により、民間企業の立場から協力が可能と考えて差し支えないか？ （理由） 共同研究に関する要配慮個人情報の取扱いに関し、確認させていただきたかったため。なお、この場合の共同研究は企業から研究に個人情報と成り得るヒト試料を提供する場合、学術研究機関が保有するヒト試料の解析、患者の情報のデータチェック、集計解析等である。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外については、限定的に適用されるべきであり、御質問のケースが、法第１７条第２項第３号に該当するか否かは個別具体的に判断する必要があります。
433	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） 通則編（案）　3-2-2　要配慮情報の取得 （意見・要望等） 要配慮個人情報（犯罪の経歴等）を取得する際に、本人の同意が不要となる場合として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（法第 17 条第 2 項第 2 号(2)）が規定されている。 その事例として、KYC や顧客デューデリジェンス目的の、犯罪情報の共有がこれに当たることが明確化されるよう、以下のような事例の追記を要望。	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			事例 4）同一グループ内の事業者間において、金融犯罪、マネーロンダリング等の防止またはわが国、外国もしくは国際機関により実施される制裁措置への対応等のために確認が必要な情報について共有する場合 【一般社団法人国際銀行協会】	
434	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（対象資料）　通則編　2-12「本人の同意」　3-2-2 要配慮個人情報の取得（法第 17 条第２項関係） （意見）　通則編 2-12 の【本人の同意を得ている事例】には、家族から同意を得るケースが記載されていないが、通常の場合においては、家族の同意は本人の同意とはならず、家族から本人の要配慮個人情報を提供されても、当該情報を取得できないと理解している。　一方、「未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある」として、本人の判断能力が低下している場合には、親権者や法定代理人等の同意を本人の同意と看做せると記載されている。　実務上、要配慮個人情報の中でも特に認知症等判断能力が低下するものについては、顧客の適合性確認等のためにも取得の必要性が高いと思われるが、症状の特性上、実際には家族等から本人の当該情報を提供されることも多い。　認知症等判断能力が低下するものについては、上記「本人の判断能力が低下している場合」に該当し、「親権者や法定代理人等」の同意を本人の同意と看做してよいか。　また、「親権者や法定代理人等」とは、必ずしも法律上の代理権や同意権を有するものに限定されないという理解でよいか。　一般的に、未だ本人の法定代理人等にはなっていない本人の子等から認知症等情報を提供されることも多い。　あるいは、もし「親権者や法定代理人等」が法律上の代理権や同意権を有するものに限定されるとしても、認知症等判断能力が低下するものについては、当該情報が顧客（本人）保護のために必要と認められるものであれば、「生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し、本人の同意がなくとも、法律上の代理権や同意権を有しない家族等からの取得も可能との理解でよいか。　上記が認められない場合は、特定事業者は家族等から聞いた顧客の認知症等の情報を記録することができず、その結果当該情報を把握していない従業者等が顧客に勧誘を行ってしまうおそれがあるので、3-2-2 に事例を追加する等して考え方を示していただきたい。【日本証券業協会】	認知症等判断能力が低下している方に対する金融機関での顧客の適合性確認のために家族等から要配慮個人情報を取得するケースについては、改正後の法第１７条第２項第２号に定める「人の生命、身体又は財産の保護のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するものと考えられます。また、本ガイドライン２－１２「本人の同意」に記載のある「本人の判断能力が低下している場合」に、「認知症等判断能力が低下する場合」は該当するものと考えられます。また、「親権者や法定代理人等」は、必ずしも法律上の代理権や同意権を有している者に限定している趣旨ではありませんが、どのような者がそれに該当するかは、本ガイドライン２－１２「本人の同意」を踏まえ、個別具体的に判断する必要があります。
435	3-2-2	要配慮個人情報の取得	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「本人を目視し、又は撮影することにより、その外見上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」には本人同意が不要とされているが、知的障害または精神障害は、目視ではなく本人との会話におけるその様子等で取得することもあり、こうした場合も政令第７ 条第１ 号で本人の同意が不要となるか。該当しないのであれば、そうした取得も、本人の同意なく当該要配慮個人情報を取得できる場合として示していただきたい。 【一般社団法人全国銀行協会】	要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外については、限定的に適用されるべきであり、御質問のケースが、政令第７条第１号に該当するか否かは個別具体的に判断する必要があります。
436	3-2-2	要配慮個人情	（該当箇所） 通則編　3-2-2　要配慮個人情報の取得	改正後の法施行前に適法に取得した個人情報が改正法施行後に要配慮個人情報に該当したとしても、

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		報の取得	（意見） 改正個人情報保護法全面施行日より前に取得済の要配慮個人情報について、全面施行日以降に改めて同意を取得する必要はない、という理解でよいか。 （理由） 法施行前の取得済み情報について、取扱いを明確にしたいため。 【日本貸金業協会】	改めて取得のための本人同意を得る必要はありません。
437	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） 通則編　3-2-2　要配慮個人情報の取得 （意見） 「(1) 法令に基づく場合」について、犯罪収益移転防止法に基づく本人特定を行うに際して、本人から本人確認書類の提出を受ける場合、本人の同意を取得する必要はないことを追記していただきたい。 （理由） 身体障害者から、障害者手帳の写しを本人確認書類として提出されることは日常的にあるので、一読して該当しないことが明らかな記載であれば、問合せ時の対応において、容易にご理解いただくことができ、無用のクレームを発生させずに済ませられるため。 【日本貸金業協会】	身体障害者手帳等を所持している事実は要配慮個人情報に該当することから、本人確認資料として同手帳の写しを取り扱う場合は、要配慮個人情報の取得と考えられます。なお、本人確認資料として本人から提出があった場合は、本人の同意があったものと考えらます。
438	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） 通則編　3-2-2　要配慮個人情報の取得 （意見） 要配慮個人情報が「公開されている場合」とあるが、どのような状態であれば「公開」に該当するのか、例示いただきたい。例えば、本人のアカウントとされるSNS およびホームページに掲載している場合は「公開」していると理解してよいか。 また、「公開」と「提供」との違いについても、併せてご教示いただきたい。 （理由） 意味の明確化のため。 【日本貸金業協会】	公開とは、自らがその意思にかからしめて一定のものを他人の知ることができる状態に置くことを指すものです。また、提供については、本ガイドライン（通則編）２－１３を参照下さい。
439	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） 通則編　3-2-2　要配慮個人情報の取得 （意見） 3-2-2 要配慮個人情報の取得において、「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」が例外とされているが、電話等による音声で、明らかな障害の有無を識別し記録することも同意取得の例外としていただきたい。 （理由）	要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外については、限定的に適用されるべきであり、御質問のケースが、政令第７条第１号に該当するか否かは個別具体的に判断する必要があります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			顧客からの電話において、本人のしゃべり方から、聴覚障害、また知的障害を識別することも可能な場合があり、そのようなお客様から次回電話があった際に適切な対応ができるよう障害の内容を記録しておく必要性があるため。 【日本貸金業協会】	
440	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所）通則編　3-2-2　要配慮個人情報の取得（意見）身体障害者福祉法別表では視覚障害・聴覚又は平衡機能の障害・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害を示している。本人との対面等においてこれらの障害が明らかになることがあるが、「外形上の特徴」に含まれると解釈し、あらかじめ本人の同意を得ることなく当該要配慮個人情報を取得できる、という理解でよいか。（理由）「外形上の特徴」に視認以外の情報を含むことを確認したいため。【日本貸金業協会】	要配慮個人情報の取得時の本人同意の例外については、限定的に適用されるべきであり、御質問のケースが、政令第７条第１号に該当するか否かは個別具体的に判断する必要があります。
441	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） 通則編　3-2-2　要配慮個人情報の取得 （意見） 本人の口頭から要配慮個人情報を取得した場合は本人の同意があったものと解されるとあるが、この情報を第三者提供する旨も同意があったものに含むと考えられるかご教示願いたい。 （理由） 実際の運用をするにあたって事前に確認しておきたいため。 【日本貸金業協会】	第三者提供においても取得の際の同意同様に、口頭による意思表示があれば、本人同意を得ていると考えられます。
442	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） 通則編　3-2-2　要配慮個人情報の取得 （意見） （※2）の第二段落に「提供元が法第 17 条第 2 項及び法第 23 条第 1 項に基づいて」とあるが、（※2）に基づき改めて本人の同意を得ることなく要配慮個人情報を第三者提供の方法で取得できるケースは、提供元が個人情報取扱事業者の場合に限定されていると理解してよいか。それとも、提供元が個人情報取扱事業者の場合は「法第 17 条第 2 項及び法第 23 条第 1 項に」基づき、提供元が私人（個人情報取扱事業者を除く）の場合は「法第 17 条第 2 項」に基づき及び「法第 23 条第 1 項」に準じて（または「法第 23 条第 1 項」ではなく、単に提供元を介して）、各々必要な同意を取得しているので、改めて本人の同意を得ることなく要配慮個人情報を取得できると理解してよいか。 （理由） 法第 23 条第 1 項は「個人情報取扱事業者」が提供元となるケースのみを規定していることから、次の点について解釈を明確化するため。 ① 提供元が私人か個人情報取扱事業者かで取扱を異にするのか ② ①で同様の場合の記載内容の読み方 【日本貸金業協会】	提供元が個人情報取扱事業者のみに限定しているものではありません。
443	3-2-2	要配慮	（項目）	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		個人情報の取得	3-2-2.要配慮個人情報の取得（法第 17 条第２項関連）（P32） （確認） ・金融機関等においては、相続に伴う権利移転等（相続人への保険金の支払い等）の判定のために、被相続人の出生以降の戸籍謄本等を提出いただく実務がある。仮に戸籍謄本等に要配慮個人情報が含まれる場合、要配慮個人情報については、原則として、本人からの同意がなければ取得してはならないこととされているが、相続人同士の関係性から被相続人の親族等（提出者以外）に同意を取ることは困難な場合も想定される。 この点、法 17 条２項２号では「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、同意取得の適用除外とされている。 上記実務においては、「相続人への保険金の支払い等」という「財産の保護」のために、戸籍謄本等により相続人を確定することが「必要」であり、相続人が戸籍謄本等に記載されている親族と連絡を取ることができない等の事情があるため「本人の同意を得ることが困難」であると考えられる。 したがって、このような場合については、法 17 条２項２号の要配慮個人情報の同意取得の適用除外への該当性につき、否定されるものではないと考えてよいか。 【補足】 ・現在の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第６条（機微（センシティブ）情報について）第１項第６号においては、「相続手続による権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、機微（センシティブ）情報を取得、利用又は第三者提供する場合」に機微（センシティブ）情報の取得、利用又は第三者提供を行ってよいこととされており、当該取得にあたって本人の同意の取得は要件とされていない。 ・現在、本ガイドラインに基づいて、戸籍謄本等を提出いただく際、金融機関等は、被相続人の親族等（提出者以外）の同意は必ずしも取得していないところ、引き続き、金融機関等における相続手続による権利義務の移転等の実務に影響が及ばないよう十分にご配慮いただきたい。 【一般社団法人　生命保険協会】	なお、金融分野における機微情報に関する規制は、今後、金融分野に関するガイドライン等で示していく予定です。
444	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（対象条文） 要配慮個人情報の取得　(1)法令に基づく場合　（法１７条第２項第１号関連） （意見） ここで例外として定義される法令に基づく場合とされる法令は日本法のみを対象にしているか？ （理由） 少年法に基づく保護対象とされる情報の範囲は海外のそれとは異なることが予想され、正当な情報であるかどうかの判断が難しい。 【株式会社セールスフォースドットコム】	日本国内の法令のみが該当します。
445	3-2-2	要配慮個人情	（対象条文）要配慮個人情報の取得（法第１７条第２項関連）（意見）「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン 」における機微(センシティブ)情報の取扱いとの比較においてその取り扱	金融分野における機微情報に関する規制は、今後金融分野に関するガイドライン等で示していく予定

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		報の取得	いはかなり緩い。金融庁ガイドラインをオーバーライドするものか？一般的な業界当局のガイドラインとの関係性について明記してほしい（理由）要配慮個人情報と情報機微情報はその定義において対象範囲が異なる。また、改正個人情報保護法の「要配慮個人情報」については、原則としてあらかじめ本人の同 意を得ない取得を禁止しているが、利用制限は特になく、個人データである要配慮個人情報については第三者提供の制限がある点のみ要配慮個人情報以外の個人データと異なる。 他方、金融庁ガイドラインの「機微(センシティブ)情報」については、原則として、 取得、利用又は第三者提供のいずれも禁止される。こうした差異がある中で金融機関に求められるのはどこまでか？（医療においても同様と考えられる）【株式会社セールスフォースドットコム】	です。
446	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（対象条文） (5)当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第 76 条第 1 項各号に掲げ る者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合(法第 17 条第 （意見） 「本人が公開」としているものとして、例えば身体障害者に特化したイベント、もしくは身体障害者に特化した採用枠への本人の応募の事実により、個人が身体障害者であることがわかったり、採用の段階で身体障害の内容などがわかる場合は「本人が公開」しているものとみなすことができるか。また、そういった身体障害者枠で採用された場合に、業務従事の際にどうしても周囲が身体障害の内容を知る必要がでてくるが、その場合も自ずと「本人が公開」しているとみなしてよいか （理由） 募集要項から自ずとそういった身体障害者が対象であることが明白であり、どうしてもそういった障害の内容を知る必要がでてくる 【株式会社セールスフォースドットコム】	身体障害の方のみを対象としたイベント募集や企業採用募集に応募したことは、「本人が公開している」状態に該当しないものと考えられます。 ただし、イベント募集や企業採用募集への応募にあたっては、本人同意が得られていると考えられます。
447	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） （通則編）p.33 3-2-2（2） （意見等） 以下の事例は、法第 17 条第 2 項第 2 号に該当し、保険会社に、本人の同意を取得する義務はないと理解してよいか。 （1）保険金請求手続きにおいて、相続による権利移転の確認手続きを行うために保険金請求権者が戸籍謄本を保険会社に提出する際に、提出者本人以外の要配慮個人情報が保険会社にわかってしまう場合 （2）保険金請求手続きにおいて、保険事故の報告受付や調査の際に、保険会社が第三者より間接的に、下記の「犯罪により害を被った事実」（以下、「犯罪被害事実」。）を取得する場合 ①自動車保険：被保険者が歩行者を自動車ではねて、重傷を負わせ入院させたと被保険者から事故報告を受けた。（事故の相手方の「犯罪被害事実」） ②傷害保険：被保険者が第三者から殴られて頭部を強打して通院していると被保険者の親族から事	御理解のとおりです。 なお、金融分野における機微情報に関する規制は、今後、金融分野に関するガイドライン等で示していく予定です。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			故報告を受けた。（被保険者の「犯罪被害事実」） （理由） 法 17 条 2 項より、「要配慮個人情報」を取得する場合、原則として本人の同意が必要とされているが、左記のような場合は法第 17 条第 2 項第 2 号に該当し、同意取得義務がないことを確認したい。 【一般社団法人　日本損害保険協会】	
448	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） （通則編）p.35　3-2-2(5) 法 17 条 2 項 1 号および 5 号 （意見等） 登記事項の証明書に記載された個人情報（例：登記に係る宗教法人の代表者である事実）は、国の機関により公開されているものとして、あらかじめ本人の同意を得ることなく取得することができると理解してよいか。 （理由） 「公開」の意義、射程範囲について確認したい。 【一般社団法人　日本損害保険協会】	御理解のとおりです。
449	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） 35 ページ　要配慮個人情報の取得に関して （意見・理由） 35 ページ(6)の具体例として挙げられている事例に関し、記録があった場合にのみ目視をもって取得に該当することになるのでしょうか（末尾の※1 のインターネット等に掲載された個人情報を閲覧のみする場合には取得に該当しないとの説明との関係が不明です）。または、「お客様対応等への記録」を持って取得とするのでしょうか。ご教示ください。 【在日米国商工会議所】	障害のある方が来店し、これを店員が目視しただけの時点では、要配慮個人情報の取得には該当せず、その旨を例えば、お客様対応録等に記録したことにより取得と解されます。
450	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所 3） 通則編　33 ページ　21 行目（要配慮個人情報の取得） （意見） 万引き等の店頭犯罪の常習者または常習性が疑われる者について、事業者間において万引犯および万引を犯した疑いのある者の犯罪歴等の情報を共有する場合、「要配慮個人情報の取得」の例外として「あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる」と考えて良いか？ （理由） 店舗は自身の財産を保全する必要があり、上記のような万引被害も法第 17 条第 2 項第 2 号に要配慮個人情報取得時の本人同意の適用除外として掲げる「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当すると考える。	「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（改正後の法第 17 条第 2 項第 2 号）とは、本ガイドラインにも記載のとおり、例えば、「事業者間において、不正対策等のために、暴力団等の反社会的勢力情報、意図的に業務妨害を行う者の情報のうち、過去に業務妨害罪で逮捕された事実等の情報について共有する場合」などが該当します。 御指摘のような事例が、改正後の法第 17 条第 2 項第 2 号に該当するかどうかは個別の事例ごとに判断されることとなりますが、該当し得る場合もあるも

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構】	のと考えます。
451	3-2-2	要配慮個人情報の取得	個人情報の保護及び有用性の確保に資するため、個人情報保護委員会による積極的な周知と適切な監督が行われるよう体制を充実させ、法律上の強制会制度をとる事業者については、事業所管大臣との連携の下、当該強制会の自治を尊重した体制とするよう希望する。当連合会としても、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関して、全国の司法書士会を通じ、司法書士及び司法書士法人においてより一層遵守されるよう取り組みを強化させる所存である。そこで、次の事項について、ご見解を伺いたい。〇 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）」3－2－2 要配慮個人情報の取得（法第 17 条第２項関係） １．後見人等の選任申立てに際し、司法書士が申立権者である四親等以内の親族から要配慮個人情報を取得する場合は法第 17 条第２項第１号に、それ以外の者（介護施設の長等）から要配慮個人情報を取得する場合は法第 17 条第２項第２号に該当するという理解でよいか。【日本司法書士会連合会】	御指摘の事例は、一般論としては、改正後の法第１７条第２項第２号に該当し得ます。
452	3-2-2	要配慮個人情報の取得	意見 14 【通則編 3-2-2 p.32】法４章適用除外者により公開された情報の要配慮個人情報取得制限の例外は、その公開の目的を問わないものか 法 17 条２項５号が、要配慮個人情報の取得制限の例外として、法 76 条１項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合を規定していることについて、瓜生「一問一答」p.26 では、「「第 76 条第１項各号に掲げる者」による公開とは、例えば、報道機関が特定の個人の信仰や前科に触れる報道をする場合がこれに当たり、報道機関であっても、「報道の用に供する目的」（同条第１項第１号）でないときは、これに当たりません。」としていたが、本件ガイドライン案ではこれに相当する記載がない。これは、瓜生「一問一答」の解釈が取り消され、法 76 条１項各号に掲げる者により公開されている場合であれば、いかなる目的での公開の場合でもこの例外に該当するという解釈に変更されたのか。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	法第７６条第１項各号に掲げる者により公開されている場合において、当該各号に規定する目的である必要があります。
453	3-2-2	要配慮個人情報の取得	意見 15 【通則編 3-2-2 p35 (5)】公開された要配慮個人情報の間接取得は制限されないのか 「要配慮個人情報が、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。」とあるが、これは、現に公開されているものそれ自体をその公開されている場所から取得することのみを指すのか、それとも、「次に掲げる者により公開されている場合」であれば、同じ情報を他のどこからでも取得することができるという意味なのか、確認したい。 具体例としては、報道機関により公開されている要配慮個人情報が、事業者Ａによって販売されている場合に、事業者Ｂが事業者Ａから当該情報を購入するときこの取得は制限されるのか、されないのか。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	法第１７条第２項第５号に定める者により公開された情報であれば、原則としてその先の規制は受けないと解されます。
454	3-2-2	要配慮個人情	意見 16 【通則編 3-2-2 p.35 (6)】目視により外形上明らかな要配慮個人情報を取得し差別的に取り扱う行為が制限されないことは、法の要配慮個人情報の趣旨に適うものなのか	本ガイドライン３５頁（６）については、本人の意思にかかわらず、本人の外形上の特徴から要配慮

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		報の取得	令７条１号の「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」を要配慮個人情報取得制限の例外とすることについて、カメラに映り込んだ場合の他に、目視による取得の例として、本件ガイドライン案は、「事例)」として、「身体の不自由な方が店舗に来店し、対応した店員がその旨をお客様対応録等に記録した場合」を記載しているが、同様に、店員が目視により認識した「身体障害者である」との事実を、差別的に対応するために記録し、その後の対応を差別的なものとする行為は、この法により制限されないということか。そうだとすれば、何のための要配慮個人情報の規定なのか。 このような、理念を欠き、単に形だけ整備したふりをするにすぎない規定を設けることは国際的に通用するものなのか。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	個人情報に含まれる事項（例：身体障害等）が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところであり、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該要配慮個人情報を取得することができるとしたものです。 ただし、この場合であっても、個人情報として当該情報を取得して利用する場合には利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要があり、かつ要配慮個人情報である個人データを第三者に提供する場合には本人の同意を得る必要があります。
455	3-2-2	要配慮個人情報の取得	意見 17 【通則編 3-2-2 p.35】要配慮個人情報の取得制限は、個人データとして取得する場合に限り適用されるものと理解してよいか 「法第 17 条第２項に違反している事例」として、「本人の同意を得ることなく、法第 17 条第２項第５号及び規則第６条で定める者以外がインターネット上で公開している情報から本人の信条や犯罪歴等に関する情報を取得し、既に保有している当該本人に関する情報の一部として自己のデータベース等に登録すること」とあるが、これは、個人情報データベース等に登録しなければ、該当しないという趣旨として理解してよいか。法の条文からはそのように解釈することは困難であるが、そのように解釈することに賛同する。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	本ガイドライン（通則編）案において記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。 御指摘のとおり、本人の同意を得ることなく要配慮個人情報を取得することは法第 17 条第 2 項に違反しますが、御指摘の事例では、分かりやすさに考慮して「自己のデータベース等に登録する」という具体的な行為も含めて記載しております。
456	3-2-2	要配慮個人情報の取得	＜意見＞　通則編 33 頁の法第 17 条第 2 項に関して「本人の同意を得る必要はない」ことの（1）から（4）の事例を、通則編 29 頁の法第 16 条第３項に関して「当該同意は不要である」ことの（1）から（4）の事例と全て合わせるべきではないか。 ＜理由＞　2 つの部分の同じ文言「法令に基づく場合」「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」「国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して、事業者が協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及	法第１７条第２項の要配慮個人情報の取得の例外事例は、要配慮個人情報に限定した事例となることから両者が必ずしも一致するわけではありません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ぼすおそれがあるとき」に対する例示が異なることによって、同意不要の具体的判断が異なる恐れがある。もちろん、例示の差異に合理的理由があるのであれば、問題はないと考える。 【個人】	
457	3-2-2	要配慮個人情報の取得	＜意見＞　通則編 35 頁に「要配慮個人情報が、次に掲げる者により公開されている場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、当該公開されている要配慮個人情報を取得することができる。」とあるが、「公開」とは具体的にどういう行為かを明らかにすべきである。また、その下に 10 の主体が挙げられるが、4 番から 8 番については、法 76 条の適用除外規定に挙げる目的による制限は必要ないか。 ＜理由＞　「公開」の定義が不明であり、その目的と方法が無制限であるならば、第三者提供の場面で本人同意を求めることは意味を成さなくならないか。例えば、6 番に関していえば、学術研究目的に基づく学会発表や論文発表が「公開」の例として想定されていると推測するが、今のままでは、そのような制限があるように理解される保証がない。どんな形でも公開してしまい、それを第三者が取得することが許されることになれば、第三者提供の手続が不要（骨抜き）にならないか。 【個人】	公開とは、自らがその意思にかからしめて一定のものを他人の知ることができる状態に置くことを指すものです。また、提供については、本ガイドライン（通則編）２－１３を参照下さい。 また、法第７６条第１項各号に掲げる者により公開されている場合において、当該各号に規定する目的である必要があります。
458	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所）通則編　3-2-2　P35（意見）「公開されている」の意義、時間的範囲、場所的範囲の限界について、明らかにされたい。また、要配慮個人情報のうち、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などの一部の事実は、判決で明らかにされ、あるいはされる可能性があるところ、憲法 82 条により、判決は公開とされているが、個人情報保護法における「公開」と裁判の「公開」とでは字義が異なるか否かについて、記載されたい（裁判の公開と個人情報保護法の公開を同視してしまうと、論理上、国家機関である裁判所により公開される犯罪関連事実の取得については空文化してしまうため、個人的には、これらは別義と考えている）。（理由）他の法令に同様の語句があり、また、法文上「公開」の定義もないこと、及び要配慮個人情報自体が改正個人情報保護法により新たに導入された概念であることなどから、その範囲を明確化する必要があるため。【個人】	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御意見は本意見募集の対象外と考えます。 なお、一般論として、改正後の法第１７条第２項第５号の「公開」とは、自らがその意思にかからしめて一定のものを他人の知ることができる状態に置くことを指すものであり、判決が裁判所により公開の法廷で言い渡されることをもって、同号の「公開」に該当するものではないと考えられます。
459	3-2-2	要配慮個人情報の取得	（該当箇所） 通則編 3-2-2 要配慮個人情報の取得 （意見） 個人情報保護法施行令の改正に係るパブコメにて、施行令第 7 条第 1 号に関して以下の質問をしたところ、「具体的事例等については、ガイドライン等において明確にしてまいります。」との回答をいただきましたので、改めて以下の質問を致します。 要配慮個人情報を本人の同意なく取得できる場合がある場合に加えるものとして、「本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合」とある。この規定は、外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合は本人の同意なくその本人を撮影できる、と解釈できるが、これは、本人が有すると思われる肖像権やプライバシー権を排除している規定と理解してよい	政令第７条第１号による要配慮個人情報の取得の例外は、外形上の特徴から要配慮個人情報に含まれる事項が一般的に認識され得る状態にある場合には、本人は、社会生活を送るに当たって自己の要配慮個人情報に含まれる事項が公に認識されることを想定していると考えられるところであり、第三者が客観的に認識した事項を記録等することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際には、その都度本人の同意を得る必要性は低いと考えられることから、本人の同意なく取得できることとしたものです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			か。そうではない場合は、肖像権やプライバシー権との調盤はどのように図られるのか。（撮影につき本人の同意を得るのであれば、「同意なく取得」と矛盾する。） 紹介された事例では、「身体の不自由な方が店舗に来店し、…身体の不自由な方の様子が店舗に設置された防犯カメラに映りこんだ場合（撮影による取得）」とあるが、これは、店舗の防犯カメラであれば撮影による取得が許される、と法令の規定を限定して解釈すべきことを示したものか。 【個人】	改正後の法は、肖像権やプライバシー権を定めた法律ではありませんが、御指摘の内容については、今後の執務の参考とさせて頂きます。
460	3-2-3	利用目的の通知又は公表	ガイドライン案　P36 の【本人への通知又は公表が必要な事例】だけでは、「個人情報の取り扱いを委託された場合」に本人への通知又は公表が必要であることが不明瞭ですので、明確に記していただけることを願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	本ガイドラインにおいて記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。 なお、各種事例等については、Q&A 等において追加的に示すことを検討してまいります。
461	3-2-3	利用目的の通知又は公表	【政令・委員会規則のパブコメ回答　333 番】において、「身体が不自由であること等外形上明らかな場合、本人は社会生活を送るにあたって自身の要配慮個人情報が公に認識されることを想定していると考えられるため、第三者が客観的に認識した事項を記録することによって当該本人の要配慮個人情報を取得する際に、その都度本人同意を得る必要性は低いものと考えられることから、例外規定を設けた。ただし、本人の同意のない取得が認められても、原則として、当該情報を利用するのは利用目的を本人に通知又は公表した上で、当該利用目的の範囲内で利用する必要があり、第三者に提供するのは本人の同意を取得する必要がある」と回答されています。　本ガイドラインにおいて、「カメラにうっかり映り込んだ場合においても利用目的の公表が必要である旨」を改めて示していただけるよう願います。 また「利用目的の公表」については、法 18 条において「取得後速やかに」となっており、【政令・委員会規則のパブコメ回答　333 番】では「当該情報を利用するのは・・・」と記載されていた点と違いがあるように思います。 「カメラにうっかり映り込んだ場合」のように事業者に意図が無い場合の利用目的の通知・公表は「取得時点から速やかに」であるのか「利用するにあたって速やかに」であるのかどちらが正しいのかを明確に記していただけることを願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	本人への通知又は公表が必要な事例については、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。 なお、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し又は公表しなければなりません（改正後の法第 18 条第１項）。
462	3-2-3	利用目的の通知又は公表	・通則編３－２－３では，経産省ガイドライン２－２－２（２）にある「電話による問い合わせやクレームのように本人により自発的に提供される個人情報を取得する場合（本人確認や問い合わせに対する回答の目的でのみ個人情報を取得した場合を除く）」が事例として挙げられていないが，個人情報保護委員会は経産省と見解を異にするのか回答されたい。具体的には，電話による問い合わせやクレームのように本人により自発的に提供される個人情報を取得するものの，本人確認や問い合わせに	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			対する回答の目的でのみ個人情報を取得した場合には法１８条１項に基づく利用目的への通知・公表が不要ということでよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
463	3-2-3	利用目的の通知又は公表	（対象資料）　通則編　3-4-6　第三者提供を受ける際の確認等（法第 26 条関係）（意見）　個人情報の取得に関して、通則編 3-2-3 には、「個人情報を取得する場合は利用目的を通知又は公表しなければならない」旨記載されており、「本人への通知又は公表が必要な事例」として、インターネット上に公開されている個人情報を取得した場合等が示されている。　したがって、個人情報はインターネット等に公開されていても、閲覧するに留まらず、「転記等記録」をすれば、公開が本人によるものか否かに関係なく、個人情報の取得になると理解している。　このとき、当該インターネットでの公開が本人によるものであっても、本人以外の者によるもの（不正に取得したものでない場合）であっても、差異はないと理解してよいか。　一方、個人データの第三者提供を受ける場合に関して、確認義務記録編 2-2-1-3 には、「ホームページ等で公開された不特定多数の者が取得できる個人データについては、当該個人データを取得した受領者は第三者提供を受けたことにならない」旨記載されている。　したがって、「個人データ」に該当する又は該当すると推知される情報は、本人以外の者によりインターネット等に公開されているものについても、「転記等記録」をしても第三者提供を受けたことにならず、第三者提供を受けたことについての確認・記録義務は生じないと理解してよいか。 【日本証券業協会】	前段については、個人情報がインターネット等に公開されている場合、当該公開が本人によるものであっても、本人以外の者によるもの（不正に取得したものでない場合）であっても、当該個人情報について閲覧するにとどまらず、転記等を行った場合は、一般的に、当該個人情報を取得したものと考えられます。後段については、確認・記録義務が適用されない点については御理解のとおりです。
464	3-2-3	利用目的の通知又は公表	（該当箇所） 2-10 「本人に通知」 （意見） 法において，「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は」に第三者提供による取得が含まれていることを明示してはいかがでしょうか. また，本人への通知の規律等において全ての個人情報が対象となる記述となっていますが，第三者提供においては「個人データ」であり，その内「保有個人データ」に該当する場合に限られるのではないでしょうか. （理由） 36 ページの事例 3）並びに外国にある第三者への提供編 11 頁等の記述から，法第 18 条第 1 項をはじめ，法において用いられている「個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は」に第三者提供による取得が含まれていると読み取れますが，「本人に通知」という表記から，本人から取得した場合について規律されているように見えます. 【日本製薬工業協会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、改正後の法第 18 条第 1 項に基づく利用目的の本人への通知又は公表は、「個人情報」を取得した場合に必要となるため、第三者提供により個人データには該当しない個人情報を取得した場合にも、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、利用目的の通知又は公表を行うことが必要です。
465	3-2-3	利用目的の通知又は	（該当箇所） 3-2-3 利用目的の通知又は公表（法第 18 条第 1 項関係）　事例 3) （意見）	法第 18 条第１項では、個人情報全般について、利用目的の通知又は公表を義務付けています。したがって、御指摘の「個人情報の第三者提供を受けた場

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		公表	「個人情報の第三者提供を受けた場合」の通知又は公表は，全ての個人情報において義務付けられるのでしょうか. 義務付けられる場合，氏名等を含まず，容易には個人を特定できない個人データ（開示請求などに対応できない）についても，第 27 条の保有個人データに関する事項の公表により満たされると解釈して良いでしょうか. あるいは，第三者提供を受けた個人データについて別途公表が必要となるのでしょうか. （理由） 法 26 条において第三者提供を受ける際の義務には本人への通知等に示されていません. 利用目的の通知又は公表は，本人に利用の停止等の機会を与える目的のはずであるが，提供を受ける個人情報には氏名+住所又は生年月日，法第 2 条第 2 項第二号に該当する個人識別符号を含まず，一号個人情報の「その他の記述等」又は法第 2 条第 2 項第一号個人識別符号を含み，このよう個人情報においては提供を受けた個人情報取扱事業者においては容易に本人を特定できない情報の場合があります. 【日本製薬工業協会】	合」も本項が適用されます。 また、第三者提供を受けた個人データが法第２条第７項に定義する「保有個人データ」に該当するに至った場合には、別途、法第 27 条第１項に基づき、本人の知り得る状態に置く必要があります。
466	3-2-3	利用目的の通知又は公表	意見 18 【通則編 3-2-3 p.36】インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を保存したら利用目的の公表が義務なのか 法 18 条のガイドラインとして、「本人への通知又は公表が必要な事例」に、「事例 1) インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得した場合（単に閲覧しただけの場合を除く。）」とあるが、この例示の趣旨が、秘密情報に限らず公開情報であっても個人情報保護法の保護対象となることを説明しようとするものであれば、理解できるところであるが、これは、個人情報データベース等を構成する個人情報として取得するのではなく、単に散在情報の個人情報として取得する場合についても、「本人への通知又は公表が必要」ということを意味しているのか。 もしそうだとすれば、インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報（住所や電話番号を含まないものであっても、個人情報に該当し得ることに注意）を保存しただけで、利用目的の通知又は公表の義務が生じることになるが、そのような規則に合理性があるのか疑問である。ほとんどの事業者がそのような義務を果たしていないのではないか。そのような義務はないのだとすれば、法のどこを解釈すればよいのか、明らかにされたい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	御指摘のとおり、個人情報取扱事業者等が単に散在情報の個人情報として取得する場合についても、改正後の法第 18 条第 1 項に基づき、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し又は公表する必要があると考えます。
467	3-2-3	利用目的の通知又は公表	ガイドライン（通則編） ＜３－２－１　適正取得に関して＞ ２．これまで個人情報取扱事業者ではなかった人格なき社団がもつ個人データの管理について、以下の理解でよいか確認したい。 ・人格なき社団は、規約、会則等に個人情報に係る規定（会員名簿の作成、連絡先の届出等）を既定することにより、利用目的を通知しているとみなされる	法第 18 条第１項の「本人に通知」とは、本人に直接知らしめることを言い、人格なき社団等の規約や会則等に個人情報に関する規定を定めるのみでは、本人に個人情報の利用目的を通知することにはなりません。ただし、規約や会則又はその要旨等により、その利用目的が本人に伝っていると認められる状況

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			・人格なき社団が規約、会則にない保有個人情報の第三者提供等行う場合は、改めて利用目的の通知を行う必要がある 【個人】	にあれば、同項の「通知」に該当すると考えられます。なお、個人データを第三者に提供をする場合、法第 23 条第１項により、原則として、本人の同意が必要となります。
468	3-2-4	直接書面等による取得	・通則編３－２－４では，利用目的明示の事例として文字のサイズや配置等について「留意することが望ましい」とあるところ，経産省ガイドライン２－１－９ではそれぞれ「留意する必要がある」とされている。これは，経産省ガイドラインの段階では義務規定（経産省ガイドライン１参照）だったのが，ガイドライン案では推奨規定（通則編１－１）へとなったという理解で良いか，確認されたい。そのような変更があるのであれば，変更の理由を説明されたい。変更がないのであれば，表記を変える理由について説明されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「留意することが望ましい」としているのは、事業者の特性や規模に応じ可能な限り対応することが望まれるという本ガイドラインの目的に即して整理したことによるものです。また、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得るため、本事例をもって画一的に対応することを示したものではありません。
469	3-2-4	直接書面等による取得	・通則編３－２－４には「また，人（法人を含む。）の生命，身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は，あらかじめ，本人に対し，その利用目的を明示する必要はないが，その場合は法第１８条第１項に基づいて，取得後速やかにその利用目的を，本人に通知し，又は公表しなければならない」とするが，法１８条１項では「あらかじめその利用目的を公表している場合」には取得後の通知・公表が不要とされているのであるから，「また，人（法人を含む。）の生命，身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は，あらかじめ，本人に対し，その利用目的を明示する必要はないが，その場合は法第１８条第１項に基づいて，あらかじめその利用目的を公表している場合を除き，取得後速やかにその利用目的を，本人に通知し，又は公表しなければならない」とすべきではないか，検討されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
470	3-2-4	直接書面等による取得	（対象資料） 通則編　3-2-4　直接書面等による取得（法第 18 条第２項関係） （意見） 事例２に、「利用目的の内容が示された画面に１回程度の操作でページ遷移するよう設定したリンクやボタンを含む」と記載されている。 当該リンクやボタンによって表示された画面には、利用目的が本人の目に留まるようにその配置に留意すれば、同じページ上にそれ以外の内容も表示しても問題ないという理解でよいか。 【日本証券業協会】	御理解のとおりです。
471	3-2-4	直接書面等による取得	意見 19 【通則編 3-2-5 p.40】名刺を受け取る行為は法 18 条２項の直接書面取得には当たらないのでは 法 18 条 2 項のガイドラインにおいて、「事例 2)」として「一般の慣行として名刺を交換する場合、書面により、直接本人から、氏名・所属・肩書・連絡先等の個人情報を取得することとなるが、……」と書かれているが、18 条２項の直接書面取得は、「本人との間で契約を締結することに伴って契約書	法第 18 条第２項は「その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合」と規定しています。したがって、御指摘のような契約の締結を伴う場合と限定的に解釈することは適当ではなく、およそ書面により個人情報を取得する場合

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			その他の書面（…）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、」と規定されているように、契約書その他の書面に類するような一定の限られた範囲の書面による取得を指すものであって、およそあらゆる書面での取得が該当するものとして解釈してはならないはずであり、名刺はそのような書面から最も遠いものの一つではないか。法解釈を誤っていると考えられるので、別の適切な例に差し替えるべきである。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	全般について適用することが適当と考えられるため、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
472	3-2-4	直接書面等による取得	（現記載） 事例２）に例示される、利用目的をホームページ上に明示し、、、、 （コメント） 実態として、利用者はそれらの情報が表示されることは認識するが、その内容を十分に読まずに同意している、という事実は考慮してほしい。単に約定等を表示するだけではなく、「読むべきポイントを示す」といった工夫も必要だと思われる。 実態として、ボタンを押しているだけ、で済ませてしまうことが極めて多いはずであり、これは正しい（有効な）契約にはならない。 【個人】	御意見は執務の参考とさせていただきます。
473	3-2-4	直接書面等による取得	（該当箇所） 通則編 3-2-4 直接書面等による取得 （意見） 「『本人に対し、その利用目的を明示』とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、…（中略）…内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法による必要がある。」とあるが、この明示の方法は、合理的かつ適切な方法であれば、本人に通知し、又は公表する方法によることで足りるか。それとも、「明示」は本人への通知又は公表のいずれとも異なる方法で行わなければならないか。【事例 1）は通知、事例 2)は公表による明示の事例を示したものと理解してよいか。】 【個人】	利用目的の明示の方法については、「事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法」による必要があります。したがって、単に「合理的かつ適切な方法」で足りるものではありません。 また、事例１）は契約書その他の書面により直接本人から個人情報を取得する場合の事例、事例２）は電磁的記録により直接本人から個人情報を取得する事例を示したものです。
474	3-2-5	利用目的の通知等をしなくてよい場合	(1) 3-2-5 利用目的を通知しなくてもよい場合について 3-2-4 直接書面による取得のすぐ次の項目になっているため、直接書面による取得の場合に通知をしなくてもよい場合につき記載されているように、受取れる。直接書面による場合と直接書面による以外（第三者からの提供も含まれる）に分けて要件（同意の取得。適正な取得の確認、利用目的の通知）等を整理して記述する必要がある。暴力団等の例についてはそもそも暴廃法・犯収法等で要求されていることであるため通知不要の要件として法令による場合があるべきなのではと考える。又商品・サービス等を販売提供する場合について、店頭販売若しくはネット販売による場合でも送付先住所・氏名及び送付者住所・氏名が送付のみに使用されるのではなく、商品の案内・ダイレクトメール等に使用される場合が多く利用目的を通知されていることが多い。送付先が本人ではない場合は第三者による提供になると思われるが、この場合も結果として荷物が届くことにより通知されていると考えられるかは不明。例として不適当とおもわれ	御指摘の「3-2-5 利用目的の通知等をしなくてよい場合」の本文において「法第 18 条第１項から第３項までにおいて」と記載しているため、本項が直接書面による取得の場合に限定されない旨は、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。なお、本ガイドラインにおいて記述した具体例は、全ての事案を網羅したものではなく、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示しています。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			る。【株式会社山田債権回収管理総合事務所】	
475	3-2-5	利用目的の通知等をしなくてよい場合	●該当箇所 通則編の 39 ページ・6 行目 ●意見内容 経済分野ＧＬに記載のある事例のうち、通則編には引き継がれていない事例があるが、経済分野ＧＬに記載のある事例のとおり実務運用することについて問題はないか確認したい。 （参考） 経済分野ＧＬ2-2-2.(5)(ⅱ)当該個人情報取扱事業者の権利等を害するおそれ 事例 1）通知又は公表される利用目的の内容により、当該個人情報取扱事業者が行う新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになる場合 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御指摘の事例は、「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」に該当するものと考えられます。 なお、新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密に関わるようなものが明らかにならないように利用目的が特定できる場合は、当該利用目的を通知又は公表する必要があります。
476	3-2-5	利用目的の通知等をしなくてよい場合	・通則編３－２－５（１）では，法１８条４項１号に該当する事例として，経産省ガイドライン２－２－２（５）(i) の「いわゆる総会屋等による不当要求等の被害を防止するため，当該総会屋担当者個人移管する情報を取得し，相互に情報交換を行っている場合で，利用目的を通知又は公表することにより，当該総会屋等の逆恨みにより，第三者たる情報提供者が被害を被る恐れがある場合」が記載されていないが，この場合も法１８条４項１号に該当すると考えてよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
477	3-2-5	利用目的の通知等をしなくてよい場合	・通則編３－２－５（２）では，法１８条４項２号に該当する事例として，経産省ガイドライン２－２－２（５）(ii) の「通知又は公表される利用目的の内容により，当該個人情報取扱事業者が行う新商品の開発内容，営業ノウハウ等の企業秘密にかかわるようなものが明らかになる場合」が記載されていないが，この場合も法１８条４項２号に該当すると考えてよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の事例は、「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合」に該当するものと考えられます。 なお、新商品等の開発内容、営業ノウハウ等の企業秘密に関わるようなものが明らかにならないように利用目的が特定できる場合は、当該利用目的を通知又は公表する必要があります。
478	3-2-5	利用目的の通知等をしなくてよい場合	（１）個人情報保護法第 18 条第４項第４号関係について 防犯カメラで、防犯目的のみのために顔を含めた画像を録画することは、取得の状況からみて利用目的が明らかであることから、個人情報保護法第 18 条第４項第４号に基づき、社会通念上認められるとしても、同時に当該防犯カメラから顔認証データを取得することは取得の状況からみて利用目的が明らかでないので、個人情報取扱事業者は当該利用目的を公表又は本人に通知する必要があることを本ガイドラインに明記していただきたい。 この点、内閣府 IT 総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」の委員・森亮二弁護士は、『通	防犯カメラにより、防犯目的のみのために撮影する場合、「取得の状況からみて利用目的が明らか」（改正後の法第 18 条第４項第４号）であることから、利用目的の通知・公表は不要と解されますが、防犯カメラが作動中であることを店舗の入口に掲示する等、本人に対して自身の個人情報が取得されていることを認識させるための措置を講ずることが望まし

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			常の防犯カメラに比べて、特定の個人を追跡する機能をもつ顔認識システムの方が肖像権やプライバシー侵害の度合いが強く、両者は区別する必要がある』『顔認識システムを採用していることを明記し、嫌だと感じた人はその店を利用しないで済むようにするなど、透明性を確保することが大事だ』（「客に知らせず顔データ化…客層把握や万引き防止」読売新聞 2015 年 12 月 30 日付）と述べておられる。 【匿名】	いと考えられます。この他、防犯カメラ等に関する考え方については、Q&A 等において示すことを検討してまいります。
479	3-2-5	利用目的の通知等をしなくてよい場合	（該当箇所） 通則編 3-2-5 利用目的の通知をしなくてよい場合 （意見） 「(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（法第 18 条第 4 項第 3 号関係）」は、利用目的を本人に通知する必要は無いとされているが、この「事務の遂行に支障を及ぼすおそれ」は、誰が判断するのか。紹介の事例では、警察が個人情報取扱事業者に対して、その旨及び通知等が不要である旨を明言してくれるのか。 【個人】	協力する個人情報取扱事業者の側で利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、国の機関等が法令の定める事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の判断は、一般的に国の機関等に委ねられると考えますが、個別の事案に即して対応すべきと考えます。
480	3-3-1	データ内容の正確性の確保等	●該当箇所 通則編の 40 ページ・24 行目 ●意見内容 通則編 40 ページ・24 行目の「また、個人情報取扱事業者は、・・・この限りではない。」に、下記の表現を追記すべき。 「ただし、消去に多額の費用を要する場合、その他消去することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。」 ●理由 必ずしもすべての情報を網羅的に消去することができるとは限らないため、代替策も認めるべき。 【一般社団法人日本クレジット協会】	本ガイドライン（通則編）案 3-3-1（※）において、「消去」には「削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む」と記載しております。
481	3-3-1	データ内容の正確性の確保等	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの第９条（データ内容の正確性の確保）において、「事業者は、預金者又は保険契約者等の個人データの保存期間については契約終了後一定期間内とする等、保有する個人データの利用目的に応じ保存期間を定め、当該期間を経過した個人データを消去することとする」とあるが、法 19 条の個人データを「利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない」との努力義務は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの規定以上の対応を求める趣旨ではないとの理解でよいか。また、上記に関連して、「『金融分野における個人情報保護に関するガイドライン』（案）への意見一覧」（平成 16 年 12 月 28 日公表）において、保存期間については、「保有する個人データごとに各事業者が利用目的	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			に応じて保存期間を定めることが求められるものです」（項番 201）との回答があり、「ガイドライン第 9 条の適用に際しては、特定の利用目的に基づく保持の要件だけを配慮するのでなく、将来の妥当な必要性についても配慮すべきである」との意見に対しては、「保有する個人データの利用目的において、将来の必要性が認められる場合においては、対応した保存期間を定めることとなるものと考えられます」（項番 209）との回答がなされているが、改正法施行後も同解釈に変更はないとの理解でよいか。【一般社団法人全国銀行協会】	
482	3-3-1	データ内容の正確性の確保等	（該当箇所） 通則編　3-3-1　データ内容の正確性の確保等 （意見） 個人データの消去努力義務に、現行法 27 条 2 項のただし書きと同様の表現を追記していただきたい。 ＜例＞ 「ただし、消去に多額の費用を要する場合、その他消去することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない」 （理由） 必ずしもすべての情報を網羅的に消去することができるとは限らないため、代替策も認めるべきと考えられるため。 【日本貸金業協会】	本ガイドライン（通則編）案 3-3-1（※）において、「消去」には「削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む」と記載しております。
483	3-3-1	データ内容の正確性の確保等	意見 20 【通則編 3-3-1 p.41 ※】「個人データとして使えなくする」とは散在情報化もこれに該当するということでよいか 「「個人データの消去」とは、当該個人データを個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む。」とあるが、ならば、当該個人データを、個人情報データベース等から切り離して（非登録の状態にして）、散在情報として孤立した個人情報に分離した場合も、「個人データの消去」に該当するという理解でよいか、確認したい。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	御指摘の記述は、個人情報としての機能を失わせることも「消去」に含まれる旨を、条文の文言に即して「個人データとして使えなくすること」と表現したものであり、個人データを個人情報にすることを含む趣旨ではありません。
484	3-3-1	データ内容の正確性の確保等	（該当箇所） 通則編　3-3-1 （意見） 法 16 条は、利用目的の達成に必要な範囲を超えての個人情報の取り扱いを禁じており、努力義務による削除の範囲を超え、利用目的の達成な必要な範囲を超えて個人情報を取り扱った場合には、16 条違反となり得ることを記載すべきである。また、その場合の限界に関する例示を記載すべきである。 （理由） 利用目的を達した後に個人情報を取り扱い続けることについて、法 16 条違反となり得るという見解	個人情報取扱事業者が、保有する個人データについて利用する必要がなくなったときに、当該個人データを遅滞なく消去していない場合に、改正後の法第 16 条第 1 項に違反しているか否かは、個別の事例ごとに判断することとなります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			が有力であり、19 条において努力義務であることのみを記載した場合、個人情報取扱事業者に消去については努力義務しかないとの誤解が生ずる可能性があるため。 【個人】	
485	3-3-2	安全管理措置	「通則編3-3-2」「通則編4」について、「毀損」を「き損」と修正すべき。 【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	御指摘の箇所については、改正後の法第 20 条の条文を引用している箇所ではないため、公用文用字用語例集（平成 22 年 7 月ぎょうせい公用文研究会編）に従い、「毀損」と表記しております。
486	3-3-3	従業者の監督	・通則編３－３－３では経産省ガイドライン２－２－３－３の「従業者のモニタリングを実施する上での留意点」がないが，個人情報保護委員会としても「個人データの取扱いに関する従業者及び委託先の監督，その他安全管理措置の一環として従業者を対象とするビデオ及びオンラインによるモニタリング（以下「モニタ リング」という。）を実施する場合は，次の点に留意する。その際，雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する重要事項を定めるときは，あらかじめ労働組合等に通知し，必要に応じて，協議を行うことが望ましい。また，その重要事項を定めたときは，労働者等に周知することが望ましい。・モニタリングの目的，すなわち取得する個人情報の利用目的をあらかじめ特定し，社内規程に定めるとともに，従業者に明示すること。・モニタリングの実施に関する責任者とその権限を定めること。・モニタリングを実施する場合には，あらかじめモニタリングの実施について定めた社内規程案を策定するものとし，事前に社内に徹底すること。・モニタリングの実施状況については，適正に行われているか監査又は確認を行うこと。」と考えているか，回答されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘のとおり、改正後の法第 21 条の従業者の監督を行うに当たって、従業者のモニタリングを実施する際に、左記のような点に留意することも、望ましい取組の１つと考えます。
487	3-3-3	従業者の監督	安全管理措置に関して 6.従業者の監督に於ける例示 経産省ガイドラインにおいては、契約に含めるべき内容の丁寧な例示があった。今回のガイドラインではその例示はなく、具体性に乏しい。 【一般社団法人日本個人情報管理協会】	本ガイドライン（通則編）は全ての分野・規模の事業者を対象とすることから、記載する事例については、原則として全ての分野・規模の事業者に該当し得る汎用的な内容としています。 なお、いただいた御意見は今後の周知広報活動の参考とさせていただきます。
488	3-3-3	従業者の監督	【通則編における記載】 事例 1）従業者が、個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていることを確認しなかった結果、個人データが漏えいした場合 【意見】 個人データが漏えいすることと、監督ができていることは関係がないことから、事例として不適切と考えられますが、個人データが漏えいした場合という結果に着目している理由を教えてください。他の事例において同様の記載とされている場合には、同様です。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案において記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものです。御指摘の事例では、従業者が個人データの安全管理措置を定める規程等に従って業務を行っていない場合の典型的な例の 1 つとして「個人データの漏えい」という結果も含めたものとして記載しております。
489	3-3-	委託先	●該当箇所	御理解のとおり、委託する事業の規模及び性質、

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	4	の監督	通則編の 42 ページ ●意見内容 委託契約に盛り込む事項については特段示されていないため、「当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握すること」ができる内容を、事業者が自ら判断し盛り込むという理解でよいか。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容を事業者が自ら判断いただき、委託契約に盛り込んでいただく必要があると考えます。
490	3-3-4	委託先の監督	委託先の監督について本ガイドライン案において「法第 20 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする」と記されています。 個人情報の取り扱いを委託する先のうち、下記のものについてどのように解釈すればよいかを明確に記していただくことを願います。 ・事業者がインフラとして使用する場合：FAX を送信する。郵便を出す。クラウドサービス。ＡＳＰ。 ・委託先が当社の情報に個人情報が含まれているかどうか認識しない場合：倉庫業、配送業、データセンター、廃棄業等 ・うっかりすると個人情報を閲覧する可能性のある取引業者：警備会社、清掃会社、メンテナンス事業者 ・国が定めた資格者：弁護士、医師、社会保険労務士、税理士、公認会計士等 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	個別の事案における判断は回答しかねますが、委託先の監督については、Q&A 等において追加的に具体例等を示すことを検討してまいります。
491	3-3-4	委託先の監督	・通則編３－３－４＊１の「委託」の定義につき，個人情報取扱事業者が例えばクラウドサービス事業者等との第三者との契約において，当該第三者の管理するストレージ上に個人データを保管するものの，アクセス制限等によって当該個人データにアクセスできる者の範囲が個人情報取扱事業者に限定されおり，第三者がこれにアクセスすることができないのであれば，「委託」に該当しないことを確認されたい。また，郵便や宅配を使って個人情報を含むものを送る場合や倉庫業者に個人データを含むものを預ける場合，郵便・宅配・倉庫事業者への「委託」となり，これらの事業者は当該個人データを事業の用に供していると解されるかもあわせて回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
492	3-3-4	委託先の監督	・通則編３－３－４では，経産省ガイドライン２－２－３－４③と異なり「委託元が委託先について「必要かつ適切な監督」を行っていない場合で，委託先が再委託をした際に，再委託先が適切といえない取扱いを行ったことにより，何らかの問題が生じたときは，元の委託元がその責めを負うことがあり得るので，再委託する場合は注意を要する。」「なお，漏えいした場合に二次被害が発生する可能性が高い個人データ（例えば，クレジットカード情報（カード番号，有効期限等）を含む個人データ等）の取扱いを委託する場合は，より高い水準において「必要かつ適切な監督」を行うことが望まし	個人データの取扱いについて再委託を行う場合の留意点については、一般に、現状の案で御理解頂けるものと考えます（「通則編 3-3-4 (3) 委託先における個人データ取扱状況の把握」等）。 なお、その他、御指摘のような点に配慮することは、望ましい取組の１つであると考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			い。また，消費者等，本人の権利利益保護の観点から，事業内容の特性，規模及び実態に応じ，委託の有無，委託する事務の内容を明らかにする等，委託処理の透明化を進めることが望ましい。」との記載がないが，この点につき，個人情報保護委員会も経産省と同様に理解しているのか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
493	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所）通則編の４２ページ３－３－４（御意見）事業者が委託先の監督責任を果たす具体的ガイドとなるよう，記載を充実させるべきである。（理由）法改正前の経済産業省ガイドラインより記述が薄い。地位を利用した委託先いじめなどの記載が落ちているのはなぜか。また，委託先の選定については，安全管理措置を引用するのでよくても，契約内容など，もっと具体的に記載すべきではないか。さらに事例がすべて漏えい事例になっているが，目的外利用などの不正事例も記載すべきではないか。【弁護士 21 名共同提出】	本ガイドライン（通則編）は全ての分野・規模の事業者を対象とすることから、記載する事例については、原則として全ての分野・規模の事業者に該当し得る汎用的な内容としています。なお、いただいた御意見は今後の周知広報活動の参考とさせていただきます。
494	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所） 通則編　3-3-4　委託先の監督　P42-43 （ご意見） 既存の委託契約を行っている委託先で保管しているゲノムデータが個人データに該当する場合、その監督義務については、経過措置を検討願いたい。 （理由） もし「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（以下「倫理指針」）に規定されている連結不可能匿名化されたゲノムデータの多くが個人識別符号となった場合、これまでは連結不可能匿名化されたゲノムデータは、倫理指針第 16 の 16 の（２）において個人情報に該当しいないとされていたことから、委託先での特段の安全管理措置は必要なかったことから、このような事例については、委託先における規定の策定，変更から始まり，委託者によるその確認，委託の契約面での修正に留まらず，委託先の変更を要する場合が考えられ、時間を要するため。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第１項第３号により、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体（学会もこれに含みます。）又はそれらに属する者が個人情報等を取り扱う場合、その目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的である場合は、改正後の法第４章の規定は適用されません。 したがって、学術研究機関における学術研究目的での個人情報や匿名加工情報の取扱いについて、改正後の法の規律に従うことが、同法により義務付けられるわけではありません。
495	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所） 1.通則編の 43 ページ　(3)委託先における個人データ取扱い状況の把握の 1～3 行目 「委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に監査を行う等により、・・・・・・適切に評価することが望ましい。」 2.通則編の 91 ページ「(5)取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」に関する「手法の例示」欄 「個人データの取扱状況について、定期的に自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。」 「外部の主体による監査活動と合わせて、監査を実施する。」 （御意見） 1.内部監査及び二者監査を実施するための国際的なガイドラインとして ISO19011／JISQ19011「マネジメントシステム監査のための指針」が定められています。	委託先の監督や安全管理措置の実施に当たり、御指摘のような規格に則って実施すること等も、望ましい取組の１つと考えます。 なお、いただいたご意見は、今後の周知広報活動の参考とさせていただきます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			個人データの取扱状況に関する「委託先の監督」は二者監査、そして「自ら行う点検又は他部署等による監査」は内部監査に該当しますので、これらを公平で客観的に行うには、ISO19011／JISQ19011 規格に則っての実施も参考としてご検討ください。 2.また、参考までに申し上げますと、当会では ISO／IEC27001 及び ISO19011／JISQ19011 に基づく研修の管理と、「情報セキュリティ内部監査員」資格の付与を行っておりますのでご活用頂ければ幸いです。 （理由） 1.上記通則に基づく監査は国際標準である ISO19011／JISQ19011 に沿って実施されることで監査パフォーマンスも向上し、監査の公平性や信頼性が確保されます。 同時に、内部監査及び二者監査を通じ、本ガイドライン及び個人情報保護法の意図の浸透や目的の達成に資することができると考えます。 2.また、監査を行う要員（監査員）につきましても、第三者機関からの評価を受け、力量が実証された資格保有者が実施することで監査の独立性が保たれ、監査結果の公平性や信頼性がより高まります。 【一般財団法人　日本規格協会】	
496	3-3-4	委託先の監督	＜意見３＞ ■該当箇所 43 ページ・11 行目 ■意見 委託先における個人データの取扱状況を把握するため、「定期的に監査を行う等」が要求されているが、監査の必要性については、個人データが漏洩等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮すべきである。委託業務の性質及び規模、個人データの取扱状況、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて判断すべきものであるため、「リスクに応じて」といった文言を追加していただきたい。 ■理由 委託先における個人データの取扱状況の把握のためには、委託業務の性質及び規模に応じて、監査以外の方法も考えられるところであり、委託元及び委託先の合意のもと、適切な手法を選択するべきものと考える。本ガイドラインにおいて一律に監査を必要とすると、いかなる委託業務においても監査の実施及び受け入れが必要であるかのような過剰反応を惹起しかねないため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	改正後の法第 22 条の委託先の監督を行うに当たり、委託先における個人データの取扱状況を把握することは必要と考えますが、その具体的な手法は必ずしも、監査に限定されるものではなく、取扱いを委託する個人データの内容や規模に応じて適切な方法であれば足りるものと考えます。
497	3-3-4	委託先の監督	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等「（※1）「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される」との記載があるが、委託契約の条項等によって受託者	御指摘の点については法改正の対象ではないため、現行法の解釈がそのまま継続するものと考えられますが、基本的には、いずれも御理解のとおりです。なお、前段について、個別の事例において、個

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			が個人データを取り扱わない旨が定められており、適切なアクセス制御が行われている場合には、「保管・管理」、「配送・移送」、「廃棄・消去」の業務委託を行った場合でも、個人情報保護法上の委託には該当しない（個人データの取扱いの委託はしていない）との理解でよいか。また、（上記の例に限らないが）個人情報保護法上の委託に該当する場合であっても、「取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスク」を委託元において勘案した結果、「3-3-4 委託先の監督」の「（１）適切な委託先の選定」、「（２）委託契約の締結」、「（３）委託先における個人データ取扱状況の把握」で示されている具体例よりも、簡易な措置を行うことも認められるとの理解でよいか。【一般社団法人全国銀行協会】	人データの取扱いの委託に該当しないと判断された場合においても、個人情報取扱事業者は、当該個人データについて引き続き安全管理措置（改正後の法第 20 条）の義務は負うこととなります。
498	3-3-4	委託先の監督	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 郵便・宅配業者（以下「郵便等業者」という。）を利用して、顧客等に個人データを含んだ書類を送付することは、郵便等業者への個人データの取扱いの委託に該当するか。 仮に、個人データの取扱いの委託に該当するのであれば、以下の点を踏まえ、例えば、委託契約等ではなく、郵便法等の法令および内国郵便約款等により、郵便物等が適切に取り扱われることが確認できるのであれば、委託元として、法第 22 条の委託先の監督に係る必要かつ適切な措置がなされていると整理していただきたい。 ・本ガイドライン案の「3-3-4 委託先の監督」において、「（１）適切な委託先の選定」、「（２）委託契約の締結」、「（３）委託先における個人データ取扱状況の把握」が求められているが、そのうち「（２）」および「（３）」の実施は現実的に困難。 ・郵便等業者は、その郵送物の取扱いを鉄道業者等に再委託等を行う場合があるが、当該再委託等について、その都度、再委託先の個人データの取扱状況等を委託先が報告または委託元が直接確認することは現実的に困難。 【一般社団法人全国銀行協会】	御指摘の点については法改正の対象ではないため、現行法の解釈がそのまま継続するものと考えられます。個別の事例ごとに判断されるべきものと考えますが、一般論として、配送業者を利用して、顧客等に対する送付を行う場合は、個人データの取扱いの委託に該当し得ると考えられます。また、個人データの取扱いを委託する場合の委託先の監督については、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）などに起因するリスクに応じて行うべきものと考えられます。
499	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所） 通則編の 44 ページ・ 4～7 行目 外国にある第三者への提供編の 19 ページ・ 16～19 行目 の以下の記載 （※1）「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。 （意見） 個人情報に関する定めのない契約において、クラウドサービス事業者が個人データを含む電子データを、個人データの中身の詳細については関知せず取り扱う場合、「個人データの取扱の委託」に該当しますか。	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			（理由） クラウドサービス事業者は、一般に、クラウドサービス利用規約において、特段、個人データの取扱いについて定めることなく、かつ個人データの中身に関知せずに、クラウドサービスを提供しているため。 【特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会 】	
500	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所） 通則編の 44 ページ・ 4～7 行目 外国にある第三者への提供編の 19 ページ・ 16～19 行目 の以下の記載 （※1）「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。 （意見） 個人情報の処理に関して、クラウドサービスによる情報処理手段（仮想マシン、ミドルウェア、アプリケーション等）を利用する場合、「個人データの取扱いの委託」に該当しますか。当該クラウドサービス事業者は情報処理手段を提供するにすぎず、情報処理手段を用いて情報処理を実行する主体はあくまでクラウドサービス利用者であるとします。 （理由） 通信事業者による通信手段を利用する場合、当該通信事業者は、通常、個人データを取り扱っているのではなく、通信手段を提供しているにすぎないのと同様に、クラウドサービス事業者による情報処理手段を利用する場合も、当該クラウドサービス事業者は、通常、個人データを取り扱っているのではなく、情報処理手段を提供しているにすぎないため。 【特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
501	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所）通則編の 44 ページ・ 4～7 行目外国にある第三者への提供編の 19 ページ・ 16～19 行目の以下の記載（※1）「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。（意見）以下の文面を追記してもらいたい。個人情報データベース等を含みうるデータベースの保管や管理だけを委託する場合であって委託内容に個人データの取扱いが含まれない場合は、「個人データの取扱いの委託」ではない。具体的にはクラウドサービス事業者が用意したデータベースの維持管理のみを委託する等が想定される。（理由）データベースの維持管理には、個人データの取扱いは含まれないため。【特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えますが、クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
502	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所） 通則編の４３ページ・【委託を受けたものに対して必要かつ適切な監督を行っていない事例】事例 1)	本ガイドライン（通則編）案において記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			～4) （意見） 事例１を以下のように書き換えてはいかがでしょうか。 事例1）外部の事業者に委託する場合、個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握していない状態。 （理由） すべての事例が漏洩が発生した場合について記載されているため、漏洩が発生した場合にのみ「必要かつ適切な監督を行っていない」ように読めてしまいます。漏洩の有無だけが「必要かつ適切な監督を行っている」状態を示すものではないので、どういう状態が「必要かつ適切な監督を行っていない」のかについても事例として示すべきではないでしょうか。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。 御指摘の事例では、委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合の典型的な例の１つとして「個人データの漏えい」という結果も含めたものとして記載しております。
503	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所） 通則編の４３ページ・3-3-4 委託先の監督（法第 22 条関係） （3）委託先における個人データ取扱状況の把握 通則編の９１ページ・8-3 組織的安全管理措置 (5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し （意見） ここでいう「監査」とは、一般的な意味においての監査を指しているのでしょうか。 あるいは、「情報セキュリティ内部監査」「情報セキュリティ第二者監査」のような具体的な基準に基づく監査を指しているのでしょうか。 後者であるとするならば、「JIS Q 19011 に基づく情報セキュリティ内部監査」等、より具体的に監査の基準とすべき対象を示していただきたいと思います。 （理由） ガイドラインでは、「監査」の定義がされておらず、したがって監査人に求める要件や監査基準が明確ではなく、誰がどのように行っても「監査した・監査している」と主張できる可能性のある記載となっています。 また、P.91 の表の「中小規模事業者における手法の例示」では、監査ではなく「点検」と記載されていますが、上記のとおり監査の定義がされていないために、明確に監査と点検の区別ができず、事業者の混乱を招きかねない表現となっています。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	改正後の法第 22 条の委託先の監督を行うに当たり、委託先における個人データの取扱状況を把握することは必要と考えますが、その具体的な手法は必ずしも、監査に限定されるものではなく、取扱いを委託する個人データの内容や規模に応じて適切な方法であれば足りるものと考えます。
504	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所） 通則編　3-3-4　委託先の監督 （意見） 信書等を顧客に送付するために、郵便又は宅配業者のサービスを利用することは、個人データの取扱いの委託には該当しないこと、並びに誤配達された場合は、委託先の監督責任は課されないこととし	個別の事案における判断は回答しかねますが、委託先の監督については、Q&A 等において追加的に具体例等を示すことを検討してまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ていただきたい。 （理由） 現状では、郵便で転送届が提出されているときは、転送されず元同居人、大家又は管理人に配達されたものも全て誤配の扱いとされており、監督行政等に対して、誤配の発生事案を個人情報の漏えい報告する必要があるが、誤配により二次被害が発生する可能性が極めて低いため。 【日本貸金業協会】	
505	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所） 通則編　3-3-4　委託先の監督 （意見） 文末が「～望ましい」となっているが、委託契約の締結自体が望ましいのか、委託契約の締結は必須であり、その上で委託元が個人データの取扱い状況を把握できるようにすることが望ましいのか、どちらの意味かご教示願いたい。 （理由） ガイドラインの意味の確認のため。 【日本貸金業協会】	個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければならず、この一環として、「適切な委託先の選定」「委託契約の締結」「委託先における個人データ取扱状況の把握」を実施することが必要です。 なお、当該措置を実施するための具体的な手法については、委託する事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個別の事例ごとに判断することとなります。
506	3-3-4	委託先の監督	（項目）3-3-4.委託先の監督(法第 22 条関連)（P42）（確認）・委託先の監督にあたり、個人情報取扱事業者（委託元）は「法第 20 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする（※2）。」とされている。　一方、「※2」においては、「委託元が法第 20 条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先に対してもこれと同等の措置を求める趣旨ではなく、法律上は、委託先は、法第 20 条が求める水準の安全管理措置を講じれば足りると解される。」とされている。・ここで、委託先に対して法第 20 条が求める安全管理措置の水準とは、当該委託先の事業の規模又は性質、個人データの取扱い状況等に応じた法第 20 条が求める水準であるという理解でよいか。（委託元の事業の規模又は性質、個人データの取扱い状況等に応じた法第 20 条が求める水準ではないという理解でよいか。）【一般社団法人　生命保険協会】	基本的に御理解のとおりです。委託先は、委託の対象となる業務の規模・性質、個人データの性質・量等に応じた法第 20 条が求める水準の安全管理措置を講じれば足りると考えられるため、委託元が改正後の法第 20 条が求める水準を超える高い水準の安全管理措置を講じている場合に、委託先がこれと同等の措置を講じなければならないものではありません。
507	3-3-4	委託先の監督	「通則編 3-3-4 委託先の監督（43 ページ 4～5 行）」について、「確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない」とあるが、誰が確認するのか明確にされておらず、現行経産省ガイドライン 41 ページの「個人情報保護管理者（ＣＰＯ）等」が確認するとの記載に修正すべき。 【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	御指摘の点については、例えば、個人情報保護管理者（CPO）等が確認することも考えられますが、それに限定されるわけではなく、個別の事例ごとに判断されることとなると考えます。
508	3-3-4	委託先の監督	▼通則編　3-3-4 「（＊1）」において、「「個人データの取扱いの委託」とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定される。」とある。ネットワーク/インフラ/ディスクスペース/アプリケーションソフトを提供しているにすぎず、	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			「データの 入力（本人からの取得を含む。）、編集、分析、出力等」に関与しないデータセンターやクラウドは委託に該当しないという解釈でよいか？ 　また国内事業者に取扱いを委託しているケースにおいて、当該委託先が取り扱いの過程でデータセンターやクラウドを利用している場合、委託先においては当該行為が再委託にはあたらないという認識が少なくない。当該委託先のセキュリティ方針上、その利用そのものの存否及び海外の法人か否かを委託元に明らかにするケースは稀である。この場合、再委託先の監督（ガイドライン「外国にある第三者への提供編」3-2-8 にも関連）への該当有無や義務はあるのかをお教え願いたい。また免責の余地はあるのか等、ガイドラインで明示頂きたい。 【匿名】	
509	3-3-4	委託先の監督	ガイドライン（通則編） ＜３－３－４　委託先の監督について＞ ３．（意見） 「個人情報取扱事業者は、法第 20 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同様の措置が講じられるよう、監督を行うものとする」とあり、（別添）安全管理措置において「中小規模事業者と「その他個人情報取扱事業者」とは、講ずべき措置に差がある。また、中小規模事業者から「委託を受けて個人データを取り扱うもの」は除外されている。本件について、以下の理解でよいか。 ・委託を受けて個人データを取り扱うものは、事業者の規模に関わらず「その他個人情報取扱事業者」としての安全管理措置を講ずる義務がある ・受託者（その他個人情報補取扱事業者）が委託者（中小規模事業者）の事業所に少数の社員等を勤務させ、受託者の設備等を使用して業務を行う場合、受託者は中小規模事業者における安全管理措置の手法は採用できず、各段階における個人データの取扱既定の策定、点検、監査の実施は受託者の責任で実施する必要がある。 ・個人データの取扱にかかる確認、点検等について、委託者が中小規模事業者における手法に留まる方法で確認、点検を実施する場合は、受託者が講ずべき手法に代替することはできない ・中小規模事業者が個人データに係る事務の実施を含む業務委託を行う場合は、受託者が「その他個人情報取扱事業者」が講ずるべき安全管理措置を講じていることを確認し、監督を実施する必要がある。 （理由） 中小規模事業者とその他個人情報取扱事業者が講ずべき安全管理措置に差があるため。 【個人】	本ガイドライン（通則編）案「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」に記載のとおり、委託を受けて個人データを取り扱う者は、「中小規模事業者」に該当しません。 　なお、具体的な事案において、委託先及び委託元において安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、個別の事案ごとに判断されることとなります。
510	3-3-4	委託先の監督	（該当箇所） 通則編 3-3-4 （意見） 委託の条件や例示を記載すべきである。	個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行わなければなりませんが、当該監督を行うための具体的な手法については、委託する事業の規模及び性質、

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			（理由） 委託、特にクラウドコンピューティングに関して、委託に当たる場合についての条件や例示を記載すべきである。その際、番号法 Q&A などにおいて、契約締結とアクセス制御による例を示しているが、これらは、記載上、「または」ではなく「かつ」により併記されているように読める。しかし、認識の問題であれば、契約上記載をするか、アクセス制御し、個人情報の存在を事業者側から認識しえない状況を作れば足りると考えられ、「または」とする表記が適当と考えられる。以上より、そのような表記をされるべきと考える。 【個人】	個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、個別の事例ごとに判断することとなります。 なお、クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
511	3-4-1	第三者提供の制限の原則	ガイドライン「第三者提供時の確認・記録義務編」の「2-2-1-1　提供者の考え方」の中で、「「(1) 本人による提供」又は「(2) 本人に代わって提供」に該当する場合は、実質的に「提供者」による提供ではないものとして、確認・記録義務は適用されない。」と示されています。 実質的に「提供者による提供」ではないのであれば、当然に「第三者提供の制限の原則」も課されないと解釈できると考えますが、ガイドライン「通則編」の P45 には「(1) 本人による提供」又は「(2) 本人に代わって提供」に該当する場合を示さず、ガイドライン「第三者提供時の確認・記録義務編」に示されている意図が分かりません。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案においては、基本的に、改正後の法第 23 条第 1 項に基づきあらかじめ本人の同意を得た第三者提供のうち、確認・記録義務の趣旨に鑑みて実質的に同義務を課する必要性に乏しいものについて、同義務の対象にならない旨を示しているものです。
512	3-4-1	第三者提供の制限の原則	・通則編３－４－１では「第三者」の定義について明記せず，事例を挙げるにとどまるが，要するに「(法) 人格」の同一性で判断されるという趣旨でよいか，確認されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
513	3-4-1	第三者提供の制限の原則	・通則編３－４－１では経産省ガイドライン２－２－４（１）＊１と異なり「あらかじめ」が定義されていないが，個人データの第三者提供が開始される時点と同時又はそれ以前に本人の同意を得ることが必要であるということでよいか，回答されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	第三者へ個人データが提供される時点より前に本人の同意を得ることが必要であると考えます。
514	3-4-1	第三者提供の制限の原則	・通則編３－４－１＊２の「ブログやその他の SNS に書き込まれた個人データを含む情報については，当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり，その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから，その公開範囲について，インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため，このような場合は，当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。」について，これは一般論として，Ａが個人情報取扱事業者Ｂに個人情報の提供ないし公開を委託し，当該提供または公開の範囲についてＢの裁量がない場合には，個人情報を提供している主体はＡであってＢではないということ（「当該情報を書き込んだ者の明確な意思で」「公開」したものと扱うこと）を示したものと考えてよいか，回答されたい。また，プロバイダ責任制限法及び同ガイドライン等によりプロバイダやブログその他の SNS の運営事業	御指摘の一般論については、個別の事例ごとに判断することとなります。なお、本ガイドラインにおいて記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、記述した具体例においても、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得ますが、ブログやその他の SNS に書き込まれた個人データを含む情報については、一般的には、プロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等が第三者に提供しているとは解されないと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			者等は一定の情報について送信防止措置を講じることができるが，そうであっても「裁量の余地がな」く「個人データを第三者に提供しているとは解されない」という個人情報保護委員会の解釈には変更がないと考えてよいか，あわせて回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
515	3-4-1	第三者提供の制限の原則	・通則編３－４－１＊２の「ブログやその他の SNS に書き込まれた個人データを含む情報については，当該情報を書き込んだ者の明確な意思で不特定多数又は限定された対象に対して公開されている情報であり，その内容を誰が閲覧できるかについて当該情報を書き込んだ者が指定していることから，その公開範囲について，インターネット回線への接続サービスを提供するプロバイダやブログその他の SNS の運営事業者等に裁量の余地はないため，このような場合は，当該事業者が個人データを第三者に提供しているとは解されない。」は，第三者提供時の確認・記録義務編でいうところの「本人による提供」（２－２－１－１（１））の事例という理解でよいか，確認されたい。すると，通則編の「第三者提供」については，「本人による提供」を含む第三者提供時の確認・記録義務編の考え方があてはまると考えてよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）案においては、基本的に、改正後の法第 23 条第 1 項に基づきあらかじめ本人の同意を得た第三者提供のうち、確認・記録義務の趣旨に鑑みて実質的に同義務を課する必要性に乏しいものについて、同義務の対象にならない旨を示しているものです。 なお、「すると」より前の御質問については、御理解のとおりです。
516	3-4-1	第三者提供の制限の原則	・経産省ガイドライン２－２－４（４）に相当する内容が通則編からは抜け落ちているが，「個人データの第三者への提供（法第２３条第１項第１号から第４号までに該当する場合を除く。）のうち，雇用管理に関するものについては，次に掲げる事項に留意することが望ましい。その際，事業の性質及び雇用管理に関する個人データの取扱状況等に応じ，必要かつ適切な措置を講じるものとする。ここでいう雇用管理に関する個人データの第三者への提供とは，従業員の子会社への出向に際して，出向先に当該従業員の人事考課情報等の雇用管理に関する個人データを提供する場合や，労働者を派遣する際に技術者の能力に関する情報等の雇用管理に関する個人データを提供する場合を指すものである。 したがって，企業から，その従業員の氏名，役職等の個人データの提供を受け，当該情報をデータベース化し，公開，販売することを目的とする者への提供のような場合はこの限りではない。 ・提供先において，その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし，又は盗用してはならないこととされていること。 ・当該個人データの再提供を行うに当たっては，あらかじめ文書をもって事業者の了承を得ること。 ・提供先における保管期間等を明確化すること。 ・利用目的達成後の個人データを返却し，又は破棄し若しくは削除し，これと併せてその処理が適切かつ確実になされていることを事業者において確認すること。 ・提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。」という解釈については，個人情報保護委員会においても経産省ガイドラインと同様の解釈を取っているのか確認されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘のような配慮を行うことも、望ましい取組の１つと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
517	3-4-1	第三者提供の制限の原則	（該当箇所） 通則編の 44 ページ　下から 5 行目 （御意見） 個人情報保護法第 23 条第 1 項第三号の事例として医学系研究への提供についてガイドラインへの追記を求める。 あるいは対象として医学分野は外し、医学分野の個別法を制定することを望む。 （理由） 個人情報保護法における公衆衛生の向上の例外規定に医学系研究に対する提供が含まれるという明示は無く、個人情報保護法のガイドライン案法第 16 条第 3 項（利用目的による制限の例外）第三号の例示として「事例 1）健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断の結果等に係る情報を、健康増進施策の立案、保健事業の効果の向上、疫学調査等に利用する場合」があり，事業者が保有する個人情報の利用として疫学調査が示されているのみであるから。または医学分野は個別法として詳細に対応した方が医学分野において混乱は少ないと思われる。 【一般社団法人日本薬剤疫学会　レセプト情報等の利活用に向けた特別委員会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。 なお、改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第 1 項第 3 号により、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体（学会も含みます。）又はそれらに属する者による個人情報等の取扱いの目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるときは、当該者に同法第 4 章の規定は適用されないため、例えば、学会に所属する医師が学術研究に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、当該取扱には同法第 4 章の規定は適用されません。 また、医療関連分野については、本ガイドライン案を基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向で検討しております。
518	3-4-1	第三者提供の制限の原則	（該当箇所）　通則編　3-4-1　第三者提供の制限の原則　P44-45 （ご意見）　学術研究を目的としない民間事業者が第三者として提供を受けているあるいはこれから提供を受ける既に連結不可能匿名化されたゲノムデータが個人データに該当する場合、当該個人情報取扱事業者は本人に連絡又は通知する術を有しないため、同意を得ることはできない、このような場合に継続して当該ゲノムデータを取り扱うために講じるべき対応、並びに適法な扱いとなる規律（法第 17 条第 2 項第 3 号等）を明らかにされたい。（理由）　現在、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」に規定されている連結不可能匿名化されたゲノムデータは、倫理指針第 16 の 16 の（2）において個人情報に該当しないとされていたことから，非個人情報として扱われデータベース化され、第三者に提供され、学術研究を目的としない民間事業者において、種々の研究に供されており、法の施行後もこれらは継続した利用が必要であるが、本人同意がないことにより使用に制限がかかると、研究活動に支障をきたすため。なお、当該ゲノムデータの多くはその元となる生体試料の提供並びにゲノム研究に用いることについては本人同意が受けられているが、古い物については疾病の解明など医学研究に用いるとして受けている場合も含まれると思われる。【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	どのような場合が、改正後の法第 23 条第 1 項第 3 号の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなりますが、「本人に連絡又は通知する術を有しない」場合は、一般的には、同法第 23 条第 1 項第 3 号の「本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し得ると考えます。
519	3-4-1	第三者提供の制限の原則	（対象資料） 通則編　3-4-1　第三者提供の制限の原則（法 23 条 1 項関係） （意見） 個人情報取扱事業者が、裁判所による調査嘱託（民事訴訟法 186 条）、送付嘱託（同 226 条）、文書提出命令（同 223 条）及び証拠保全（同 234 条）に応じて個人データを裁判所に対し提供する場合は、法 23 条 1 項 1 号の「法令に基づく場合」に該当し、あらかじめ本人の同意を得る必要はないという理解でよいか。	裁判所による調査嘱託等は、一般的に「法令に基づく場合」に該当し得ると考えます。一方、証拠提出の申出に伴う個人データの第三者提供については、改正後の法第 23 条第 1 項第 2 号に該当し得る場合もあり得ると考えますが、個別の事例ごとに判断することとなると考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			また、個人情報取扱事業者と当該個人以外の者が当事者となっている民事訴訟において、個人情報取扱事業者が当該個人に係る個人情報又は個人データを含む証拠提出の申出をする場合、裁判所と相手方当事者に当該証拠の写しを送付することになるため、第三者への提供に当たるように思われる。この場合、個人情報取扱事業者による証拠申請は民事訴訟法 180 条に基づくものであり、法 23 条１項１号の「法令に基づく場合」又は同項２号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」に該当し、あらかじめ当該個人本人の同意を得る必要はないという理解でよいか。 【日本証券業協会】	
520	3-4-1	第三者提供の制限の原則	（該当箇所） 3-4-1 第三者提供の制限の原則（法第 23 条第１項関係） （意見） 「(3) 公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第 23 条第 1 項第 3 号関係）」について具体的な事例を記載をお願いします. 例えば, ・法第 76 条第１項第３号に該当する学術研究のうち，医学系研究並びに疫学系研究等，公衆衛生の向上を目的とした悉皆性（クラスタサンプリングを含む）の高い又は偏りのない研究（学会等が行う患者登録を含む）に対して学術研究機関に該当しない民間医療機関等から診療の結果等を提供する場合. ・特定の種類の医薬品や化粧品の使用者の情報（他の医薬品や化粧品の使用状況等を含む）を安全性を評価する目的（調査の結果，安全性確保措置が必要な場合は監督行政機関に結果を報告し，対応を行う）で有害事象の有無を問わず製造販売業者に医療機関，薬局，薬店等から提供する場合. （理由） 公衆衛生の向上には広くデータを収集する必要がある場合が多く，本人からのデータ取得に限定せず，第三者提供による収集が必要となる場合は少なくありません. P30 の事例１のような保険組合事業者が自らの事業の範囲において行う場合よりも事業者を跨いだデータ解析は公衆衛生の向上の目的に重要であると考えます. また，学術研究を目的とする機関等が自機関の保有個人情報を学術研究の目的で利用することは法第 76 条第１項第３号により法第４章の適用除外ですが，その目的において他の学術研究を目的としない事業者，機関から個人情報の提供を受ける場合，提供元機関は法の適用除外とされておらず，前述と同様，公益性の高い研究又は調査，特に悉皆性を要するあるいは健康被害（本人とは限らない）を防止する目的においては法第 23 条第１項第三号により行えることを明確にする必要があると考えます. 【日本製薬工業協会】	どのような場合が、改正後の法第 23 条第１項第３号の「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなります。 なお、改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第１項第３号により、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体（学会も含みます。）又はそれらに属する者による個人情報等の取扱いの目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるときは、当該者に同法第４章の規定は適用されないため、例えば、学会に所属する医師が学術研究に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、当該取扱には同法第４章の規定は適用されません。 また、医療関連分野については、本ガイドライン案を基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向で検討しております。
521	3-4-1	第三者	（該当箇所）	個別の事例ごとに判断することとなりますが、御

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		提供の制限の原則	3-4-1 第三者提供の制限の原則（法第 23 条第 1 項関係） （意見） 法第 23 条第 1 項第四号について，国の機関等から他の事業者の保有個人情報を用いて調査等を行い，その結果を報告することを求められた場合を例示として記載いただきたい．具体的には 「製品に関わる消費者被害の実態の調査等を監督機関から支持された製造販売業者が行う調査に対して，小売機関，消費者団体，医療機関，保険者等から保有個人情報の又はその集計結果を提供する場合」 （理由） 監督行政機関から製造販売業者に製品の使用状況等の調査を求められた場合，自社で根拠となる個人情報を保有しているとは限らず，小売業者（製薬業界においては医療機関），データベンダー等，第三者から提供を受ける必要があることは少なくありません．しかし，法の記述はこのような 2 段階の提供を含んでいるのか明確ではないと考えます． 【日本製薬工業協会】	指摘の事例は、一般的には、改正後の法第 23 条第 1 項第 4 号に該当し得ると考えます。
522	3-4-1	第三者提供の制限の原則	（該当箇所）3-4-2-1 第三者提供の制限の原則（法第 23 条第 1 項関係）（※3）（意見）「個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し」の「加工したもの」に匿名加工情報は含まれますでしょうか．また，不正な利益と正当な利益の違いはどのようなものでしょうか．客観的な基準を示していただきたい． （理由）取得時において，第三者提供は目的の一部として説明することとされているが，提供先並びに提供されるデータ，項目の詳細について説明，同意を得ることまでは求められていません．従って，取得時において第三者に提供することを目的の一部に含めた場合，「不正な利益」となる場合はないのではないでしょうか．また，匿名加工情報は同意取得又はオプトアウトの対象とされておらず，単に「加工したものを含む」は表現が誤解を与えると考えます．【日本製薬工業協会】	改正後の法第 83 条における「個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」には、匿名加工情報は含まれません。なお、どのような場合が「不正な利益を図る目的での提供」に該当するのかは、個別の事例ごとに判断することとなりますが、典型的には、会社の顧客名簿を管理する立場にあった従業員が、金銭の取得を目的として、当該名簿のデータを不正に持ち出し、他の企業に売却したときなどが、これに該当し得ると考えます。
523	3-4-1	第三者提供の制限の原則	（該当箇所 4） 通則編　45 ページ　18 行目（第三者提供の制限の原則） （意見） 組織的な大量集団窃盗が生じている場合や窃盗の常習性の疑われる者の来店が頻発しているような場合等に、事業者間において万引犯および万引を犯した疑いのある者、その他店舗の安全確保のために注意を要する者等の個人情報を共有する場合、「第三者提供の制限」の例外として「あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる」と考えて良いか？ （理由） 店舗は自身の財産を保全する必要があり、上記のような万引被害等も法第 23 条第 1 項第 2 号に「第三者提供の制限」の適用除外として掲げる「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当すると考える。	「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（改正後の法第 23 条第 1 項第 2 号）とは、本ガイドライン（通則編）3-1-5 にも記載のとおり、例えば、「事業者間において、暴力団等の反社会的勢力情報、振り込め詐欺に利用された口座に関する情報、意図的に業務妨害を行う者の情報について共有する場合」などが該当します。 御指摘のような事例が、改正後の法第 23 条第 1 項第 2 号に該当するかどうかは個別の事例ごとに判断されることとなりますが、該当し得る場合もあるも

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構】	のと考えます。
524	3-4-1	第三者提供の制限の原則	（３） （該当箇所） 通則編　25 ページ （意見） 個人データを第三者に提供する際の同意について、どのような同意を得ればよいのか（個人データを第三者に提供するため本人の同意を得る際に、利用目的として第三者提供する旨を明示し同意を得るのみで良いのか、提供される個人データの内容、提供方法などを認識させたうえで同意を得るようにするべきか）を明確にして欲しい。 （理由） 第三者提供に関しては、同意について何ら記載が無く、利用目的として第三者提供する旨以外の事項についても明確にして同意を得る必要があるのであれば、そのことを明確にして欲しい。 【匿名】	事業の規模及び性質、個人データの取扱状況等に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示す必要があります。事例ごとの判断になりますが、例えば、個人データを提供される第三者、第三者に提供される個人データの内容等を明示することもこれに該当し得ると考えます。
525	3-4-1	第三者提供の制限の原則	（該当箇所） 通則編 3-4-1 第三者提供の制限の原則 （意見） 企業が、第三者である事業者が提供する災害時安否確認システム（災害時に従業員が架電、電子メール、ウェブサイトへのアクセス等により自身や家族の安否状況を報告・登録するシステム）を利用する目的で、その従業員の氏名や連絡先等の個人データを事前登録のために当該第三者に提供する場合（事例①）は、企業が従業員の個人データを第三者に提供する場合に該当するものと思われる。 これに対し、企業が従業員に対し従業員自身による当該安否確認システムへの事前登録を指示し、従業員が自ら当該安否確認システムにアクセスして自身や家族の個人情報を登録した場合〔事例②)、これは事例①と同様に企業による個人データの第三者提供と解されるのか、又は、当該安否確認システムを提供する事業者が、個人情報を収集していることになるのか。 あるいは、上記事例①及び事例②のいずれも、第三者援供ではなく、企業が業務委託先である事業者に個人データを提供する場合と解されるのか。 【従業員に対する、個人情報の利用目的の特定、通知等の義務が課される対象はどこか。】 【個人】	具体的な契約内容等の実態を踏まえた上で、個別の事例ごとに判断することとなると考えます。
526	3-4-2	オプトアウトによる第三者提供	◆意見５ 【該当箇所】（通則編）P46「3-4-2　オプトアウトによる第三者提供」等 【意　　見】オプトアウトにより第三者提供を認められた事業者に付与するマーク等を検討すること 【理　　由】オプトアウトにより第三者提供を認められた事業者について、その確認を容易にするため、例えばプライバシーマークのような印を作成し、付与してはどうか。 【日本税理士会連合会】	個人情報取扱事業者は、オプトアウトにより個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ必要な事項を個人情報保護委員会に届け出なければならず（法第 23 条第 2 項)、その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとされており（施行規則第 10 条)、また、個人

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				情報保護委員会は当該届出に係る事項を公表しなければならないこととされています（改正後の法第23条第４項）。これらによって、オプトアウトにより個人データを第三者に提供している個人情報取扱事業者を確認できるものと考えます。
527	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	法第23条には、「個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって・・・」とあります。 この場合、「個人データのうち要配慮個人情報となるものを除く」と解釈するのが正しいと考えますが、ガイドライン案P47の下から２行目では「なお、要配慮個人情報は、オプトアウトにより第三者に提供することはできず・・・」と記されています。 この場合「なお、個人データのうち要配慮個人情報は・・・」とならない根拠を示していただけることを願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
528	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	【政令・委員会規則のパブコメ回答】において、「I オプトアウトに必要な期間については「法第23条第２項に基づき、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においた時点から起算する」として、さらにガイドラインで明確にすること」を繰り返し説明されておりました。多くの疑問が生じているところでもありますので、本ガイドラインにおいて明確に示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」に関する御意見と考えられますが、個別の事例ごとに判断することとなります。
529	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	本ガイドライン案において【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】が明確に示されたことは良かったと思います。【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	賛同の御意見として承ります。
530	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	・通則編３－４－２－１「個人情報取扱事業者は，法第 23 条第 2 項に基づき，必要な事項を個人情報保護委員会に届け出たときは，その内容を自らもインターネットの利用その他の適切な方法により公表」するとあるが，そもそも，法２３条２項により当該事項は個人情報保護委員会への届出の前提として「本人に通知し又は本人に容易に知り得る状態に置く」必要があるのだから，それにもかかわらず，更に「公表」まで必要があるというのはどういうことか，回答されたい。すなわち，オプトアウトをしたい個人情報取扱事業者は①本人に通知し又は本人に容易に知り得る状態に置く，②個人情報保護委員会への届出，③届け出た内容のインターネットの利用その他の適切な方法により公表の３つの措置すべてを行わなければならず，①で「本人に容易に知り得る状態に置く」方法として公表した場合であっても，③の公表を省略できないということか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個人情報取扱事業者が、改正後の法第23条第２項に係る事項をインターネットで「容易に知り得る状態」に置いている場合には、実質的に施行規則第10条を履行しているものと考えられます。
531	3-4-	オプト	（該当箇所）	個人情報取扱事業者は、改正後の法の全面施行後

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
	2-1	アウトに関する原則	3-4-2-1 オプトアウトに関する原則 （意見） 個人情報保護委員会には第三者への提供が開始される際に初めて届け出ればよいという解釈でよろしいか？ （理由） 現行の個情法において免除されている小規模事業者は個人情報取扱事業者ではないと理解しています．事業者が属する団体が認定個人情報保護団体である場合，自動的に当該団体が指導する個人情報取扱事業者となると考えますが，認定個人情報保護団体がない場合，個人情報保護委員会に登録などが行われるか不案内のため質問します． 【日本製薬工業協会】	に、同法第 23 条第 2 項に基づきオプトアウトにより個人データを第三者に提供する場合は、認定個人情報保護団体の対象事業者であるか否かに関わらず、同項各号に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、当委員会に届け出なければなりません。
532	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	（該当箇所） 3-4-2-1 第三者提供の制限の原則（法第 23 条第 1 項関係）(2) （意見） 「(2) 第三者に提供される個人データの項目」において要配慮個人情報に該当する項目が含まれないことを明確にすべきではないでしょうか． （理由） 要配慮個人情報は多岐に渡り，一般人にとって必ずしも自明であるとは言えません．従って，「取得した情報のうち，要配慮個人情報に該当し得る〇〇は含まない」といった説明が必要と考えます． 【日本製薬工業協会】	改正後の法第 23 条第 2 項において、要配慮個人情報については、オプトアウトにより第三者に提供することが禁止されていることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
533	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	（該当箇所） 3-4-2-1 第三者提供の制限の原則（法第 23 条第 1 項関係） （意見） （２）並びに（３）を義務付けるのであれば，法第 15 条の解説において，取得時に行う利用目的の説明事項とし同様の説明が必要であるか否かを明示すべきであると考えます． （理由） （２）並びに（３）は取得時に行う利用目的の説明に含まれていないのではないか．全般的に取得時の説明事項の要件の定義が不足しているのではないでしょうか． なを，経済産業省作成の「経済産業分野を対象とするガイドライン」では目的として第三者提供する場合の説明として「事例２）「ご記入いただいた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」」としており，提供先における目的の説明を含む例示はなされておりません． 【日本製薬工業協会】	御指摘の事項は、改正後の法第 23 条第 2 項に基づきオプトアウトにより個人データを第三者提供する場合に、あらかじめ本人への通知等が必要な事項であり、当該個人データを取得する際に必ずしも説明が求められる事項ではありません。
534	3-4-2-1	オプトアウトに関す	（提出意見） 通則編　P.47 の※3 について 「個人情報保護委員会に届け出た場合には」とあるが、こちらの届け出は　主務大臣となることはな	御理解のとおりであり、改正後の法第 23 条第 2 項に基づく届出は当委員会に対して行う必要があります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		る原則	く個人情報保護委員会限定という認識で良いか。 （理由） 個人情報保護委員会【等】ではなく個人情報保護委員会　と記載されているので、一例として挙げられているのか限定されているかを確認いただきたい。 【東京電力ホールディングス株式会社　ビジネスソリューション・カンパニー】	
535	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	（該当箇所） 49 ページ　オプトアウトに関する原則について （意見・理由） オプトアウトの方法によるために通知、容易に知り得る状態に置くべき期間について、「具体的な期間については、業種、ビジネスの態様、通知又は容易に知り得る状態の対応、本人と個人情報取扱事業者との近接性」等を判断して「個別具体的に判断する」とありますが、少なくともガイドライン上事例に挙げられたケースにおいて、どの程度が適切な期間であるかをご教示ください。 【在日米国商工会議所】	「本人が当該提供の停止を求めるのに必要な期間」に関する御意見と考えられますが、個別の事例ごとに判断することとなります。
536	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	意見 21 【通則編 3-4-2-1 p.48 (2)】オプトアウトによる第三者提供に際して示すことが求められる「個人データの項目」に名簿等の表題を含めるべき オプトアウトによる第三者提供に際して、本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くことを要するものとされる事項の一つである「第三者に提供される個人データの項目」の例示として、ガイドラインは、「事例 1) 氏名、住所、電話番号、年齢」と「事例 2) 氏名、商品購入履歴」を挙げているが、名簿屋問題として典型的に問題視されてきた事案として、「夢みる老人リスト」であるとか「アダルトグッズ購入者リスト」といった表題を付けた氏名・住所のリストの売買があり、この場合には、その表題自体が、そういう属性の人物であるという意味を持つのであり、その表題自体も「第三者に提供される個人データの項目」の一つとして捉えるべきである。 この記載をしなくてよいとの誤解を生じさせないために、ガイドラインにもそのような事例を記載するべきである。 【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	本ガイドラインにおいて記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。 なお、御指摘の「名簿等の表題」については、個別の事例ごとに判断することとなりますが、第三者提供される個人データの内容等によっては、当該表題の内容も「第三者に提供される個人データの項目」となり得る場合もあると考えられます。
537	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	（通則編案３－４－２－１）規則第７条第１項第２号について【本人が容易に知りうる状態に該当する事例】として、事例１で、掲載場所や内容のわかりやすさについて指摘があることは、オプトアウトの実行性を高める有用な記載だと考える。【個人】	賛同の御意見として承ります。
538	3-4-2-1	オプトアウトに関する原則	（該当箇所） 通則編3-4-2-1 オプトアウトに関する原則 （意見） 「『本人が容易に知り得る状態』とは、…（中略）…本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法によらなければならない」とあるが、利用目的の公表と同様の方法によれば、「本人が容易に知り得	「本人が容易に知り得る状態」とは、本人が知ろうとすれば、時間的にもその手段においても、簡単に知ることができる状態をいうため、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じて、本人が確実に認識できる適切かつ合理的な方法による必要がありま

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			る状態」と解されるか。それとも、公表とは別の態様により行わなければならないのか。（【本人が容易に知り得る状態に該当する事例】として紹介の事例は、いずれも公表により容易に知り得る状態にあると解してよいか。） 【個人】	す。 なお、「公表」の方法として、実質的に「本人が容易に知り得る状態」に置く手法を採用した場合は、「本人が知り得る状態」に置くに当たり、改めてこれと別の態様により行う必要まではありません。
539	3-4-3	第三者に該当しない場合	・通則編３－４－３につき，委託，事業の承継，及び共同利用に伴う個人データの第三者への提供につき，当該個人データの利用目的として委託，事業の承継，又は共同利用等を定めていなくとも法２３条５項各号に基づき適法に委託，事業の承継，及び共同利用に伴う個人データの第三者提供を行うことができることを確認されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。 なお、共同利用に伴い個人データを第三者に提供する際には、あらかじめ共同利用をする旨、利用する者の利用目的その他必要な事項を本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置かなければなりません（改正後の法第 23 条第５項第３号）。
540	3-4-3	第三者に該当しない場合（委託）	本ガイドライン案において P52 で「(1)委託」の例が示されていますが、「事例 1)データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを提供する場合」とあります。一方で P19 では「【個人データに該当しない事例】　事例）　個人情報データベース等を構成する前の入力用の帳票等に記載されている個人情報」との記載がありますので、分かりやすい文章に修正いただけることを願います。 ★修正案★ 事例 1)データの打ち込み等、情報処理を委託するために個人データを取扱わせる場合 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
541	3-4-3	第三者に該当しない場合（委託）	（該当箇所） 通則編　3-4-3　第三者に該当しない場合 （意見） 次の措置を講じた場合、いわゆるクラウドサービスを利用して個人データをクラウド環境へアップロードする行為は、「個人データの取り扱いの全部または一部の委託」に該当しないと理してよいか。 ＜措置の内容＞ （１）同サービス利用に係る契約条項に係る措置 ① クラウド環境上に保存された個人データの利用を明示的に禁止する旨の規定を盛り込むこと ② クラウド環境上に保存された個人データの利用を容認する規定が盛り込まれていないことを確認すること （２）個人データについて、利用者が可能な方法で、適切にアクセス制御すること （理由） 政省令のパブリックコメント結果 553、591、1003 の内容を踏まえたえうえで、法第 23 条第 5 項に基づく「委託」該当条件の明確化のため。 【日本貸金業協会】	クラウドサービスの内容は契約により異なり得るため一律に規定することができないところ、御意見を踏まえ、Q&A 等において考え方を示すことを検討してまいります。
542	3-4-3	第三者	本ガイドライン案において「(2)事業の承継」の例が示されていますが、デューデリジェンスの段階で	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考え

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		に該当しない場合（事業承継）	保有している顧客情報の開示を求められる場合について、本人同意なく第三者提供が可能となるのか否かを明確に示していただけることを願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	ます。
543	3-4-3	第三者に該当しない場合（事業承継）	・通則編３－４－３（２）につき「事業の承継のための契約を締結するより前の交渉段階で，相手会社から自社の調査を受け，自社の個人データを相手会社へ提供する場合も，本号に該当し」とあるが，確定的に事業が承継される場合ならともかく，いまだに事業の承継がなされていない準備段階に過ぎないのに，なぜ「事業の承継に伴って個人データが提供される場合」と言えるのか，その理由を回答されたい。また，事業承継のための交渉段階で個人データの提供が行われたが，その後，当該交渉が破談になった場合，提供された個人データどのように扱われることを想定しているのか明らかにされたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
544	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	●該当箇所 通則編の 55 ページ・9 行目 ●意見内容 【共同利用に該当する事例】の、事例１）のカッコ書きで「変更された利用目的を含む（以下同じ）」と記載されているが、カッコ書きは事例ではなく、通則編 52 ページの(3)の本文第 2 段落目（「また、既に特定の事業者が～」）に記載をしていただきたい。 ●理由 事例 1～3 に限らず、すべての共同利用において法 15 条 2 項の範囲で利用目的の変更が可能であることを明確化するため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
545	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	●該当箇所 通則編の 53 ページ・26 行目 ●意見内容 経済分野ＧＬに記載のある事例のうち、通則編には引き継がれていない事例があるが、経済分野ＧＬに記載のある事例のとおり実務運用することについて問題はないか確認したい。 （参考） 経済分野ＧＬ2-2-4.(3)(ⅲ)共同利用 【共同利用を行うことがある事例】 事例 4）企業ポイント等を通じた連携サービスを提供する提携企業の間で取得時の利用目的の範囲内で個人データを共同利用する場合 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。	共同利用の趣旨は、本人から見て、当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある範囲で、当該個人データを共同して利用することです。 したがって、共同利用者の範囲については、本人がどの事業者まで将来利用されるのか判断できる程度に明確にする必要があり、当該範囲が明確である限りにおいては、必ずしも事業者の名称等を個別に全て列挙する必要はありませんが、本人がどの事業者まで利用されるのか判断できるようにしなければなりません。 御指摘の事例については、このような法令で求め

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【一般社団法人日本クレジット協会】	られる条件を全て満たしている場合には、共同利用に該当し得ると考えられます。
546	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	本ガイドライン案 P53 において「④利用する者の利用目的」は「利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい」と明確に示されたことは良かったと思います。【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	賛同の御意見として承ります。
547	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	・通則編３－４－３（３）につき，共同利用（法２３条５項３号）の相手方の範囲については「本人から見て当該個人データを提供する事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性がある」相手方でなければならず，その範囲を超える相手方であれば，その者と共同利用する旨を本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置いていても適法な共同利用とならないということか，確認されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個別の事例ごとに判断することとなります。
548	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	・通則編３－４－３（３）では，経産省ガイドライン２－２－４（３）(ⅲ)①～④とは異なり，「共同利用する旨」が追加されているが，これは経産省ガイドラインと実質的に解釈を異にする趣旨か，それとも，経産省ガイドライン自体も，「共同利用する旨」の記載を求める趣旨であり，解釈に変更はないということか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個人データについて、いわゆる「共同利用」を行う場合には、改正後の法第 23 条第 5 項第 3 号に定めのある通り、共同利用を行う旨、並びに、共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ本人に通知し又は本人が容易に知り得る状態に置くことが必要であり、この旨は、現行法においても変わりません。
549	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	・通則編３－４－３＊５の「共同利用か委託かは，個人データの取扱いの形態によって判断されるものであって，共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合であっても，委託先との関係は，共同利用となるわけではなく，委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない。」という記載の趣旨は，当該個人データの取扱いの形態が「共同利用」とされる限りにおいて，データ提供元は提供先に対する監督義務を負わないということか確認されたい。なお，共同利用の場合に，データ提供先において漏洩等が起こってもデータ提供元は責任を負わないということかもあわせて回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	適法に個人データの共同利用が行われているという前提であれば、共同利用する者同士において、改正後の法第 22 条に定める委託先の監督に係る義務は生じません。 なお、共同利用の手続において、共同利用に係る個人データの管理について責任を有するとされた者は、開示等の請求及び苦情を受け付け、その処理に尽力することが必要と考えます。
550	3-4-3	第三者に該当しない場合（共	・通則編３－４－３「共同利用に係る事項の変更（法第 23 条第 6 項関係）」につき，「共同して利用する者」の範囲を例えば「当社のグループ会社」と定めた事例で，共同利用開始の際に，グループ会社としてＡＢＣがあったところ，その後グループ会社がＡＢＣＤへと増加した場合に，Ｄとも共同利用を開始することは適法であって，「共同利用に係る事項の変更（法第 23 条第 6 項関係）」の問	個別の事例に即して判断されることとなります。一般的に「グループ会社」の範囲について、本人がどの事業者まで利用されるか判断できるようにされているのであれば、その範囲内における共同利用と

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		同利用）	題ではないことを確認されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	し得るものと考えます。
551	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	（該当箇所） 通則編の５２ページ３－４－３（３） （御意見） 共同利用について法の予定する正当な運用がなされるよう，具体的ガイドとなるよう，記載を充実させるべきである。 （理由） 共同利用は本人関与がない分，法律の定める要件を厳格に解釈し，恣意的な運用がなされるおそれをできる限り排除する必要がある。パーソナルデータ検討会第４回でも指摘があった点である。共同利用の脱法的利用を防止する観点から，共同利用が認められるべき要件，共同利用が認められる事例について，もっと踏み込んで記載すべきである。共同利用の条項は改正されたにもかかわらず，その点に関する解説もない。 【弁護士 21 名共同提出】	本ガイドライン（通則編）は全ての分野・規模の事業者を対象とすることから、記載する事例については、原則として全ての分野・規模の事業者に該当し得る汎用的な内容としています。 なお、いただいた御意見も踏まえ、Q&A 等において共同利用の考え方等について追加的に示すことを検討してまいります。
552	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「『個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン』等に関するＱ＆Ａ」の「項番 113」において、「共同利用開始後、途中から新たな事業者が共同利用に参入することはできますか」との質問に対し、「共同利用開始後に新たな事業者が共同利用に参入しようとする場合には、原則として、共同して利用する者の範囲を変更することができず、改めて共同利用手続を採る必要があります。ただし、本人がどの事業者まで利用されるか判断できる程度に共同利用者の範囲が明確にされている場合には、個別列挙が必要でない場合もあると考えられますので、その場合には、引き続き共同利用を行うことができるものと考えます」と回答がなされているところ、改正法施行後も同解釈に変更はないとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	基本的に御理解のとおりですが、共同利用開始後に「共同して利用する者の範囲」を変更することは原則としてできず、改めて共同利用の手続をとる必要があります。なお、新たな事業者が「共同して利用する者の範囲」に含まれるか否かについては個別に判断することになります。
553	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	（該当箇所） 通則編　3-4-3　第三者に該当しない場合 （意見） 【共同利用に該当する事例】の、事例１）のカッコ書きで「変更された利用目的を含む（以下同じ）」と記載されているが、括弧書きは事例ではなく、P52 の(3)の本文第２段落（「また、既に特定の事業者が～」）に記載していただきたい。 （理由） 事例１～３に限らず、すべての共同利用において法 15 条 2 項の範囲で利用目的の変更が可能であることを明確化するため。 【日本貸金業協会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
554	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	共同利用に関して、P54（※2）で事業者間で取り決めておくことが望ましい事項として（ア）～（カ）の例示がありますが、重要な点としてP52の本文に入れ込むべき内容と考えます。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
555	3-4-3	第三者に該当しない場合（共同利用）	「通則編3-4-3 第三者に該当しない場合（54ページ　4行以降）」について、事業者が共同利用を実施する場合にあらかじめ取り決めておくことが望ましい事項が、（※2）に記載されているが、１～５と同等の重要性を有することから、注釈ではなく本文に記載するよう修正すべき。 【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
556	3-5-1	保有個人データに関する事項の公表等	ガイドライン案P53の「④利用する者の利用目的」に記載されている下記の文章については「共同利用」において特異なものではなく、そもそもの事業者における個人情報の利用目的に起点があるべきものと考えます。そのため、P61「3-5-1(1)　保有個人データに関する事項の本人への周知」に関する本文にも記載していただけることを願います。 ★「②全ての保有個人データお利用目的」の注意書きとしての追加★ →なお、利用目的が個人データの項目によって異なる場合には、当該個人データの項目ごとに利用目的を区別して記載することが望ましい。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	改正後の法第23条第５項第３号では、「共同して利用される個人データの項目」等をあらかじめ本人に通知等する旨が規定されています。 一方、改正後の法第27条第１項では、「全ての保有個人データの利用目的」等を本人の知り得る状態に置く旨が規定されています。 よって、両規定の対象が同一でないことから、御指摘の注意書きを追加する必要はないと考えます。
557	3-5-1	保有個人データに関する事項の公表等	・通則編では，「ホームページへの掲載」（通則編３－５－１（１）＊１等参照）と「（ホームページの）本人が分かりやすい場所」への掲載（３－４－２－１＊２事例１，３－４－２－２＊２等参照）の両概念を区別して利用しているという理解でよいか，回答されたい。また，通則編３－５－１（１）＊１においては「ホームページ」に掲載すれば法２７条１項柱書の趣旨が達成されるのであり「（ホームページの）本人が分かりやすい場所」に掲載することまでは求められていないという理解でよいか確認されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本ガイドライン（通則編）案に記載のとおり、「本人が容易に知り得る状態」に置くことと、「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」に置くこととでは、その意味が異なりますが、この旨は、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
558	3-5-1	保有個人データに関する事項の公表等	・通則編３－５－１（２）において，法２８条以下と異なり，法２７条２項が「求め」としているということは，法２７条２項の利用目的の通知につき本人に請求権はない（裁判上利用目的の通知を請求できない）という理解でよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	今回の法改正では、現行法第25条第１項、第26条第１項及び第27条第１項・第２項に規定する開示、訂正及び利用停止等の求めが請求権であることを明確にしたものです。
559	3-5-1	保有個人データに関する事	（対象資料） 通則編　3-5-1　保有個人データに関する事項の公表等（法第27条関係） （意見） 「『本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）』とは、（中略）本人	改正後の法第27条の趣旨は、常時、容易かつ迅速に本人に対して必要な事項が知らされればよいのであり、その方法は問わないこととされているところ、すべての媒体を同時に変更することまで求めるもの

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		項の公表等	が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない」と記載されている。 　これらの情報は当該事業者のホームページ等への掲載や店舗での掲示を行うことが一般的である。問い合わせ電話番号や手続きの変更などがあった場合には、それらの情報は遅滞なく変更するものであるが、すべての媒体を同時に変更することは難しい。ガイドラインでは「常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない」とされているが、対応が困難と考える。「努めることが必要である。」または「変更した場合は、速やかに表示すること。」等と変更するよう配慮をいただきたい。 【日本証券業協会】	ではありません。
560	3-5-2	保有個人データの開示	保有個人データの開示において、「特定の個人を識別することができるもの」を条件として「購買履歴」などを対象外としている事例が多くみられます。 「個人に関する情報」のうち「生存する個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」または「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」及び「個人識別符号が含まれるもの」と組み合わせた情報についても、その全体が保有個人データとしての該当性を有するか判断して対応するように示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	保有個人データとしての該当性を有するかどうかについては、改正後の法第２条第７項に規定されている保有個人データの定義に該当するかどうかにより判断することとなります。
561	3-5-2	保有個人データの開示	・通則編３－５－２「他の法令の規定により，法第 28 条第 2 項及び政令第 9 条に定める方法に相当する方法（書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは，当該方法））により当該本人が識別される保有個人データを開示することとされている場合には，法第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定は適用されず，当該他の法令の規定が適用されることとなる。」というのは，個人情報保護法上の開示規定は一般法であるから特別法である他の法令の規定があればそれが優先して適用されるという理解でよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法第 28 条第４項については、他の法令の中には、保有個人データの開示に関する規定が設けられている場合があり、本人の権利利益保護の観点からは、当該法令の規定による措置に加えて同条第２項本文の規定に基づき開示を行う必要性が乏しいことなどにより、同条第１項及び第２項の規定は適用しないこととされています。
562	3-5-2	保有個人データの開示	・通則編３－５－２には，経産省ガイドライン２－２－５－２「雇用管理情報の開示の求めに応じる手続については，個人情報取扱事業者は，あらかじめ，労働組合等と必要に応じ協議した上で，本人から開示を求められた保有個人データについて，その全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定め，労働者等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。」に該当する記載がないが，個人情報保護委員会も経産省ガイドラインと同様に考えているということでよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘のような配慮を行うことも、望ましい取組の１つと考えます。
563	3-5-3	保有個人デー	・通則編３－５－３においては，経産省ガイドライン２－２－５－３「訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合」に該当する記載がないが，「訂正等の対象が事実でなく評価に関する情	御理解のとおりです。 ただし、保有個人データの評価の内容に誤記があ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		タの訂正等	報である場合」には訂正に応じる必要がないということでよいか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	る場合や、評価の前提となる事実も記載されており、当該事実に誤りがある場合においては、訂正等の対象となります。
564	3-5-3	保有個人データの訂正等	（該当箇所） 法第 29 条 （意見） 利用目的からみて訂正等が必要ではない場合とは、どのようなケースか？ （理由） 具体例がないと分かりません。 【日本製薬工業協会】	例えば、過去の一定時点におけるデータを利用する目的があるため、最新のデータに訂正等する必要がない場合が挙げられます。
565	3-5-4	保有個人データの利用停止等	・通則編３－５－４の「第三者への提供の停止」の意義について，仮に請求に理由があるとしても，停止を決定した日以降の新たな第三者提供を停止すればよいのであり，既に提供済みの個人データの回収等までをする必要がないことを確認されたい。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	「第三者への提供の停止」とは、既に第三者に提供された個人データを回収することまでは含まれません。なお、改正後の法第 23 条第１項又は第 24 条の規定に違反して第三者に提供されたことにより、人格的又は財産的権利が侵害されたり、名誉棄損等があった場合の法的救済は別の問題であり、民法や刑法に基づき対応されることとなります。
566	3-5-4	保有個人データの利用停止等	・通則編３－５－４は全分野に適用されるところ，金融分野では，「金融分野における個人情報取扱事業者が，与信事業に際して，個人情報を取得する場合においては，利用目的について本人の同意を得ることとし，契約書等における利用目的は他の契約条項等と明確に分離して記載することとする。この場合，事業者は取引上の優越的な地位を不当に利用し，与信の条件として，与信事業において取得した個人情報を与信業務以外の金融商品のダイレクトメールの発送に利用することを利用目的として同意させる等の行為を行うべきではなく，本人は当該ダイレクトメールの発送に係る利用目的を拒否することができる。」（金融庁ガイドライン３条３項）として，本人が事後的にダイレクトメール等による利用の停止を求めることができるとされている。改正法施行後も同様に考えるべきか回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	金融分野については、個人情報の性質及び利用方法並びに現行の規律の特殊性等を踏まえて、本ガイドライン（通則編）案等を基礎として、さらに必要となる別途の規律を定める予定です。
567	3-5-4	保有個人データの利用停止等	（該当箇所） 法第 30 条 （意見） 多額の費用を要する場合とは、どのようなケースか？ （理由） 具体例がないと分かりません。 【日本製薬工業協会】	個別の事例ごとに判断することとなりますが、例えば、改正後の法第 16 条（利用目的による制限）に違反した個人データが一部含まれている印刷物等を大量に配布しており、その回収、刷り直し等に多額の費用等が必要な場合が挙げられます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
568	3-5-4	保有個人データの利用停止等	（対象条文） 法第 30 条５　当該保有個人データの利用の停止又は消去（※１）（以下「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、利用停止等を行わなければならない。　（※１）「消去」とは、保有個人データを保有個人データとして使えなくすることであり、当該データを削除することのほか、当該データから特定の個人を識別できないようにすること等を含む （意見） 定義の曖昧な部分を明確な例示として行ってほしい ①消去（物理的な消去が資源共有型については難しい。論理的な消去も含めた有効的な方法を例示して頂きたい） ②「原則として、遅滞なく」という文言は「利用者との合意に基づき可及的速やかに」としてはどうか。 （理由） 個人情報の消去については事業者の理由だけでなく利用者側の過去データの抽出、再利用を求められることが考えられる。障害時のフォレンジック対応や、事件等の際の証拠保全のために、データの猶予期間を設けた保管には一定の合理性がある。 【株式会社セールスフォースドットコム】	御意見の①については、御指摘の（※１）に記載されている「当該データを削除すること」又は「当該データから特定の個人を識別できないようにすること等」を達成する方法によることとなります。 御意見の②については、本人は、当該本人が識別される保有個人データが、改正後の法第 16 条又は第 17 条に違反していることを理由に利用停止等を請求していることから、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく利用停止等を行う必要があります。
569	3-5-6	開示等の請求等に応じる手続	（該当箇所）通則編の７２ページ３－５－６※５（御意見）経済産業省ガイドラインに記載されている ID/PWD，コールバックなどの事例が落ちているが，これらは適切ではないという判断から記載を落としたのか，説明願いたい。（理由）かつて記載のあったものについての記載がなくなると、事業者に対し誤解を与えかねないため。【弁護士 21 名共同提出】	御指摘の事例も開示等の請求等をする者が本人又はその代理人であることの確認方法の事例として該当し得ると考えます。その具体的な内容は、Q&A 等において明確にしてまいります。
570	3-5-8	裁判上の訴えの事前請求	・通則編３－５－８について，例えば本人の請求の一部についてこれに応じるが，それ以外は応じないという「一部応諾」の回答をした場合，これをもって「裁判外の請求を拒んだとき」として２週間を経過する前に（応じない部分について）当該請求に係る裁判上の訴えを提起することができると解されるか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
571	3-5-8	裁判上の訴えの事前請求	・通則編３－５－８＊５の事例は，要するに「２週間」の計算は初日不算入ということでよいか回答されたい。また，行政法である個人情報保護法において初日不算入が適用されるというのは，民法１４０条の準用によるのか，それ以外の理由があるのかもあわせて回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	一般的な期間計算の方法に則り、「2 週間」の計算は初日不算入となります。
572	4	漏えい等の事案が発	通則編 8-3 組織的安全管理措置（4）本文 2～3 行目「なお、漏えい等の事案が発生した場合、～事案に応じて～」 （意見）	漏えい等の事案が発生した場合に、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが適切か否かは、個別具体的な事案に応じて判断すべきであると

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		生した場合等の対応	1.「事案に応じて」では具体的でなく、分かりにくい。 2.経済産業省の「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」30 ページの（カ）事実関係、再発防止策等の公表にある「公表を省略しても構わないものと考えられる」の部分を残すべきだ。 （理由） 1.ガイドラインなのだから、事例を挙げるほうがわかりやすい。 2.経産省ガイドラインの記述には合理性があり、削除すべきではない。 【ゼネラルエンジニアリング株式会社】	考えます。 なお、漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
573	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	ガイドライン P79 においては「漏えい等（※）の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める。」と記されています。 一方で、ガイドライン案 P88 においては「（※）個人情報取扱事業者において、漏えい等の事案が発生した場合等の対応の詳細については、別に定める（4（漏えい等の事案が発生した場合等の対応）参照）。」と記されています。 「別に定める」としたものを示していただけるよう願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
574	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	・通則編４の「漏えい等の事案が発生した場合等の対応」について「別に定める」というのは，別個のガイドラインを策定するということか，これはいつどのような形で公表される予定か，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
575	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	５．民間事業者等に対する行政の窓口および報告等基準の一元化 通則編「4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応」では、「漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める。」とされている。これについて、当該事案の規模や社会的影響等に配慮した対応基準を策定することが重要である。また、複数の行政機関から重複した報告・説明の聴取が行われることがないよう民間事業者等に対する行政の窓口を一元化するとともに、各事業所管大臣の運用に差が生じないよう個人情報保護委員会が委任先の事業所管大臣を適切に監督することを求める。併せて、事業所管大臣が窓口となる場合で、個人情報保護委員会に当該事案に係る情報を集約しようとする場合には、当該事業所管大臣が個人情報保護委員会に必要な報告を行うこととすべきである。 【一般社団法人日本経済団体連合会】	御意見は、今後の執務の参考とさせて頂きます。 なお、漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
576	4	漏えい	＜意見４＞	御意見は、今後の執務の参考とさせて頂きます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		等の事案が発生した場合等の対応	■該当箇所 79 ページ・1 行目 ■意見 漏洩等の事案が発生した場合における個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定めることとされているが、権限一元化の趣旨を踏まえ、複数の行政機関からの重複した報告・説明の聴取等がなされないよう、漏洩等の事案が発生した場合における行政機関への報告窓口等を一元化していただきたい。 ■理由 複数の行政機関から重複した報告・説明の聴取等がなされると、事業者にとっては過重な負担となるため。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	なお、漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
577	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	（該当箇所） 通則編の７９ページ・４漏えい等の事案が発生した場合等の対応　第１パラグラフ （意見） 漏えい等の事案が発生した場合等の対応について、別に定めるとしていますが、本来はこのガイドラインに明記すべきものではないでしょうか。 また、別に定めるのであれば、どういった機関がいつまでに定め、公表されるのでしょうか。施行までに定め、公表していただきたく思います。 （理由） 事業者が漏えい等の事故発生時に迷うことなく迅速に対応できるようにすることが重要であり、本文中に明確に事例を示したほうが良いと考えます。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会】	漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
578	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	（該当箇所）通則編　4　漏えい等の事案が発生した場合等の対応（意見）「漏えい等とは」の定義に、紛失（紛失したことが確定せずとも行方不明の場合を含む）、盗難も含まれると理解してよいか。その理解であれば、ガイドライン案の「漏えい、滅失又は毀損」に追記していただきたい。（理由）漏えい等が発生した場合の対応は別途定めることとされているが、左記事態が対象であるかどうかにより実務上の影響が大きく異なるため、確認および要望するため。【日本貸金業協会】	御意見は、今後の執務の参考とさせていただきます。なお、漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
579	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	１.「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン案（通則編）」に対する意見つ いて （５）ガイドライン案４「漏えい等又はそのおそれが発覚した場合等の対応」 　ガイドライン案４では、個人情報取扱事業者がその取り扱う個人情報について漏えい等の事案 が発生した 場合に、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報保護委員会等への報告を含む対応の実施が求められていますが、 この部分についての法的根拠が不明確です 。 明確	御意見は、今後の執務の参考とさせて頂きます。 なお、漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			な法的根拠なく、事実上の義務を課すべきではないと考えます。 　従前の各分野のガイドラインでは、安全管理措置の規定に基づいて漏洩等の対応が定められていましたが、本ガイドライン案においても同じ位置づけであるならば、安全管理措置が個人データに対する規律である点に鑑み、「個人情報」の漏洩等についての対策では なく、「個人データ」の漏洩等の対策とすべきであると考えます。 　また、個人情報保護委員会への報告が求められる趣旨は、事業者に対し漏えい等の原因の把握し、事後の対応策を担保されることで、二次被害の防止、類似事案の発生防止に努める点にあります。そうであるならば、漏えい等のあった個人情報の性質、量、損害の可能性の有無等にかかわらず、一律に個人情報保護委員会等への報告をはじめとする対応を求めるのは、事業者に対する過剰な負担になり、上記趣旨にもそぐいません。 　なお、ＯＥＣＤ「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」（2014 年５月７日）においても、「個人データに影響を及ぼす重大なセキュリティ侵害があった場合、必要に応 じてプライバシー執行機関又は他の関連機関に通知すること。当該セキュリ ティ侵害がデータ主体に不利益を及ぼすと思料される場合は、データ管理者 は不利益を被るデータ主体に通知すべきである。」との限定がなされており、この点を考慮する必要があります。 　したがって、「詳細については別に定める」にあたっては、漏えい等のあった個人情報の性質、量、損害の可能性の有無等の事情を考慮し、重大な場合にのみに限定するべきであると考えます。 【アジアインターネット日本連盟】	
580	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	（提出意見） 通則編 P.79　【4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応】について 個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については「別に定める。」とあるが、定められている場所を明記していただきたい。 （理由） 「別に定められている場所」が不明のため。 【東京電力ホールディングス株式会社　ビジネスソリューション・カンパニー】	漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
581	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	（提出意見） 通則編 P.88 【8-3(4)　漏えい等の事案に対応する体制の整備】について （※）個人情報取扱事業者において　～中略～　詳細については別に定める。とあり、(4 漏えい等の事案が発生した場合等の対応）参照　と記載されているが、4 項でも別に定めるとされているので、詳細が定められている箇所を明記いただきたい。 （理由） 別に定められている場所が不明のため P.91 に手法の例示は示されているが、詳細が記載されている箇所は見当たらない。 【東京電力ホールディングス株式会社　ビジネスソリューション・カンパニー】	漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
582	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	（提出意見） 通則編　P.91　(4)漏えい等の事案に対応する体制の整備について 手法の例示として「個人情報保護委員会等への報告」が挙げられているが、事業者がどこに報告すべきか報告先の判断材料を明確にしていただきたい。 現在、エネ庁に報告を行っているが、報告先について（主務大臣のままになるのか、個人情報保護委員会になるのか）例示だけではなく本文に明記いただきたい。 また、「個人情報保護委員会等への報告」の連絡方法や報告すべき項目、報告する条件などを具体的に示していただきたい。 （理由） 個人情報保護委員会に報告すべきか監督官庁に報告すべきかを示した記載がみあたらないため。 【東京電力ホールディングス株式会社　ビジネスソリューション・カンパニー】	漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
583	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	（該当箇所） 79 ページ　漏えい等の事案が発生した場合等の対応について （意見・理由） 漏えい等が発覚した場合の対応について、「別に定める」とありますが、どこに定めるのか示してください。 【在日米国商工会議所】	漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
584	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	（該当箇所） 通則編　79 ページ・2 行目 漏えい等（※）の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める。 （意見） 「別に定める」とありますが、いつ頃、どのように定められるのか、具体的にお示し下さい。 【KDDI 株式会社】	漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
585	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	「通則編 8-3 組織的安全管理措置（88 ページ 13～14 行）」の（4）漏えい等の事案に対応する体制の整備について、「早急に公表することが重要である」と記載されているが、公表することで二次被害が誘発する恐れがあるため、「早急に公表することが重要である」という記載は不適切。「まずは委員会へ報告を行う」等の表記を追加すべき。【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	漏えい等の事案が発生した場合に、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが適切か否かは、御指摘のとおり、個別具体的な事案に応じて判断すべきであると考えておりますが、その旨は、一般的に現状の案で御理解いただけると考えます。 なお、漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたしま

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				す。
586	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）について意見を提出します。 「（※）個人情報取扱事業者において、漏えい等の事案が発生した場合等の対応の詳細については、別に定める（4（漏えい等の事案が発生した場合等の対応）参照）。」とありますが、いつ、どのような形で示されるのでしょうか。 【匿名】	漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
587	4	漏えい等の事案が発生した場合等の対応	（該当箇所） 4　漏えい等の事案が発生した場合等の対応（79 頁） （意見） 番号法におけると同じく、情報漏えい時の対応策について、フローチャート等を利用した分かりやすい図面等による説明を付するべきである。 【個人】	御意見は、今後の執務の参考とさせて頂きます。 なお、漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
588	5	勧告、命令、緊急命令	（項目） 5.「勧告」、「命令」及び「緊急命令」等についての考え方（P79） （意見） ・個人情報保護法に基づく金融機関に対する報告及び立入検査権限が、改正個人情報保護法第４４条第１項・４項に基づき、個人情報保護委員会から金融庁に対して全面的に包括委任された場合、個人情報保護委員会から重複した類似の報告を求められるなどの重畳的な監督・検査が行われることのないよう、ご配慮いただきたい。 【一般社団法人　生命保険協会】	御意見は、今後の執務の参考とさせて頂きます。 なお、漏えい等の事案が発生した場合に、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、本ガイドラインとは別途示すことを検討しており、その内容等については、追って公表いたします。
589	6-1	域外適用	・通則編６－１について，個人情報の取得行為の重要部分が国内において行われるのであれば，それが法７５条の要件を満たす場合でなくとも，法１７条及び１８条２項の規定が適用されるということか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
590	6-1	域外適用	・通則編６－１について，法７５条の適用事例として「日本に支店や営業所等を有する個人情報取扱事業者が外国にある本店において個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合」が挙げられているが，この場合には「個人情報取扱事業者による個人情報の取扱い」として，法７５条を通じてではなく，直接個人情報保護法が適用されるのではないか，回答されたい。例えば，「日本に支店や営業所等を有する個人情報取扱事業者が外国にある本店において個人情報又は匿名加工情報（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合」には法７５条しか適用されないということから，「命令」や「緊急命令」は出すことができないということか，それとも，直接個人情報保護法が適用されるので「命令」や「緊急命令」を出すこともできるのか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	国の法令の効力は外国には及ばないため、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
591	6-1	域外適用	・通則編６－１について，「国内にある者に対する物品又は役務の提供」をどのような行為態様をもって認定するのか回答されたい。例えば，音楽配信サービスをウェブサイトを通じて展開している外国所在の法人がある場合において，①配信地域の制限を設け，日本からは閲覧できないようなウェブサイトを設置する場合，②日本からも閲覧可能な外国語のウェブサイトを設置する場合，③日本からも閲覧可能な日本語のウェブサイトを設置する場合，④（ウェブサイトの設置態様がどうあれ）実際に日本居住者がサービスの提供を受けている場合につきそれぞれ「国内にある者に対する物品又は役務の提供」があると言えるのか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	個別の事例ごとに判断することとなりますが、一般論として、「国内にある者に対する物品又は役務の提供」が行われないように十分な措置が講じられている場合には、改正後の法 75 条が適用されるものではないと考えられます。
592	6-1	域外適用	（該当箇所） 通則編（案）　6-1　域外適用（法第 75 条関係） （意見・要望等） 外国法人が、個人情報取扱事業者に該当する場合、当該法人の外国所在事業所であるか（存在する場合）日本国内の事務所であるかを問わず、法第 75 条で求める措置が求められるとの理解でよいか？外国事業所に対しては、措置の実施をどのように執行させるのか？ 【一般社団法人国際銀行協会】	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねます。一般論として、個人情報取扱事業者が国内で個人情報を取り扱う場合には、改正後の法第 75 条が適用されるまでもなく、第 4 章の義務規定が適用されます。 なお、改正後の法第 75 条が適用される場合には、当委員会の監督権限のうち、指導及び助言（同法第 41 条）、勧告（同法第 42 条第 1 項）が、執行され得ることとなります。
593	6-1	域外適用	（該当箇所） ガイドライン（通則編）6-1 （意見①） 法 75 条に基づく域外適用は、個人に対する物品や役務の提供に限定され、法人 I こ対する物品や役務の提供は含まれないように読めるが、かかる理解でよいか。 例えば、海外に所在する法人が、管理するウェブサイ ト （サーバーは外国に所在する。）の問い合わせ欄を通じて、日本に所在する法人から問い合わせを受け、それに回答し、情報を提供するような場合、当該問い合わせをした日本法人の担当者の個人情報（氏名、メールアドレス、電話番号及び当該日本企業における役職）の取得行為は、海外で行われるため、そも そも法 17 条及び 18 条を含めた個人情報保護法の適用は受けない、また、法 75 条にいう 「その者」とは当該物品や役務の提供を受ける日本所在の個人であり、法人は個人情報を取得される「本人」とは別人格であるため、法 75 条による域外適用も受けないという理解でよいか。 【匿名】	本意見募集はガイドライン案の内容に関するものですので、御指摘の個別の事例についてはお答えしかねますが、一般論として、当該事例のような場合においては、個人情報の取得行為は国内で行われているものと解されます。また、一般論として、「その者」が個人を指すことは御指摘のとおりですが、個人情報取扱事業者の行為が当該「者に対する物品又は役務の提供」に該当するかどうかについては個別事例ごとに判断されるものと考えられます。
594	6-1	域外適用	（該当箇所） 通則編 6-1 域外適用 （意見）	外国にある事業者が本人以外の第三者から当該本人の個人情報を取得する場合には、原則として、当該事業者には個人情報保護法の規定は適用されませ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			外国にある宿泊施設が、日本国内の旅行会社から宿泊者の個人情報の提供を受けて、後日に実際に宿泊者に対し宿泊サービスを提供した場合も、法の適用はないと解されるか。 【個人】	ん。ただし、外国にある事業者に個人データを提供する国内の個人情報取扱事業者には、改正後の法第24条が適用されます。
595	6-2	適用除外	・通則編６－２＊６について，そもそも「憲法が保障する基本的人権への配慮」から法７６条が定められていることに鑑みれば，法８３条を法第７６条第１項各号に定める者について適用することは，憲法違反ではないか。【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法第 83 条は、個人情報取扱事業者やその従業者等が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己又は第三者の不正な利益を得る目的で提供し、又は盗用した場合に、個人情報保護法違反として処罰することができるよう新たに罰則を設けられたものです。なお、このような刑罰法規の適用については当委員会の所掌事務の範囲外となります。
596	6-2	適用除外（学術研究）	（該当箇所）通則編の 82 から 84 頁・6−2 適用除外（法第 76 条関係） （意見）民間病院・国公立病院を含む全ての医療機関並びに独立行政法人等の医学研究機関及び保健所等の行政機関において実施される「医学研究」に関して、「学問の自由を妨げてはならない」という個人情報保護法制体系に亘り共通する法の趣旨を鑑み、それら機関及びその所属者が病歴を含む診療情報等を「学術研究を目的とする医学研究の用に供する目的で自ら利用又は第三者に提供する場合」には、主体属性の別による適用法律（個情法、行個法、独個法、各条例）の違いを超えて、等しくいずれの機関及びその所属者に対しても個情法第４章の規定及びそれに相当する行個法・独個法及び条例の規定を適用しない旨をガイドラインにおいて明示していただきたい。 （理由）医療機関及び医学研究機関においても、個人情報保護法制体系に則り、主体毎の属性、すなわち、民間病院や私立大学病院、学会、公益法人等の研究所、又は国公立大学（附属病院を含む）、国立高度医療研究センター、保健所等や公立医学研究機関であるか否かによって、適用される法律上の義務等の範囲が区別されている。 しかし、医学研究に関しては、それを実施する医療者は元来刑法及び各身分法によって守秘義務を負って患者のプライバシーを保護してきた者であるとともに、これら様々に異なる属性の機関に所属しつつも、「病歴」を含む診療情報等を用いて研究を行い、また、各機関の間を異動しながら当該研究を継続し、あるいは診療情報等を相互に共同で利用・提供しながら研究を進めるという特殊性を有している。更に、とりわけ医学研究の基盤を支える症例研究及び患者レジストリ研究等においては、例えば血圧値の１mmＨｇの違いが心疾患の発症や予防にどのような影響を及ぼすか、といったことを精緻に検討しなければならないことから、悉皆的・網羅的な患者データを用いて常に精確な検査値や診断名を機関相互にスムーズに利用・提供しあうことのできる社会制度・規制環境が必要となる。そのため、一般化やトップ（ボトム）コーディングなど、改正個情法ガイドライン案（匿名加工情報編）で示されたような加工に係る手法を用いて特定の個人を識別することのできる情報ではないものに加工する、といった方法は元々医学研究には全く馴染むものではない。従って、医学研究が疾患に	改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第１項第３号により、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体（学会も含みます。）又はそれらに属する者による個人情報等の取扱いの目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるときは、当該者に同法第４章の規定は適用されないため、例えば、私立大学、研究所、学会（学会に所属する医師等も含みます。）等が学術研究に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、当該取扱には同法第４章の規定は適用されません。 なお、行政機関、独立行政法人、地方公共団体等における個人情報の取扱いについては、各々に適用される法律又は条令に従う必要があります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			苦しむ患者の期待に応え、医療イノベーション通じて医療技術をさらに発展させ、以って健康で活力ある国民生活の実現に資するものであるためには、これら医学研究の特殊性を鑑みて、学術研究を目的とする医学研究を実施する場合には、個人情報保護法制体系における主体属性の別によって課される義務等の違いを超えた統一的なルールの下で、病歴を含む診療情報等の利用・提供がスムーズに行える規制環境が必要となる。 医学研究においては、この統一ルールとして厚生労働省、文部科学省、あるいは経済産業省が合同で制定する行政指針（倫理指針）があり、医学研究の実施に際して研究者はこれを遵守してきた。しかし、当該指針は、個人情報保護法制体系におけるこの主体別による法的義務等の違いを理由に、これまでの指針で設けられてきた経過措置の廃止も含め、いずれの主体にとっても過剰に厳格かつ不当に制限的な個人情報の取扱いルールで統一する方向での改正が現在進みつつある。その結果、とりわけ症例報告や患者レジストリ研究などの医療の基盤を支える医学研究の実施が著しく阻害されるばかりか、医学研究の発展と新しい治療法等の一刻でも早い開発を待ちわびる多くの患者に甚大な不利益が生じる事態が強く懸念されている。学問の自由を妨げるのみならず、公益に反する方向で行政指針の改正が進められる最たる理由は、個人情報保護法制体系全体に亘り、主体の別に限らず等しくいずれの主体であっても「学術研究を目的とする医学研究の用に供する目的で自ら利用又は第三者に提供する活動は妨げられるべきではない」、ということが明文化されていないことにある。こうした法の趣旨に反する行政指針の誤った改正方向を正すためにも、個人情報保護法ガイドラインにおいて、個人情報保護法性体系全体に亘り学術研究を目的とする医学研究の用に供する目的での個人情報の取扱いは、個情法第４章の規定及びそれに相当する行個法・独個法及び条例の規定の適用から除外される、ということが明確化される必要がある。 以上 【国立循環器病研究センター】	
597	6-2	適用除外（学術研究）	（該当箇所） 通則編 6-2 適用除外（※3）P83 （ご意見） 同意取得が困難な既存試料や既存情報（要配慮情報を含む）を用いて、学術研究をその目的としない民間企業自らが実施する製品開発を直接的な目的としない学術研究と同等の内容の研究は、法の適用を受けるが、法の要求を包含した内容に改正される予定の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（案）」を参照して法第 17 条第 2 項第 3 号等の例外規定に該当すると当該個人情報取扱事業者が判断した場合は、当該例外規定により研究などが可能という理解で正しいでしょうか。あるいは、個 別に個人情報保護委員会又は業界の認定個人情報保護団体に相談が必要でしょうか。 （理由） 製薬企業は、既存の試料や情報を活用した、例えば以下に示すような研究を通じ、医療の発展に寄	改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第 1 項各号に該当しない場合であっても、例えば、同法第 17 条第 2 項各号に該当する場合は、個人情報取扱事業者は、要配慮個人情報の取得に当たって、必ずしも本人の同意を得る必要はありません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			与してきたが、改定後も引き続き同様の活動が可能かどうかを確認したいため。 l 創薬目的の研究 l アンメットメディカルニーズの調査 l 効果や副作用の発現の患者さんによる違いに関する調査 l 副作用の発現に関する調査 l 診療実態調査 l 治療アウトカムや薬剤研究に関する研究 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	
598	6-2	適用除外（学術研究）	（該当箇所） 通則編6-2　P84 （ご意見） 【確認】製薬企業とアカデミアが共同研究を行う場合、学術研究目的と製品開発目的が併存する場合が多いと思われる。文章前半では、「主たる目的」が学術研究目的と倫理委員会で認められれば法第４章の規定は適用されないと読めるが、後半の文章では副次的目的でも製品開発の目的が存在する場合は法第４章の規定が適用されると読める。前半部分と後半部分の相違は何か？ また、副次的目的であっても製品開発の目的が存在する場合は法第４章の規定が適用されるとするなら、アカデミアと製薬企業の共同研究は法第 4 章の規定が適用されるとの解釈になるのか。その場合，適用されるのは製薬企業のみか。 【日本製薬工業協会　研究開発委員会】	個別の事案ごとに判断されることとなります。 なお、改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第１項第３号により、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者による個人情報等の取扱いの目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるときは、当該者に同法第 4 章の規定は適用されないため、例えば、私立大学、研究所、１つの主体とみなすことができる共同研究、学会（学会に所属する医師等も含みます。）等が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、同法第４章の規定は適用されません。 また、学術研究機関以外の者についても、例えば、公衆衛生の向上に特に必要がある場合で本人の同意を得ることが困難であるときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができるほか（改正後の法第 23 条第 1 項第 3 号）、学術研究機関が学術研究の目的で個人情報を取り扱う場合に、その者に対して個人情報を提供する行為については、当委員会は権限を行使しないものとされています（改正後の法第 43 条第２項）。
599	6-2	適用除外	（４）第７６条について 法７６条は、報道の用に供する目的で、報道機関が個人情報を取り扱う場合は、第４章の規定を適用しないよう定めているが、たとえ、報道機関が個人情報を報道目的で扱った場合でも、一応、個人情報取扱事業者に該当し、個人情報保護委員会の監督権限が及ぶと解釈できる。法４３条の趣旨からも明らかである。さらにはガイドライン案の末尾（※６）に、「ただし、法第７６条第１項各号に定める者についても、法第８３条（個人情報データベース等不正提供罪）は適用される点について留意	御指摘のとおり、報道機関が報道の用に供する目的で個人情報等を取り扱う場合は、当該報道機関に改正後の法第４章の規定は適用されません。ただし、報道機関であっても、例えば、その従業員等の個人情報を雇用管理のために取り扱う場合等、「報道の用に供する目的」以外の目的のために個人情報等を取

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			が必要である」と明記している。 以上の点を踏まえて、報道分野が個人情報取扱事業者に該当する場合とは、どのようなことを想定しているのか。個人情報取扱事業者とは、法第２条５項で、「個人情報データベース等を事業の用に供している者を言う」と定義しているが、報道分野での「個人情報データベース」とは具体的には、何を想定しているのか、明らかにしていただきたい。 【一般社団法人日本新聞協会　編集委員会】	り扱う場合には、同法第４章の規定に従って取り扱う必要があると考えます。 なお、個人情報データベース等の定義や該当性の判断は、報道機関であるか、その他の個人情報取扱事業者であるかによって異なることはありません。
600	6-2	適用除外（学術研究）	（該当箇所）6-2 適応除外（意見）大学が主体となって学術研究として実施する臨床研究は本法律の対象外と考えてよいのか？【日本製薬工業協会】	改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第１項第３号により、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体（学会も含みます。）又はそれらに属する者による個人情報等の取扱いの目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるときは、当該者に同法第４章の規定は適用されないため、例えば、私立大学、研究所、学会（学会に所属する医師等も含みます。）等が学術研究に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、当該取扱には同法第４章の規定は適用されません。なお、行政機関、独立行政法人、地方公共団体等（国立大学や公立大学も含みます。）における個人情報の取扱いについては、各々に適用される法律又は条令に従う必要があります。
601	6-2	適用除外（学術研究）	（該当箇所） 法 76 条第１項 （意見） 薬機法に基づき実施される、いわゆる製造販売後調査等（例：使用成績調査、全例調査）は、学術研究を主たる目的とするものであって、当該活動が学術研究の用に供する目的である場合と解釈して良いか。 （理由） 現状以下の記載があるが、薬機法に基づく活動を「法令に基づく場合（法第 16 条（第３項））」に該当するのか、本項に該当するのか、あるいは両方に該当するのか、現記載においては不明確であるため。 民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものであって、当該活動が学術研究の用に供する目的である場合には、法第 76 条第 1 項第 3 号により、法第４章の規定は適用されない。 【日本製薬工業協会】	個別の事案における判断は回答しかねますが、御指摘の事例については、例えば、目的外利用や第三者提供について、御指摘の法令に根拠がある場合は、一般的に「法令に基づく場合」に該当し得ると考えます。 一方、御指摘の活動が改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第１項第３号に該当するか否かは、個別の事案ごとに判断されることとなります。
602	6-2	適用除	（該当箇所）	本ガイドライン案は、事業者の理解を助けること

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		外	通則編の８２ページ～８４ページ （御意見） 「6-2　適用除外（法第 76 条関係）」全体を「１　目的及び適用対象」の「1-3」として、「1-2　適用対象」の次に記載すべきある。 （理由） 法が制定されて以降、市民の“プライバシー意識”の高まりとともに、法が規定する個人情報取扱事業者に対する規制の枠組みを超えた過剰な情報提供の制限が日常化しています。社会の過度な匿名化は公益を損なうことも含め、国は、法の正しい理解のために、国民に対する啓発活動を行う必要があります。 そのためにも、当該箇所を法の適用対象の項と一対として扱い、ガイドラインの冒頭に記載するよう強く求めるものです。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	を目的として、基本的に改正後の法の条文の流れに沿った記載としております。 なお、御指摘の内容については、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
603	6-2	適用除外（学術研究）	（意見） 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」の「6-2 適用除外（法第 76 条関係）」において、民間病院が疾患レジストリ等の医学系研究のために診療情報を提供する行為は、法 76 条１項３号の適用除外に該当することを明記すべきである。 （理由） 未だ個人情報の保護に関する法律 76 条 1 項 3 号の「適用除外」の範囲が明示されていないために、全国の病院や医学系研究機関では大きな混乱が生じつつあり、このままでは法の施行以降、日常の医療にまで悪影響を与える危険性がある。より具体的には、適用除外の範囲について、「大学その他の学術研究を目的とする機関又は団体」とは私立大学、公益法人等の研究所等に限定され、民間病院はこれに該当しないとの解釈が広がっている。しかし、医学系研究の基盤を支える疾患レジストリは、これら民間病院からのデータ提供に支えられており、現在の解釈では、貴重な研究基盤であるレジストリの存続が危ぶまれる。そのため、ガイドラインにおいて、民間病院が疾患レジストリ等に診療情報を提供する行為は法 76 条１項３号に該当するという解釈を明示すべきである。 【国立研究開発法人国立がん研究センター】	改正後の法第 76 条（現行法第 66 条）第１項第３号により、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者による個人情報等の取扱いの目的の全部又は一部が学術研究の用に供する目的であるときは、当該者に同法第４章の規定は適用されないため、例えば、私立大学、研究所、１つの主体とみなすことができる共同研究、学会（学会に所属する医師等も含みます。）等が学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合には、同法第４章の規定は適用されません。 また、学術研究機関以外の者についても、例えば、公衆衛生の向上に特に必要がある場合で本人の同意を得ることが困難であるときは、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供することができるほか（改正後の法第 23 条第 1 項第 3 号）、学術研究機関が学術研究の目的で個人情報を取り扱う場合に、その者に対して個人情報を提供する行為については、当委員会は権限を行使しないものとされています（改正後の法第 43 条第２項）。 なお、医療関連分野については、本ガイドライン案を基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向で検討しております。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
604	6-2	適用除外（学術研究）	通則編　6-2 適用除外について： 法 76 条にて大学・学術利用につき適用除外が引き続き残った事は評価するものです。 但し、国立大学等は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」では適用除外規定がありません。よって、国立大学等は 6-2 が適用されないことを明記して誤解を生じないようにされたい。 【個人】	本ガイドライン（通則編）1-2（適用対象）において、本ガイドライン（通則編）は個人情報保護法の適用対象である個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者に該当する事業者に適用される旨を明記しているため、御意見の内容は、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
605	6-2	適用除外（学術研究）	【通則編における記載】 当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。 【意見】 どちらが主たる目的であるかを判断する基準を教えてください。企業である限り、研究の最終目的は商品開発であることから、それぞれの時点での判断と考えて良いのか。なお、製品開発と商品開発は異なるが、製品開発で良いのか。 【匿名】	ある機関の主たる目的が学術研究であるか否かは、一義的に定まるものではなく、当該機関の事業の態様を総合的に勘案して判断されるべきものと考えます。 なお、「製品開発」の語は「学術研究以外の目的」の１つの例として用いています。
606	6-2	適用除外（学術研究）	（現記載）民間の研究機関の活動について「当該機関が学術研究を主たる目的とするものであっても、その副次的な活動として製品開発を目的として・・・」（コメント）民間の研究機関で純粋な「学術研究」ができるところは存在したとしても極めてわずかである。一般的（社会的な）な見方として、「企業の研究は最終的には企業の製品開発が目的」とみなされる。この観点では、本記載はほぼ意味を持たず、民間機関の研究にはすべて法第４条が適用されることになる。何らかの規範を示してほしい。例えば、「研究結果が学会の発表など、学術研究に貢献していることが示されれば第４条は規定されない」、等はどうか。一方で、大学等の研究機関でも、企業との共同研究などでは事業に直結する研究開発を行っている例もあり、民間研究機関との扱いにギャップがあるようにも思える。【個人】	ある機関の主たる目的が学術研究であるか否かは、一義的に定まるものではなく、当該機関の事業の態様を総合的に勘案して判断されるべきものと考えます。
607	8	安全管理措置（全般）	本ガイドラインは経済産業分野のものがベースとなっているように見えるが、経済産業分野のものは、他分野と比較して内容が厳しいうえに、プライバシー保護及び情報セキュリティの観点からは誤りが非常に多く（特に事例と Q&A）、ベースとするに適切ではないものである。同じ組織で同じ個人情報のガイドラインを策定するのに、なぜ形式が異なるのか、理解ができない。 安全管理措置だけは、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインがベースとなっているが、詳細に見ると、同様のことを異なる表現で記載されていて、読む側としてはとても混乱する。また、手法の例示が極端に減っており、これは、マイナンバーを取扱う時には認められていた手法が、個人情報全体では認められないということと理解できることから、実質的な規制強化である。特に、中小規模事業者については、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインと異なり、「最低限守らなければならない項目」と定義されており、大幅な規制強化として捉えることができる。 今回のガイドライン案は非常に品質が低く、このままガイドライン化されることはとても憂慮される。今回のパブリックコメントを受け、修正したものを、再度パブリックコメントを実施するなど、	本ガイドライン（通則編）案のうち、安全管理措置（改正後の法第 20 条）については、「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（個人情報保護委員会）（以下「番号法ガイドライン」といいます。）の内容に準じていますが、マイナンバーと個人情報全般との取り扱われ方の差異等を踏まえ、適切な内容・表現としています。 また、番号法ガイドラインに記載している手法を、個人情報全体の安全管理措置の手法として用いることが認められないわけではありません。 中小規模事業者において本ガイドライン（通則編）案に記載の手法を講じることは義務ではないため、

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			十分に国民からの意見を反映させるべきである。 【匿名】	御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「なお、中小規模事業者（※1）については、・・・円滑にその義務を履行できるよう、少なくとも必要であると考えられる手法の例を示すこととする。」 【修正後】 「なお、中小規模事業者（※1）については、・・・円滑にその義務を履行し得るような手法の例を示すこととする。」 なお、中小規模事業者においても適切に安全管理措置を講じていただけるよう、引き続き、積極的に周知広報活動を実施してまいります。
608	8	安全管理措置（全般）	「8(別添)講ずべき安全管理措置の内容 」について次の通り意見を提出します。 【意見１】 「個人データが漏えい等をした場合」とありますが、この「等」には何が含まれるかを明確にすべきです。 【理由１】 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」には「情報漏えい等」が明確に定義されていますが、今回のガイドラインにおいては定義がされていませんので、明確化すべきだからです。 【匿名】	「漏えい等」とは、漏えい、滅失又は毀損のことを指しており、本ガイドライン（通則編）案の「3-3-2 安全管理措置」で、「（以下「漏えい等」という。）」としていることから、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
609	8	安全管理措置（全般）	「8(別添)講ずべき安全管理措置の内容 」について次の通り意見を提出します。 【意見２】 「事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて」は削除すべきです。 【理由２】 「事業の規模及び性質、個人ﾃﾞータの取扱状況(取り扱う個人データの性質及びﾞ量を含む。)、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応しﾞて、必要かつ適切な内容とすべﾞきものでﾞあるため」とありますが、事業の性質によっては、機微な個人データであってもノーガードでも良いようにも理解できますが、それは個人情報の利活用に偏った重大な誤りです。したがって、「個人ﾃﾞータかﾞ漏えい等をした場合に本人かﾞ被る権利利益の侵害の大きさ」のみによるべきだから	改正後の法第 20 条に定める安全管理措置を講じるための具体的な手法については、「個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさ」はもちろんのこと、個人情報取扱事業者の事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスク等も踏まえて、必要かつ合理的な内容とすべきものであると考えます。 なお、個人データが機微であるか否かも「個人デ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			です。 【匿名】	ータの性質」に含まれますので、事業の性質によっては機微な個人データであってもずさんな取扱いをしてよいということではありません。
610	8	安全管理措置	●該当箇所 通則編の 41 ページ・17 行目 ●意見内容 今回、「構ずべき安全管理措置の内容」が別添として掲載されているが、手法の例示等の充実を希望する。 ●理由 経済分野ＧＬの本編に記載されている「安全管理措置として講じなければならない事項」や「望まれる手法の例示」を実務上の検討の指針としている。 今回の「構ずべき安全管理措置の内容」を引き続き、弊社および委託先に示す指針として活用したいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
611	8	安全管理措置	経済産業省ガイドラインから比べると、手法例が抜粋されているため実装手段の参考情報が少なくなり不十分であると思います。小規模事業者は別に記載されていますし、大規模事業者に対してまでこのように安全管理措置に関する情報を減らす必要はないと考えます。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
612	8	安全管理措置	・通則編８につき，経産省ガイドライン２－２－３－２における「荷物等の宅配又は郵送を委託したところ，誤配によって宛名に記載された個人データが第三者に開示された場合」が安全管理措置の義務違反とはならない場合（従業者の監督及び委託先の監督の義務違 反ともならない場合）であるとの記載が消えているようであるが，改正法の下でも，誤配の場合には安全管理措置の義務違反とはならない（従業者の監督及び委託先の監督の義務違 反ともならない）旨を確認していただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
613	8	安全管理措置	安全管理措置に関して 2.安全管理措置に例示される内容が、経済産業分野における同ガイドラインに比して、簡略化されている。豊富に示された例示等を継承しより充実した内容となることを望む。 【一般社団法人日本個人情報管理協会】	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
614	8	安全管理措置	ガイドライン（通則編）＜（別添）安全管理措置　8-2 規律の整備＞５．（意見）個人データの取扱状況に応じた安全管理措置を講じなければならないといういことで、例示にあげられた手法すべてを実施する必要はないものの、「講じなければならない措置」として挙げられた項目は一部該当しない場合を除き、何らかの手法で措置を講じなけらばならないとの理解でよいか。また、性質及び量を含む	改正後の法第 20 条に定める安全管理措置として個人情報取扱事業者が講じなければならない措置は、本ガイドライン（通則編）案に示した通りであり、御指摘のとおり、何らかの手法により当該措置

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			個人データの取扱状況に応じた安全管理措置を講じるべきことを各手法の例示において示すべきであると考えます。（理由）性質及び量を含む個人データの取扱状況に応じた安全管理措置を講じなければならないとしていますが、安全管理措置及び手法の内容としては、個人データの性質及び量による手法の違いは明記されていない。中小規模事業者であっても、要配慮情報を含む個人データを取り扱う場合は、より厳格な手法を採用すべきであるし、インターネットや外部システムを利用して事務を行うのであれば、技術的安全管理措置はその他事業者と同等の手法が求められると考えます。【個人】	を講じていただく必要があると考えます。なお、当該措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも本ガイドライン（通則編）案に示した例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法は当該例示の内容に限られません。安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
615	8	安全管理措置	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」については、法第 20 条、第 21 条、および第 22 条が、今回の改正前後で異なるところはないことからすれば、現行法において適切とされていた安全管理措置を講じることで、改正法下における 20～22 条の義務を果たしているとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	御理解のとおりです。 なお、安全管理措置を講じるための具体的な手法については、社会情勢の変化、技術の進歩等に応じて変わり得るものであること等も踏まえ、本ガイドライン（通則編）案にも記載のとおり、個人データの取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むことが必要です。
616	8	安全管理措置	（意見） 具体的に講じなければならない措置や当該項目を実践するための手法の例等について、「8（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照となっているが、「要配慮個人情報」への配慮として、その他の個人情報への配慮と比較して特段に配慮すべき事項があればその例を記載して欲しい。 （理由） ガイドにおいて、安全管理措置を行う上で考慮すべき事項が「要配慮個人情報」を含む全ての個人情報に対する扱いとして包含して記載されているため。 【東京電力ホールディングス株式会社　経営企画ユニットシステム企画室】	改正後の法第 20 条に定める安全管理措置として個人情報取扱事業者が講じなければならない措置は、本ガイドライン（通則編）案に示した通りですが、これを講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質（要配慮個人情報であるか否かも含む。）及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも本ガイドライン（通則編）案に示した例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法は当該例示の内容に限られません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				なお、同法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
617	8	安全管理措置	III. 通則編 BSA は、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の以下の箇所につき明確化を要望します。 8 (別添)講ずべき安全管理措置の内容 通則編の 8 (別添)は、個人情報取扱事業者が講ずべき措置の内容につき、中小企業における手法例との相違を示しながら記載しています。 本別添につき、BSA は、貴委員会が、その序文で説明されているように、安全管理措置について、リスクベースで柔軟かつ結果重視のアプローチを採用している点、特に、「安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも次に掲げる例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらの例示の内容に限られない。」と記載されている点に賛同します。 もっとも、貴委員会が、リスクベースアプローチを採用するメリットについても、より明示的に記載し、個人情報取扱事業者が、関連するリスクに応じて自らの限定的なリソースを優先順位に基づき配分する方法として本アプローチを推奨すると、当該箇所の記載がより良いものになると考えます。かかる優先順位付けによって、個人情報を効果的に保護するという目的を達成するために最も効率的で効果的な措置を講ずることが可能となります。 また、当該箇所は、マルチステークホルダープロセスにより作成されグローバルに認められた任意の標準に準拠又はこれを参照することにより、事業者が、安全管理措置要件への準拠を示すことができることを明確に記載することによっても改善されます。さらに、プライバシーマーク認証や国際的なベストプラクティスに沿った第三者による監査の利用についても、安全管理措置要件への準拠を示す適切な方法に含めることを検討すべきです。 【BSA| ザ・ソフトウェア・アライアンス】	賛同の御意見として承ります。 なお、いただいた御意見も踏まえ、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
618	8	安全管理措置	（該当箇所） 通則編の　86 ページ 8 （別添）講ずべき安全管理措置の内容 （御意見） 今回の個人情報保護法のガイドライン案の安全管理措置での「中小規模事業者」の定義は、「特定個	現行法の下において、必ずしも、金融分野の全ての事業者が個人情報取扱事業者（現行法第 2 条第 3 項）に該当するわけではないと考えますが、本ガイドライン（通則編）においては、分野にかかわらず、

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（以下、番号法ガイドラインという。）の安全管理措置での「中小規模事業者」と異なっており、「金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野）の事業者」が除外されていない。 　また番号法ガイドラインでは、個人情報保護法全面施行日以降は、事実上全ての事業者が中小規模事業者に該当しないように見える。 　前者の金融分野の事業者については、全て 5,000 件基準を超えていると考えられるため、中小規模事業者に含めないと理解してよいか。 　後者については、個人情報保護法全面施行日と同時に番号法ガイドラインを改正し、5,000 件以下の事業者は中小規模事業者とすると考えてよいか。 （理由） 　早期に考え方を整理して示し、個人情報保護の取扱いに関して特定個人情報の取扱いと併せて整備する事業者の対応を円滑に進めるため。特に後者は番号法ガイドラインに係るものであるが同じく個人情報保護委員会が所掌するものであり、考えをお示しいただきたい。 【一般社団法人　情報サービス産業協会】	その従業員の数が 100 人以下で、かつ、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去 6 月以内のいずれの日においても 5000 を超えず、委託を受けて個人データを取り扱っていなければ、「中小規模事業者」に該当します。 　なお、金融関連分野については、本ガイドライン案を基礎として、当該分野においてさらに必要となる別途の規律を定める方向で検討しております。 　また、改正後の法の全面施行後の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（個人情報保護委員会）における中小規模事業者の範囲等については、実質的に現状と同様の取扱いとなるよう同ガイドラインの改正を行う予定です。
619	8	安全管理措置	「通則編８講ずべき安全管理措置野内容」について、全体として、望まれる事項の例示や参考事例、柱書部分に具体性・網羅性がなく、要求内容が不十分であるので、原則、それら内容を減らすことなく（修正する際に理由がたつものを除く）同じ記載にすること。当省ガイドラインは、これまでの対策（ベネッセ事案等）を積み上げて作成しているものであるので、少なくとも当省ガイドラインで要求している対策は踏襲する必要がある(これまで当省ガイドライン等に従って対策を実施していた企業が、今回のガイドラインが公表されることによって今までやっていた対策をやらなくなってしまう恐れがある。)。また、小規模の事業者への対応については、個人情報保護委員会とともに検討を行った「経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究報告書」（19～40 頁参照）があるので、これを踏まえた内容に修正すべき。【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。 　なお、御指摘の「経済産業分野を対象とする個人情報保護に係る制度整備等調査研究報告書」も、本ガイドライン及び Q&A 等の検討に当たって参考とさせていただきます。
620	8	安全管理措置（中小規模事業者）	（意見）分譲マンションの管理組合が対応すべき具体的な手法を例示いただきたい。 （理由） 国土交通省の推計によるとマンションストックは 613 万戸を超えており国民の 1 割約 1513 万人が居住する重要な居住形態となっております。 「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」では「中小規模事業者」が定義されており、分譲マンションの管理組合もこれに該当するかと推察いたしますが、当該資料に記載のある「中小規模事業者における手法の例」を拝見した限りでは、分譲マンションの管理組合がどのように対応すべきなのか具体的な対応がイメージできず、このままでは法令施行後には全国の分譲マンションで混乱が生じることが危惧されます。 今回のパブリックコメントにおいて参考資料として公表された「第 19 回個人情報保護委員会資料 1-	本ガイドライン（通則編）は全ての分野の事業者を対象とすることから、特定分野における安全管理措置を講じるための手法例を示すことは困難と考えますが、御意見は今後の周知広報活動の参考とさせていただき、マンション管理組合等も含めた中小規模事業者が改正後の法を正しく理解いただき遵守いただけるよう、分かりやすい解説資料等の作成も含め、周知広報活動を行ってまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			1」P3 においては、「小規模事業者への配慮の一環として、個人情報保護法ガイドラインにおいて、安全管理措置義務の内容について特例的な対応（手法の例示を含む）を定める。（ガイドラインの他にも、分かりやすい解説資料を作成する等、きめ細かな周知活動を実施）」とされておりますことから、この特例的な対応について「例えば分譲マンション管理組合の場合は」といった具体的な「手法の事例」等をご提示いただきたい。 法令施行後の混乱や違法状態の常態化を避ける為にもご措置の程お願いいたします。 【一般社団法人マンション管理業協会】	
621	8	安全管理措置（中小規模事業者）	2016 年 8 月 2 日 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集において、「管理組合は個人情報取扱事業者から適用除外とする、もしくは特段の緩和措置等を要望する」旨 8/30 に意見を提出している。 しかしながら管理組合が個人情報取扱事業者に適用されるとした場合、本ガイドライン（案）への意見としては、管理組合が自ら講ずべき安全管理措置について、「例えば分譲マンション管理組合の場合は」といった具体的な手法の事例等をご提示いただきたい。 【参照】政令（案）・施行規則（案）への提出意見（案件番号 240000022） 管理組合は個人情報取扱事業者から適用除外とする、もしくは特段の緩和措置等を要望する。 過去 6 カ月以内のいずれの日においても取り扱う個人情報が 5,000 人分以下の事業者の適用除外が削除され、分譲マンションの管理組合が「個人情報取扱事業者」となることが想定される。そもそもマンション管理組合は、区分所有関係の成立と共に成立し、「権利能力なき団体」の実態である。扱う個人情報は、主に区分所有者及び居住者等に関するものであり、集会等の書面発送や連絡等の目的のみで、それを営利利用等することも、第三者に関する情報を取り扱うこともない。管理組合から管理業務を受託している管理会社は、個人情報取扱事業者として当然に安全管理措置等の義務を遂行するものの、管理組合が自ら個人情報取扱事業者となると、執行機関である理事会では組織的に安全管理・監督する『仕組み』を構築することは極めて困難であり、これらの業務を専門事業者に委託する場合も資金面から維持継続は困難であると考える。 【株式会社大京アステージ】	本ガイドライン（通則編）は、全ての事業分野に共通に適用される汎用的なものであるため、個別の事業分野に特有の事例等については、原則として記載しておりません。 なお、分譲マンション管理組合も含めた中小規模事業者において、改正後の法を適切に遵守いただけるよう、分かりやすい解説資料等の作成も含め、周知広報活動を行ってまいります。
622	8	安全管理措置（中小規模事業者）	中小規模事業者の特例に対して「委託を受けて個人データを取り扱う者」を除外していただけた点は良かったと思います。 大規模事業者が「法第 20 条に基づき自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、監督を行うものとする」という点を実行した場合に相手先が中小規模事業者の場合に、優越的な地位の乱用として短絡的に下請法違反を問われては困ると考えていた事業者は多くありました。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	賛同の御意見として承ります。
623	8	安全管理措置	・通則編８の「中小規模事業者」の定義につき，非中小規模事業者から委託を受ける場合だけではなく「中小規模事業者のみから委託を受ける場合」であっても「委託を受けて個人データを取り扱う者」	本ガイドライン（通則編）案では、委託を受けて個人データを取り扱う者は、中小規模事業者に該当

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		（中小規模事業者）	として中小規模事業者から除かれるということか回答されたい。中小規模事業者のみから委託を受ける場合には，中小規模事業者として扱うべきではないか，検討されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	しないこととしていますが、委託する者が中小規模事業者であるか否かは問いません。 したがって、中小規模事業者から委託を受けて個人データを取り扱う者は、中小規模事業者に該当しないこととなります。
624	8	安全管理措置（中小規模事業者）	・通則編８の安全管理措置として求められる内容は，「（中小規模事業者以外の）個人情報取扱事業者」か「中小規模事業者」かで完全に分かれており，例えば中小規模事業者の定義にはあてはまらないものの，規模が比較的小さい事業者等についても，グローバルな上場企業と同じ安全管理措置が求められるということか，それとも，中小規模事業者の定義にはあてはまらない個人情報取扱事業者であっても，その管理する個人データの内容や量等にあわせて，柔軟な安全管理措置を施すことが許容されると考えてよいのか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法第 20 条に定める安全管理措置として個人情報取扱事業者が具体的に講じなければならない措置は、本ガイドライン（通則編）案に示した通りですが、これを講ずるための具体的な手法については、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とすべきものであるため、必ずしも本ガイドライン（通則編）案に示した例示の内容の全てを講じなければならないわけではなく、また、適切な手法は当該例示の内容に限られません。 したがって、中小規模事業者の定義には該当しないものの、規模が比較的小さい事業者等について、グローバルな上場企業と同じ安全管理措置が求められるということではなく、当該事業者において必要かつ適切な手法で足ります。
625	8	安全管理措置（中小規模事業者）	2016 年８月２日「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集において以下の意見を 8 月 30 日に提出している。マンション管理組合が「中小規模事業者」に該当するのであれば、安全管理措置義務の内容として、マンション管理組合としての特例的な具体案（具体的な事例など）を示していただきたい。【以下参照】 政令（案）・施行規則（案）への提出意見　マンションの管理組合の実態として、区分所有法上の強制加入団体であり、法人化されていないマンション管理組合は、「権利能力なき団体」である。当然ながら組合員は強制的に組合員となる。　また、管理組合の執行機関である理事会においても大半は、任期が１～２年の輪番制であり、法人のような組織の指示系統や事務処理においても殆ど機能していないのが実情である。改正概要にある、「過去６カ月以内のいずれの日において取り扱う個人情報が 5,000 人以下の事業者の適用除外削除」が、マンション管理組合も個人情報取扱事業者にあたることが想定され、実際に管理組合が自ら安全対策を図ることは非常に困難であり、専門業者に	本ガイドライン（通則編）は、全ての事業分野に共通に適用される汎用的なものであるため、個別の事業分野に特有の事例等については、原則として記載しておりません。なお、マンション管理組合も含めた中小規模事業者において、改正後の法を適切に遵守いただけるよう、分かりやすい解説資料等の作成も含め、周知広報活動を行ってまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			委託するにも現状の管理費に見込まれない新たな経費増となります。　また、管理組合が扱う個人情報は区分所有者や居住者などに対し集会などに関する書面発送や連絡などの目的のみに使用し、営利目的で使用することはありません。　以上のことから、マンション管理組合については除外対象として扱っていただきたい。【株式会社 穴吹コミュニティ】	
626	8	安全管理措置（中小規模事業者）	「8 (別添)講ずべき安全管理措置の内容 」について次の通り意見を提出します。 【意見３】 「なお、中小規模事業者（※1）については、その他の個人情報取扱事業者と同様に、法第 20 条に定める安全管理措置を講じなければならないが、取り扱う個人データの数量及び個人データを取り扱う従業員数が一定程度にとどまること等を踏まえ、」とかかれていますが、これは、「なお、中小規模事業者（※1）については、その他の個人情報取扱事業者と同様に、法第 20 条に定める安全管理措置を講じなければならないが、取り扱う個人データの数量及び個人データを取り扱う従業者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、」とすべきです。また、とどまること等の等には何が含まれるのか、明確にすべきでる。子細なことですが、とどまるは漢字表記にした方が良いと思います。 【匿名】	御意見を踏まえ、御指摘の箇所を次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「なお、中小規模事業者（※1）については、・・・個人データを取り扱う従業員数が一定程度にとどまること等を踏まえ、」 【修正後】 「なお、中小規模事業者（※1）については、・・・個人データを取り扱う従業者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、」 なお、御指摘の「とどまること等」の「等」には、例えば、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質を含む。）が中小規模事業者以外と比べて異なっていることが多いと想定されること等が含まれますが、この限りではありません。 なお、「とどまる」は、公用文用字用語例集（平成 22 年 7 月ぎょうせい公用文研究会編）に従った記載としております。
627	8	安全管理措置（中小規模事業者）	「8 (別添)講ずべき安全管理措置の内容 」について次の通り意見を提出します。 【意見４】 「円滑にその義務を履行できるよう、少なくとも必要であると考えられる手法の例を示すこととする。」は、 「円滑にその義務を履行できるような手法の例を示すこととする。」とすべきです。 【理由４】 少なくとも必要であるということは、これらが義務であるということとなりますが、抽象零細企業にとっては無理な事柄がたくさんかいてあるからです。 【匿名】	中小規模事業者において本ガイドライン（通則編）案に記載の手法を講じることは義務ではないため、御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「なお、中小規模事業者（※1）については、・・・円滑にその義務を履行できるよう、少なくとも必要であると考えられる手法の例を示すこととする。」

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				【修正後】 「なお、中小規模事業者（※1）については、・・・円滑にその義務を履行し得るような手法の例を示すこととする。」 なお、中小規模事業者においても適切に安全管理措置を講じていただけるよう、引き続き、積極的に周知広報活動を実施してまいります。
628	8	安全管理措置（中小規模事業者）	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）には記載されていた、１安全管理措置の検討手順がこのガイドラインには記載されていないことから、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）に記載されていた１安全管理措置の検討手順は、個人情報の安全管理措置を考える際には不適切ということで正しい理解でしょうか。安全管理措置の検討手順は、初めて安全管理措置を検討する中小企業にとって大切なものなので、適切な検討手順をガイドラインに描いてほしい。別途検討しますとかではなく、ガイドラインに描いてほしい。これらの非常に大量のガイドラインの他に、あれもこれも見なければならないのは極めて苦痛だし、中小企業の人は見向きもしないと思う。 【匿名】	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（個人情報保護委員会）に記載されている「安全管理措置の検討手順」について、個人情報の安全管理措置を考える際には不適切ということではありません。ただし、「特定個人情報」と比べて「個人情報」一般は、その種類、性質、取り扱われ方等が非常に多様であることから、検討手順についても必ずしも一律ではないと考えられるため、本ガイドライン（通則編）案には記載しておりません。 なお、中小規模事業者においても適切に安全管理措置を講じていただけるよう、分かりやすい解説資料等の作成も含め、周知広報活動を行ってまいります。
629	8-1	安全管理措置（基本方針）	基本方針の中には「匿名加工情報に関すること」「認定個人情報保護団体に関すること」を含むよう記していただけることを願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	基本方針の内容は、個人情報取扱事業者が、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために必要と考える任意の内容とすることができるため、御指摘の項目を含めることも考えられます。
630	8-1	安全管理措置（基本方針）	（該当箇所） 通則編の８７ページ８－１ （御意見） 基本方針の意義や求められる基本方針の内容について明記すべきである。 （理由） 特定個人情報等についても基本方針の作成をガイドラインで求めていたが，これに基づき，きわめて形式的な基本方針が多数作成されている現状がある。例えば，事業者名，法令等の遵守，窓口を記載したうえで，「しっかりと安全管理措置を講じていきます」とのみ記載されていたり，「組織的，人的，物理的，技術的安全管理措置を講じます」とのみ記載されているようなものである。このような画一	安全管理措置（改正後の法第 20 条）の一環として、基本方針を策定することは重要と考えますが、必ずしも義務ではありません。 なお、基本方針の内容は、個人情報取扱事業者が、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために必要と考える任意の内容とすることができますが、当該内容は、個人情報取扱事業者の事業の内容や規模等によっても異なり得るものであるため、画一的に定めることは適さないと考えま

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			的形式的な基本方針を作成しても，作成する手間がかかるのに対し，「個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組む」ことに資するとは考えられない。対外的な信頼を確保するために，本人への説明責任を果たすために，当該事業者が講ずる対応の要点を明らかにすることなどを求めるべきである。 【弁護士 21 名共同提出】	す。
631	8-1	安全管理措置（基本方針）	＜意見５＞■該当箇所 87 ページ・1 行目■意見個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針を策定することが求められているが、この基本方針は、従来の経済産業分野ガイドラインで規定されている「個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）」と同じもので良いのか、明確化していただきたい。■理由個人情報取扱事業者は、現行法の下においても、法 27 条及び 35 条に関連して、個人情報保護を推進する上での考え方や方針（いわゆる、プライバシーポリシー、プライバシーステートメント等）を策定し、外部に公開していることが一般的となっているが、本ページにいう「基本方針」が、これらプライバシーポリシー等と同一のものを指しているのか、または、プライバシーポリシー等に加えて基本方針を作成することが要求されているのか、あるいは、個人データの取扱に係る事業者の内部的規律の原則を定めることを求められているのか、必ずしも明らかではないため。【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	本ガイドライン（通則編）案において、策定することが重要であるとしている「基本方針」は、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、個人情報取扱事業者が必要と考える任意の内容を取りまとめるものであるため、既に個人情報取扱事業者がいわゆるプライバシーポリシー等を定めている場合、当該プライバシーポリシー等をこの「基本方針」として捉えていただくことも可能と考えます。 なお、基本方針及びプライバシーポリシーのいずれも、その内容は個人情報取扱事業者が必要と考える任意の内容とすることができると考えますので、特に、プライバシーポリシー等に加えて基本方針を作成することを求めるものではありません。
632	8-1	安全管理措置（基本方針）	8-1 基本方針の策定について以下の通り意見を提出します。 《意見》 以下の記載について、位置付けを明確化してほしい。 具体的に定める項目の例としては、「事業者の名称」、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問及び苦情処理の窓口」等が考えられる。 《理由》 これらを含めることが、必須なのか任意なのかが不明だからです。 【匿名】	安全管理措置（改正後の法第 20 条）の一環として、基本方針を策定することは重要と考えますが、必ずしも義務ではありません。また、御指摘の内容は、基本方針に定める項目の例として記載したものであり、必須ということではありません。基本方針の内容は、個人情報取扱事業者が、個人データの適正な取扱いの確保について組織として取り組むために必要と考える任意の内容とすることができます。
633	8-2	安全管理措置（規律整備）	【該当箇所】（通則編）（別添）講ずべき安全管理措置の内容「8-2　個人データの取扱いに係る規律の整備」 【意　　見】「個人データ」と「個人情報」を整理すること 【理　　由】安全管理措置は、個人情報保護法第 20 条により「個人データ」の取扱いに課されていることは明らかであるが、個人データを取り扱うにあたり、取得段階では、基本的には「個人情報」であり、一概に「個人データの取扱い」「個人データの取得」と記載するだけでは、全て「個人データ」であると誤解が生じるため、記載内容を整理してはどうか。	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【日本税理士会連合会】	
634	8-2	安全管理措置（規律整備）	表組の中の「手法の例示」で、「取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごと」とありますが、「取得・入力、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、消去・廃棄等の段階ごと」という言い方が定着しています。検討いただけることを願います。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
635	8-2	安全管理措置（規律整備）	・通則編８－２につき，中小規模事業者が取扱方法を「整備」するという趣旨は，「規程」や「マニュアル」を策定する必要はなく，例えば社内の告知文書や電子メール等で基本的な取扱方法を告知することも「整備」に含まれるということを確認していただきたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御理解のとおりです。
636	8-2	安全管理措置（規律整備）	安全管理措置に関して 1.規程等の策定が、規律の整備として安全管理措置全般に係る事項という点は、特定個人情報と同様であり、理解し易い。しかしながら、規律に関する具体的例示に乏しく、新たに対象となる中小規模の事業者にとっては、想像しがたい内容である。 【一般社団法人日本個人情報管理協会】	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
637	8-2	安全管理措置（規律整備）	（該当箇所） 通則編の８７ページ８－２ （御意見） 取扱に係る規律の意義や求められる内容についてより具体的に明記すべきである。 （理由） 基本方針同様，特定個人情報等に関しては，きわめて形式的な取扱規程が多数作成されている現状がある。例えば，インターネット上で無料の取扱規程ひな形が公表されており，これをそのままコピー&ペーストしただけのもの（法律的な誤りもコピー&ペーストされてしまったりしている）や，多少アレンジしていても，安全管理措置の具体的内容がほぼ記載されていないものが多数散見される。個人データに関してこのような事態が繰り返されないよう，形式的に規程を整備することよりも，当該事業者における個人データの取扱いにかかる具体的な内容を明記することが重要であることを，ガイドライン上で明記すべきである。より理想的には，規律の一部でもよいので，サンプルや例をガイドライン上で掲示することが望まれる。 【弁護士 21 名共同提出】	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
638	8-2	安全管理措置（規律整備）	8-2 個人データの取扱いに係る規律の整備について以下の通り意見を提出します。 《意見》 規律とは何か明確に定義してほしい。 《理由》 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における「取扱規定」と同じと思いますが、異なる言葉にしたということは異なる意味と後から言われても困るからです。なお、「特	本ガイドライン（通則編）案の「個人データの具体的な取扱に係る規律」とは、個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法等を定めたものを指します。したがって、個人データの具体的な取扱を定める取扱規程もこれに含まれますが、それらの内容を含む業務マニュアル等もこれに

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における「取扱規定」には、「口頭で明確化する方法のほか、業務マニュアル、業務フロー図、チェックリスト等に特定個人情報等の取扱いを加えるなどの方法」が含まれているとされていますが、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における「取扱規定」と何が違うのか、明確にすべきだからです。 また、「中小規模事業者における手法の例示」には「個人データの取得、利用、保存等を行う場合の基本的な取扱方法を整備する。」と規定されていますが、「基本的な取扱方法」と「規律」は何が違うのか、明確にすべきだからです。 【匿名】	含まれ、また、口頭により個人データの取扱方法等として従業者に周知されているものがあれば当該内容もこれに含まれます。
639	8-2	安全管理措置（規律整備）	8-2 個人データの取扱いに係る規律の整備について以下の通り意見を提出します。《意見》手法の例示として規律の内容にしか触れられておらず、規律を整備することの手法の例示を明確にしてほしい。《理由》規律とはなんなのかを理解しやすくするために必要だからです。手法の例示には、取扱規程を策定するとありますが、規律の整備の手法の例示が取扱規程を策定するということで良いのであれば、そのように明確にしてすべきだし、取扱規程の整備以外の手法の例示を示すべきだらかです。 【匿名】	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
640	8-2	安全管理措置（規律整備）	8-2 個人データの取扱いに係る規律の整備について以下の通り意見を提出します。 《意見》 個人データの全部を委託している場合でも規律の整備が必要なのかを明確にしてほしい。 《理由》 技術的安全管理措置には除外規程があるものの、ここにはないので明確にすべきだからです。 【匿名】	個人データの取扱いの全部を委託している場合も、個人データの取扱いに係る規律を整備することが必要です。 なお、この場合は、個人データの取扱いの全部を委託することが何らかの形で定められており、適切に委託先の監督（改正後の法第 22 条）（委託契約の締結等を含む。）が行われていれば足りるものと考えられます。
641	8-2	安全管理措置（規律整備）	8-2 個人データの取扱いに係る規律の整備について以下の通り意見を提出します。 《意見》 マイナンバーの場合には、担当者が変更になった場合には適切に引き継ぐ趣旨の記載がガイドラインに書いてありますが、本項目には記載がありませんので、引き継ぎをする必要はないとの理解してもよいのであれば、そのように記載してほしい。 《理由》 マイナンバーのガイドラインとの違いがわからないからです。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。 御指摘の「個人データを取り扱う担当者が変更になった場合に適切に引き継ぐこと」も手法の１つと考えられます。
642	8-2	安全管理措置（規律整備）	ガイドライン（通則編） ＜（別添）安全管理措置　8-2 規律の整備＞ ４． （意見）	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すこ

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			中小規模事業者における手法の例示には、当該事業者が持つ基本的な規定に各安全措置を講じることを規定すべきであることを例示に加えるべきと考えます。 （理由） 中小規模事業者には、中小企業だけではなく、人格なき社団も府無まれることから、中小企業の就業規則のほか、会則、規約といった、事業者内部での各種事務、順守事項についての規定が存在することが考えられる。安全管理措置に関する取扱規定の策定の程度は、その事業者が持つそのほかの規程の整備度度合と整合させるべきである。 【個人】	とを検討してまいります。
643	8-3	安全管理措置（組織的）	ガイドライン案 P90 の表組中の「手法の例示」で以下の箇所は「個人情報データベース等」ではなく「個人データ」にした方が適確であると考えますが検討いただけることを願います。 ・個人情報データベース等の利用・出力状況 ・個人情報データベース等の削除・廃棄の状況（委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。） ・個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等） 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
644	8-3	安全管理措置（組織的）	ガイドライン案 P90 の表組の中の「(3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備」の「手法の例示」では、「・利用目的」ではなく「本人に通知した利用目的」とすることで意味が出ると考えます。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
645	8-3	安全管理措置（組織的）	・通則編８－３（３）につき，経産省ガイドライン２－２－３－２では個人データの取扱い状況を「一覧」できる手段の整備とされているのが通則編８－３（３）では（中小規模事業者ではなくとも）個人データの取扱状況を「確認」する手段の整備とされていることは，経産省ガイドラインよりも，個人情報取扱事業者の義務が軽減され，「一覧」までは不要となったという趣旨と理解してよいか，確認されたい。例えば，「個人データ取扱台帳」への言及がなくなっているが，改正法の下では「個人データ取扱台帳」は不要ということか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 御指摘の「個人データ取扱台帳」を整備することも、組織的安全管理措置を講じるための手法の１つと考えます。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
646	8-3	安全管理措置（組織的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編)について質問と意見を提出します。「(1) 組織体制の整備　安全管理措置を講ずるための組織体制を整備しなければならない。 」とあって、その手法の例示として「個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化」とありますが、会社として一人の責任者を設置すれば良いのでしょうか。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編)」の手法の例示では事務毎に責任者を設置するように記載されていますので、異なる手法が例示されていると捉えて良いのでしょうか。また、「個人データを取り扱う従業者及びその役割の明確化」も同様で、どのような個人データであっても、個人データを取り扱うか否かを明確化すれば良いのでしょうか。「法や個人情報取扱事業者において整備されている個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制」とあるが、個人情報保護法のみを対象とすれば良いのでしょうか。「個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制」とありますが、「個人データの漏えい等の事案の発生」とは具体的にどのような事案が含まれるのでしょうか。また、どのようにして兆候を把握すれば良いのかがわかりませんので手法の例示を示してください。【匿名】	「個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化」及び「個人データを取り扱う従業者及びその役割の明確化」について、具体的にどのように実践するかは、特にその手法が限定されるわけではありません。また、本ガイドライン（通則編）案では、「法」とは個人情報の保護に関する法律のことを指しています。 なお、「個人データの漏えい等の事案の発生」とは、典型的には保有する個人データの漏えいが発生した場合を指し、その兆候は、個人データの取扱状況の定期的な監視の他、従業員や顧客からの通報等によっても把握することが可能と考えます。改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
647	8-3	安全管理措置（組織的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編)について質問と意見を提出します。「あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱わなければならない。」とありますが、「8-2 個人データの取扱いに係る規律の整備」には、従業者に規律を遵守させるための事項が含まれないという理解で良いでしょうか。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編)」にはこのような記載はないことから、どのような意図があるのかを明確にしてほしい。「あらかじめ整備された個人データの取扱いに係る規律に従って個人データを取り扱わなければならない。」に対する手法の例示がないので、具体例をいくつか追記してほしい。「なお、整備された個人データの取扱いに係る規律に従った運用の状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録することも重要である。」とありますが、システムログ又は利用実績を記録することは「整備された個人データの取扱いに係る規律に従った運用の状況を確認するため」のみではないことから、「整備された個人データの取扱いに係る規律に従った運用の状況を確認するため」を削除してはどうでしょうか。また、「一重要である」と記載されていることから、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編)」と異なり、あらゆる場面においてシステムログ又は利用実績を記録しなくとも良いと捉えて良いのでしょうか。もし、「システムログ又は利用実績を記録する」ことが必要なのであれば、どのような場合に記録する必要があるのかを、手法の例示として示さなければならないと思います。「個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況」とありますが、「持ち運び」が後で定義されており、この「持ち運び」と同じか否かがわからないので、	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 なお、「あらゆる場面においてシステムログ又は利用実績を記録しなくてもよい」という点については、御理解のとおりです。 また、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（個人情報保護委員会）に記載されている手法により、個人情報全般の安全管理措置を講じていただくことも適切であり、当該ガイドラインよりも厳格な措置の実施を本ガイドライン（通則編）案で求める趣旨ではありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			明確にしてほしい。「個人情報データベース等の削除・廃棄の状況(委託した場合の消去・廃棄を証明する記録を含む。)」「個人情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、担当者の情報システムの利用状況(ログインイン実績、アクセスログ等)」とありますが、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」とは異なる記載となっていることから、それぞれの意味が明確化されるべきと思います。「あらかじめ整備された基本的な取扱方法に従って個人データが取り扱われていることを、責任ある立場の者が確認する。」は抽象的過ぎて、手法の例示となっていないので、中小規模事業者でも理解できるレベルで、手法の例示を示される必要があると思います。文言だけを捉えると「(5)取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し」と重複している内容にも読めす。また、「あらかじめ整備された基本的な取扱方法」とありますが、基本的な取扱方法を整備しなければならないのでしょうか。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における中小規模事業者における対応方法よりも厳しいように読めますが、それで正しいのでしょうか。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における中小規模事業者の対応方法は、「一しておく」と、本項目では「一する」となっていますので、この違いは何か明確にしてほしい。 【匿名】	置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
648	8-3	安全管理措置（組織的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）について意見を提出します。 手法の例示として「例えば次のような項目をあらかじめ明確化しておくことにより、個人データの取扱状況を把握可能とすることが考えられる。」とありますが、これらの項目を明確化すると個人データの取扱状況を把握できるようになるのでしょうか。「項目をあらかじめ明確化」する具体的な手法を示してほしい。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」では記録となっていますが、異なる記載となっていますので、記録以外の方法が含まれるということでよいのでしょうか。「個人データの取扱状況を確認する」と「個人データの取扱状況を把握可能とする」は何が違うのでしょうか。箇条書き中に「個人データの項目」とありますが、これは変化する可能性があることから、「あらかじめ明確化」する項目にすべきではないと考えますが、いかがでしょうか。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に記載されている「削除・廃棄状況」がない理由がわかりません。本項目が意図することが、会社の中に保有する個人情報ファイルの台帳のようなものを整備することでしたらば、削除・廃棄状況は必須とおもいますので、削除・廃棄状況がないということは、異なることを意図されているのでしょうか。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」には、この手段の整備においてマイナンバーを記載してはならない主旨が記載されていますが、ここにはないので、マイナンバーを記載することは問題ないと捉えて良いのでしょうか。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。 なお、特定個人情報の取扱いについては、番号法及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（個人情報保護委員会）に従って措置を講じていただく必要があります。
649	8-4	安全管理措置（人的）	・通則編８－４につき，経産省ガイドライン２－２－３－２で人的安全管理措置として周知徹底・教育以外に「業務上秘密と 指定された個人データの非開示契約の締結」等が規定されているが，通則編８－４では非開示契約への言及がない。これは，非開示契約の締結は不要ということか，回答され	御指摘の内容も、人的安全管理措置を講じるための手法の１つと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			たい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	
650	8-4	安全管理措置（人的）	・通則編８－４につき中小規模事業者における手法も「同左」とされているが，これは，中小規模事業者における研修の内容，頻度等も一般の個人情報取扱事業者と同様のものとしなければならないということか，確認されたい。もしそうでないのであれば「同左」ではなく「規模に応じた頻度・内容で研修等を行う」というように，中小規模事業者の義務が軽減されていることが分かる表現としてはどうか。（通則編８－５（２）の「同左」についても同じ質問・指摘があてはまる。） 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の箇所については、中小規模事業者において「従業者の教育」を講じるための具体的な手法の例として、定期的な研修を行うこと等が考えられる旨を示したものであり、具体的な研修の内容、頻度等について中小規模事業者以外の個人情報取扱事業者と同様のものとしなければならないという趣旨ではありません。 なお、研修の内容、頻度等については、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容であれば足りると考えます。
651	8-4	安全管理措置（人的）	安全管理措置に関して 3.人的安全管理措置 就業規則に機密保持を盛り込むとの表現はあるが例示に留まっている。人の不正が個人情報保護上極めて大きな問題となっている点を考えると、従業者との非開示契約（機密保持契約）は必須事項であると考える。従って、人的安全管理措置の義務事項ないしは、規律の整備の中の義務事項とすることが望ましい。 【一般社団法人日本個人情報管理協会】	安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容であれば足りると考えます。御指摘の内容も、人的安全管理措置を講ずるための手法の１つと考えられますが、これを行うことが、全ての事業者にとって改正後の法第 20 条に基づく義務であるとまでは考えておりません。
652	8-4	安全管理措置（人的）	（該当箇所） 通則編の 92 ページ 8-4 人的安全管理措置 （御意見） 講じなければならない措置として従業員の教育が挙げられているが、法第 21 条に基づき、従業員の監督も同じく行わなければならない。「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」にあるように監督も人的安全管理措置に含めるとともに、監督についても手法の例示（中小規模事業者におけるものも含む。）を示すべきと考える。 （理由） 教育と監督は表裏一体と考えられる。 なお手法の例示に「個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込む」とあるが、これは監督の根拠であり、監督そのものではない。また教育の根拠になりうるものでもあるが、講じ	御指摘のとおり、個人情報取扱事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、人的安全管理措置を講じなければならないほか、改正後の法第 21 条に基づき従業者に対する監督をしなければなりませんが、その旨は、一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			なければならない措置としての「従業員の教育」そのものではない。 【一般社団法人　情報サービス産業協会】	
653	8-4	安全管理措置（人的）	（該当箇所）通則編の 92 ページ 8-4 人的安全管理措置（御意見）　「従業者」は p.42 で「個人情報取扱事業者の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含まれる」とされているが、人的安全管理措置の手法の例示では、すべておしなべて「定期的な研修等を行う」といった記述となっている。　本来的にはそれぞれの職責に応じ、役割と責任を自覚させることが重要であるため、これが明確にわかる手法の例示を記載いただきたい。また中小規模事業者に関してもこれは同じく適用されると考える。（理由）　手法の例示の「研修等」では経営者や管理者の役割と責任が曖昧化される懸念がある。また特に中小規模事業者の今後の取組みでは経営者の自覚が実効性をもたらす鍵となることから、職責に応じた役割と責任を明示化すべきと考える。【一般社団法人　情報サービス産業協会】	御指摘のとおり、従業者の教育に当たり、職責に応じて役割と責任を自覚させることも、人的安全管理措置を講ずるための取組の１つと考えます。なお、安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、本ガイドライン（通則編）案に記載した全ての例示の内容を講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらに限られません。改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
654	8-4	安全管理措置（人的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）について意見を提出します。「また、個人情報取扱事業者は、従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、法第 21 条に基づき従業者に対する監督をしなければならない」とありますが、これは「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における「ａ 事務取扱担当者の監督」と何が異なるのでしょうか。同等の内容であれば、同等の記載とされることが想定されますので、異なる記載については、異なる理由を示してください。「個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修等を行う。」とあるが、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の同様の箇所には「留意事項等」と記載されており、何が異なるのかをお示しいただきたい。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案のうち、安全管理措置（改正後の法第 20 条）については、「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（個人情報保護委員会）（以下「番号法ガイドライン」といいます。）の内容に準じていますが、マイナンバーと個人情報全般との取り扱われ方の差異等を踏まえ、適切な内容・表現としています。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。 なお、従業者の監督について、番号法と個人情報保護法とで、その基本的な考え方に大きな違いはありませんが、個人情報保護法においては、個人情報取扱事業者全体に対して従業者の監督を義務づける条文（同法第 21 条）があるため、本ガイドライン（通則編）案においては、従業者の監督については、当該条文を参照すべき旨を記載しています。
655	8-5	安全管	●該当箇所	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		理措置（物理的）	通則編の 93 ページ・３行目 ●意見内容 必ずしも間仕切り等を設置しなくても、取扱区域において、適切な安全管理措置を講じていればよいと理解してよいか。また、管理区域においても、例示されている手段に限られず、適切な安全管理措置を講じていればよいと理解してよいか。 ●理由 実務を行う上で、上記解釈を明確にしたいため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	
656	8-5	安全管理措置（物理的）	ガイドライン案 P95 の表組の中の「(4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄」の「中小規模事業者における手法の例示」では、「・・・電子媒体等を廃棄したことを」の箇所を「・・・電子媒体等を安全に廃棄したことを」とすることで意味が出ると考えます。 【改正個人情報保護法　消費者志向で考える事業者ガイドライン研究会】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
657	8-5	安全管理措置（物理的）	安全管理措置に関して 4.物理的安全管理措置 自然災害（地震、津波、風水害等）、テロ、爆発、事故等による個人情報のき損（物理的破壊）を防ぐことは、社会状況を考えても極めて重要であるが、管理区域の適切な保護という表現に留まっており、不明確である。 【一般社団法人日本個人情報管理協会】	御指摘の内容も、物理的安全管理措置を講ずるための手法の１つと考えます。
658	8-5	安全管理措置（物理的）	（該当箇所） 通則編の９４ページ中小規模事業者における手法の例示（１） （御意見） 具体的手法を明記すべきである。 （理由） この記述では，具体的に何をすべきなのかがわからないため。 【弁護士 21 名共同提出】	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
659	8-5	安全管理措置（物理的）	（該当箇所） 通則編の９４ページ手法の例示・中小規模事業者における手法の例示（２）１～３行目 （御意見） 「従業者不在時等に盗難等がなされないような措置を講じる」に変更すべきである。 （理由） 個人データが記載された書類等の量が多いものの事務スペースが狭い場合，すべての書類等を施錠できるスペースに保管することは，実務上困難である。特に中小規模事業者は，困難である。必ずしも施錠できるキャビネットや書庫へ保管する必要はないのではないか。例えば，事務スペースに保管しつつ，従業者不在時・退社時には，事務スペースの扉を施錠すること等でも足りるのではないか。	御指摘の内容も、物理的安全管理措置を講ずるための手法の１つと考えます。 なお、安全管理措置を講ずるための具体的な手法については、本ガイドライン（通則編）案に記載した全ての例示の内容を講じなければならないわけではなく、また、適切な手法はこれらに限られません。改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずる

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【弁護士 21 名共同提出】	ための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
660	8-5	安全管理措置（物理的）	（該当箇所）通則編の９４ページ手法の例示・中小規模事業者における手法の例示（２）４～６行目 （御意見）「従業者不在時等に盗難等がなされないような措置を講じる」に変更すべきである。（理由） 事務スペースの狭さ・レイアウトの関係等から，固定できない場合も多い。特定個人情報等とは異なり，個人データの場合，ほぼすべての PC 等で取り扱われる可能性があり，そうすると，限定された機器等ではなく，ほぼすべての機器等をセキュリティワイヤー等で固定することは困難な場合も十分あり得る。【弁護士 21 名共同提出】	御指摘の手法も、物理的安全管理措置を講ずるための手法の１つと考えられます。 なお、本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
661	8-5	安全管理措置（物理的）	２．個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）に対する意見等 物理的安全管理措置の「管理区域」、「取扱区域」の措置は、「特定個人情報扱に関するガイドライン（事業者編）」の（別添）で示されている「管理区域」、「取扱区域」と同様の措置（各区域の明示等）まで求められていないとの理解でよいか。 【一般社団法人全国銀行協会】	個人データを取り扱う区域の管理に当たって、必ずしも「管理区域」「取扱区域」について各区域の明示を求めるわけではありません。
662	8-5	安全管理措置（物理的）	（該当箇所） 通則編　8-5　物理的安全管理措置 （意見） 事業者内の部署により取り扱う個人情報に差異がありますが、入居しているビルの構造などの観点から壁・間仕切りの設置や座席配置の工夫が困難なケースがある。また、覗き込み防止措置は、他の業務に従事している社員からの覗き込みには効果があるが、当該作業をしている社員の不正発見の機会を減らすことにもなる。 そのため、社内の複数の取扱区域をまとめて１つの取扱区域と位置付け、例えばフロア全体に社外の人間が立ち入りできないような措置を講じることで管理手法とできると理解しているが妥当かご教示願いたい。 （理由） 許容される事例の確認のため。 【日本貸金業協会】	御指摘の手法も、物理的安全管理措置を講ずるための手法の１つとして考えられます。
663	8-5	安全管	（対象条文）	御意見を踏まえ、「個人データの削除及び機器、電

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		理措置（物理的）	4)個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄 個人データを削除し又は個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する場合は、復元できない手段で行わなければならない。 また、個人データを削除した場合、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存 することや、それらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて証明書等により確認することも重要である （意見） 「削除」した場合、「復元できない手段」として、特権アカウントを所持した特定のアドミニストレーターしか復元ができない場合も、該当するか。例えばデータベースの１項目の削除（削除フラグをオンにする）を行った場合に、データベース上では残るが、利用者には見えない。また、そういった１項目の削除を「完全消去」することは不可能と考える （理由） 例えばSaaS上の項目である取引先の１名を「無効化」しても、データベース上はどうしても残り、完全消去ができない 【株式会社セールスフォースドットコム】	子媒体等の廃棄」の手法の例示として、次を追加いたします。 「情報システム（パソコン等の機器を含む。）において、個人データを削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。」
664	8-5	安全管理措置（物理的）	（該当箇所） 通則編の94ページ（1）個人データを取り扱う区域の管理 （意見） マイナンバーの管理手法より負荷の軽い手法の例示をお願いする。 （理由） （取扱区域の管理手法の例）としてマイナンバー同等の管理手法があげられているが、マイナンバーと個人情報全般では取り扱われ方に差異があることから、管理手法にも差異を設けて頂きたい。壁又は間仕切り等の設置、座席配置の工夫によるのぞき込みを防止する措置の実施は負担が大きく、各社にとって現実的な対応は困難と思われる。 【三菱UFJ国際投信】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
665	8-5	安全管理措置（物理的）	（該当箇所）通則編の　94ページ (1)個人データを取り扱う区域の管理（御意見）管理区域と取扱区域について、当該区域とされる具体的な判断基準を明らかにし、可能な限りガイドラインの安全管理措置に記載いただきたい。（理由）番号制度のガイドラインでも、管理区域に設置されているサーバの情報を閲覧できる端末が設置されている区域は管理区域と取扱区域のいずれに相当するかという議論があったことから、番号制度で混乱が見られた事項については、Q&A で示すより、可能な限り事前にガイドライン中で明確化した方が社会的な混乱が少ないと考えられる。【一般社団法人　情報サービス産業協会】	具体的にどのような区域が管理区域又は取扱区域のいずれに該当するかは、個別の事例ごとに判断することとなりますが、本ガイドライン（通則編）では、個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域を「管理区域」としているため、例えば、パソコンで個人情報データベース等を閲覧している場合、そのことのみをもって直ちに当該区域が管理区

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				域に該当するものではないと考えます。 なお、改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
666	8-5	安全管理措置（物理的）	（該当箇所） 通則編の　94 ページ (1)個人データを取り扱う区域の管理 （御意見） 「個人データを取り扱う区域の管理」において、中小規模事業者における手法の例示として、「個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる」とある。記述が抽象的なため、具体的な例を記載すべき。なお web サイトの Q&A で示すことも考えられるが、判断のよりどころとすべき具体例はガイドライン中に示した方がよい。 （理由） 中小規模事業者の実情に合わせて手法を選択できるよう配意して、あえて曖昧な記述としていると思われるが、かえって何をすればよいかわかりにくいと考える。 【一般社団法人　情報サービス産業協会】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
667	8-5	安全管理措置（物理的）	（該当箇所） 通則編の 94 ページ (2)機器及び電子媒体等の盗難等の防止 （御意見） 中小規模事業者においては、個人データを紙媒体（書類）で管理することも考えられるが、今回 5000 件基準を撤廃したことにより拡がった個人情報取扱事業者のなかには小商店などがあり、特定個人情報であればいざしらず、事業所の構造や業務内容によっては、紙媒体を施錠保管することが現実的ではないことがあり得る。 こうした事業者にとってどのように紙媒体を保管すべきか、中小規模事業者における手法の例示で明確に示すべき。 （理由） 小規模な事業者での個人データの取扱いに関して明示することで、社会の不安を抑制することができると考える。 【一般社団法人　情報サービス産業協会】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 したがって、物理的安全管理措置として、紙媒体で管理している個人データについて、必ず施錠保管しなければならないわけではなく、個人データの盗難等を防止するために必要と考えられる手法を講じれば足りるものと考えます。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				すことを検討してまいります。
668	8-5	安全管理措置（物理的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）について意見を提出します。「個人情報データベース等を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及びその他の個人データを取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）について、それぞれ適切な管理を行わなければならない。 」とありますが、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における取扱区域・管理区域との定義のちがいをお示しいただきたい。また、区域の明確化について触れられていませんが、区域を明確にする必要はないとの理解で良いでしょうか。区域を何らかの形で明確化しなければセキュリティが担保できないので、区域を明確にしなくとも良い理由について教えてください。手法の例示に「閲覧等」とありますが、この「等」には何が含まれるのでしょうか。また、「個人データを取り扱うことのできる従業者及び本人以外が容易に個人データを閲覧等できないような措置を講ずる。」とありますが、対策としては不十分と思います。個人データへのアクセス権は業務単位で異なるはずです。個人データを取り扱える従業者が、全ての会社内の個人データにアクセス可能として良いはずがありません。メインコンピュータとは何か不明ですので、明確にしてください。サーバーも明確な定義が必要と思います。覗き込み防止の措置の導入では手法の例示になっていませんので、具体的な手法を例示してください。中小規模事業者における手法の例示も同様であり、「一できないような措置を講ずる」ための具体的な手法を例示してください。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
669	8-5	安全管理措置（物理的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）について意見を提出します。「個人データが記録された電子媒体又は書類等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう、安全な方策を講じなければならない。」とありますが、個人データの漏えいのみを防止すれば良いということでよいのでしょうか。滅失・毀損についても同様に防止すること、その他の適切な管理をしなければならないとおもいますがどうなんでしょう。また、「貼付（ちょうふ）」と「貼付け（はりつけ？）」は何が違うのでしょうか。「貼付け」は「貼り付け」ですかね？ 【匿名】	個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければなりませんので（改正後の法第 20 条）、御指摘のとおり、安全管理措置としては、漏えいのみならず滅失又は毀損を防止するために必要かつ適切な措置を講じる必要があります。
670	8-5	安全管理措置（物理的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）について意見を提出します。適切なシュレッダー処理とはなにか、具体的に示してください。 「（個人データを削除し、又は、個人データが記録された機器、電子媒体等を廃棄する方法の例）」として「専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等の手段を採用する。 」のみが示されており、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に記載されていた多くの手法の例示が記載されていないということは、個人データについてはこの方法しか認めないということでしょうか。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
671	8-6	安全管理措置（技術的）	・通則編８－６では経産省ガイドライン２－２－３－２における「個人データのアクセスの記録」や「個人データを取り扱う情報システムの動作確認時の対策」が規定されていないようであるが，これらは不要ということか，回答されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	御指摘の手法も、安全管理措置を講じるための手法の１つとして考えられます。
672	8-6	安全管理措置（技術的）	安全管理措置に関して5.技術的安全管理措置アクセスに関する事項が集約化され、大幅に簡素化されている。特にアクセス権の変更管理（組織改編、移動、職務の変更、退職）は、個人情報漏えい事案の中からも特に注意の必要な点であり、明記すべきと考える。【一般社団法人日本個人情報管理協会】	御指摘の手法も、技術的安全管理措置を講ずるための手法の１つとして考えられます。改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
673	8-6	安全管理措置（技術的）	（該当箇所） 通則編の９８ページ中小規模事業者における手法の例示（１）１～２行目 （御意見） 削除すべきである。 （理由） 中小規模事業者では，コスト等の関係から，OS のアップグレードを行わない例もみられる。さらに，リリースされた直後の OS は，安定性を欠く場合もあるので，「最新」の状態に常に置くことは適切でないことも十分考えられ，妥当でない。必ずしも OS を最新の状態に保持する必要はないのではないか。 【弁護士 21 名共同提出】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
674	8-6	安全管理措置（技術的）	（該当箇所） 通則編の９８ページ中小規模事業者における手法の例示（４）１～３行目 （御意見） 必ずしもパスワード設定は必要はないのではないか。 （理由） ガイドライン８６ページに「必ずしも次に掲げる例示の内容のすべてを講じなければならないわけではない」とあるものの，手法の例示でパスワード設定を求めても，個人データの含まれるファイルをメール送付する際に必ずパスワード設定することは，中小規模事業者の業務に著しい支障を生じるこ	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			とも考えられ，妥当ではない。 【弁護士 21 名共同提出】	置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
675	8-6	安全管理措置（技術的）	＜意見６＞ ■該当箇所 97 ページ 技術的安全管理措置の手法の例示 ■意見 現在、経済産業分野ガイドラインに記載されている技術的安全管理措置の手法の例示については、原則として、全て記載して（継続して）いただきたい。全ての記載が困難な場合には、「どの手法がどの表現に包含されているか」を明確にしていただきたい。 ■理由 現行の経済産業分野ガイドラインに記載されている技術的手法の例示は、10 年余りにわたる個人情報保護法施行のノウハウの蓄積とも言え、多くの個人情報取扱事業者にとって、技術的対策を実施する上で貴重な手がかりとなっている。 今回提示されたガイドラインでは、技術的表現(テクニカルターム)の多くが削除され、情報システムにセキュリティ対策を実施する側にとっては、どのような技術的対策を実施したらよいか、判然としない記載となっている。 ガイドラインへの記載が困難な場合には、参考資料などの位置づけでもよいので、現行の経済産業分野ガイドラインに記載されている技術的手法の例示が抜けないよう、配慮いただきたい。 【一般社団法人 電子情報技術産業協会】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
676	8-6	安全管理措置（技術的）	昨今は、サイバー攻撃による漏洩事件が立て続けに起こっています。 ガイドラインの技術的安全管理措置について情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策及びその手法の例示を願います。（脆弱性診断など）	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
677	8-6	安全管理措置（技術的）	意見 22 【通則編 別添 p.97】安全管理措置の例示中の電子計算機技術に係る記述に、法令用語であるところの「個人情報データベース等」の語を直接用いるべきでない 安全管理措置の「アクセス制御」のところに、「情報システムによってアクセスすることのできる個人情報データベース等を限定する。」との記載があるが、これは、複数の「個人情報データベース等」が存在し得ることを前提とした記述であろう。しかし、法の概念であるところの「個人情報データベース等」は、その単位が事業者で一つとされている（園部編《改訂版》p.51）ことから、このような用法は誤りである。よって、一般的な技術用語であるところの「データベース」あるいは「ファイル」などの語で表現するべきである。	御指摘の点につきましては、事業者におけるデータベース、ファイル等の管理の在り方は多様であるところ、御指摘の箇所においてはこれらに含まれる情報の総称として「個人情報データベース等」の語を用いています。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【一般財団法人 情報法制研究所 個人情報保護法タスクフォース】	
678	8-6	安全管理措置（技術的）	「通則編 8-6 技術的安全管理措置（96 ページ）」について、現在の不正アクセスに対応するために必要な項目であるため、8/31 付で経済産業省がパブコメにかけた、情報システムの脆弱性を突いた攻撃への対策及びその手法の例示を入れ込むべき。 【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
679	8-6	安全管理措置（技術的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）につきまして、以下の通り意見を提出させていただきます。 「個人情報取扱事業者は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して個人データを取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。」とありますが、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における技術的安全管理措置と何か位置付けが異なるのかを、ご教示ください。 【匿名】	安全管理措置について、番号法と個人情報保護法とで、その基本的な考え方に大きな違いはありませんが、技術的安全管理措置については、個人情報取扱事業者から「個人データを紙媒体でのみ取り扱っている場合にも技術的安全管理措置を講じることが必要か」との質問が多く寄せられるため、必ずしもそうではない旨を、御指摘の記述により明確にしております。
680	8-6	安全管理措置（技術的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）につきまして、以下の通り意見を提出させていただきます。「担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければならない。 」とありますが、これは「担当者及び取り扱う個人情報データの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければならない。」ではありませんか？それとも、アクセス制御の単位は個人情報データベース等の単位でないとダメと捉えるのが正しいのか、ご教示ください。手法の例示も同様です。「個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業者を明確化し、個人データへの不要なアクセスを防止する。」とありますが、端末の共有は認めないという意図でよろしいか、ご教示ください。また、この記載では要件となっており、手法の例示とはなっていないことから、適切な手法をご教示ください。【匿名】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えますが、アクセス制御の単位について個人情報データベース等の単位に限定する趣旨ではなく、また、端末の共有を認めないという意図でもありません。 なお、本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解頂けるものと考えますが、安全管理措

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
				置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
681	8-6	安全管理措置（技術的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）につきまして、以下の通り意見を提出させていただきます。 「・機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、個人情報データベース等を取り扱う情報システムを使用する従業者を識別・認証する。 」とあるが、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における記載と異なる理由をご教示ください。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
682	8-6	安全管理措置（技術的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）につきまして、以下の通り意見を提出させていただきます。 「・個人データを取り扱う機器等のオペレーティングシステムを最新の状態に保持する。」とありますが、OS のみに限定するのは明らかに誤りと思います。OS のみに限定する意図をご教示ください。 「・個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態とする。」とありますが、すべての機器にセキュリティ対策ソフトをいれなければダメなのでしょうか。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 したがって、最新の状態に保持する対象として OS のみに限定することを意図するものではなく、また、全ての機器にセキュリティ対策ソフトを入れなければいけないということでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
683	8-6	安全管理措置（技術的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）につきまして、以下の通り意見を提出させていただきます。 「(3) 外部からの不正アクセス等の防止」と「(4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止」の違いがわからないので、ご教示ください。	改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講じるための手法の例については、Q&A 等においても示

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			【匿名】	すことを検討してまいります。
684	8-6	安全管理措置（技術的）	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（案）につきまして、以下の通り意見を提出させていただきます。 「情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用しなければならない。 」とありますが、防止するだけで良いのか、ご教示ください。また、適切に運用するための手法の例示がないことから、適切に示してください。「情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す 」とありますが、手法の例示になっていないことから、手法について示してください。「個人データを含む通信の経路又は内容を暗号化する。 」とありますが、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における記載と何が異なるのかを示してください。「メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合に、当該ファイルへのパスワードを設定する。 」とあるが、パスワードを設定することの手法の例示をご教示ください。 【匿名】	本ガイドライン（通則編）案に記述した具体例は、事業者の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、全ての事案を網羅したものでなく、記述した内容に限定する趣旨で記述したものではありません。また、必ずしも記述した例示の内容の全てを講じなければならないわけでもありません。 改正後の法第 20 条により求められる安全管理措置の基本的な内容は、一般的に、現状の案で御理解いただけるものと考えますが、安全管理措置を講ずるための手法の例については、Q&A 等においても示すことを検討してまいります。
685	―	中小規模事業者への配慮	（該当箇所） 通則編の 86 ページから 98 ページ （意見） 上記のページに記載されている「中小規模事業者における手法の例示」を平易に、具体的な取組事例等を入れたパンフレット等の啓発資料を作成して頂きたい。 更には、改正法が施行されるまでに、中小規模事業者が改正法の内容を理解し、適切に個人情報保護に対する取組が実行できるように周知・徹底を図って頂きたい。 （理由） 個人情報の厳格な管理を求められる昨今の情勢を勘案しますと、今回の法改正により、取り扱う個人情報の数が 5,000 人分以下の事業者に対する適用除外制度が廃止され、個人情報を取り扱う全ての事業者が個人情報保護法の対象となることは致し方ないことと考えます。 しかしながら、一方では、トラック運送業界の約 99%が中小事業者であり、その内の約半数が従業員 10 人以下の小規模事業者です。また、この従業員の多くがトラックドライバーであって、管理部門の従業員は非常に少ない状況です。 そのため、新たに個人情報保護法の対象となる中小の運送事業者にとっては、法律に基づく適確な管理を行うためにはどうしたらよいのか、増加する業務に対応できるのか等不安感が大きいところです。 つきましては、パブリックコメント募集の参考資料である「【参考（第 19 回委員会資料１－１）】個人情報保護法ガイドライン（案）について」の 4 ページに「一部の分野において、更に必要となる別途の規律を定める方向」と記載されており、また同資料の 5 ページには「詳細な解説や事例等は、必要に応じて Q&A やその他の解説資料等において記載することを検討」とも記載されていることか	御意見は、今後の周知広報活動の参考とさせていただき、中小規模事業者が改正後の法を正しく理解いただき遵守いただけるよう、分かりやすい解説資料等の作成も含め、引き続き周知広報活動を行ってまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			ら、トラック運送事業者、特に新たに対象となる中小の運送事業者向けの啓発資料を作成して頂きたい。 なお、現在、個人情報保護委員会において、全国各地で中小企業向けの説明会を開催して頂いており、大変感謝しております。しかしながら、開催日程を見ますと、大都市圏での開催が少ないため、より多くの中小企業が参加できるように開催場所や開催回数を増やして頂きたい。 【公益社団法人全日本トラック協会】	
686	－	中小規模事業者への配慮	当会は「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「適正化法」という。）」第２条第五号に定められる国家資格者のマンション管理士で組織する都道府県会の連合会に当たる一般社団法人です。本件ガイドラインの基本的な考え方においては、全ての分野に共通に適用されることが前提となっており、「（別添）講ずべき安全管理措置の内容」では「中小規模事業者」が定義されており、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第３条及び第６５条の規定に基づく団体である分譲マンションの管理組合（法人であるものを含み、以下単に「管理組合」という。）もこれに該当するかとも推察できます。しかし、マンションは、重要な社会資本としての「住宅」であり、その区分所有者（区分所有法第２条第２項に規定される「区分所有者」をいう。以下同じ。）によって構成される管理組合も、区分所有法に基づく集会や災害以外の緊急時の連絡等のための個別情報を管理するに止まり、これらは営利事業者としての情報管理ではありません。また、管理組合は区分所有者法に基づいて強行的に成立する団体であり、一般的な事業会社のように解散することもできず、また他人の権利を害するおそれもない団体でありなく、そのような位置づけの管理組合にも「個人情報取扱事業者」としてそのまま法令を適用することは、適切ではないと考えます。管理組合における区分所有者及び居住者（以下両者を合わせて「区分所有者等」という。）の情報は、管理組合の大半がマンション管理業者（適正化法第 2 条第八号の規定に基づき適正化法第 2 条第六号に定める管理事務の全部または一部を受託する者をいう。以下同じ。）に個人情報管理を委託している実状に鑑みれば、マンション管理業者は当然に個人情報保護法の適用を受ける事業者である関係から、管理組合については何らかの規律のもとに緩和措置が必要と考えます。委員会における全体像に記載がある一部の特殊分野においては、高度な個人情報取扱分野として別途の規律を定めるとされていますが、この意図とは別に逆の意味でマンション管理組合についても下記の条件を考慮して別途の規律が必要と思われます。　・マンション管理業者に対して全面的に区分所有者等の個人情報の管理を委託しているケースを前提とする。　・管理組合が区分所有法に基づく集会や災害等の緊急時の連絡等、必要に応じてマンション管理業者に区分所有者等の個人情報の提供させる場合、理事会若しくは総会の決議を要し、管理者等（区分所有法第２５条及び第６６条において準用する第２５条の規定に基づく管理者または第４９条若しくは第６６条において準用する第４９条の規定に基づく理事をいう。）のみの依頼は不可とする。　・理事会がマンション管理業者から提供を受けた区分所有者等の個人情報の管理は、理事会の職務とする。　以　上【一般社団法人日本マンション管理士会連合会】	個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関等を除く。）が該当し（改正後の法第２条第５項）、この「事業」とは、営利・非営利の別は問いません。したがって、分譲マンションの管理組合も、個人情報データベース等を事業の用に供していれば、個人情報取扱事業者となります。なお、マンション管理組合等も含め、一定の条件に該当する中小規模事業者については、本ガイドライン（通則編）において、安全管理措置（同法第 20 条）を講じるための具体的な手法の例について、その他の個人情報取扱事業者とは別に手法の例を示していますが、中小規模事業者が改正後の法を正しく理解いただき遵守いただけるよう、分かりやすい解説資料等の作成も含め、引き続き周知広報活動を行ってまいります。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
687	－	中小規模事業者への配慮	（意見） 区分所有法上のマンション管理組合は個人情報保護法上の小規模事業者として対象になるのでしょうか。 対象となるのであれば個人情報の取り扱いについて具体的な事例を提示いただきたい。 （理由） 弊社は分譲マンションの管理会社であり、改正個人情報保護法施行後、管理組合が同法令の対象となる場合、個人情報の取り扱いに関してアドバイスを求められる立場です。 現に、「改正個人情報施行後、総会の委任状や管理組合でアンケートを実施する際、都度、利用目的を明示する義務があるのか。」等質問を受けております。 しかし、管理組合は区分所有法上当然に発生する団体であり、マンションの住民の合意形成をはかる立場にあることから、総会等で取得する委任状についてまで利用目的を特定し、かつ明示する必要があるのか。そもそも管理組合は、保有する住民の個人情報を「業」として取り扱っていると解釈され、小規模事業者となるのか。判断が付かずアドバイスができておりません。 このままでは、分譲マンションごとに運用が異なり混乱が生じ、無用なトラブルが管理組合と住民の間で発生することが懸念されます。 上記のことから（１）「管理組合はそもそも個人情報保護法上の小規模事業者にあたるのか。」（２）「あたる場合どのような取り扱いが求められるのか。」指針となる具体的な事例を提示いただきますよう弊社として要望いたします。 【三井不動産レジデンシャルサービス株式会社】	当該マンション管理組合が、個人情報データベース等を事業の用に供していれば、個人情報取扱事業者となります。 また、当該マンション管理組合の従業員（典型的には理事等が該当すると考えます。）が 100 人以下で、かつ、事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去６月以内のいずれの日においても 5000 を超えず、委託を受けて個人データを取り扱っていなければ、「中小規模事業者」に該当します。 なお、個人情報取扱事業者に該当するマンション管理組合は、改正後の法を遵守する必要がありますが、御指摘の事例については、一般的に、個人情報の取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるため、必ずしも利用目的の明示を行う必要はないと考えます（改正後の法第 18 条第 4 項第 4 号）。 マンション管理組合等も含めた中小規模事業者が改正後の法を正しく理解いただき遵守いただけるよう、分かりやすい解説資料等の作成も含め、周知広報活動を行ってまいります。
688	－	「本人」の定義	・通則編には経産省ガイドライン２－１－６に相当する「本人」に関する規定がないということでよいか，確認されたい。そうであれば，入れない理由について説明されたい。 【金融機関における個人情報保護の実務研究会】	改正後の法第２条第６項において、個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう旨が定められていますが、この点については、追加的な解説を行わずとも、一般的に御理解頂けるものと考え、本ガイドライン（通則編）案においては特に記載していません。
689	－	「明示」「本人が容易に知り得る状態」	現行経産省ガイドラインでは「本人に対し、その利用目的を明示」（11 ページ）及び「本人が容易に知り得る状態」（13 ページ）を項目立てして記載してあったが、通則編では※での注釈扱いとなっている。これらの項目は、事業者が「本人に対し、その利用目的を明示」や「本人が容易に知り得る状態」の定義を認識しやすく記載してあるものであるため、項目立てして記載すべきである。 【経済産業省商務情報政策局情報経済課】	一般的に現状の案で御理解頂けるものと考えます。
690	－	匿名加	（該当箇所）	御理解のとおりです。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
		工情報	通則編 3-1 から 3-6（26 ページの１行目） （意見） 匿名加工情報は個人情報に該当せず、従ってガイドライン通則編 3-1 から 3-6 までに書かれた規定は、匿名加工情報には該当しないという理解でよいか （理由） 産業界における誤解や混乱を解消するため 【個人】	
691	―	法第１条	先般の個人情報保護法施行令・施行規則（案）の意見募集に対して、当協会編集委員会は（１）「個人識別符号」の拡大解釈をせず、特に「要配慮個人情報」の範囲をさらに限定すべきであること（２）報道機関等への情報提供は適用除外である旨をガイドライン等に明記すべきこと、などを要望した。しかし、その要望が受け入れられず施行令・施行規則が閣議決定されたことはまことに遺憾である。今回示されたガイドライン（案）では、通則編に個人情報保護法第７６条（適用除外）が盛り込まれ、報道機関が報道の用に供する目的であれば、第４章に定める個人情報取扱事業者等の義務等に係る規定は適用されない旨が記載されている。このことは、我々の要望が受け入れられたものと評価できるものの、「基本的な解釈」を示すことを目的としたガイドラインとしては不十分と言わざるを得ない。２００５年の個人情報保護法施行以降の情報隠し、取材に対する情報提供の拒否の実態からみても、この記載だけでは適用除外の趣旨が理解されるとは到底思えず、情報提供者側が取材に対して個人情報を提供していいかどうかが分からない。また、「要配慮個人情報」の内容にも不明確さが残ったうえ、法の趣旨に沿ってその範囲も限定されていない。 改正法が施行されれば、取材を受ける側や情報提供者側が、これまで以上に抑制的になり、公共的な情報の流通が一層阻害され、国民の知る権利が侵害されることは必至である。報道機関が、国民の知る権利に奉仕して民主主義社会を守り発展させるため、改めて個人情報保護法の抜本的見直しを求めるとともに、以下の点を要望する。（１）第１条について 法第１条は、法の目的として、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」としている。 この「個人情報の有用性」に人々の知る権利に奉仕する報道目的での個人情報の扱いも含まれることは、立法の経緯からも明らかである。有用性に報道目的での活用が含まれることを明記してもらいたい。【一般社団法人日本新聞協会編集委員会】	改正後の法第１条の「個人情報の有用性」には、様々なものが該当しますが、本ガイドライン（通則編）は全ての分野・規模の事業者を対象としていることから、「個人情報の有用性」について、特定の内容は例示しておりません。
692	―	法第４３条第２項	（２）第４３条等について 前述したように、改正個人情報保護法は第７６条で、報道機関が報道目的で個人情報を取り扱う場合等について、法の適用が及ばないとの適用除外規定を設けるとともに、法第４３条２項では、個人情報取扱事業者が第７６条１項各号に掲げる者に対して個人情報等を提供する行為について、個人情報保護委員会がその権限を行使しないと規定している。このことは適用除外の具体的な内容であるが、公表されたガイドライン（案）ではその点についても全く触れられていない。	本ガイドラインは、個人情報取扱事業者等に改正後の法を適切に遵守いただくために、改正後の法の内容のうち、各種用語の定義及び個人情報取扱事業者等の義務を中心に記載することとしているため、御指摘の内容も含め、その他の改正後の法の詳細な内容は記載しておりません。

No	該当箇所		寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
			第４３条についてのガイドライン、さらに第２条の定義の「個人情報」や「要配慮個人情報」、第２３条の「第三者提供の制限」の項目にも「報道機関等への情報提供は同法には抵触しない」旨を記載するよう求める。また、ガイドラインの「第三者提供時の確認・記録義務編」においても、報道機関への情報提供には記録・確認義務は課されないことを明記するよう求める。報道機関への情報提供について記録・確認義務があると誤解されることは、取材源秘匿の観点から報道に与える影響が極めて大きいからである。 改正法の施行に当たり、個人情報保護委員会は法の趣旨や内容を一般や個人情報取扱事業者に理解させる責務があると考える。ガイドラインへの記載とともに、同委員会が作成し公表するＱ＆Ａにも報道機関等への情報提供は同法に抵触しない旨を分かりやすく記載するよう求める。併せて、総務省など関係省庁、各自治体への周知・広報を徹底し、自治体の個人情報保護条例や認定個人情報保護団体の指針などに記載してもらうよう指導いただきたい。 【一般社団法人日本新聞協会　編集委員会】	なお、御指摘のとおり、改正後の法第 43 条第２項により、当委員会は、個人情報取扱事業者等が同法第 76 条（現行法第 66 条）第 1 項各号に掲げる者（それぞれ当該各号に定める目的で個人情報等を取り扱う場合に限る。）に対して個人情報等を提供する行為について、その権限を行使しないものとされています。